名古屋市公報

平成30年 4月 4日　　第1252号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

○ 条例のあらまし　12
○ 規則のあらまし　25
○ 達のあらまし　40
○ 教育委員会規則のあらまし　50
○ 名教委教訓令のあらまし　55

条　例

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例　（住都・総務課）　（第11号）　56
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例　（教育・総務課）　（第12号）　59
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例　（緑土・総務課）　（第13号）　65
○ 名古屋市犯罪被害者等支援条例　（市経・地域振興課）　（第14号）　67
○ 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例　（市経・地域安全推進課）　（第15号）　71
○ 名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例　（住都・総務課）　（第16号）　76
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例　（消防・総務課）　（第17号）　77
○ 名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例　（財政・税制課）　（第18号）　95
○ 名古屋市アセットマネジメント基金条例　（財政・アセットマネジメント推進室）　（第19号）　99
○ 名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例　（子青・総務課）　（第20号）　101
○ 名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（子青・総務課）　（第21号）　102
○ 名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例　（子青・総務課）　（第22号）　103
○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例　（子青・総務課）　（第23号）　104
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例　（子青・総務課）　（第24号）　107
○ 名古屋市子ども・親総合支援基金条例　（子青・総務課）　（第25号）　110
○ 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例　（子青・総務課）　（第26号）　112

○ 名古屋市指定難病審査会条例　（健福・総務課）　（第27号）　113
○ 名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例　（健福・総務課）　（第28号）　115
○ 保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第29号）　117
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第30号）　119
○ 名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第31号）　120
○ 名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第32号）　122
○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第33号）　125
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第34号）　127
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第35号）　132
○ 名古屋市障害者医療費助成条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第36号）　139
○ 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第37号）　140
○ 名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例　（環境・総務課）　（第38号）　142
○ 名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例　（環境・総務課）　（第39号）　144
○ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例　（環境・総務課）　（第40号）　145
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例　（総務・行政改革推進室）　（第41号）　147
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例　（市経・地域振興課）　（第42号）　148
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　（総務・給与課）　（第43号）　150
○ 名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例　（財政・税制課）　（第44号）　178

規　　則

○ 職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則　（総務・安全衛生課）　（第22号）　182
○ 名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則　（財政・税制課）　（第23号）　187
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則　（緑土・総務課）　（第24号）　189

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則
（緑土・総務課）　（第25号）　191
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則
（緑土・総務課）　（第26号）　193
○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則　（環境・総務課）　（第27号）　195
○ 公印規則の一部を改正する規則　（総務・法制課）　（第28号）　197
○ 名古屋市高圧ガス保安法施行細則　（消防・指導課）　（第29号）　202
○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則
（消防・総務課）　（第30号）　207
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則　（会計・審査課）　（第31号）　211
○ 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則　（総務・大学政策室）　（第32号）　213
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（総務・人事課）　（第33号）　219
○ 名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則　（子青・総務課）　（第34号）　221
○ 名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則　（子青・総務課）　（第35号）　223
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則　（子青・総務課）　（第36号）　225
○ 名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則
（子青・総務課）　（第37号）　226
○ 名古屋市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第38号）　228
○ 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第39号）　229
○ 名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第40号）　231
○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則　（健福・総務課）　（第41号）　233
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則（健福・総務課）　（第42号）　234
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第43号）　238
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第44号）　240
○ 名古屋市保健環境委員規則等の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第45号）　254
○ 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則の一部を改正する規則　（健福・総務課）　（第46号）　264
○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則　（健福・総務課）　（第47号）　266

○ 名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第48号）　268
○ 名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則　（健福・総務課）　（第49号）　270
○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則　（教育・総務課）　（第50号）　275
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則
（総務・行政改革推進室）　（第51号）　277
○ 区長委任規則等の一部を改正する規則
（総務・行政改革推進室）　（第52号）　298
○ 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則　（環境・総務課）　（第53号）　300
○ 地域環境審議会規則及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則
（環境・総務課）　（第54号）　312
○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則
（総務・行政改革推進室）　（第55号）　314
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則
（子青・総務課）　（第56号）　315
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則
（子青・総務課）　（第57号）　318
○ 名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（子青・総務課）　（第58号）　321
○ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則の一部を改正する規則　（環境・総務課）　（第59号）　329
○ 通勤手当規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第60号）　333
○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第61号）　335
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第62号）　336
○ 職員の定年等に関する条例第 3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則　（総務・給与課）　（第63号）　338
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第64号）　339
○ 宿日直手当規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第65号）　341
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則
（総務・給与課）　（第66号）　342
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則　（総務・給与課）　（第67号）　344
○ 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則
（市経・地域安全推進課）　（第68号）　348
○ 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務・人材育成・コンプライアンス推進室）　（第69号）　357

告　　示

○ 名古屋都市計画事業の認可　（緑土・緑地事業課）（第185号）　360
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧　（緑土・緑地事業課）（第186号）　361
○ 名古屋都市計画事業の認可　（緑土・緑地事業課）（第187号）　362
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧　（緑土・緑地事業課）（第188号）　363
○ 名古屋都市計画事業の認可　（緑土・緑地事業課）（第189号）　364
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧　（緑土・緑地事業課）（第190号）　365
○ 道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について
（緑土・道路管理課）（第191号）　366
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について
（緑土・緑地管理課）（第192号）　373
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について
（緑土・緑地管理課）（第193号）　374
○ 名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について　（子青・青少年家庭課）（第194号）　375
○ 名古屋市揚輝荘の開館時間の変更について
（観光・歴史まちづくり推進室）（第195号）　376
○ 市議会の議決を経た予算の要領　（財政・財政課）（第196号）　377
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）（第197号）　456
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧
（住都・街路計画課）（第198号）　464
○ 指定管理者の指定　（住都・都心まちづくり課）（第199号）　466
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について
（緑土・農業センター）（第200号）　467
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について　（緑土・農業センター）（第201号）　468
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（市経・地域商業課）（第202号）　469
○ 指定管理者の指定　（市経・地域振興課）（第203号）　472
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第204号）　473
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第205号）　475
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）（第206号）　476
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第207号）　478
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出　（住都・区画整理課）（第208号）　480
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第209号）　482
○ 指定管理者の指定について　（健福・環境薬務課）（第210号）　483
○ 名古屋市南陽交流プラザにおいて徴収する使用料について
（健福・環境薬務課）（第211号）　484

○ 市税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正
（財政・収納対策課）（第212号） 485
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 （健福・介護保険課）（第213号） 486
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 （健福・介護保険課）（第214号） 488
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止 （健福・介護保険課）（第215号） 490
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止 （健福・介護保険課）（第216号） 491
○ 平成30年度一般廃棄物処理実施計画 （環境・減量推進室）（第217号） 493
○ 道路に関する告示 （緑土・道路利活用課）（第218号） 508
○ 道路に関する告示 （緑土・道路利活用課）（第219号） 511
○ 平成30年度包括外部監査契約の締結について
（監査・特別監査室）（第220号） 512
○ 占用工事の費用算出基準 （緑土・道路維持課）（第221号） 514
○ 固定資産の価格等の登録 （財政・固定資産税課）（第222号） 519
○ 市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について
（住都・交通施設管理課）（第223号） 520
○ 指定代理納付者の指定 （住都・交通施設管理課）（第224号） 521
○ 高圧ガス保安法に規定する容器検査等に合格したときに行う刻印等について （消防・規制課）（第225号） 522
○ 名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業の事業計画の変更 （住都・大曽根北・筒井都市整備事務所）（第226号） 523
○ 名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について （子青・青少年家庭課）（第227号） 524
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について
（教育・スポーツ振興課）（第228号） 525
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について
（教育・スポーツ振興課）（第229号） 526
○ 名古屋都市計画緑化地域の変更 （住都・都市計画課）（第230号） 527
○ 平成30年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法
（財政・契約監理課、上下水・契約監理課、交通・会計課、病院・経理課）（第231号） 528

達

○ 幹部会規程の一部改正 （総務・総務課） （第3号） 529
○ 名古屋市契約事務審議会規程の一部改正（財政・契約管理課） （第4号） 530
○ 名古屋市区長公舎規程 （防災・危機管理企画室） （第5号） 531
○ 名古屋市総合排水計画策定協議会規程の一部改正
（緑土・総務課） （第6号） 533
○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正 （健福・総務課） （第7号） 535
○ 名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程の一部改正
（健福・総務課） （第8号） 537

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正（総務・行政改革推進室）　（第9号）　538
○ 区役所処務規程の一部改正　（総務・行政改革推進室）　（第10号）　559
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第11号）　566
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第12号）　572
○ 名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第13号）　573
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第14号）　574
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第15号）　575
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第16号）　578
○ 名古屋市中小企業振興センター処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第17号）　579
○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第18号）　581
○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第19号）　582
○ 名古屋市生活衛生センター処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第20号）　583
○ 名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第21号）　584
○ 名古屋市動物愛護センター処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第22号）　585
○ 名古屋市衛生研究所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第23号）　586
○ 名古屋市保健所処務規程　（総務・行政改革推進室）　（第24号）　587
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第25号）　603
○ 名古屋市西部児童相談所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第26号）　607
○ 名古屋市東部児童相談所処務規程　（総務・行政改革推進室）　（第27号）　610
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第28号）　614
○ 名古屋市大曽根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第29号）　615
○ 名古屋市緑都市整備事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室）　（第30号）　616
○ 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部改正　（総務・行政改革推進室）　（第31号）　617

○ 名古屋市土木事務所処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室） （第32号） 619
○ 名古屋市農業センター処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室） （第33号） 620
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室） （第34号） 621
○ 名古屋市副市長担任事務規程の一部改正
（総務・行政改革推進室） （第35号） 623
○ 副市長以下代決規程の一部改正 （総務・行政改革推進室） （第36号） 624
○ 区長以下代決規程の一部改正 （総務・行政改革推進室） （第37号） 650
○ 公所長以下代決規程の一部改正 （総務・行政改革推進室） （第38号） 675
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正
（総務・給与課） （第39号） 689
○ 職名及び補職名規程の一部改正 （総務・給与課） （第40号） 695
○ 課長代理設置規程の一部改正 （総務・給与課） （第41号） 696

会 計 管 理 者 達

○ 名古屋市会計管理者事務代決規程の一部改正 （第1号） 698

市 会 達

○ 市会事務局事務局長以下代決規程の一部改正 （第1号） 699

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

○ 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程 （第1号） 705

監 査 委 員 規 程

○ 事務局長以下代決規程の一部を改正する規程 （第1号） 709

教 育 委 員 会 規 則

○ 教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則 （第2号） 717
○ 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 （第3号） 723
○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則 （第4号） 724
○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則 （第5号） 725
○ 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則 （第6号） 727
○ 上汐田教育集会所処務規則 （第7号） 729
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則 （第8号） 732
○ 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則 （第9号） 734
○ 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則 （第10号） 736
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則 （第11号） 738
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 （第12号） 739
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則 （第13号） 740
○ 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 （第14号） 742
○ 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則 （第15号） 743

○ 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則　（第16号）　744
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則　（第17号）　745

教育委員会告示

○ 教育委員会定例会の開催について　（第5号）　758
○ 名古屋市美術館の臨時休館について　（第6号）　760

名教委教訓令

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正　（第1号）　761
○ 教育次長以下代決規程の一部改正　（第2号）　763

人事委員会規則

○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則　（第7号）　787

農業委員会規程

○ 名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程　（第1号）　788
○ 名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程　（第2号）　790
○ 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程　（第3号）　793
○ 名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程　（第4号）　794

消防局告示

○ 火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定についての一部改正について　（第3号）　797

上下水道局告示

○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正　（第3号）　798
○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員についての一部改正　（第4号）　799
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託　（第5号）　800

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正　（第1号）　801
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正　（第2号）　814
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正　（第3号）　825
○ 名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程の一部改正　（第4号）　834
○ 名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程の一部改正　（第5号）　835
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正　（第6号）　839
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正　（第7号）　840
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正　（第8号）　855

○ 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正 （第9号） 857
○ 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正 （第10号） 859
○ 名古屋市上下水道局会計規程及び名古屋市上下水道局契約規程の一部改正 （第11号） 864
○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程等の一部改正 （第12号） 866
○ 名古屋市上下水道局補助金等交付規程等の一部改正 （第13号） 870

交　通　局　告　示

○ 「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について （第3号） 872
○ 名古屋市交通局出納取扱金融機関についての一部改正について （第4号） 874
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について （第5号） 875
○ ＳＨＯＲＹＵＤＯ　Ｎａｇｏｙａ　Ｓｕｂｗａｙ　＆　Ｂｕｓ　1Ｄａｙ　Ｔｉｃｋｅｔの発売について （第6号） 876

交　通　局　管　理　規　程

○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正 （第2号） 878
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正 （第3号） 879
○ 勤務時間及び休暇に関する規程等の一部改正 （第4号） 882
○ 交通局被服規程の一部改正 （第5号） 892
○ 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正 （第6号） 895
○ 新嘱託員就業規程及び短時間嘱託職員就業規程の一部改正 （第7号） 901
○ 保健指導嘱託員就業規程等の一部改正 （第8号） 910
○ 新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成29年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程 （第9号） 915
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正 （第10号） 916
○ 高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部改正 （第11号） 948

病　院　局　管　理　規　程

○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正 （第7号） 956
○ 名古屋市病院局分課規程の一部改正 （第8号） 957
○ 市立病院特任診療科部長設置規程の一部改正 （第9号） 959
○ 名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程の一部改正 （第10号） 960
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正 （第11号） 961
○ 名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程の一部改正 （第12号） 987
○ 名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正 （第13号） 988
○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正 （第14号） 992
○ 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正 （第15号） 993

○ 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正 （第16号） 996
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正 （第17号） 999
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正 （第18号） 1001
○ 名古屋市病院局安全衛生管理規程の一部改正 （第19号） 1003
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正 （第20号） 1009
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正 （第21号） 1011
○ 名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正 （第22号） 1014

公　　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （市経・地域商業課） 1015
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （市経・地域商業課） 1017
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （市経・地域商業課） 1019
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 （市経・地域商業課） 1023
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告 （市経・地域商業課） 1026
○ 名古屋国際会議場の利用料金の公告 （観光・ＭＩＣＥ推進室） 1027
○ 名古屋市公会堂の利用料金の公告 （観光・文化振興室） 1047
○ 名古屋市瑞穂文化小劇場の利用料金の公告 （観光・文化振興室） 1050
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室及び駐車場の利用料金の公告 （緑土・農業センター） 1052
○ 名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター、名古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学習センター及び名古屋市女性会館の利用料金の公告 （教育・生涯学習課） 1053

雑　　報

○ 教育委員会の人事異動 （教育・総務課） 1065
○ 職員の懲戒処分 （教育・教職員課） 1066
○ 職員の懲戒処分 （上下水・総務課） 1067
○ 名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告 1068

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第11号）

1　改正内容

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第 193号）の一部改正に伴い、市営住宅の家賃の決定に関して規定の整備を行います。（第12条、第13条、第24条、第44条及び第45条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 2条、第26条、第29条、第32条及び第43条関係）

2　施行期日

平成30年 6月 1日から施行します。

○　名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（第12号）

1　制定の趣旨

文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第 109条第 1項の規定により史跡に指定された志段味古墳群（同法第 113条第 1項の規定により本市が保存のため必要な管理及び復旧を行うものに限ります。）並びにその周辺の古墳及び地形（以下「志段味古墳群等」といいます。）を保存し、かつ、その活用を図るため、名古屋市志段味古墳群歴史の里（以下「歴史の里」といいます。）を設置します。（第 1条関係）

2　主な内容

(1) 歴史の里の事業について定めます。（第 2条関係）

(2) 歴史の里の施設の利用料金、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。（第 3条、第 6条、第 7条、別表第 1及び別表第 2関係）

(3) 志段味古墳群等に関する資料の観覧以外の方法による利用（以下「特別利用」といいます。）、特別利用の許可の取消し等について定めます。（第 4条及び第 5条関係）

(4) 秩序維持及び損害賠償について定めます。（第 8条及び第 9条関係）

(5) 歴史の里の管理を、指定管理者に行わせます。（第10条関係）

(6) 指定管理者の指定の手続を定めます。（第11条関係）

(7) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。（第12条関係）

(8) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。（第13条関係）

3　施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができるものとします。

○　名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第13号）

1　改正内容

伏屋駅自転車駐車場を設置します。（別表第 1関係）

2　施行期日等

(1) 平成30年11月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

○　名古屋市犯罪被害者等支援条例（第14号）

1　制定の目的

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第 161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2　主な内容

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本理念並びに市、市民、事業者の責務を定めます。（第 3条から第 6条関係）

(2) 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、専ら支援を行う者を置くものとします。（第 7条関係）

(3) 市は、犯罪被害者等の支援のため、経済的負担の軽減、精神的被害からの回復に向けた支援、人材の育成等必要な施策を講ずるものとします。（第 8条から第10条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（第15号）

1　制定の目的

この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が市と協働して、安心して通行し利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とします。

2　主な内容

(1) 市、市民、事業者等の責務を定めます。（第 3条から第 5条関係）

(2) 市は、重点区域及び禁止区域を指定するとともに、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならないことを義務付けます。（第 6条関係から第 8条関係）

(3) 市は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、指導、勧告、命令を行い、命令に従わない者に関しては、氏名等の公表や過料に処すことができます。（第 9条関係、第10条関係、第12条関係、第16条関係、第17条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年10月 1日から施行します。

○　名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例（第16号）

1　改正内容

名古屋市栄バスターミナルの規模等の変更に伴い、バスターミナルの使用料等に関し、規定を整備します。（第 4条及び第 6条関係）

2　施行期日

規則で定める日から施行します。

○　名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例（第17号）

1　改正内容

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めます。（第 2条及び別表関係）

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、危険物製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定します。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例（第18号）

1　改正内容

名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）第 3条及び第 5条の規定に基づき実施している法人の市民税の税率の特例措置並びに第 6条の規定に基づき実施している法人の市民税の課税の特例措置について、新たに附則第 5項に規定する減免措置に組み替えます。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市アセットマネジメント基金条例（第19号）

1　制定の目的

アセットマネジメントの推進を図るため、名古屋市アセットマネジメン

ト基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2　主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理、処分及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条から第 6条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第20号）

1　改正内容

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条、第 2条及び第 4条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 1条及び第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第21号）

1　改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例（第22号）

1　改正内容

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第 9条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 2日から施行します。

○　名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（第23号）

1　改正内容

(1) 市町村民税所得割が77,101円未満の世帯である 1号認定子どもに係る利用者負担額基準月額を12,900円から 8,900円（市町村民税所得割が43,800円未満の世帯については 4,300円）に改正します。（別表第 1関係）

(2) その他 1号認定子どもに係る利用者負担額を改正します。（別表第 1及び別表第 2備考関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第24号）

1　改正内容

(1) 名古屋市正色第一保育園及び名古屋市正色第二保育園の施設統合に伴い規定の整理を行います。（第 1条関係）

(2) 名古屋市港保育園の移転改築に伴い規定の整理を行います。（第 1条関係）

(3) 名古屋市土古保育園及び名古屋市茶屋保育園を廃止します。（第 1条関係）

2　施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市正色第一保育園、名古屋市正色第二保育園及び名古屋市港保育園に係る部分は、平成30年 4月 1日から施行する。

○　名古屋市子ども・親総合支援基金条例の制定（第25号）

1　制定内容

子ども・親総合支援の推進を図るため、名古屋市子ども・親総合支援基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2　主な内容

基金の積立て、管理、益金の処理、処分及び運用について必要な事項を

規定します。（第 2条から第 6条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（第26号）

1　改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市指定難病審査会条例（第27号）

1　制定の趣旨

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、名古屋市指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めます。

2　主な内容

審査会の組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 2条から第 7条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（第28号）

1　制定内容

介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものです。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例（第29号）

1　改正内容

名古屋市の全区域を所管する保健所の設置に伴い、規定を整備します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第30号）

1　改正内容

福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例（第31号）

1　改正内容

(1) 名古屋市植田寮の管理を指定管理者に行わせることとし、これに伴い、規定の整備を行います。

(2) その他規定の整理を行います。

2　施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

(2) 指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。

○　名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（第32号）

1　改正内容

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成 9年法律第 123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部改正する条例（第33号）

1　改正内容

(1) 保険料の特別徴収に係る仮徴収額に関して必要な事項を定めます。（第 2条の 2及び第 2条の 3関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 3条関係）

2　施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例第 2条の 2及び第 2条の 3の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○　名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第34号）

1　改正内容

(1) 市町村特別給付の対象者及び支給割合を改定します。（第 6条の 2及び第 6条の 3関係）

(2) 平成30年度から平成32年度までの介護保険料の額等について定めます。（第 7条及び第 8条関係）

(3) 介護事業所の指定・許可・更新に係る手数料について区分等を改定します。（第18条関係）

(4) その他規定を整備します。（第21条及び第22条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 8月 1日から施行します。

○　名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第35号）

1　改正内容

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改めます。（第11条の 2、第12条から第15条の 2、第15条の 2の 3から第15条の 2の 5、第15条の 4、第15条の 5、第16条、附則第 2条、附則第 9条及び附則第14条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1条、第 2条、第 2条の 2及び第 7条関係）

2　施行期日等

(1) 平成30年 4月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○　名古屋市障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（第36号）

1　改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2　施行期日等

平成30年 4月 1日から施行します。

○　病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第37号）

1　改正内容

療養病床等を有する病院等の人員に関する基準に係る経過措置を延長します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○　名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例（第

38号）

1　改正内容

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正に伴い、汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する手数料、汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する手数料及び汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する手数料について定めます。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例（第39号）

1　改正内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を改正します。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例（第40号）

1　改正内容

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査に係る手数料等の額を定めます。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第41号）

1　改正内容

平成30年度における職員の定数を定めるものです。（第 1条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第42号）

1　改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名　　称	位　　置
名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福徳町 4丁目37番地の 8
名古屋市松原コミュニティセンター	名古屋市中区松原二丁目22番24号

2　施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○　名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第43号）

1　改正内容

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（別表第 2及び別表第 3関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例（第44号）

1　改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

(1) 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に関する規定の整理を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）附則第 9条から第10条、第12条、第14条から第14条の 2の 2及び第14条の 4関係）

(2) 一部の固定資産税の課税標準の特例が廃止され、条例で引用している地方税法の条項が移動したことに伴い、規定の整理を行います。（市税

条例附則第14条の 6関係）

(3) その他規定の整理を行います。（市税条例附則第11条、第15条及び第16条の 2並びに名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第 7条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第22号）

1　改正内容

(1) 健康に異常があると認めた職員等について、病勢に対応する健康管理を行っていますが、その病勢について改正します。（別表関係）

(2) 心理的な負荷の程度を把握するための検査の実施について規定します。（第22条の 2関係）

(3) その他規定の整備を行います。（第 2条、第 7条、第 9条、第22条、第23条、第25条及び第26条関係）

2　施行時期

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則（第23号）

1　改正内容

市民税・県民税減免申請書及び市民税・県民税減免事由消滅申告書の様式を改正します。（第 1号様式及び第 2号様式関係）

2　施行期日

公布の日から施行します。

○　名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第24号）

1　改正内容

伏屋駅自転車駐車場の位置及び入出場の取扱い時間を定めます。（別表関係）

2　施行期日

平成30年11月 1日から施行します。

○　名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第25号）

1　改正内容

墓地の使用料の額を変更します。（別表第 4関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第26号）

1　改正内容

市長が都市公園の健全な発達に資すると認める寄附をしようとする者が寄附の旨を表示する場合の制限規格を変更します。（第 5条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則（第27号）

1　改正内容

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号）の施行に伴い、手数料の減免に関する規定を整備します。（第 7条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　公印規則の一部を改正する規則（第28号）

1　改正内容

(1) 名古屋市建築確認台帳記載事項証明書交付要綱の施行に伴い、建築確認台帳証明事務専用市長印を作成します。（別表関係）

(2) 火薬類等取締法及び高圧ガス保安法に基づく許可等に係る事務が愛知県から権限移譲されることに伴い、産業保安事務専用市長印を作成します。（別表関係）

(3) 区保健福祉センターの設置に伴い、薬務専用市長印を作成します。（別表関係）

(4) その他規定の整理を行います。（別表及び第 4号様式関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市高圧ガス保安法施行細則（第29号）

1 制定内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により一部改正された高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）の施行に関し必要な事項を定めます。

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第30号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 4条、第 5条及び第11条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第31号）

1 改正内容

(1) 臨時福祉給付金の支給事業の終了に伴い、規定の整理を行います。（第74条関係）

(2) 組織改正に伴い、現金出納員の規定の整備を行います。（別表第 1関係）

(3) 組織改正に伴い、物品出納員の規定の整備を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（第32号）

1　改正内容

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）の一部改正により、法人の内外から業務運営を改善する仕組みが導入されたことに伴い、規定の整備を行います。（第 2条、第 3条、第10条から第13条、第16条、第20条から第22条及び附則第 2項関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）

1　改正内容

平成30年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 5月 7日から施行します。

○　名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（第34号）

1　改正内容

福祉資金貸付金における利率の改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1号様式、第 4号様式、第 6号様式、第 8号様式及び第 9号様式関係）

2　施行期日

(1) 公布の日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定は、平成28年 4月 1日から適用します。

○　名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則（第35号）

1　改正内容

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成30年厚生労働省告示第 122号）の改正に伴い、

規定の整備を行います。（別表関係）

2　施行期日等

(1) 平成30年 4月 1日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則の規定は、平成30年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例によることとします。

○　名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則（第36号）

1　改正内容

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正に伴い、規定の整備をします。（第 4条の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則（第37号）

1　改正内容

保健所の体制変更に伴い、規定の整理を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則（第38号）

1　改正内容

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条及び第 5条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第39号）

1　改正内容

名古屋市植田寮の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備

を行います。（第63条、第66条、第67条及び別記様式関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（第40号）

1　改正内容

介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第23号様式）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第41号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則（第42号）

1　改正内容

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。

(2) その他規定の整理を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1　改正内容

(1) 平成30年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8条関係）

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第20号様式関係）

(3) 名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第22条の 2の 2及び第22条の 4関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 8月 1日から施行します。

○　名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第44号）

1　改正内容

(1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第29条、別表、様式第 1号の 1、様式第 4号の 1、様式第 4号の 2、様式 4号の 3、様式第 4号の 7、様式第 8号の 5、様式第 9号の 2、様式第 9号の 3、様式第 9号の 4、様式第 9号の 7及び様式第21号関係）

(2) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第 1条、第 2条、第30条、第31条、様式第 4号の 4、様式第25の 3及び様式第27号関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市保健環境委員規則等の一部を改正する規則（第45号）

1　改正内容

保健所体制の再編等に伴い、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年 6月15日から施行します。

○　名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則の一部を改正する規則（第46号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則（第47号）

1　改正内容

指定管理者の選定委員会に関して、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第48号）

1　改正内容

老人福祉法（昭和38年法律第 133号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第25条、附則第 3項から附則第 5項まで、第25号様式及び第28号様式関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行する。

○　名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則（第49号）

1　改正内容

(1) 介護保険法（平成 9年法律第 123号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

(2) 名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年名古屋市規則第76号）及び名古屋市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年名古屋市規則第 119号）を廃止します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 2号）による地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、授業料の補助の要件となる所得割額を改めます。（第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、平成30年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○ 区長委任規則等の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

(1) 平成30年度の組織改正等に伴い、区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の規定を整備します。（第 2項関係）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正等に伴い、児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の規定を整理します。（本則関係）

(3) 平成30年度の組織改正等に伴い、保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7号）の規定を整備します。（本則関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 4月 2日から施行します。

○　名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則（第53号）

1　制定の趣旨

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2　主な内容

(1) 立入調査に係る身分証明書の様式を定めます。（第 2条関係）

(2) 不良な状態となっている建物等に対する措置勧告書、措置命令書及び代執行令書等について定めます。（第 3条から第 6条関係）

(3) 区対策会議の組織及び運営について定めます。（第 7条関係）

(4) 名古屋市住居の不良堆積物対策審議会の組織及び運営について定めます。（第 8条から第12条関係）

(5) 正当な理由がなく、調査を拒む等した者及び命令に違反した者に対して徴収する過料の額及び過料の処分を受ける者に対する告知の方法等の手続について定めます。（第13条関係）

(6) この規則の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。（第14条関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　地域環境審議会規則及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第54号）

1　改正内容

保健所の組織改正に伴い、規定を整理します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則（第55号）

1　改正内容

平成30年度における教員等の定数を定めるものです。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第56号）

1　改正内容

(1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市味鋺保育園、名古屋市二ツ橋保育園、名古屋市梅森坂保育園及び名古屋市島田第二保育園を廃止し、正色第一保育園及び正色第二保育園を統合するため、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

(2) 児童福祉法第24条第 5項又は第 6項の規定による保育の措置に係る徴収金について、必要な事項を定めます。（第 9条第 1項関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第 5条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第57号）

1　改正内容

(1) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条の 2、第12条の 3及び別表第 1備考第 6項関係）

(2) 児童福祉法第24条第 5項又は第 6項の規定による保育の措置に関し必要な事項を定めます。（第16条の 2関係）

(3) 居宅訪問型児童発達支援の創設及び保健所の体制変更に伴い、様式の改正を行います。（第 6号様式の 2、第 6号様式の 2の 2及び第 6号様式の11関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第58号）

1　改正内容

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第 8号）の制定に基づき、規定を整備します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則の一部を改正する規則（第59号）

1　改正内容

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、特定産業廃棄物について規定を整理します。（第39条関係）

(2)　2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に必要な事項を定めます。（第55条の 2から第55条の 4及び第27号様式の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　通勤手当規則の一部を改正する規則（第60号）

1　改正内容

(1) 通勤手当の返納の事由について規定の整備を行います。（第17条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第16条、第20条、第22条及び第23条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第61号）

1　改正内容

組織改正に伴い、規定の整備を行います。（本則関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第62号）

1　改正内容

(1) 教員特殊業務手当の額を改定します。（第26条関係）

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第15条及び第24条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は平成30年 5月 7日から施行します。

○　職員の定年等に関する条例第 3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則（第63号）

1　制定の趣旨

職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第 1号）第 3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が定めるものを定めます。（本則関係）

2　主な内容

(1) 職員の定年等に関する条例第 3条ただし書の医師及び歯科医師で市長が定めるものを定めます。（本則関係）

(2) 職員の定年等に関する条例別表第 5号に規定するその他医療業務を担当する部署等のある施設等を定める規則（昭和60年名古屋市規則第37号）を廃止します。（附則第 2項関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　管理職手当規則の一部を改正する規則（第64号）

1　改正内容

平成30年度から新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、

管理職手当の区分を定めるとともに、廃止する職等について規定の整備を行います。（別表第 1関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は平成30年 5月 7日から施行します。

○　宿日直手当規則の一部を改正する規則（第65号）

1　改正内容

宿日直手当の額を改定します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第66号）

1　改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　被服貸与規則の一部を改正する規則（第67号）

1　改正内容

(1) 事務事業の見直しに伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）

(2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 4条及び別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則（第68号）

1　制定の趣旨

この規則は、名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（平成30年名古屋市条例第54号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2　主な内容

(1) 客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対する、指導書、勧告書、命令書、過料決定通知書の様式を定めます。（第 2条関係、第 3条第 1項関係、第 8条第 2項関係）

(2) 勧告又は命令に違反した者、立入調査を拒否等した者に対する、告知・弁明書の様式を定めます。（第 3条第 2項関係、第 3条第 3項関係）

(3) 客引き行為等を行い、又は行わせた者が、その行為の中止の命令に従わなかった場合、若しくは立入調査等を受けた者が、立入調査を拒否等した場合に公表する事項及びその手続きについて定めます。（第 5条関係から第 7条関係）

(4) この規則の施行に関し必要な事項は、市民経済局長が定めるものとします。（第 9条関係）

3　施行期日

平成30年10月 1日から施行します。

○　名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第69号）

1　改正内容

要望等記録兼報告書を改定します。（別記様式関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

達　の　あ　ら　ま　し

○　幹部会規程の一部を改正する規程（第 3号）

1　改正内容

中村区長及び中区長について、臨時委員から委員へ変更するため、規定を整備します。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市契約事務審議会規程の一部を改正する規程（第 4号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（別表 3及び別表 4関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市区長公舎規程（第 5号）

1　制定の目的

災害発生時における初動対応の指揮をすることを目的として区長が居住する公舎に関して必要な事項を定めるものです。

2　主な内容

区長公舎への入居職員の指定や使用上の義務及び費用の負担について定めます。

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市総合排水計画策定協議会規程の一部を改正する規程（第 6号）

1　改正内容

組織改正等に伴い、名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 7号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 8号）

1　改正内容

推進本部の本部員を変更します。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 9号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　区役所処務規程の一部を改正する規程（第10号）

1　改正内容

平成30年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 1条の 2、第 1条の 3、第 2条、第 4条、第 5条の 4、第 5条の 5及び第 5条の 6関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第11号）

1　改正内容

平成30年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第12号）

1　改正内容

平成30年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する規程（第13条）

1　改正内容

平成30年度の区役所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第14条）

1　改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第15号）

1　改正内容

名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程（第16号）

1　改正内容

市税事務所市民税課主査（個人市民税に係る企画調整）の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市中小企業振興センター処務規程の一部を改正する規程（第17号）

1　改正内容

中小企業振興センター振興課を経営支援課に名称変更すること等に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市環境事業所処務規程の一部を改正する規程（第18号）

1　改正内容

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号）の施行に伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市環境局工場処務規程の一部を改正する規程（第19号）

1　改正内容

五条川工場の焼却炉整備係及び溶融炉整備係の廃止等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市生活衛生センター処務規程の一部を改正する規程（第20号）

1　改正内容

主幹（感染症）の分担事項を見直すこと等に伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部を改正する規程（第21号）

1　改正内容

主査（食品安全学習等）の設置等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市動物愛護センター処務規程の一部を改正する規程（第22号）

1　改正内容

動物愛護センター企画管理係を管理指導係に名称変更すること等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市衛生研究所処務規程の一部を改正する規程（第23号）

1　改正内容

副局長制度の廃止に伴い、規定を整備します。（第 5条及び第 8条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市保健所処務規程（第24号）

1　制定の趣旨

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第33号）の施行に伴い、保健所の組織及び分掌事務を定めるものです。

2　主な内容

保健所に保健所長及び補助組織を設置するとともに、保健所長及び補助組織の分掌事務を定めるものです。

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第25号）

1　改正内容

中央児童相談所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　名古屋市西部児童相談所処務規程の一部を改正する規程（第26号）

1　改正内容

西部児童相談所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　名古屋市東部児童相談所処務規程（第27号）

1　制定の趣旨

東部児童相談所の開設に伴い、相談所の組織及び分掌事務を定めるものです。

2　主な内容

事務所に所長、主幹、係及び主査を設置するとともに、所長、主幹、係及び主査の分掌事務を定めます。

3　施行期日

平成30年 5月 7日から施行します。

○　名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第28号）

1　改正内容

島田第二保育園を民間移管すること等に伴い、規定を整備します。（第3条及び第 4条の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市大曽根北・筒井都市整備事務所処務規程の一部を改正する規程（第29号）

1　改正内容

事業の見直しに伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条及び第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市緑都市整備事務所処務規程の一部を改正する規程（第30号）

1　改正内容

事業成績の報告を、参事（市街地整備）に行うよう改めることに伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部を改正する規程（第31号）

1　改正内容

事業の見直しに伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条及び第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市土木事務所処務規程の一部を改正する規程（第32号）

1　改正内容

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号）の施行に伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市農業センター処務規程の一部を改正する規程（第33号）

1　改正内容

農業センターの運営改善を行うため、主査（農業センターの運営改善）を設置します。（第 2条の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第34号）

1　改正内容

東山総合公園の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条及び第 5条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市副市長担任事務規程の一部を改正する規程（第35号）

1　改正内容

副市長の担任する事務を変更します。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第36号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 6条、第15条の 2、第15条の 3の 2、第15条の 3の 3、第15条の 3の 4、別表第 1から別表第 6まで関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　区長以下代決規程の一部を改正する規程（第37号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 3条、第 4条、別表第 1、別表第 2、別表第 3及び別表第 4関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第38号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条、別表第 1、別表第 2及び別表第 2の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第39号）

1　改正内容

(1) 食肉衛生研究所に勤務する職員の勤務時間の割振りを変更します。（別表関係）

(2) 児童福祉センターに勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等を変更します。（別表関係）

(3) 東部児童相談所に勤務する職員の勤務時間の割振り等を定めます。（別表関係）

(4) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 3条、附則第 3項及び別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 5月 7日から施行します。

○　職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第40号）

1　改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　課長代理設置規程の一部を改正する規程（第41号）

1　改正内容

組織改正に伴い、規定を整理します。（第 1条から第 3条まで及び別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○　教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第 2号）

1　改正内容

(1) 教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査について、規定を整備します。（第19条の 2関係）

(2) 健康に異常があると認めた教職員の健康管理に係る措置の基準等を改めます。（第20条及び別表関係）

(3) その他規定の整備等を行います。（第 7条、第 9条、第18条、第18条の 2、第19条及び第21条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第 3号）

1　改正内容

中川区長、港区長、南区長、緑区長及び天白区長に対する名古屋市生涯学習センターの管理に関する事務の委任を解除するため、規定を整備します。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　教育長等専決規則の一部を改正する規則（第 4号）

1　改正内容

中川区長、港区長、南区長、緑区長及び天白区長が行う教育委員会の権限に属する事務の補助執行を廃止することに伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 5号）

1　改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、平成30年度の組織改正を行います。（第 9条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則（第 6号）

1　改正内容

名古屋市学校事務センターの係の分掌事務を変更します。（第4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　上汐田教育集会所処務規則（第 7号）

1　制定内容

上汐田教育集会所の事務を教育委員会が行うこと等に伴い、同所の組織等を定めるものです。

2　関係規則の整理

1の改正に伴い、公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の規定を整備します。（本則関係）

3　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第 8号）

1　改正内容

名古屋市教育センターに主幹（ネットワーク整備）及び主査（ネットワーク整備）を設置します。（第 2条及び第 3条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則（第 9号）

1　改正内容

職員の勤務時間の割振り等を改正します。（第 6条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則（第10号）

1　改正内容

学校教育部指導室に所属する一般職の任期付職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限を定めます。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 7月 1日から施行します。

○　名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第11号）

1　改正内容

名古屋市立北高等学校等の生徒定員を変更します。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第12号）

1　改正内容

名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第13号）

1　改正内容

(1) 名古屋市立神の倉幼稚園の園児定員及び学級数を変更します。（別表第 1関係）

(2) 子育て支援の充実を図るため、名古屋市立第一幼稚園等の預かり保育の預かり時間等を変更します。（別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）

1　改正内容

奨学金の受給資格を改めます。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則（第15号）

1　改正内容

観覧料の納付等の特例について、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則（第16号）

1　改正内容

名古屋市立大曽根中学校の運動場の開放月日を変更します。（別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（第17号）

1　制定の趣旨

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）の施行に関し必要な事項を定めます。

2　施行期日等

(1) 平成31年 4月 1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の公募その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○　名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 1号）

1　改正内容

平成30年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 2号）

1　改正内容

平成30年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 1及び別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第12条第１項中「次条第２項」の次に「本文」を加え、同項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は、公営住宅の入居者（省令第８条各号に掲げる者に該当する者に限る。第24条第２項において同じ。）が、次条第１項の規定による収入の申告をすること及び第29条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃以下で、省令第９条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第２条に規定する

方法により算出した額とすることができる。

第13条第２項に次のただし書を加える。

ただし、前条第２項の規定により家賃を算出した場合にあっては、省令第９条に規定する方法により把握した収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第24条第１項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は、公営住宅の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第13条第１項の規定による収入の申告をすること及び第29条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第12条第２項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第８条第２項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第26条第１項中「第24条第１項」を「第２項並びに第24条第１項及び第２項」に改める。

第29条第１項中「第12条第１項」及び「第24条第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「第24条第２項」を「第24条第３項」に改める。

第32条中「次の各号」を「次」に改め、「第12条第１項」及び「第24条第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、同条第３号中「前各号」を「前２号」に改める。

第43条中「この場合において」の次に「、第13条第２項ただし書中「前条第２項」とあるのは「第44条第２項」と」を加え、「、第24条第１項若しくは」を「若しくは第２項、第24条第１項若しくは第２項若しくは」に、「若しくは第45条第１項」を「若しくは第２項若しくは第45条第１項若しくは第２項」に、「第24条第２項」を「第24条第３項」に、「第45条第３項」を「第45条第４項」に、「、第24条第１項又は」を「若しくは第２項、第24条第１項若しくは第２項又は」に、「又は第45条第１項」を「若しくは第２項又は第45条第１項若しくは第２項」に改める。

第44条第１項中「第13条第２項」の次に「本文」を加え、同項ただし書中「

による」の次に「報告の」を加え、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　市長は、改良住宅等の入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。次条第2項において同じ。）が、前条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び前条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じて、令第2条の規定による公営住宅の家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

第45条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　市長は、改良住宅等の入居者が前項本文の規定に該当する場合において第43条において準用する第13条第1項の規定による収入の申告をすること及び第43条において準用する第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅等の毎月の家賃を、毎年度、限度額以下で、令第8条第2項の規定による収入超過者の家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

附　則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例

（設置）

第１条　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定により史跡に指定された志段味古墳群（同法第113条第１項の規定により本市が保存のため必要な管理及び復旧を行うものに限る。）並びにその周辺の古墳及び地形（以下「志段味古墳群等」という。）を保存し、かつ、その活用を図るため、次のように志段味古墳群歴史の里を設置する。

名称　名古屋市志段味古墳群歴史の里

位置　名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

２　名古屋市志段味古墳群歴史の里（以下「歴史の里」という。）の区域は、教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

（事業）

第２条　歴史の里は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 志段味古墳群等の保存及び活用

(2) 志段味古墳群等に関する実物、複製、模型、図書、図表、写真、フィルム等の資料（以下「志段味古墳群資料」という。）の保存及び活用

(3) 博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力

(4) 歴史の里の施設の供用

(5) その他委員会が必要と認める事業

（利用料金）

第3条　歴史の里の古墳案内施設の展示室へ入場しようとする者又は歴史の里の駐車場（委員会が指定するものを除く。）を使用しようとする者は、当該入場又は当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第10条の規定により歴史の里の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2　利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

3　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（特別利用）

第4条　志段味古墳群資料の模写、模造、拓本、撮影等観覧以外の方法による利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2　委員会は、志段味古墳群資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるときその他委員会が管理上支障があると認めるときは、特別利用を許可しない。

（特別利用の許可の取消し等）

第5条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可の条件を変更し、特別利用を停止し、又は特別利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 特別利用の許可の条件に違反したとき。

(3) その他委員会が管理上支障があると認めるとき。

（利用料金の減免）

第6条　指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、第3条第2項の規定により定めた個人の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者　当該利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の教育委員会規則で定める者　当該利用料金の全額

2　前項に定めるもののほか、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第7条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（秩序維持）

第8条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史の里への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設設備等を損傷するおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(3) その他委員会が支障があると認める者

（損害賠償等）

第9条　建物、古墳、志段味古墳群資料、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、委員会の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者）

第10条　歴史の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第11条　委員会は、歴史の里の指定管理者の指定をしようとするときは、教育

委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2　歴史の里の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

3　委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、歴史の里の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4　委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条　指定管理者は、歴史の里の供用時間及び休場日の定めに従い、歴史の里を適正に市民の利用に供しなければならない。

2　前項の歴史の里の供用時間及び休場日は、教育委員会規則で定める。

3　前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、委員会との協議により、供用時間以外の時間に供用し、又は休場日に開場することができる。

4　指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条　指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号から第3号までに規定する事業のうち委員会が定めるもの及び同条第4号に規定する事業の実施に関すること。

(2) 歴史の里の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第１

区分	利用料金の基準額
個人（１人１回につき）	200円
20人以上の団体（１人１回につき）	160円
定期観覧券（１年券）	800円
備考 　小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。	

別表第２

使用区分	利用料金の額
大型自動車（１台１回につき）	1,200円
普通自動車（１台１回につき）	300円
備考 　歴史の里における催物その他の行事の開催期間のうち委員会が指定する期間に利用する場合に限る。	

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

春田駅自転車駐車場

」

を

「

春田駅自転車駐車場
伏屋駅自転車駐車場

」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成30年11月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第１項の規定にかかわらず、市長は、同条第３項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

3　新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等　法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。

(2) 犯罪被害者等　法第２条第２項に規定する犯罪被害者等をいう。

(3) 二次的被害　犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済

的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

２　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

３　市、市民、事業者及び関係機関は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

２　市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

２　事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

２　市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口に専ら支援を行う者を置くものとする。

（経済的負担の軽減等）

第８条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。

３　市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（精神的な被害からの回復に向けた支援）

第９条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第10条　市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（人材の育成）

第11条　市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第12条　市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第13条　市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等　道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア　客引き行為　通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ　客待ち行為　客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行

為をいう。

ウ　勧誘行為　通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ　勧誘待ち行為　勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民　市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。

(3) 事業者等　事業（その準備行為を含む。）を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

（市の責務）

第3条　市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止等について市民及び事業者等の意識の啓発等に努めなければならない。

2　市は、客引き行為等の禁止等に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

3　市は、客引き行為等に関して、市民及び事業者等から苦情又は意見があったときは、適切に処理するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条　市民は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条　事業者等は、公共の場所において、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければならない。

2　事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（重点区域の指定等）

第6条　市長は、市民及び事業者等と協働して客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等対策重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

2　市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ学識経験者等の意見を聴かなければならない。

3　市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民及び事業者等に周知するよう努めなければならない。

4　市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5　第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

6　市は、重点区域において客引き行為等の禁止等に関する自主的な取組を行う団体に対し、必要な支援を行うものとする。

（禁止区域の指定等）

第7条　市長は、重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

2　市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3　前2項の禁止区域の指定等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第8条　何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

（指導及び勧告）

第9条　市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2　市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第10条　市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

（立入調査等）

第11条　市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第12条　市長は、客引き行為等を行い、又は行わせた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第10条の規定による命令に従わないとき。

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

（土地等の所有者等への通知）

第13条　市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

（関係機関への情報提供）

第14条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市民及び事業者等から提供された情報を、関係機関に対し、提供することができる。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の規定による命令に違反した者

(2) 第11条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第17条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第８条から第13条まで、第16条及び第17条の規定は、同年10月１日から施行する。

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例

名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「100分の84」の次に「（バスターミナルの建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である部分以外の部分における旅客の取扱いにあっては、100分の40）」を加える。

第６条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) バスターミナルの建築物である部分以外の部分の区域内に建築物を建築すること。

附　則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び試験」を「、試験等」に改める。

第２条第１項中第27号を第38号とし、第18号から第26号までを11号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の11号を加える。

(18)　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第５条第１項の規定による高圧ガスの製造の許可（高圧法第４条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造の許可」という。）

(19)　高圧法第14条第１項の規定による高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可（高圧法第４条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造施設等の

変更の許可」という。）

(20)　高圧法第16条第１項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可（高圧法第４条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの貯蔵所の設置の許可」という。）

(21)　高圧法第19条第１項の規定による第１種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可（高圧法第４条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「第１種貯蔵所の変更の許可」という。）

(22)　高圧法第20条第１項又は第３項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第１種貯蔵所の完成検査（以下「高圧ガスの製造施設又は第１種貯蔵所の完成検査」という。）

(23)　高圧法第22条第１項の規定による輸入をした高圧ガス及びその容器の検査（以下「輸入高圧ガス等の検査」という。）

(24)　高圧法第35条第１項の規定による特定施設の保安検査（以下「高圧ガスの特定施設の保安検査」という。）

(25)　高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号。以下「高圧令」という。）第18条第２項第３号の規定に基づく高圧法第44条第１項の規定による容器検査又は高圧令第18条第２項第４号の規定に基づく高圧法第49条第１項の規定による容器再検査（以下「容器検査又は容器再検査」という。）

(26)　高圧令第18条第２項第６号の規定に基づく高圧法第49条の２第１項の規定による附属品検査又は高圧令第18条第２項第７号の規定に基づく高圧法第49条の４第１項の規定による附属品再検査（以下「附属品検査又は附属品再検査」という。）

(27)　高圧令第18条第２項第８号の規定に基づく高圧法第50条第３項の規定による容器検査所の登録又は登録の更新（以下「容器検査所の登録又は登録の更新」という。）

(28)　高圧令第18条第２項第３号の規定に基づく高圧法第54条第２項の規定による容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等（以下「容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等」という。）

別表危険物製造所等の設置の許可の項中「 530,000円」を「 570,000円」に、

「 830,000円」を「 880,000円」に、「 1,010,000円」を「 1,070,000円」に、「 1,120,000円」を「 1,200,000円」に、「 1,420,000円」を「 1,520,000円」に、「 1,660,000円」を「 1,780,000円」に、「 3,880,000円」を「 4,070,000円」に、「 5,100,000円」を「 5,340,000円」に、「 6,290,000円」を「 6,490,000円」に、「 1,130,000円」を「 1,180,000円」に、「 1,340,000円」を「 1,410,000円」に、「 1,500,000円」を「 1,580,000円」に、「 1,830,000円」を「 1,940,000円」に、「 2,140,000円」を「 2,260,000円」に、「 4,350,000円」を「 4,550,000円」に、「 5,570,000円」を「 5,820,000円」に、「 6,770,000円」を「 7,070,000円」に、「 5,750,000円」を「 5,930,000円」に、「 7,250,000円」を「 7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表危険物製造所等の設置の完成検査前検査の項中「 410,000円」を「 420,000円」に、「 540,000円」を「 560,000円」に、「 700,000円」を「 730,000円」に、「 920,000円」を「 960,000円」に、「 1,040,000円」を「 1,090,000円」に、「 1,600,000円」を「 1,660,000円」に、「 1,820,000円」を「 1,900,000円」に、「 2,030,000円」を「 2,120,000円」に、「 490,000円」を「 530,000円」に、「 630,000円」を「 680,000円」に、「 990,000円」を「 1,030,000円」に、「 1,310,000円」を「 1,410,000円」に、「 1,720,000円」を「 1,780,000円」に、「 3,320,000円」を「 3,430,000円」に、「 4,060,000円」を「 4,190,000円」に、「 4,650,000円」を「 4,800,000円」に、「 9,100,000円」を「 9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査の項中「 310,000円」を「 320,000円」に、「 430,000円」を「 460,000円」に、「 720,000円」を「 750,000円」に、「 960,000円」を「 1,020,000円」に、「 1,210,000円」を「 1,300,000円」に、「 2,950,000円」を「 3,150,000円」に、「 3,620,000円」を「 3,870,000円」に、「 4,170,000円」を「 4,460,000円」に、「 2,660,000円」を「 2,690,000円」に、「 3,190,000円」を「 3,230,000円」に、「 4,790,000円」を「 4,830,000円」に改め、同表火薬類の特定施設等に係る保安検査の項の次に次のように加える。

高圧ガスの製造の許可	高圧法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が 1,000万立方メートル以上の設備	560,000円
		処理容積が 100 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	340,000円
		処理容積が50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	220,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000円
		処理容積が 2 万 5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	110,000円
		処理容積が 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満の設備	86,000円
		処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	68,000円

		処理容積が 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	54,000円
		処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	31,000円
	高圧法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
		処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
		処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備	60,000円
		処理容積が50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	44,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
		処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
		処理容積が 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未	16,000円

		満の設備	
		処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	13,000円
		処理容積が 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	11,000円
		処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	7,400円
	高圧法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者	冷凍能力が 3,000トン以上の設備	110,000円
		冷凍能力が 1,000トン以上 3,000トン未満の設備	87,000円
		冷凍能力が 300 トン以上 1,000トン未満の設備	68,000円
		冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備	54,000円
		冷凍能力が20トン以上 100 トン未満の設備	36,000円
高圧ガスの製造施設等	高圧法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新	

の変更の許可	して高圧ガスの製造をする者を除く。）	たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して 1,000万立方メートル以上増加する場合	370,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満増加する場合	220,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合	150,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	93,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して２万 5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	69,000円

		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上2万 5,000立方メートル未満増加する場合	61,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満増加する場合	57,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200 立方メートル未満増加する場合	26,000円
		その他の場合	16,000円
	高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500 万立方メートル	53,000円

		以上 1,000万立方メートル未満増加する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満増加する場合	44,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合	31,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 2 万 5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円

		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル未満増加する場合	5,100円
		その他の場合	3,200円
	高圧法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する同項の許可を受けた者	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して 3,000トン以上増加する場合	69,000円

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して１，０００トン以上 3,000トン未満増加する場合	62,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合	55,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100 トン以上 300 トン未満増加する場合	38,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100 トン未満増加する場合	30,000円
		その他の場合	16,000円
高圧ガスの貯蔵所の設置の許可			25,000円
第１種貯蔵所の変更の許可	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加するもの		14,000円
	その他のもの		11,000円
高圧ガスの	高圧法第20条第１項の規定による高圧ガスの製造のための施設		高圧ガスの製造の許可の項の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該

製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査		手数料の額の4分の3の額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、 6,100円）
	高圧法第20条第1項の規定による第1種貯蔵所	18,750円
	高圧法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設	高圧ガスの製造施設等の変更の許可の項の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（高圧法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の

			技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）
	高圧法第20条第3項の規定による第1種貯蔵所		第1種貯蔵所の変更の許可の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額
輸入高圧ガス等の検査	容積 1,000立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量10トン以上）のもの		27,000円
	容積300立方メートル以上 1,000立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）のもの		21,000円
	容積300立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）のもの		13,000円
高圧ガスの特定施設の保安検査	高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積が 1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
		処理容積が100万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	370,000円
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	250,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	150,000円
		処理容積が2万 5,000	

		立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	120,000円
		処理容積が 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満の設備	95,000円
		処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	75,000円
		処理容積が 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	60,000円
		処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	33,000円
	高圧法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
		処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
		処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備	64,000円
		処理容積が50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	47,000円

		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
		処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
		処理容積が 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満の設備	20,000円
		処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	15,000円
		処理容積が 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	12,000円
		処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	7,700円
	高圧法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する同項の許可を受けた者	冷凍能力が 3,000トン以上の設備	120,000円
		冷凍能力が 1,000トン以上 3,000トン未満の設備	95,000円
		冷凍能力が 300 トン以上 1,000トン未満の設備	76,000円

		冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が20トン以上 100 トン未満の設備	42,000円
容器検査又は容器再検査	温度零下50度以下の液化ガスを充塡するための容器	内容積 1,000リットル以上のもの	1 個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
		内容積 500 リットル以上 1,000リットル未満のもの	1 個につき16,000円
		内容積 500 リットル未満のもの	1 個につき 6,600円
	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充塡するための容器を除く。）	内容積 150 リットル以上のもの	1 個につき 320 円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
		内容積30リットル以上 150 リットル未満のもの	1 個につき 320円
		内容積 5 リットル以上 30リットル未満のもの	1 個につき 260円
		内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円
		内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円

高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充塡するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）	内容積30リットル以上のもの	1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額
	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 210円
	内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 160円
	内容積1リットル未満のもの	1個につき 140円
その他の容器	内容積 1,000リットル以上のもの	1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
	内容積500リットル以上 1,000リットル未満のもの	1個につき 7,100円
	内容積150リットル以上500リットル未満のもの	1個につき 800円
	内容積30リットル以上150リットル未満のもの	1個につき 210円
	内容積5リットル以上30リットル未満のもの	1個につき 170円
	内容積1リットル以上5リットル未満のもの	1個につき 110円

		内容積1リットル未満のもの	1個につき80円
附属品検査又は附属品再検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
		内容積150リットル未満の容器	1個につき24円
	その他の容器に装置される附属品	内容積 1,000リットル以上の容器	1個につき 1,100円
		内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器	1個につき 540円
		内容積500リットル未満の容器	1個につき21円
容器検査所の登録又は登録の更新			16,000円
容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等			1,400円

別表備考第1号中「金額は、」の次に「当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を加える。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例

名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

第５条及び第６条を削る。

附則中第３項を削り、第４項を第３項とし、附則に次の４項を加える。

（法人の市民税の減免）

４　法人の市民税の減税（名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第18号）による改正前の名古屋市市民税減税条例第３条第１項及び第５条に規定する税率の特例並びに第６条第１項に規定する課税の特例を適用することをいう。）については、減税の実施後の法人を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成31年４月１日以後に終了する事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第16号に規定する連結申告法人に

あっては連結事業年度、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項第4号に掲げる公共法人等にあっては法第321条の8第19項の期間とする。以下この項、次項及び附則第7項において同じ。）から、次項に規定する法人の寄附の促進を図るための措置に組み替えるものとする。

5　市税条例第8条第3号又は第4号の市民税の納税義務者が、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する事業年度において次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円以上である場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度（以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の市民税額（名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の69（当該寄附金が第1号に該当し、かつ、法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金にも該当する場合には100分の39）に相当する額（以下この項において「減免額」という。）を減免する。この場合において、当該減免額が、当該納税義務者の当該寄附金支出事業年度の市民税額の100分の2.5に相当する額を超えるときは、当該減免額は、当該100分の2.5に相当する額とする。

(1) 本市に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の17に規定する共同募金会（その主たる事務所を愛知県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（愛知県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）

(3) 法人税法第37条第3項第2号及び同条第4項に規定する寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第2項に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この号において「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する当該認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（次号

に掲げる寄附金を除く。）のうち、市税条例第18条第４項に規定する寄附金を受け入れる者に対するもの

(4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下この号において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第８号）で定める者に対するもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

6　法人税割の納税義務者について前項の規定の適用がある場合には、同項の規定により減免すべき額を、まず法人税割額から減免し、なお減免しきれない額があるときは、当該減免しきれない額を均等割額から減免する。

（法人の市民税の減免に係る申請）

7　附則第５項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、市税条例第30条の法人の市民税の申告書（法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合を含む。）及び同法第144条の３第１項（同法第144条の４第１項の規定が適用される場合を含む。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が提出する法人の市民税の申告書並びに法第321条の８第２項の申告書を除く。）の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に寄附金の額並びに寄附の相手方及び年月日を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(1) 納税義務者の所在地及び名称

(2) 事業年度の期間

(3) 寄附金の額

(4) 減免を受けようとする額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

2　この条例による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成31年４月１日以後に終了する事業年度分の法人の市民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の８第19項の期間に係る法人の市民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び同日前に終了した同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3　名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第３条を削り、第４条を第３条とし、第５条を第４条とする。

附則第２条中「並びに第３条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例」を削る。

附則第４条第１項中「第４条」を「第３条」に改め、同条第２項中「第５条」を「第４条」に改める。

名古屋市アセットマネジメント基金条例をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市アセットマネジメント基金条例

（設置の目的）

第１条　アセットマネジメントの推進を図るため、名古屋市アセットマネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（益金の処理）

第４条　基金から生じる収益は、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、アセットマネジメントの推進に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（運用）

第６条　市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第 101号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第21条の 5の15第 2項第 1号」を「第21条の 5の15第 3項第 1号、法第21条の 5の17第 1項各号」に、「第21条の 5の18第 1項及び第 2項」を「第21条の 5の19第 1項及び第 2項」に改める。

第 2条中「第54条の 5」の次に「、省令第54条の 9」を加え、「第71条及び省令第71条の 4」を「第71条、省令第71条の 2及び省令第71条の 6」に改める。

第 4条中「行う者（」の次に「指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び」を加える。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第 102号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第21条の 5の15第 2項第 1号」を「第21条の 5の15第 3項第 1号」に、「第24条の 9第 2項」を「第24条の 9第 3項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第22号

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4号及び第 9条第 1項中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 2日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1中

「

B	A階層を除き、当該年度分（ 1月から 8月までにあっては前年度分）の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯		3,000円
C1	A階層を除き、当該年度分（ 1月から 8月までにあっては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	77,101 円未満	12,900 円
C2		77,101 円以上 211,201 円未満	19,300 円
C3		211,201 円以上 270,901 円未満	20,900 円
C4		270,901 円以上	21,900 円

」

を

「

B	A階層を除き、当該年度分（ 1月から 8月までにあっては前年度分）の市町村民税非課税の世帯		2,500円
C1	A階層を除き、当該年度分（ 1月から 8月までにあっては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯		3,000円
C2	A階層を除き、当該年度分（ 1月から 8月までにあっては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	43,800 円未満	4,300 円
C3		43,800 円以上 77,101 円未満	8,900 円
C4		77,101 円以上 110,000 円未満	15,900 円
C5		110,000 円以上 211,201 円未満	19,300 円
C6		211,201 円以上 270,901 円未満	20,900 円
C7		270,901 円以上	21,900 円

」

に改め、同表備考第 3項中「Ｃ 4 階層」を「Ｃ 7 階層」に改め、同表備考第 4項中「Ｃ 2 階層」を「Ｃ 5 階層」に改め、同表備考第 5項第 1号ただし書中「Ｂ階層」の次に「及びＣ 1 階層」を加える。

別表第 2備考中「Ｃ 4 階層」を「Ｃ 7 階層」に改める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第24号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市正色第一保育園	名古屋市中川区下之一色町字中ノ切63番地の 1
〃	名古屋市正色第二保育園	名古屋市中川区下之一色町字宮分23番地
〃	名 古 屋 市 港 保 育 園	名古屋市港区港栄三丁目18番10号

」を

」

「

〃	名古屋市正色保育園	名古屋市中川区下之一色町字宮分79番地の 1
〃	名古屋市港保育園	名古屋市港区築盛町93番地の 1

」に、

「

〃	名古屋市神松保育園	名古屋市南区神松町 1丁目12番地
〃	名古屋市土古保育園	名古屋市港区土古町 2丁目23番地

」を

「

〃	名古屋市神松保育園	名古屋市南区神松町 1丁目12番地

」に、

「

〃	名古屋市牧野池保育園	名古屋市名東区牧の里三丁目701番地
〃	名古屋市茶屋保育園	名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の 6

」を

「

〃	名古屋市牧野池保育園	名古屋市名東区牧の里三丁目701番地

」に

改める。

附　則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市正色第一保育園、名古屋市正色第二保育園及び名古屋市港保育園

に係る部分は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市子ども・親総合支援基金条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第25号

名古屋市子ども・親総合支援基金条例

（設置の目的）

第 1条　子ども・親総合支援の推進を図るため、名古屋市子ども・親総合支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2条　基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

（管理）

第 3条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（益金の処理）

第 4条　基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

（処分）

第 5条　基金は、子ども・親総合支援の推進に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（運用）

第 6条　市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

（委任）

第 7条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 2号ただし書中「第50条第 2号」の次に「又は第55条の 2第 1項第 2号」を加える。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市指定難病審査会条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市指定難病審査会条例

（趣旨）

第 1条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第 121号）に定めるもののほか、名古屋市指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（組織）

第 2条　審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

（臨時委員）

第 3条　臨時委員は、法第 5条第 1項に規定する指定難病に関し学識経験のある者（法第 6条第 1項に規定する指定医である者に限る。）のうちから、調

査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2　臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

（会議）

第 4条　審査会の会議は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。

2　審査会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 5条　審査会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

2　部会は、審査会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審査会に報告する。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　部会に部会長を置き、会長が指名する。

5　部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

（庶務）

第 6条　審査会の庶務は、健康福祉局において行う。

（委任）

第 7条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1条　この条例は、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 111条第 1項から第 3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第 2条　前条の基準は、この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第 5号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第42条第 2項（省令第54条において準用する場合を含む。）中「 2年間」とあるのは、「 2年間（第 3号に掲げる記録にあっては、 5年間）」と読み替えるものとする。

（食料及び飲料水の備蓄）

第 3条　介護医療院は、非常災害に備え、入所者及び従業者の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

（暴力団の排除）

第 4条　介護医療院は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第 5条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第29号

保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例

（保健所運営協議会条例の一部改正）

第 1条　保健所運営協議会条例（昭和28年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市保健所運営協議会条例

第 1条中「保健所運営協議会」を「名古屋市保健所運営協議会」に改める。

第 2条及び第 3条を削り、第 4条を第 2条とし、第 5条から第 8条までを2条ずつ繰り上げる。

第 9条中「その置かれた保健所」を「健康福祉局」に改め、同条を第 7条とし、第10条を第 8条とする。

（名古屋市感染症診査協議会条例の一部改正）

第 2条　名古屋市感染症診査協議会条例（平成11年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「。以下「法」という。」を削り、「感染症の診査に関する協議会」を「名古屋市感染症診査協議会」に改め、「設置、」を削る。

第 2条及び第 3条を削り、第 4条を第 2条とし、第 5条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

（名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部改正）

第 3条　名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例（平成18年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「当該病院の所在する場所を所管区域とする」を削る。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第30号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,068人」を「 1,025人」に改める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例

（名古屋市老人福祉施設条例の一部改正）

第 1条　名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

（名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第 2条　名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

（名古屋市保護施設条例の一部改正）

第 3条　名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

第 4条第 1項中「名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「笹島寮等」を「名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「植田寮等」に改める。

第 5条中「笹島寮等」を「植田寮等」に改める。

第 7条中「名古屋市笹島寮」を「名古屋市植田寮（以下「植田寮」という。）及び名古屋市笹島寮」に改め、同条第 2号及び第 3号中「笹島寮」を「植田寮及び笹島寮」に改める。

附　則

1　この条例は、平成31年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1条及び第 2条の規定、第 3条中名古屋市保護施設条例第 2条第 2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2　第 3条の規定による改正後の名古屋市保護施設条例第 5条の規定による名古屋市植田寮の指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例32号

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 1条　名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第70条第 2項第 1号」の次に「、法第72条の 2第 1項各号」を加える。

第 2条の表第39条第 2項の項中「第39条第 2項」の次に「（第39条の 3において準用する場合を含む。）」を加え、同表第 104条の 3第 2項の項中「第 104条の 3第 2項」の次に「（第 105条の 3において準用する場合を含む。）」を加え、同表第 139条の 2第 2項（第 140条の13において準用する場合を含む。）の項中「第 140条の13」の次に「及び第 140条の15」を加え

る。

（名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 2条　名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 4項第 1号」の次に「、法第78条の 2の 2第 1項各号」を加える。

第 2条第 1項の表第36条第 2項の項中「第36条第 2項」の次に「（第37条の 3において準用する場合を含む。）」を加える。

（名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3条　名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 115条の 2第 2項第 1号」の次に「、法第 115条の 2の 2第 1項各号」を加える。

第 2条の表第37条第 2項の項及び同表第 106条第 2項の項を削り、同表第 141条第 2項（第 159条において準用する場合を含む。）の項中「第 159条」の次に「及び第 166条」を加える。

第 3条第 2項中「介護予防通所介護又は」を削る。

（名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 4条　名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第36条第 3項第 1号」の次に「、法第41条の 2第 1項各号」を加える。

附　則

1　この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「旧介護保険法」という。）第 8条の 2第 2項に規定する介護予防訪問介護又は旧介護保険法第 8条の 2第 7項に規定する介護予防通所介護については、第 3条の規定による改正前の名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 2条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（平成20年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2条の次に次の 2条を加える。

（仮徴収額の変更）

第 2条の 2　市長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第 318号）第21条の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第 110条において準用する介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「準用介護保険法」という。）第 140条第 1項に規定する被保険者について、第 1号に掲げる額と第 2号に掲げる額とが異なる場合には、準用介護保険法第 140条第 2項の規定により、第 2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の 6月 1日から 7月31日まで及び 8月 1日から 9月30日までの間において、それぞれ特別徴収の方法に

よって徴収するものとする。

(1) 準用介護保険法第 140条第 1項の規定により徴収する保険料額

(2) 当該年度の前年度分の保険料の額を12（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、その発生した日の属する月から当該前年度の 3月までの月数）で除して得た額に 2を乗じて得た額（当該金額に 100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

第 2条の 3　市長は、当該年度の初日の属する年の 6月 1日から 9月30日までの間において、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、前条第 2号に掲げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第 3条第 1項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第 110条において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）」を「準用介護保険法」に、「前条第 1項」を「第 2条第 1項」に改め、同条第 4項中「前条第 3項」を「第 2条第 3項」に改め、同条第 5項中「前条」を「第 2条」に改める。

附　則

1　この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例第 2条の 2及び第 2条の 3の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第34号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 6条の 2第 1項中「及び法第53条第 1項に規定する居宅要支援被保険者」を削り、同条第 3項中「第49条の 2」を「第49条の 2第 1項」に改め、「及び法第59条の 2に規定する居宅要支援被保険者」を削り、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項の次に次の 1項を加える。

4　法第49条の 2第 2項に規定する要介護被保険者について第 2項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「 100分の90」とあるのは、「 100分の70」とする。

第 6条の 3第 3項中「前 2項」を「前 3項」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第 2項の次に次の 1項を加える。

3　市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、配食サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた特別給付対象者が

受ける配食サービスについて前条第 4項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「 100分の70」とあるのは、「 100分の70を超え 100分の 100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

第 7条第 1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第 1号及び第 2号中「31,829円」を「34,514円」に改め、同項第 3号中「45,974円」を「49,853円」に改め、同項第 4号中「53,047円」を「57,522円」に改め、同項第 5号中「60,120円」を「65,192円」に改め、同項第 6号中「70,729円」を「76,696円」に改め、同項第 7号中「74,266円」を「80,531円」に改め、同号アを次のように改める。

ア　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第1項第 1号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が80万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第 7条第 1項第 8号中「77,802円」を「84,366円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第 9号中「88,412円」を「95,870円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第10号中「 106,094円」を「 115,044円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第11号中「 120,240円」を「 130,384円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第12号中「 134,386円」を「 145,723円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第13号中「 148,531円」を「 161,062円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第14号中「 162,677円」を「 176,401円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第15号中「 176,823円」を「 191,740円」に改め、同条第 2項各号列記以外の部分中「第 7条第 1項第 1号」を「前項第 1号」に改め、同項第 1号中「第 7条第 1項第 1号」を「前項第 1号」に、「 3,537円」を「 3,835円」に改め、同項第 2号中「第 7条第 1項第 2号」を「前項第 2号」に、「 3,537円」を「 3,835円」に

改める。

第 8条中「（以下この条において「前年度分」という。）」を削り、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第 226号）」を加え、「前年度分の市町村民税に係る」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の」に、「及び所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2項第 1号」を「、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2項第 1号に掲げる金額及び同号」に改める。

第18条第 1項の表 9の項中「介護老人保健施設」という。）」の次に「又は同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）」を、「24の項」の次に「又は24の 2の項」を加え、同表中

「

23	介護老人福祉施設に係る指定の申請	45,000円
24	介護老人保健施設に係る開設の許可の申請	

」

を

「

23	介護老人福祉施設に係る指定の申請	45,000円
24	介護老人保健施設に係る開設の許可の申請	
24の2	介護医療院に係る開設の許可の申請	

」

に改め、同表31の項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を、「24の項」の次に「又は24の 2の項」を加え、同表中

「

38	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 8条の 2第 2項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防訪問介護を訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護と一体的に行うために 1の項又は13の項の申請と同時に行う申請を除く。）
39	旧介護保険法第 8条の 2第 7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防通所介護を通所介護又は地域密着型通所介護と一体的に行うために 6の項又は15の項の申請と同時に行う申請を除く。）

」を

「

38	削除
39	削除

」に改め、同表48の項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「63の項」の次に「、63の 2の項」を加え、同表中

「

63	介護老人保健施設に係る許可の更新の申請

」を

「

63	介護老人保健施設に係る許可の更新の申請
63の2	介護医療院に係る許可の更新の申請

に改め、

」

同表71の項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「63の項」の次に「、63の 2の項」を加え、同表78の項及び79の項を削る。

第21条中「第 1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条中「介護給付費納付金」を「納付金」に改める。

附　則

1　この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第 6条の 2第 3項の改正規定（「第49条の 2」を「第49条の 2第 1項」に改める部分に限る。）、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項の次に 1項を加える改正規定及び第 6条の 3の改正規定は、同年 8月 1日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定中保険料に関する部分は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第35号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会（第 2条）」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会（第 2条・第 2条の 2）」に改める。

第 1条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第 2章の章名を次のように改める。

第 2章　国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条第 1項中「名古屋市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に、「次の各号」を「次」に改め、第 2章中同条を第 2条の 2とし、同条の前に次の 1条を加える。

（名称）

第 2条　国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）第11

条第 2項の規定に基づき本市に置く国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、名古屋市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 7条中「国民健康保険法（昭和33年法律第 192号。以下「法」という。）」を「法」に、「基き」を「基づき」に改める。

第11条の 2中「基礎賦課額」の次に「（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号。以下「政令」という。）第29条の 7第 1項第 1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）」を、「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「（同項第 2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）」を加え、「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号。以下「政令」という。）第29条の 7第 1項に規定する」を削り、「介護納付金賦課被保険者」の次に「（同項第 3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）」を、「介護納付金賦課額」の次に「（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ　国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の 7第 1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下「事業費納付金」という。）の納付に要する費用（愛知県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成 9年法律第 123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充て

る部分を除く。）の額

ウ　法第81条の 2第 4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第81条の 2第 9項第 2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るものを除く。）の額

イ　法第74条の規定による補助金の額

ウ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

エ　法第75条の 2第 1項の国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第 1項に規定

する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

オ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第13条第 3項中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条第 4項中「の 100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第 9条第 5項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条中「の 100分の50に相当する額」を「に 1を当該年度における所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第15条の 2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号及び附則第 9条において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ウ　その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の 2の 3第 4項中「の 100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第10条第 3項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条の 2の 4中「の 100分の50に相当する額」を「に 1を当該年度における所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第15条の 2の 5各号を次のように改める。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号及び附則第14条において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ウ　その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の 4第 3項中「の 100分の50に相当する額」を「に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第11条第 3項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第15条の 5中「の 100分の50に相当する額」を「に 1を当該年度における所得係数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第16条中「平成 9年法律第 123号。」を削り、同条ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 2条中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用」を「事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）」に改め、同条第 1号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる費用の額の合算額

ア　事業費納付金の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額の 100分の92に相当する額

イ　高齢者医療確保法の規定による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）に要する費用（特定健康診査等の事務の執行に要する費用を除く。以下同じ。）の額から保険給付費等交付金（特定健康診査等に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額

ウ　出産育児一時金の支給に要する費用の額からその費用のための国からの収入の額を控除した額の 3分の 1に相当する額及び葬祭費の支給に要する費用の額の合算額

エ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金の償還に要する費用の額のうち当該年度前の年度において賦課すべきであった保険料の額を勘案して市長が定める額

附則第 9条を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課総額の特例）

第 9条　後期高齢者支援金等賦課総額は、第15条の 2の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の

100分の92に相当する額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額に同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

附則第14条を次のように改める。

（介護納付金賦課総額の特例）

第14条　介護納付金賦課総額は、第15条の 2の 5の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の 100分の92に相当する額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額に同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

附　則

1　この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第36号

名古屋市障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 1号ただし書中「第50条第 2号」の次に「又は第55条の 2第 1項第 2号」を加える。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第37号

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1条　病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第 2項中「第52条第 1項」を「第52条の 2第 1項」に、「同条第 5項」を「省令第52条第 5項」に、「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

附則第 3項中「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

附則第 4項中「第53条」を「第53条の 2第 1項」に、「平成30年 3月31日」を「平成36年 3月31日」に改める。

（病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2条　病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例（平成30年名古屋市条例第 2号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項を附則第 4項とし、附則第 2項の見出しを削り、同項を附則第3項とし、附則第 1項の次に次の見出し及び 1項を加える。

（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

2　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第54条の 2第 1項に規定する診療所に係るこの条例の適用については、平成30年 4月 1日から平成36年 3月31日までの間、「並びに省令第21条の 4」とあるのは、「、省令第21条の 4並びに省令第54条」とする。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、公布の日から施行する。

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第38号

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例（平成21年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の３号を加える。

(4) 法第27条の２第１項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料　　120,000円

(5) 法第27条の３第１項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

合併・分割承認申請手数料　　120,000円

(6) 法第27条の４第１項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査

相続承認申請手数料　　120,000円

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第39号

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例（平成16年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第40号

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第34条中「掲げる」の次に「認定又は」を加える。

別表中

「

種　別	取　　扱　　区　　分	手　数　料

」

を

「

種　別	取　　扱　　区　　分	手　数　料
２以上の事業者による	法第12条の７第１項の規定に基づく２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特	147,000円

産業廃棄物の処理に係る特例の認定	例の認定の申請に対する審査	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000円

」

に改める。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第41号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「11,658人」を「11,619人」に改め、同条第３号中「2,301人」を「2,281人」に改め、同条第４号中「4,205人」を「4,219人」に改め、同条第５号中「1,541人」を「1,565人」に改め、同条第６号中「2,409人」を「2,418人」に改め、同条第７号中「10,682人」を「10,694人」に改め、同条第11号中「18人」を「14人」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第42号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市大杉コミュニティセンター	名古屋市北区大杉三丁目20番19号

」を

「

名古屋市大杉コミュニティセンター	名古屋市北区大杉三丁目20番19号
名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福徳町４丁目37番地の８

」に、

「

名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号

」を

「

名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号
名古屋市松原コミュニティセンター	名古屋市中区松原二丁目22番24号

」に

改める。

附　則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第43号

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員	日額　12,600円	8級	防災危機管理局
2	国民保護協議会委員	日額　12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会			総務局
	会長	日額　15,300円	8級	
	委員	日額　13,500円	8級	
4	情報保護アドバイザー	日額　12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額　12,600円	8級	
6	行政不服審査会			
	会長	日額　15,300円	8級	
	委員及び臨時委員	日額　13,500円	8級	
7	公文書等専門委員	日額　12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額　15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額　12,600円	8級	
10	職員倫理審査会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
11	職員傷病審議会委員	日額　19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会			
	会長	日額　15,300円	8級	
	委員	日額　13,500円	8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
14	男女平等参画苦情処理委員	日額　12,600円	8級	
15	男女平等参画審議会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
16	入札監視等委員会委員	日額　12,600円	8級	財政局
17	空家等対策審議会			市民経済局
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
18	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
19	指定特定非営利活動法人審査会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
20	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
21	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
22	中央卸売市場運営協議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
23	市場取引委員会委員及び臨時委	日額　12,600円	8級	

	員			
24	情報公開審査会 　会長及び委員長 　委員	 日額　15,300円 日額　13,500円	 8級 8級	
25	個人情報保護審議会 　会長 　委員	 日額　15,300円 日額　13,500円	 8級 8級	
26	国際展示場新第１展示館整備事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	観光文化交流局
27	伝統的建造物群保存地区保存審議会 　会長 　委員及び臨時委員	 日額　13,500円 日額　12,600円	 8級 8級	
28	環境審議会委員及び専門委員	日額　12,600円	8級	環境局
29	地域環境審議会委員	日額　11,700円	7級	
30	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額　12,600円	8級	
31	公害健康被害認定審査会委員	日額　19,800円	8級	
32	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
33	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	健康福祉局
34	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
35	民生委員推薦会委員	日額　12,600円	8級	
36	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額　12,600円	8級	
37	介護認定審査会委員	日額　16,200円	8級	
38	福祉有償運送運営協議会委員	日額　12,600円	8級	
39	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
40	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
41	精神医療審査会委員	日額　19,800円	8級	
42	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額　12,600円	8級	
43	精神保健指定医	日額　19,800円	8級	
44	透析療法審査委員会委員	日額　10,000円	8級	
45	障害支援区分認定等審査会委員	日額　16,200円	8級	
46	国民健康保険運営協議会委員	日額　12,600円	8級	
47	保健所運営協議会委員	日額　12,600円	8級	
48	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
49	感染症診査協議会			

	委員	日額　12,600円	8級	
	部会委員	日額　19,800円	8級	
50	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額　19,800円	8級	
51	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額　12,600円	8級	
52	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額　19,800円	8級	
53	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額　12,600円	8級	
54	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	子ども青少年局
55	子育て支援企業認定審査会委員	日額　12,600円	8級	
56	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
57	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
58	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額　12,600円	8級	
59	児童虐待事例検証委員会委員	日額　12,600円	8級	
60	障害児保育指導委員会委員	日額　12,600円	8級	
61	都市計画審議会			住宅都市局
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員、臨時委員及び専門委員	日額　12,600円	8級	
62	都市高速道路調査専門委員	日額　15,300円	8級	
63	広告・景観審議会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
64	交通問題調査会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
65	建築紛争調停委員会委員	日額　12,600円	8級	
66	建築審査会			
	会長	日額　15,300円	8級	
	委員	日額　13,500円	8級	
67	開発審査会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
68	土地利用審査会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
69	土地区画整理審議会			
	会長	日額　13,500円	8級	
	委員	日額　12,600円	8級	
70	土地区画整理事業評価員	日額　12,600円	8級	

71	市街地再開発審査会 　会長 　委員	 日額　13,500円 日額　12,600円	 8級 8級	
72	久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会 　会長 　委員及び臨時委員	 日額　13,500円 日額　12,600円	 8級 8級	
73	放置自動車廃物判定委員会委員	日額　12,600円	8級	緑政土木局
74	自転車等駐車対策協議会委員	日額　12,600円	8級	
75	緑の審議会 　会長 　委員及び専門委員	 日額　13,500円 日額　12,600円	 8級 8級	
76	東山動植物園再生専門委員	日額　12,600円	8級	
77	産業教育審議会 　委員 　専門員	 日額　12,600円 日額　5,400円	 8級 8級	教育委員会事務局
78	いじめ対策検討会議 　会長 　委員	 日額　13,500円 日額　12,600円	 8級 8級	
79	社会教育委員	日額　12,600円	8級	
80	スポーツ推進委員	年額　19,800円	6級	
81	スポーツ推進審議会委員	日額　12,600円	8級	
82	文化財調査委員会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	
83	図書館協議会委員	日額　12,600円	8級	
84	博物館協議会委員	日額　12,600円	8級	
85	美術館協議会委員	日額　12,600円	8級	
86	科学館協議会委員	日額　12,600円	8級	
87	指定管理者選定委員会委員及び臨時委員	日額　12,600円	8級	関係局

備考　旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の職員）

番号	区分	報酬の額	費用弁償		所管
			旅費	その他	
1	防災危機管理事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	防災危機管理局
2	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	月額　2,262円	
3	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあっては、その級に準ずる。		
4	秘書事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	市長室
5	庁用自動車事務嘱託員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
6	広報嘱託員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
7	広報事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
8	建築営繕嘱託員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	総務局
9	庁舎管理嘱託員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
10	市政資料館館長	月額　582,500円	9級	通勤費用	
11	市政資料館専門調査員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
12	市政資料館調査員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
13	庁舎設備保全嘱託員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
14	情報化推進参与	日額　15,630円	8級		
15	庶務事務嘱託員	1時間　930円	4級	通勤費用（臨職）	
16	職員研修室嘱託員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
17	再雇用嘱託員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
18	長期休職者代替嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
19	総括産業医	月額　117,000円	7級		
20	産業医	1回　21,400円	7級		
21	総括衛生管理医師	月額　21,400円	7級		
22	衛生管理医師	時給　21,400円	7級		
23	安全衛生管理嘱託員 保健師又は臨床心理士	月額　257,000円	4級	通勤費用	

	その他の者	月額　211,800円	4級	通勤費用	
24	男女平等参画推進センター専門相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
25	東京事務所嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
26	名古屋市政策顧問	日額　15,630円	9級	通勤費用（臨職）	財政局
27	管財事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
28	税務事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
29	市民相談幹	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	市民経済局
30	個人情報・情報公開嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
31	電話交換嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
32	区民サービス嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
33	区民サービス協力員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
34	集配嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
35	区役所総務事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
36	地域力推進事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
37	証明書交付センター嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
38	市民活動推進センター嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
39	地域安全指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
40	労働相談幹	月額　273,500円	4級	通勤費用	
41	通達員	月額とし、58.1円に受持世帯数を乗じて得た額に、2.8円から17.8円までの範囲で任命権者が定める額に臨時の配布物数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	月額　9,000円	
42	地域コミュニティ活性化支援員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
43	区政協力委員 市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計 区区政協力委員協議会議長及び副議長 学区区政協力委員会委員長 区政協力委員		 8級 7級 5級 4級	 月額　3,156円 月額　3,156円 月額　3,156円 月額　2,262円	
44	交通指導員	月額　79,400円	4級	月額　9,000円	
45	交通安全教育指導員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
46	客引き行為等対策主任指導員	月額　273,500円	4級	通勤費用	

47	客引き行為等対策指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
48	客引き行為等対策推進員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
49	犯罪被害者等支援相談員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
50	犯罪被害者等支援員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
51	人権企画嘱託員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
52	人権啓発嘱託員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
53	文化センター事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
54	海外展開・誘致推進専門員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
55	地域商業事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
56	中小企業経営情報相談員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
57	計量検査業務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
58	消費生活事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
59	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
60	消費生活指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
61	消費生活相談員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
62	消費者教育コーディネーター	月額　211,800円	4級	通勤費用	
63	消費生活センター情報アドバイザー	日額　8,980円	4級	通勤費用（臨職）	
64	中央卸売市場本場青果部取引指導監視員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
65	中央卸売市場本場水産物部取引指導監視員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
66	中央卸売市場本場取引業務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
67	中央卸売市場本場庁舎管理嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
68	中央卸売市場本場事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
69	中央卸売市場北部市場青果部取引指導監視員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
70	中央卸売市場北部市場水産物部取引指導監視員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
71	中央卸売市場北部市場取引業務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
72	中央卸売市場南部市場嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
73	中央卸売市場南部市場事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
74	工業研究所事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
75	国際交流員	月額　370,800円	4級	通勤費用	観光文化交流局
76	国際交流専門員	月額　302,300円	4級	通勤費用	

77	外事専門員	1時間　1,230円	4級	通勤費用（臨職）	
78	渉外事務協力員	1時間　1,100円	4級	通勤費用（臨職）	
79	文学嘱託員	日額　12,750円	4級	通勤費用（臨職）	
80	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額　12,600円	8級		
81	名古屋城施設管理嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
82	名古屋城学芸事務嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
83	名古屋城事務嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
84	名古屋城整備嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
85	名古屋城整備学芸事務嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
86	衛生管理嘱託員	月額　273,500円	4級	通勤費用	環境局
87	生物多様性推進参与	日額　15,630円	8級		
88	生物多様性相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
89	生物多様性市民協働推進員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
90	生物多様性専門員	1時間　2,040円	4級	通勤費用（臨職）	
91	省エネルギー指導員	日額　15,000円	4級		
92	環境推進専門員	月額　302,300円	4級	通勤費用	
93	環境学習相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
94	学校環境学習支援員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
95	公害対策相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
96	石綿対策指導監視員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
97	公害健康被害者家庭療養指導保健師	1回　3,000円	4級	通勤費用（臨職）	
98	公害保健嘱託医	日額　21,400円	7級		
99	環境保健事業指導保健師	月額　273,500円	4級	通勤費用	
100	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
101	減量推進用車両運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
102	減量推進事務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
103	南リサイクルプラザ（プラザ棟）管理業務嘱託員	1時間　1,999円 （備考第3項の適用を受ける者　1,875円）	4級	通勤費用	
104	南リサイクルプラザ（プラザ棟）業務嘱託員	1時間　1,894円 （備考第3項の適用を受ける者　1,776円）	4級	通勤費用	
105	事業者環境推進員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受	4級	通勤費用	

		ける者　241,000円）			
106	西資源センター管理業務嘱託員	1時間　2,054円（備考第3項の適用を受ける者　1,929円）	4級	通勤費用	
107	路上禁煙等指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
108	不良堆積物対策推進員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
109	不良堆積物対策支援員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
110	資源収集嘱託員	1時間　2,054円（備考第3項の適用を受ける者　1,929円）	4級	通勤費用	
111	処分場管理運営嘱託員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
112	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			健康福祉局
113	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			
114	社会福祉法人会計指導嘱託員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
115	生活保護居宅生活支援員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
116	福祉施設精神保健相談員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
117	滞納整理嘱託員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
118	高齢者措置事務嘱託員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
119	保護援護生活相談員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
120	訪問活動支援員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
121	福祉制度案内嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
122	介護保険給付・地域包括ケア事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
123	介護保険認定事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
124	介護保険給付適正化事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
125	介護保険サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
126	いのちの支援嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
127	ひきこもり支援コーディネート嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
128	依存症相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用	

129	自立支援医療費審査支払事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
130	補装具費支給制度等適正化事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
131	障害者職業能力開発プロモーター	月額　257,000円	4級	通勤費用
132	障害福祉サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
133	障害福祉サービス費等審査支払事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
134	障害者総合支援法施行事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
135	医療・介護扶助事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
136	生活保護就労支援員	月額　257,000円	4級	通勤費用
137	生活保護年金等調査員	月額　257,000円	4級	通勤費用
138	生活保護施術給付適正化推進員	月額　257,000円	4級	通勤費用
139	生活困窮者自立支援事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
140	中国残留邦人等支援・相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用
141	生活保護債権管理嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
142	特定健診等業務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
143	後期高齢者医療事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
144	後期高齢者医療徴収事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
145	福祉医療事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
146	中央看護専門学校嘱託教員	月額　257,000円	4級	通勤費用
147	自立支援健康相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用
148	予防接種相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用
149	ＨＩＶ相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用
150	難病等保健福祉相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用
151	保健所嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
152	保健所看護師嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
153	高齢者福祉相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
154	地域ケア推進嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
155	介護保険認定適正化事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
156	保健福祉相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
157	援護事業・保護施設事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
158	医療安全相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
159	医療施設事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用

		（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）		
160	結核対策推進員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
161	感染症対策支援員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
162	健康増進支援事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
163	クオリティライフ21城北嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
164	食品衛生検査所嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
165	食の安全・安心推進嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
166	生活保護事務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用
167	環境衛生嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用
168	火葬業務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用
169	斎場受付業務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用
170	食肉衛生検査所嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
171	動物愛護センター嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
172	中央看護専門学校嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
173	福祉施設嘱託員			
	看護師	月額　257,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額　257,000円	4級	通勤費用
	管理栄養士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	理学療法士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	作業療法士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	介護員	月額　228,000円	4級	通勤費用
	指導員	月額　228,000円	4級	通勤費用
	雑役人	月額　228,000円	4級	通勤費用
	運転管理業務員	月額　228,000円	4級	通勤費用
174	福祉施設嘱託医師	日額　21,400円		
175	福祉施設嘱託理学療法士	日額　10,400円		
176	福祉施設嘱託作業療法士	日額　10,400円		
177	福祉施設嘱託言語聴覚士	日額　10,400円		
178	厚生院嘱託医			
	病理業務	日額　50,000円		
	麻酔業務	日額　50,000円		
	医療業務	日額　49,400円		
	救護業務	日額　49,400円		
	当直業務	日額　26,500円		
179	厚生院嘱託剖検補助者	日額　10,400円		
180	厚生院嘱託言語聴覚士	日額　10,400円		
181	厚生院嘱託音楽療法士	日額　10,400円		

182	社会福祉施設時間制従事員				
	看護師	1時間	1,150円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（指導主任）	1時間	1,495円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（主任）	1時間	1,330円		通勤費用（臨職）
	准看護師	1時間	1,100円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（指導主任）	1時間	1,370円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（主任）	1時間	1,270円		通勤費用（臨職）
	厚生院の歯科衛生士	1時間	1,330円		通勤費用（臨職）
	厚生院の介護員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護補助員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の運転管理業務員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
183	社会福祉事務所嘱託医	月額	117,000円	7級	
184	民生委員				
	市民生委員連盟理事長及び副理事長			8級	月額　3,156円
	区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長			7級	月額　3,156円
	民生委員協議会会長			5級	月額　3,156円
	民生委員			4級	月額　2,262円
185	認知症施策推進参与	日額	15,630円	8級	
186	身体障害者相談員	年額	58,700円	4級	
187	知的障害者相談員	年額	58,700円		
188	手話通訳者及び点訳者	月額	257,000円	4級	通勤費用
189	知的障害者更生相談所嘱託医	日額	49,400円		
190	精神保健福祉センター特定相談員	日額	21,400円	7級	
191	身体障害者更生相談所判定医師	日額	21,400円		
192	精神障害者保健福祉手帳等判定医	日額	21,400円		
193	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額	21,400円		
194	精神保健福祉センターこころの健康電話相談員	日額	13,300円		
195	精神保健福祉センター臨床心理技術者	日額	13,300円		
196	精神保健福祉センター作業療法士	日額	13,300円		
197	知的障害者更生相談所嘱託判定員	日額	10,400円		
198	視聴覚障害情報支援員	1時間	2,040円	4級	
199	業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
200	障害者職場定着支援嘱託員	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）
201	生活保護適正実施推進支援員	月額	257,000円	4級	通勤費用
202	保護課嘱託医				
	内科	月額	117,000円		
	精神科	月額	117,000円		
	歯科	月額	117,000円		
203	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額	21,400円		
204	国民健康保険レセプト点検嘱託員	日額	12,240円	4級	通勤費用（臨職）
205	保健環境委員				
	市保健環境委員会会長及び副会長			8級	月額　3,156円

	区保健環境委員会会長及び副会長			7級	月額　3,156円	
	学区保健環境委員会会長			5級	月額　3,156円	
	学区保健環境委員会副会長			5級	月額　2,262円	
	保健環境委員			4級	月額　2,262円	
206	保健所嘱託医	日額	21,400円	7級		
207	中央看護専門学校学生相談員	日額	4,900円			
208	中央看護専門学校カウンセラー	1時間	4,900円			
209	中央看護専門学校司書	1時間	1,070円		通勤費用（臨職）	
210	中央看護専門学校実習指導員・代替教員					
	保健師及び助産師（指導主任）	1時間	1,545円		通勤費用（臨職）	
	保健師及び助産師（主任）	1時間	1,375円		通勤費用（臨職）	
	保健師及び助産師	1時間	1,190円		通勤費用（臨職）	
	看護師（指導主任）	1時間	1,535円		通勤費用（臨職）	
	看護師（主任）	1時間	1,365円		通勤費用（臨職）	
	看護師	1時間	1,180円		通勤費用（臨職）	
211	中央看護専門学校非常勤講師	1授業時間	6,000円			
212	国民健康・栄養調査員					
	医師	日額	21,400円			
	管理栄養士	日額	6,400円			
	保健師その他	日額	6,400円			
213	介護予防推進員	1時間	1,330円	4級	通勤費用（臨職）	
214	女性福祉相談員					子ども青少年局
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	273,500円	4級	通勤費用	
215	児童虐待対応支援員					
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	273,500円	4級	通勤費用	
216	児童虐待対応員					
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	273,500円	4級	通勤費用	
217	トワイライト事業嘱託員	月額	273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
218	保育関連研修企画嘱託員	月額	273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
219	ひとり親家庭応援専門員	月額	273,500円	4級	通勤費用	
220	母子・父子自立支援員	月額	273,500円	4級	通勤費用	
221	保育所整備推進員	月額	273,500円	4級	通勤費用	

		（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）		
222	保育事業者支援コンサルタント	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
223	保育運営課嘱託員（栄養士）	月額　257,000円	4級	通勤費用
224	子育て支援課嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
225	障害児通所給付費等審査支払事務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
226	障害児通所支援事業所等指定指導事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
227	児童相談協力員			
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、257,000円に2,040円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用
	その他の者	月額　257,000円	4級	通勤費用
228	児童相談対応協力員	月額　257,000円	4級	通勤費用
229	一時保護対応協力員	月額　257,000円	4級	通勤費用
230	嘱託児童心理司			
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、257,000円に2,040円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用
	その他の者	月額　257,000円	4級	通勤費用
231	発達障害者支援センター嘱託ケースワーカー	月額　257,000円	4級	通勤費用
232	発達障害者支援センター嘱託セラピスト	月額　257,000円	4級	通勤費用
233	家庭復帰支援員	月額　257,000円	4級	通勤費用
234	児童福祉施設嘱託員			
	保健師	月額　257,000円	4級	通勤費用
	看護師	月額　257,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額　257,000円	4級	通勤費用
	保育士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	児童指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用
	栄養士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	言語聴覚士	月額　257,000円	4級	通勤費用
	相談業務に従事する者	月額　257,000円	4級	通勤費用
	心理判定業務に従事する者	月額　257,000円	4級	通勤費用
	調理又は雑役業務に従事する者	月額　228,000円	4級	通勤費用
	保育士業務補助	月額　228,000円	4級	通勤費用
	児童指導員業務補助	月額　228,000円	4級	通勤費用
235	保育案内人	月額　257,000円	4級	通勤費用
236	家庭的保育支援者	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
237	保健所子育て相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
238	里親委託等推進員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受	4級	通勤費用

		ける者　241,000円）		
239	玉野川学園学科指導嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
240	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
241	妊娠・出産期支援員	月額　257,000円	4級	通勤費用
242	地域療育センター嘱託ケースワーカー	月額　257,000円	4級	通勤費用
243	児童相談研修コーディネーター	月額　257,000円	4級	通勤費用
244	児童福祉債権管理嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
245	エリア支援保育所事業嘱託保健師	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
246	保育所等認可事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
247	通訳業務担当嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
248	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
249	配偶者暴力防止参与	日額　15,630円	8級	
250	児童虐待対策参与	日額　15,630円	8級	
251	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	 日額　21,400円 日額　49,400円		
252	児童福祉施設嘱託理学療法士	日額　10,400円		
253	児童福祉施設嘱託作業療法士	日額　10,400円		
254	児童福祉施設嘱託音楽療法士	日額　10,400円		
255	児童福祉施設嘱託言語聴覚士	日額　10,400円		
256	児童福祉施設嘱託セラピスト	日額　10,400円		
257	児童福祉施設心理療法嘱託員	日額　10,400円		
258	児童福祉施設嘱託放射線技師	日額　8,300円		
259	児童福祉施設嘱託臨床検査技師	日額　8,300円		
260	児童福祉施設嘱託歯科衛生士	日額　8,300円		
261	児童福祉施設時間制従事員 栄養士 雑役人 調理業務員	 1時間　1,040円 1時間　930円 1時間　930円		 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
262	児童福祉施設業務補助嘱託員	1時間　930円		通勤費用（臨職）
263	保育運営課嘱託栄養士	1時間　1,040円		通勤費用（臨職）
264	保育所嘱託職員 一般嘱託職員（保健師、助産師及び看護師（准看護師を除く。）） 一般嘱託職員（准看護師） 一般嘱託職員（午前９時30分以前又は午後４時30分以後における補助業務に従事する者に限る。） その他の一般嘱託職員、特	 1時間　1,140円 ～1,380円 1時間　1,050円 ～1,300円 1時間　1,100円 ～1,350円 1時間　950円		 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）

	別嘱託職員及び障害児対応嘱託職員	～1,200円			
265	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	 年額 402,500円 年額 251,600円			
266	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円			
267	母子父子寡婦福祉資金担当嘱託員	1時間 2,171円	4級		
268	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円			
269	子育てサロン従事者 マネージャー サブマネージャー コーディネーター	 1回 4,000円 1回 2,000円 1回 2,000円		 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）	
270	新生児・産婦訪問指導員	1回 3,700円		通勤費用（臨職）	
271	嘱託心理判定員	日額 10,400円			
272	３歳児検診等嘱託心理判定員	日額 10,400円			
273	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円			
274	児童虐待防止事業嘱託員（電話相談員）	日額 10,400円			
275	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円			
276	児童相談所日直電話対応嘱託員	日額 10,400円			
277	わかくさ学園保育補助員	1時間 1,075円			
278	玉野川学園非常勤講師	1時間 2,800円	4級	通勤費用（臨職）	
279	児童自立支援補助業務嘱託員	日額 13,410円	4級	通勤費用（臨職）	
280	地域療育センター嘱託看護師	日額 6,400円			
281	少年指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
282	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	通勤費用	
283	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
284	都市計画相談員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	住宅都市局
285	工事監理員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
286	庁舎電気設備管理員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
287	建築相談員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
288	住宅等認定業務嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
289	開発審査関係業務嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
290	宅地造成窓口相談員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
291	建築確認申請指導員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	

292	住宅関連業務嘱託員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
293	土地取引等調査事務嘱託員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
294	市街地整備等関連業務嘱託員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
295	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
296	住宅居住指導員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
297	景観アドバイザー	日額　12,600円	8級		
298	道路巡視員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	緑政土木局
299	補修作業員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
300	地域企画アドバイザー	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
301	土木アドバイザー	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
302	道路相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
303	道路監理嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
304	測量窓口相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
305	自転車対策推進員（主任）	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
306	自転車対策推進員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
307	用地補償アドバイザー	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
308	橋梁巡視員（主任）	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
309	橋梁巡視員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
310	河川相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
311	河川巡視員（主任）	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
312	河川巡視員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受	4級	通勤費用	

		ける者　241,000円）			
313	農政相談員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
314	農業センター嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
315	公園利用相談員（主任）	月額　273,500円	4級	通勤費用	
316	公園利用相談員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
317	緑化相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
318	公園用地管理嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
319	動物飼育嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
320	植物園嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
321	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	 年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。			
322	市会事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	市会事務局
323	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	教育委員会事務局
324	学事課事務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
325	幼児教育指導員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
326	ことばの指導推進員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
327	日本語学習支援コーディネーター	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
328	初期日本語集中教室企画指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
329	子ども適応相談センター主任相談員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
330	子ども適応相談センター相談	月額　257,000円	4級	通勤費用	

	員	（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）		
331	文化センター学習相談員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
332	生徒指導主任相談員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
333	生徒指導相談員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
334	主任教育相談員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
335	教育相談員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
336	教育センター研修指導員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
337	教員免許状更新講習主任指導員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
338	教員免許状更新講習指導員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
339	教育センター障害児指導員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
340	教育センター技術員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
341	教育センター調査研究員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
342	教育センター教育情報調査管理員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
343	教育サポートセンター主任指導員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
344	教育サポートセンター指導員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
345	教師力向上主任支援員	月額　273,500円（備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
346	教師力向上支援員	月額　257,000円（備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
347	学校事務センター事務支援員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
348	学校事務センター事務支援嘱託員	月額　228,000円（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用

349	スクールランチ指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
350	人権教育指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
351	生涯学習指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
352	少年スポーツ活動普及指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
353	スポーツ施設監視員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
354	学校施設開放指導員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
355	文化財調査員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
356	生涯学習運営員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
357	図書館奉仕調査員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
358	博物館調査研究員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
359	美術館調査員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
360	科学館調査員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
361	科学館教育指導員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
362	科学館統括運営員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
363	生涯学習施設等管理運営員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
364	旧学校施設等使用管理員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
365	高等学校事務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
366	給食費事務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用
367	野外教育施設指導員	月額　228,000円	4級	通勤費用
368	野外教育施設指導補助員	月額　211,800円	4級	通勤費用

369	野外教育施設看護員	月額	211,800円	4級	通勤費用
370	野外教育施設管理運営員	月額	211,800円	4級	通勤費用
371	母語学習協力員	月額	257,000円	4級	通勤費用
372	初期日本語集中教室指導員	月額	257,000円	4級	通勤費用
373	就労支援コーディネーター	月額	257,000円	4級	通勤費用
374	教職員保健指導員	月額	273,500円	4級	通勤費用
375	公有財産関係事務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
376	学校用務業務員（臨時）	月額	211,800円	4級	通勤費用
377	学校用務業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
378	学校給食調理業務員（臨時）	月額	211,800円	4級	通勤費用
379	図書館業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
380	教育事務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
381	特別支援学校実習業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
382	特別支援学校介助嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
383	学校業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
384	教育委員会事務局事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
385	就学奨励事務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
386	子ども応援委員会スクールポリス	1時間	2,040円	4級	通勤費用（臨職）
387	スクールカウンセラー	1時間	5,000円	4級	通勤費用（臨職）
388	日本語教育相談センターコンサルタント	1回	5,900円	4級	通勤費用（臨職）
389	栄日本語指導教室 主任学習講師 学習講師	 1回 1回	 6,400円 5,410円	 4級 4級	 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
390	特別支援教育スーパーバイザー	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）
391	特別支援教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
392	発達障害対応支援員	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
393	児童生徒看護介助員	1時間	1,700円	4級	通勤費用（臨職）
394	通級指導定着支援員	月額	228,000円	4級	通勤費用
395	高等学校外国人理数英語講師	月額	438,600円	5級	通勤費用
396	学校司書	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）
397	ことばのアドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
398	学校給食栄養士	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
399	名東高等学校外国人英語講師	月額	525,700円	5級	通勤費用
400	高等学校非常勤外国人講師	1時間	6,000円	4級	通勤費用
401	初任研拠点校指導嘱託員	月額	273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
402	高等学校嘱託講師	月額	209,700円 （備考第3項の適用を受ける者　196,900円）	4級	通勤費用
403	幼稚園嘱託講師	月額	214,500円 （備考第3項の適用を受ける者　201,500円）	4級	通勤費用
404	小学校・中学校・特別支援学校非常勤講師	1時間	2,800円	4級	通勤費用
405	高等学校非常勤講師 65分授業を担当する者 定時制課程（夜間）に勤務する者 45分授業を担当する者（全日制課程に限る。）	 1授業時間 1授業時間 1授業時間	 3,640円 2,920円 2,520円	 4級 4級 4級	 通勤費用 通勤費用 通勤費用

	その他の者	1授業時間 2,800円	4級	通勤費用
406	高等学校非常勤実習助手	1授業時間 1,750円	4級	通勤費用
407	幼稚園非常勤講師	1時間 1,680円	4級	通勤費用
408	学校事務センター給与事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用
409	小学校・中学校・特別支援学校事務支援員	月額 228,000円	4級	通勤費用
410	学校事務補助嘱託員	1時間 930円	4級	通勤費用（臨職）
411	小学校給食衛生等指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用
412	学校産業医	月額 200,000円	7級	
413	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
414	学校医			
	内科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	眼科及び耳鼻咽喉科	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	精神科	年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	精神科（特別支援学校）	年額 393,300円	7級	
415	小学校臨時専門医	1回につき、24,600円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
416	学校医補助者	1回 3,540円	4級	
417	学校歯科医	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
418	学校歯科医補助者			
	歯科衛生士	1回 6,490円	4級	
	歯科助手	1回 3,540円	4級	
419	学校薬剤師	年額とし、180,800円に2,950円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
420	地域学校安全指導員	日額 8,160円	4級	
421	稲武野外教育センター所長	月額 317,200円（備考第3項の適用を受ける者　299,500円）	7級	通勤費用
422	中津川野外教育センター所長	月額 317,200円（備考第3項の適用を受ける者　299,500円）	7級	通勤費用
423	野外教育センター宿日直代行員	1回 6,200円	4級	
424	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8級	
425	子ども適応相談センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	通勤費用（臨職）
426	子ども適応相談センターセラ	1回 18,500円	7級	通勤費用（臨職）

	ピスト				
427	部活動顧問 　小学校 　中学校	 月額　32,400円 月額　43,200円	 4級 4級		
428	文化財専門員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
429	文化財事務嘱託員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
430	見晴台考古資料館長	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
431	見晴台考古資料館運営嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	
432	見晴台考古資料館調査員	1時間　1,070円	4級	通勤費用（臨職）	
433	埋蔵文化財発掘調査員 　学芸員の資格を有する者 　学芸員の資格を有しない者	 日額　7,250円 日額　7,050円	 4級 4級	 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）	
434	図書館奉仕協力員	1時間　930円	4級	通勤費用（臨職）	
435	博物館長	月額　582,500円	9級	通勤費用	
436	博物館参与	日額　15,630円	8級		
437	博物館資料調査員	日額　7,250円	4級	通勤費用（臨職）	
438	蓬左文庫司書	1時間　1,070円	4級	通勤費用（臨職）	
439	美術館長	月額　582,500円	9級	通勤費用	
440	美術館参与	日額　15,630円	8級		
441	科学館長	月額　582,500円	9級	通勤費用	
442	科学館主任展示運営員	月額　273,500円	4級	通勤費用	
443	科学館展示運営員	月額　257,000円	4級	通勤費用	
444	科学館展示運営補助員	月額　211,800円	4級	通勤費用	
445	教育センター嘱託弁護士	1回　25,900円	7級	通勤費用（臨職）	
446	教育センター嘱託医師	1回　21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
447	教育センター特別教育相談員	1回　21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
448	教育センター嘱託臨床心理士	1回　18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
449	教育センター嘱託社会福祉士	1回　18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
450	教育センター情報教育専門員	日額　15,630円	8級		
451	新規採用教員研修指導員	1時間　2,800円	4級	通勤費用	
452	選挙事務嘱託員	1時間　1,700円	4級	通勤費用（臨職）	選挙管理委員会事務局
453	自主防災組織指導員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	消防局
454	防災技術訓練センター指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
455	大型バス運転業務嘱託員	月額　228,000円 （備考第3項の適用を受ける者　214,100円）	4級	通勤費用	
456	自主防災組織連絡調整指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
457	車両整備嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
458	消防署受付業務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用	
459	消防学校寮監	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用	
460	消防装備集配送業務嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	

		（備考第3項の適用を受ける者　214,100円）		
461	庶務経理事務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
462	指令管制支援嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
463	特定災害業務支援嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
464	研修業務嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
465	応急手当普及主任指導員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
466	応急手当普及指導員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
467	市民防災普及員	月額　273,500円 （備考第3項の適用を受ける者　256,600円）	4級	通勤費用
468	学校業務支援嘱託員	月額　257,000円 （備考第3項の適用を受ける者　241,000円）	4級	通勤費用
469	消防音楽隊演奏業務嘱託員	月額　257,000円	4級	通勤費用
470	救急救命士養成専任教員			
	医師免許を有する者	月額　380,100円	5級	通勤費用
	その他の者	月額　273,500円	4級	通勤費用
471	衛生管理指導員	月額　273,500円	4級	通勤費用
472	消防局産業医	1回　21,400円	7級	
473	消防局衛生管理医師	1回　21,400円	7級	
474	消防カラーガード隊員	月額　211,800円	4級	通勤費用
475	消防業務事務補助嘱託員			
	内部部局において企画調整事務補助に従事する者	月額　228,000円	4級	通勤費用
	その他の者	月額　211,800円	4級	通勤費用
476	消防団員（基本消防団）			
	市消防団連合会長	年額とし、37,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	8級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、37,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、37,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	5級	
	副団長	年額とし、34,500円に7,000円を上限として市	4級	

		長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。			
	部長	年額とし、31,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
	班長	年額とし、28,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
	団員	年額とし、25,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
477	消防団員（機能別消防団）				
	名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1回　4,500円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。		
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1回　1,000円	4級		
478	育児休業等代替嘱託員	月額　228,000円	4級	通勤費用	関係局

備考 1　月額により定める報酬の額は、非常勤の職員の任命を行った時期、年齢等を考慮して任命権者が別に定める基準により減額することができる。

2　1時間当たりの報酬の額が上限及び下限で定められているものについては、職務の困難、複雑、責任の度等に応じて任命権者が別に定める基準により報酬の額を定めるものとする。

3　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者であって、非常勤の職員に任命されている者（以下「支給年齢職員」という。）の報酬の額は、報酬の額の欄中括弧内に掲げる額とする。

4　費用弁償旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

5　費用弁償その他の欄中「通勤費用」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第11条の規定を準用し算定する。ただし、当該規定を改正する条例（以下「改正条例」という。）による改正後の当該規定の施行又は適用の日が改正条例の公布の日の属する年度の末日までの間である場合にあっては、同日までの間は、改正条例による改正前の当該規定を準用し算定する。

6　費用弁償その他の欄中「通勤費用（臨職）」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第22条を準用し算定する。

7　32の項区民サービス嘱託員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円（支給年齢職員にあっては、479円）を加算した額とする。

8　33の項区民サービス協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。

9　41の項通達員の報酬の額の欄中「任命権者が定める額」は、臨時の配付物ごとにその重量、形状等を考慮して、任命権者が定める額とする。

10　46の項客引き行為等対策主任指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき543円

を加算した額とする。

11　47の項客引き行為等対策指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。

12　48の項客引き行為等対策推進員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。

13　173の項福祉施設嘱託員（介護員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき453円を加算した額とする。

14　229の項一時保護対応協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。

15　234の項児童福祉施設嘱託員（保育士又は児童指導員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とし、同項児童福祉施設嘱託員（保育士業務補助又は児童指導員業務補助に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき453円を加算した額とする。

16　452の項選挙事務嘱託員の報酬の額は、1日8時間を超えて勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき425円（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は850円）を加算した額とし、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき425円を加算した額とする。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月31日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第44号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例

（名古屋市市税条例の一部改正）

第１条　名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第９条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第９条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条の前の見出し中「昭和47年度以降の各年度分の」を削り、同条

第１項中「昭和47年度」を「平成31年度」に、「附則第19条の２第２項各号」を「附則第19条の２第２項及び第３項並びに第19条の２の２第２項及び第３項」に改める。

附則第12条、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の２中「附則第18条」を「附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の２の２（見出しを含む。）及び附則第14条の４中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条の６第３項を削り、同条第４項中「附則第15条第２項第７号」を「附則第15条第２項第６号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項から第16項までを１項ずつ繰り上げ、同条第17項中「附則第15条の８第４項」を「附則第15条の８第２項」に改め、同項を同条第16項とする。

附則第15条の見出し中「新築住宅敷地用旧農地」を「市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋」に改め、同条中「第15条の８第１項から第３項まで」を「第15条の８第１項」に、「附則第15条の８第３項」を「附則第15条の８第１項」に改め、「及び住宅敷地用旧農地（法附則第15条の８第２項に規定する特定市街化区域農地を転用して住宅の敷地の用に供している土地をいう。）」を削る。

附則第16条の次に次の１条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額）

第16条の２　法附則第15条の11第１項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、同項に定める額をその税額から減額する。

２　前項の規定の適用を受けようとする者は、改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内にその旨を市長に申告しなければならない。

（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第２条　名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次の

ように改正する。

第７条第１項第20号中「第15条の８第１項、第３項若しくは第４項」を「第15条の８第１項若しくは第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

３　新条例附則第11条第１項の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

４　平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第２項第３号に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対して課する固定資産税については、第１条の規定による改正前の名古屋市市税条例附則第14条の６第３項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

５　平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間に新築された旧法附則第15条の８第１項に規定する貸家住宅及び当該期間に新築された同条第２項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

６　名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち附則第16条の次に２条を加える改正規定中「附則第16条」を

「附則第16条の２」に、「第16条の２」を「第16条の３」に、「第16条の３」を「第16条の４」に改める。

職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第22号

職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「同条第１項第３号から第５号まで」を「同条第３号から第５号まで」に改め、「者」の次に「（教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）第２条第２号に掲げる教職員を除く。）」を加える。

第７条第１項中「その他の医師」を「（法第13条第１項に規定する産業医をいう。以下同じ。）及び衛生管理医師（同条第２項に規定する要件を備えない職員の健康を管理する医師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第４項中「第１項に規定する医師（「産業医」を除く。）」を「衛生管理医師」に改める。

第９条第３項中「産業医等」を「産業医」に改める。

第22条第２項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改

める。

(1) 職員が現に病院又は診療所において治療を受けている場合　産業医等が適当と認めるときは、当該職員の主治医である医師の診断書をもって前項に規定する健康診断の結果に代える。

(2) 職員が前項に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出する場合　当該書面をもって同項に規定する健康診断の結果に代える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に前項に規定する健康診断を受けないことについて正当な事由があるとき。　主任総括安全衛生管理者が当該事由を考慮して指示する方法によるものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第22条の2　任命権者は、その任命に係る職員に対し法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

2　前項に規定する検査は、原則として全職員を対象として実施する。

第23条第1項中「前条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第25条中「結果」の次に「又は職員が現に病院若しくは診療所において治療を受けている場合において当該職員の主治医である医師の診断書等により」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条　前条の場合において、長期の休養又は療養を必要と認める職員には、その原因である傷病のため職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号。以下「職免規則」という。）第2条第8号の規定による職務に専念する義務の免除（以下「傷病免」という。）の承認を得て引き続き勤務しなかった期間が職免規則第3条第1項第4号に規定する日数となる日までにその傷病の程度を考慮し、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき、当該職員の休職（以下「傷病休職」という。）に関し必要とする措置を行う。この場合において、職免規則第3条第1項第4号に規定する「任命権者が別に定める日数」は、1年間とする。

別表を次のように改める。

別表

病勢		管理区分		措置基準
医療面	勤務面			
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為を必要とするもの	傷病免又は傷病休職により勤務を休む必要があるもの	要休養者	A	傷病免又は傷病休職の方法により休養又は療養をさせる。
	傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、一定期間、通勤及び日直勤務に関し配慮を必要とするもの	養護者	B_1	1　職免規則第2条第8号の2の規定に基づく通勤に係る職務に専念する義務の免除の承認を与える。 2　超過勤務命令、深夜勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令を発しない。 3　原則として、旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	勤務制限を必要とするもの		B_2	1　超過勤務命令、深夜勤務命令及び宿直勤務命令を発しない。 2　5日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 3　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 4　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。

	軽度の勤務制限を必要とするもの		B_3	1　深夜勤務命令及び宿直勤務命令を発しない。 2　超過勤務命令は、1日につき2時間、1週間について6時間を超えて発しない。 3　10日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為又は定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	要観察者	C	疲労度の著しく高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務以外の業務に勤務できるよう努める。
管理区分の対象となった傷病について、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務は全く平常に行ってよいもの	健康注意者	D	

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日の前日現に管理区分に指定されている職員（任命権者が施行日に管理区分の指定を変更し、又はその指定を解除する者を除く。）に対するこの規則による改正後の職員安全衛生管理規則別表の規定の適用については、同表中「傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、」とあるのは「勤務制限を必要とするとともに、施行日から」とする。

名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第23号

名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中

「

手当等の種類	求職年月日	年　月　日	□ 雇用保険受給資格者証 □ 雇用保険高年齢受給資格者証 □ 雇用保険特例受給資格者証 □ 日雇労働被保険者手帳 □ 雇主の証明書
□ 基本手当 □ 高年齢求職者給付金 □ 特例一時金 □ 日雇労働求職者給付金	受給期間満了年月日	年　月　日	
	最初の失業認定日	年　月　日	
	支給の対象となる最初の日	年　月　日	
	証書（手帳）の交付番号		
	交付年月日	年　月　日	
	管轄　公共職業安定所・出張所		

」を

」

「

手当等の種類	□ 基本手当 □ 高年齢求職者給付金 □ 特例一時金 □ 日雇労働求職者給付金	□ 雇用保険受給資格者証 □ 雇用保険高年齢受給資格者証 □ 雇用保険特例受給資格者証 □ 日雇労働被保険者手帳 □ その他 〔　　〕
最初の失業認定日	年　月　日	
支給の対象となる最初の日	年　月　日	

」に改める。

第2号様式中

「

基本手当等の受給資格を有しなくなった	支給の対象となる最後の日	年　月　日
	手当等の種類	□ 基本手当 □ 高年齢求職者給付金 □ 特例一時金 □ 日雇労働求職者給付金
	管轄	公共職業安定所・出張所

」

を

「

基本手当等の受給資格を有しなくなった	支給の対象となる最後の日	年　月　日
	手当等の種類	□ 基本手当 □ 高年齢求職者給付金 □ 特例一時金 □ 日雇労働求職者給付金

」

に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市税減免条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市市税減免条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第24号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

春田駅自転車駐車場	春田	名古屋市中川区富田町大字春田字臼之本1458番１	午前０時から午後12時まで

」

を

「

春田駅自転車駐車場	春田	名古屋市中川区富田町大字春田字臼之本1458番1	午前0時から午後12時まで
伏屋駅自転車駐車場	伏屋西	名古屋市中川区助光一丁目26番3	午前0時から午後12時まで
	伏屋東	名古屋市中川区伏屋二丁目28番1	午前0時から午後12時まで

」

に改める。

附　則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第４中

「		「	
452,520円		465,480円	
804,480円		827,520円	
1,257,000円		1,293,000円	
1,676,000円		1,724,000円	
2,514,000円	を	2,586,000円	に改める。
3,352,000円		3,448,000円	
5,028,000円		5,172,000円	

1,257,000 円	1,293,000 円
1,676,000 円	1,724,000 円

」　　」

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第５条中「を表示しよう」を「の表示（以下「寄附者表示」という。）をしよう」に改め、同条第２号中「表示」を「寄附者表示」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第７条第５項に規定する案内図板（以下「案内図板」という。）の中の市長が指示する場所に寄附者表示をしようとする場合は、この限りでない。

第５条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同条第３号中「表示面積」を「寄附者表示の面積」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、第２号ただし書の場合においては、寄附者表示をしようとする者１者当たりの寄附者表示の面積は当該案内図板の表示

面積の10分の１以下で、かつ、寄附者表示の面積の合計は当該案内図板の表示面積の３分の１以下でなければならない。

第28条第２項第４号中「前各号」を「前３号」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第27号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中第８号を第９号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号）第２条第３号に規定する堆積者のうち、経済的困難その他やむを得ない理由があると認めるものから同条第４号に規定する建物等における不良な状態を解消するため排出された一般廃棄物で、市が収集し、運搬し、及び処分するとき又は処分場等へ搬入されたものを処分するとき。　手数料の全額

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第28号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項用途の欄中「第 7号及び第 8号」を「第 6号及び第 7号」に改め、同項中

「

やまと古字	方　21	優良住宅認定 名古屋市長印 事務専用	租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務専用	住宅都市局建築指導部建築審査課長	

」を

」

「

やまと古字	方　21	優良住宅認定 名古屋市長印 事務専用	租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務専用	住宅都市局 建築指導部 建築審査課長	
やまと古字	方　21	建築確認台帳 名古屋市長印 証明事務専用	名古屋市建築確認台帳記載事項証明書交付要綱に基づく証明事務専用	住宅都市局 建築指導部 建築審査課長	

」に、

「

やまと古字	方　21	危険物 名古屋市長印 事務専用	消防法に基づく危険物及び危険物製造所等の規制事務専用	消防局 予防部 指導課長	

」を

「

やまと古字	方　21	危険物 名古屋市長印 事務専用	消防法に基づく危険物及び危険物製造所等の規制事務専用	消防局 予防部 規制課長	
やまと古字	方　21	産業保安 名古屋市長印 事務専用	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づく許可、検査、認可、意見聴取、登録及び通報事務専用	消防局 予防部 規制課長	

」に

改め、同項管守者の欄中「振興課長」を「経営支援課長」に改め、同項中

「

やまと古字	方　21	名古屋市長 公害対策専用（　　）	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく受理、許可及び認定事務専用	西、港、南及び名東保健所主幹（公害対策）	括弧内に記入する字句は、管守者の属する区役所の名称に基づき市長が別に定める。

を

」

「

やまと古字	方　21	名古屋市長 薬務専用（　　）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第14条に基づく許可、承認及び指定事務並びに毒物及び劇物取締法に基づく登録事務専用	区保健福祉センター環境薬務室長	括弧内に記入する字句は、管守者の属する区

やまと古字	方　21	名古屋市長 公害対策専用 （　　）	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく受理、許可及び認定事務専用	区保健福祉センター公害対策室長	役所の名称に基づき市長が別に定める。

に

」

改め、同表中

「

副局長・監印	やまと古字	方　21	名古屋市（何）局副局長	一般文書用	庶務担当課長	
	やまと古字	方　21	名古屋市（何）局（何）監	一般文書用	庶務担当課長	

を

」

「

監印	やまと古字	方　21	名古屋市（何）局（何）監	一般文書用	庶務担当課長	
	やまと古字	方　21	名古屋市 保健所	一般文書用	健康福祉局健康部保健医療課長	

保健所印	やまと古字	方　21	名古屋市 保健所 （　　）	一般文書用	区保健福祉センター保健管理課長・健康安全課長	括弧内に記入する字句は、管守者の属する区役所の名称に基づき市長が別に定める。
	やまと古字	方　21	名古屋市 保健所長	一般文書用	健康福祉局健康部保健医療課長	
保健所長印	やまと古字	方　21	名古屋市 保健所長 （　　）	一般文書用	区保健福祉センター保健管理課長・健康安全課長	括弧内に記入する字句は、管守者の属する区役所の名称に基づき市長が別に定める。

に

」

改め、同表区長印の項管守者の欄中「区民福祉部」を「保健福祉センター福祉部」に改め、同表区保健所印の項及び区保健所長印の項を削り、同表社会福祉事務所長印の項管守者の欄中「区民福祉部」を「保健福祉センター福祉部」に改め、同表備考第 1号中「並びに生涯学習センター」を削る。

第 4号様式中

「公印管守者　　「公印管守者

補職名　　を　　補職名

氏　名　　㊞」　　氏　名　　」

に、「□　よう解」を「□　溶解」に、「 1か年」を「 1年」に改める。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市高圧ガス保安法施行細則をここに公布する。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第29号

名古屋市高圧ガス保安法施行細則

（趣旨）

第 1条　高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号。以下「法」という。）の施行については、法、高圧ガス保安法施行令（平成 9年政令第20号）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「省令」という。）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（移動式製造設備による充塡の届出）

第 2条　省令第 8条第 2項第 1号リただし書、第 8条の 2第 2項第 2号ヘ及び第12条第 2項第 6号ただし書の規定による届出をしようとする者は、移動式製造設備による充塡届（第 1号様式）に関係図面を添えて、市長に提出しなければならない。

（容器再検査の申請）

第 3条　法第49条第 1項の検査を受けようとする者は、容器再検査申請書（第 2号様式）を市長に提出しなければならない。

（附属品再検査の申請）

第 4条　法第49条の 4第 1項の検査を受けようとする者は、附属品再検査申請書（第 3号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第 5条　この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に省令及び高圧ガス保安法施行細則（昭和43年愛知県規則第54号）の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

第 1号様式（第 2条関係）

移動式製造設備による充塡届

<table>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日
（宛先）名古屋市長
届出者
住　所
氏　名　　㊞
電　話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>事務所所在地</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>充塡場所所在地</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製造者の区分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>充塡の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>充塡する期間</td><td colspan="3">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び最大貯蔵数量</td><td></td><td>移動式製造設備の処理容積</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受付欄</td><td colspan="2">※　経過欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注 1　※印の欄は、記入しないでください。

2　充塡場所の位置及び付近の状況並びに構造及び設備に関する図面をこの届と併せて提出してください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 2号様式（第 3条関係）

容器再検査申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

申請者

住　所

氏　名　　㊞

電　話　　（　　）

容器所有者	事務所所在地	電話　（　）
	事業所所在地	電話　（　）
	名　　称	

容器の種類	容器記号番号	内　容　積	容器製造業者

備　　考	

※　受　付　欄	※　経　過　欄

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 3号様式（第 4条関係）

附属品再検査申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

申請者

住　所

氏　名　　㊞

電　話　　（　　）

容器所有者	事務所所在地	電話　（　）	
	事業所所在地	電話　（　）	
	名　　称		

附属品の種類	附属品記号番号	附属品製造業者

備　　考	

※　受　付　欄	※　経　過　欄

注　※印の欄は、記入しないでください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第30号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「指導課」を「規制課」に改める。

第 4条第 1項予防部予防課の項第 1号中「火災予防対策」を「防火対策その他の火災予防」に改め、同課の項第 3号から第 6号までを次のように改める。

(3) 火災予防査察その他の防火指導に関すること。

(4) 火災予防の法令違反の処理に関すること。

(5) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関すること。

(6) 火災の調査に関すること。

第 4条第 1項予防部予防課の項中第 8号を削り、第 7号を第 8号とし、第 6号の次に次の 1号を加える。

(7) 災害の記録、統計及び分析に関すること。

第 4条第 1項予防部指導課の項を次のように改める。

規制課

(1) 建築確認及び許可の同意に関すること。

(2) 建築物等の防災指導に関すること。

(3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の指導に関すること。

(4) 危険物等の規制及び指導に関すること。

(5) 危険物施設等の防災対策の推進に関すること。

(6) 石油コンビナート等災害防止法の施行（緑地等の設置を除く。）に関すること。

(7) 火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関すること。

(8) 火薬類の規制及び指導に関すること。

(9) 高圧ガスの規制及び指導に関すること。

(10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガス設備工事の届出及び液化石油ガス器具等の販売に係る指導に関すること。

第 4条第 1項消防部消防課の項中第 3号及び第 4号を削り、第 5号を第 3号とし、第 6号を第 4号とし、第 7号を第 5号とし、第 8号を第11号とし、第 5号の次に次の 5号を加える。

(6) 地域の防災指導その他防災対策に関すること（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）。

(7) 災害に係る自助の促進の企画及び調整に関すること。

(8) 防災安心まちづくり運動、自主防災組織その他の地域の自主防災に関すること。

(9) 市民生活の安全確保に関すること。

(10) 高齢者その他の災害時要援護者の防災指導に関すること。

第 4条第 1項救急部救急課の項第 1号中「調査」を「調整」に改める。

第 5条中「消防航空隊」の次に「、救急救命研修所」を加える。

第11条第 1項の表総務部の項中

「

広域応援に係る調査研究	1　広域応援に係る調査研究に関すること。	1

」を

「

企画広報	1　局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。 2　消防広報の総括に関すること。 3　組織及び制度に関すること。 4　消防関係諸規程の制定手続及び公告式に関すること。	1
広域応援に係る調査研究	1　広域応援に係る調査研究に関すること。	1

」に

改め、同表予防部の項を削り、同表中

「

	指令管制等	1　指令管制に関すること。 2　災害対応に係る初動対応に関すること。	3

」

を

「

	指令管制等	1　指令管制に関すること。 2　災害対応に係る初動対応に関すること。	3
救急部	救急業務企画	1　救急業務の企画及び調整に関すること。	1

		2　救急隊の運用基準に関すること。	

」

に改める。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第31号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第74条第１項第26号を削り、同条第２項中「第26号」を「第25号」に改める。

別表第１出納員の項中「消防局予防部指導課」を「消防局予防部規制課」に改め、同表区出納員の項中「区民福祉部民生子ども課」を「保健福祉センター福祉部民生子ども課」に、「区民福祉部福祉課」を「保健福祉センター福祉部福祉課」に、「区民福祉部保険年金課」を「保健福祉センター福祉部保険年金課」に、

「

１　区役所保健所の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除	区役所保健所

く。） 2　区役所保健所の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務	

を

」

「

1　保健福祉センター（福祉部を除く。）の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。）	保健福祉センター保健管理課及び健康安全課
2　保健福祉センター（福祉部を除く。）の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務	

に、

」

「配置された組織」を「区政部総務課」に改め、「生涯学習センター」を削る。

別表第2区出納員の項中「（保健所の課を除く。）、室」を「及び室（保健福祉センター（福祉部を除く。）の課及び室を除く。）」に、「区役所保健所、生涯学習センター及び」を「保健福祉センター（福祉部を除く。）並びに」に改める。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第32号

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成18年名古屋市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第６条から第８条までを削り、第５条を第７条とし、第２条から第４条までを２条ずつ繰り下げ、第１条の次に次の２条を加える。

（監査報告の作成）

第２条　法第13条第４項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この条及び第13条において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。ただし、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるお

それのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第3条　法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

第9条を第8条とし、第9条の2を第9条とする。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会計監査報告の作成）

第13条　法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き告示その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な

報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4　前項第4号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

第10条中「平成16年総務省告示第221号」の次に「。以下「告示」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第11条　法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア　目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ　在学する学生の数

オ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

キ　非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア　財務諸表に記載された事項の概要

イ　重要な施設等の整備等の状況

ウ　予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア　財源の内訳

イ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

第19条の次に次の3条を加える。

（内部組織）

第20条　法第56条の2第1項第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

(1) 副理事長、理事及び監事

(2) 名古屋市立大学

2　直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第21条　法第56条の2第1項第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の規程に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

（業務実績等報告書）

第22条　法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書　当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実

績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書　中期計画に定めた項目

附則第２項を削り、附則第３項中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改め、同項を附則第２項とする。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第33号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表総務局の項第 1号中「企画部企画課、同部統計課及び職員部安全衛生課」を「職員部安全衛生課、企画部企画課及び同部統計課」に改め、同表環境局の項第 1号中「、環境企画部環境活動推進課」を削り、同表子ども青少年局の項第 1号中「西部児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加え、同表住宅都市局の項第 1号中「建築指導部開発指導課、営繕部企画保全課」を「営繕部企画保全課、建築指導部開発指導課」に、「同部市街地整備課、同部区画整理課、同部名港開発振興課、同部耐震化支援室」を「同部名港開発振興課、同部市街地整備課」に改め、同表消防局の項第 1号中「予防部指導課」を「予防部規制課」に改める。

別表第 1現金出納員 2区出納員の表第 1号中「保健所の課」を「保健福祉セ

ンター保健予防課」に、「室、」を「室（同センターの室を除く。）並びに」に改め、「並びに生涯学習センター」を削り、同表第 2号を削る。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「職員部人材育成・コンプライアンス推進室」の次に「、総合調整部アジア競技大会推進室」を加え、「税務部債権管理推進室」を「税務部税務システム整備室、同部債権管理推進室」に改め、「同部歴史まちづくり推進室」の次に「、健康福祉局健康部感染症対策室」を、「子ども青少年局保育部保育企画室」の次に「、子ども未来企画担当部子ども未来企画室」を加え、同項第 2号中「消防航空隊航空係長」の次に「、救急救命研修所救急救命研修係長」を加え、「人事委員会事務局審査課審査係長」を「人事委員会事務局審査課調査係長」に改め、同表公所子ども青少年局の項第 2号中「ひばり荘 、」 を削る。

別表第 2物品出納員 2区出納員の表第 1号中「保健所の課」を「保健福祉センター保健予防課」に改め、「室」の次に「（同センターの室を除く。）」を加え、同表第 2号及び第 3号を削る。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1現金出納員 1出納員の表の改正規定中子ども青少年局の項第 1号を改める部分は、同年 5月 7日から施行する。

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第34号

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）、第 4号様式、第 6号様式（表）、第 8号様式（表）及び第 9号様式（裏）中「□年 1.5パーセント」を「□年 1.0パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、平成28年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2　新規則の規定は、適用日以後に行われた申請に係る貸付けについて適用し、適用日前に行われた申請に係る貸付けについては、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第35号

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,010円	948円	1,108円	313円
975円	913円	1,068円	292円
888円	826円	968円	219円
801円	739円	868円	146円
628円	566円	717円	59円
411円	349円	517円	29円
194円	132円	316円	29円
149円	87円	166円	29円
149円	87円	114円	29円

を

」

「

1,131円	1,046円	1,240円	364円
1,096円	1,011円	1,200円	343円
1,009円	924円	1,100円	270円
922円	837円	1,000円	197円
749円	664円	849円	110円
532円	447円	649円	80円
315円	230円	448円	80円
270円	185円	298円	80円
270円	185円	246円	80円

に改める。

」

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則の規定は、平成30年 4月分の使用料から適用し、同年 3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第36号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第 4条の 2第 1項中「Ｃ 4 階層」を「Ｃ 7 階層」に改め、「、Ｃ 1 階層」の次に「からＣ 3 階層まで」を、「定める額」の次に「（支給認定保護者の属する世帯がＣ 1 階層の子どもの場合にあっては 0円、支給認定保護者の属する世帯がＣ 2 階層の子どもの場合にあっては同表に定める額に 2分の 1を乗じて得た額）」を加える。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第37号

名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市母子保健法施行細則（昭和41年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「保健所の長（以下「保健所長」という。）」を「区長（以下「区長」という。）」に改める。

第 4条第 2項、第 5条及び第 7条第 1項中「保健所長」を「区長」に改める。

第 1号様式中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市　　区長」に改める。

第 2号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市　　区長」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市母子保健法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書及

び申出書は、この規則による改正後の名古屋市母子保健法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第38号

名古屋市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 2条第 2項」を「第 2条の 2第 2項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第 5条第 1項中「第 2条第 1項各号」を「第 2条の 2第 1項各号」に改める。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第39号

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第63条第 1項中「名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「笹島寮等」を「名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「植田寮等」に改め、同条第 3項中「笹島寮等」を「植田寮等」に改める。

第66条及び第67条中「笹島寮等」を「植田寮等」に改める。

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

□名古屋市笹島寮　　□名古屋市熱田荘

を

」

「

□名古屋市植田寮 □名古屋市笹島寮 □名古屋市熱田荘

に改める。

」

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第40号

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市生活保護法施行細則（昭和44年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第23号様式中

「

□地域密着型介護老人福祉施設
□介護老人福祉施設
□介護老人保健施設
□介護療養型医療施設

」を「

□地域密着型介護老人福祉施設
□介護老人福祉施設
□介護老人保健施設
□介護医療院
□介護療養型医療施設

」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市生活保護法施行細則の規定に基づいて交付されている介護券で現に効力を有するものは、そのものの有効期間に限り、この規則による改正後の名古屋市生活保護法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第41号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式中「区区民福祉部保険年金課」を「区保健福祉センター福祉部保険年金課」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第42号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

（名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第 1条　名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 6条第 2項中「の区民福祉部福祉課」を「保健福祉センター福祉部福祉課」に改める。

第 9条中「第 5条第21項」を「第 5条第23項」に改める。

第17条第 1項中「保健所長」を「区長」に改める。

第20条第21号の 6中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第43条の 5第 1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同号の次に次の 1号を加える。

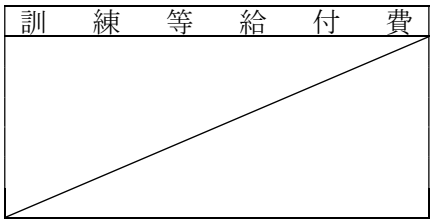
(21)の 6の 2　政令第43条の 5第 6項に規定する高

額障害福祉サービス等給付費支給申請

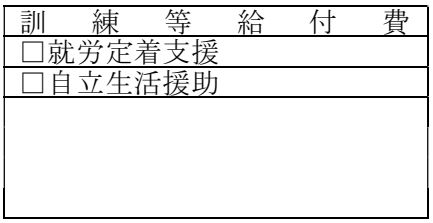
書　　第21号様式の 6の 2

第 1号様式（表）中

「



」を「



」に改める。

第 2号様式及び第 2号様式の 2注意事項第 5項並びに第12号様式の 2及び第12号様式の 3注意事項第 4項中「保健所」を「保健センター」に改める。

第20号様式（裏）注意事項中「保健所保健予防課」を「保健センター」に改める。

第21号様式の 6中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第43条の 5第 1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、「関係書類を添えて」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の 5第 1項に規定する」を加え、同様式の次に次の 1様式を加える。

第21号様式の 6の 2

政令第43条の 5第 6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市　　区長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の 5第 6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

<table>
<tr><td>フリガナ
申請者氏名</td><td colspan="2"></td><td>制　度</td><td colspan="10">受給者証番号又は被保険者証番号</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>居住地</td><td colspan="13">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス費用の支払額</td><td colspan="2"></td><td>申請に係るサービス利用月</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="13">65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給の有無</td><td>有・無</td></tr>
</table>

注　支払額を証する領収書を添えてください。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

（名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第 2条　名古屋市身体障害者福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 3号中「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

（名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正）

第 3条　名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 2項第 2号中「第 5条第21項」を「第 5条第23項」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第43号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 2項中「の区民福祉部福祉課」を「保健福祉センター福祉部福祉課」に改める。

第22条の 2の 2第 1項ただし書中「同条第 4項」を「同条第 5項」に改める。

第22条の 4第 1項中「及び第 2項」を「から第 3項まで」に改める。

第20号様式（表）中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改め、同様式（裏）中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第22条の 2の 2第 1項ただし書及び第22条の 4第 1項の改正規定は、同年 8月 1日から施行す

る。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている介護保険負担限度額認定証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第44号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「運営」を「事務の運営」に改める。

第 2条第 1項中「の支給」の次に「及び省令第26条の 6の 4第 6項の規定による入院時生活療養費の支給」を加える。

第29条第 1項中「第 5条の 4まで」を「第 5条の 2まで、第 5条の 4」に、「第10条の 2まで、第12条、第13条」を「第 7条の 2まで、第 7条の 4から第13条まで、第24条の 3」に改め、「第26条の 3」の次に「、第26条の 6の 4」を、「第27条の13」の次に「、第27条の14の 2、第27条の14の 4」を、「第 1条の 2」の次に「、第 1条の 3」を加える。

第30条中「第 2条第 2項」を「第 2条の 2第 2項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第31条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

附則第20条中「平成30年 3月」を「平成31年 3月」に改める。

別表第 1号の 1中「及び第 3条」を「、第 3条、第 4条及び第11条」に、「国民健康保険被保険者資格取得・喪失・変更届」を「国民健康保険被保険者適用開始・終了（資格取得・喪失）・変更届」に改める。

別記様式第 1号の 1中「国民健康保険被保険者資格取得・喪失・変更届」を「国民健康保険被保険者適用開始・終了（資格取得・喪失）・変更届」に、「資格取得／喪失」を「適用開始（資格取得）／適用終了（資格喪失）」に改める。

別記様式第 4号の 1（表）中

「

国民健康保険被保険者証	有効期限	記号番号
氏名		
生年月日		性別
資格取得年月日		
交付年月日		
住所		
世帯主氏名		
保険者番号		保険者名　名古屋市 印

」を

」

「

愛知県	有効期限	記号番号
国民健康保険		
被保険者証		
氏名		性別
生年月日		
適用開始年月日		
交付年月日		
住所		
世帯主氏名		交付者名　名古屋市 印
保険者番号		

」に

改める。

別記様式第 4号の 2（表）中

「

国民健康保険	有効期限	記号番号
被保険者証		
氏名		性別
生年月日		
該当年月日		（退職本人）
交付年月日		
住所		
世帯主氏名		
保険者番号		保険者名　名古屋市 印

」を

「

愛知県	有効期限	記号番号
国民健康保険		
被保険者証		性別
氏名		
生年月日		（退職本人）
適用年月日		
交付年月日		
住所		
世帯主氏名		交付者名　名古屋市 印
保険者番号		

」に

改める。

別記様式第 4号の 3（表）中「国民健康保険被保険者資格証明書」を「愛知県国民健康保険被保険者資格証明書」に、

「

交付年月日　　年　月　日 有効期限　　年　月　日	記号番号	

」を

「

有効期限　　年　月　日 交付年月日　　年　月　日	記号番号	

」に、

「保険者の名称」を「交付者の名称」に改め、同様式（裏）中「腎臓（じん）・膵臓（すい）」を「腎臓・すい臓」に改める。

別記様式第 4号の 4中「区役所区民福祉部保険年金課」を「区保健福祉センター福祉部保険年金課」に改める。

別記様式第 4号の 7、別記様式第 8号の 5、別記様式第 9号の 2、別記様式第 9号の 3、別記様式第 9号の 4、別記様式第 9号の 7及び別記様式第21号を次のように改める。

第 4号の 7

（表）

愛知県国民健康保険高齢受給者証

有効期限

交付年月日

記号番号			
住所			
世帯主氏名			
対象被保険者	氏名		
	生年月日		
一部負担金の割合			
発効期日			
保険者番号並びに交付者の名称及び印	名古屋市　印		

（裏）

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。

2　保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

3　被保険者の資格がなくなったとき（75歳に達し後期高齢者医療の被保険者となったときを除く。）又は転出をするときは、直ちに、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

4　この証の記載事項に変更のあったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第 8号の 5

（表）

愛知県国民健康保険特定疾病療養受療証

有効期限

交付年月日

認定疾病名		
記号番号		
被保険者	氏名	
	生年月日	
発効期日		
自己負担限度額		
保険者番号並びに交付者の名称及び印		名古屋市　印

（裏）

注　意　事　項

1　保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

2　この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに 1か月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度額とします。ただし、入院の際に食事療養を受ける場合又は生活療養を受ける場合は、別途定額の標準負担額の支払いが必要です。

3　被保険者の資格がなくなったとき、自己負担限度額が変更されたとき、又はこの証の有効期限に至ったときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

4　この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第 9号の 2

（表）

愛 知 県
国　民限度額適用認定証
健康保険

有効期限
交付年月日

記号番号			
住所			
世帯主氏名			
適用対象者	氏名		
	生年月日		
発効期日			
適用区分			
保険者番号並びに交付者の名称及び印			

名古屋市　印

（裏）

注　意　事　項

1　この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに 1か月につき、別に定められた額を限度とします。

2　保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

3　被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

4　この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第 9号の 3

（表）

愛 知 県
国　　民 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証
健康保険

有 効 期 限
交付年月日

記　号　番　号			
住所			
世 帯 主 氏 名			
減額対象者	氏　名		
	生年月日		
発 効 期 日			
長期入院該当		交付者印	※
保険者番号並びに交付者の名称及び印			

名 古 屋 市　　印

（裏）

注　　意　　事　　項

1　この証によって入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2　保険医療機関等について入院するときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3　過去 1年以内の入院期間が、90日を超えると、長期入院に該当しますので、この証に入院期間がわかる書類(領収書等)を添えて、直ちに、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。
4　被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
5　この証の表面の記載事項に変更のあったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　1　長期入院に該当する場合には、※印の欄に交付者印を押印する。
　　2　用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第 9号の 4

（表）

愛 知 県
国　　民　限度額適用・標準負担額減額認定証
健康保険

有効期限

交付年月日

記号番号			
住所			
世帯主氏名			
適用対象・減額者	氏名		
	生年月日		
発効期日			
適用区分			
長期入院該当		交付者印	※
保険者番号並びに交付者の名称及び印		名古屋市　印	

（裏）

注　意　事　項

1　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに 1か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

2　療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

3　過去 1年以内の入院期間が、90日を超えると、長期入院に該当しますので、この証に入院期間がわかる書類(領収書等)を添えて、直ちに、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

4　被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

5　この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

6　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　1　長期入院に該当する場合には、※印の欄に交付者印を押印する。
　　2　用紙の大きさは、縦12.8センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第９号の７

（表）

愛知県
国　　民　限度額適用・標準負担額減額認定証
健康保険

有効期限
交付年月日

記号番号			
住所			
世帯主氏名			
適用対象減額者	氏名		
	生年月日		
発効期日			
適用区分			
長期入院該当		交付者印	※
保険者番号並びに交付者の名称及び印			

名古屋市　　印

（裏）

注　意　事　項

1　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに 1か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

2　療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

3　適用区分Ⅱに該当する場合、過去 1年以内の入院期間が、90日を超えると、長期入院に該当しますので、この証に入院期間がわかる書類(領収書等)を添えて、直ちに、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

4　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

5　この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所又は支所にその旨を届け出てください。

6　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考　1　長期入院に該当する場合には、※印の欄に交付者印を押印する。

2　用紙の大きさは、縦 12.8 センチメートル、横 9.1 センチメートルとする。

第21号

愛知県国民健康保険特別療養証明書

有効期限
交付年月日

記号番号		発行	番号	
			年月日	

世帯主	氏名			
	住所			
受給者の氏名	氏名 生年月日			
	現住所			
	世帯主との続柄		一部負担金の割合	

交付者	所在地	
	保険者番号、名称及び印	名古屋市　印

療養給付の記録

傷病名		
開始年月日		
入院年月日		
※終了年月日		
※転帰		
※請求金額		
※医療機関等の名称並びに保険医等の氏名		㊞

※印の欄は医療機関等で記入してください。

注　　意

この証明書は、これまで使用してきた国民健康保険の被保険者証にかわるものですから、次の事項を必ず守ってください。

1　特別療養を受けるときは、この証明書を医師に提出してください。

2　この証明書に書いてある病気やけが以外では医師にかかれません。

3　次の場合には、この証明書を直ちに返してください。

(1)　有効期間が切れたとき。

(2)　有効期間中に病気が治ったとき。

(3)　有効期間中であっても、健康保険の医療の給付を受けることができることとなったとき。

4　特別療養を受けている方の氏名や住所などが変わったときは、この証明書を添えて 5 日以内に届け出てください。

5　この証明書を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、直ちに届け出て再交付を受けてください。失った証明書が見つかったときは、直ちにそれを返してください。

別記様式第25号の 3中「区区民福祉部保険年金課」を「区保健福祉センター福祉部保険年金課」に改める。

別記様式第27号中「区民福祉部保険年金課」を「保健福祉センター福祉部保険年金課」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている被保険者証等であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている届は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている請求書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

5　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市保健環境委員規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第45号

名古屋市保健環境委員規則等の一部を改正する規則

（名古屋市保健環境委員規則の一部改正）

第 1条　名古屋市保健環境委員規則（昭和32年名古屋市規則第 5号）の一部を次のように改正する。

第 8条中「保健所所管区域内」を「保健センター所管区域内」に改める。

（名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則の一部改正）

第 2条　名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 8条第 3項」を「第 6条第 3項」に改める。

第 2条第 1項中「第 8条第 1項」を「第 6条第 1項」に改める。

第 8条中「健康福祉局健康部保健医療課」を「健康福祉局健康部感染症対策室」に、「名古屋市千種保健所」を「名古屋市千種区役所保健福祉センター保健予防課」に、「名古屋市中村保健所」を「名古屋市中村区役所保健福祉センター保健予防課」に、「名古屋市中保健所」を「名古屋市中区役所保

健福祉センター保健予防課」に、「名古屋市南保健所」を「名古屋市南区役所保健福祉センター保健予防課」に改める。

（名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第 3条　名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第11条、第15条及び第18条中「当該病院の所在する場所を所管区域とする」を削る。

第 7号様式中

「

※本庁受付欄		※保健所受付欄	

を

」

「

※受付欄	

に改める。

」

第11号様式及び第12号様式中「保健所受付欄」を「受付欄」に改める。

（名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第 4条　名古屋市狂犬病予防法施行細則（昭和32年名古屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項中「犬の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 7条中「開催地の」を削る。

第 1号様式から第 1号様式の 5まで、第 3号様式及び第 4号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正）

第 5条　名古屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年名古屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「保健所長」を「保健センター所長」に改める。

（名古屋市理容師法施行細則の一部改正）

第 6条　名古屋市理容師法施行細則（昭和30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「その開設地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式から第 5号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市美容師法施行細則の一部改正）

第 7条　名古屋市美容師法施行細則（昭和33年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「その開設地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式から第 5号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第 8条　名古屋市クリーニング業法施行細則（昭和25年名古屋市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項中「その開設地を管轄する」を削り、同条第 2項中「、その営業しようとする区域（当該営業しようとする区域が 2以上の区にわたるときは、そのいずれかの区の区域。第 5条において同じ。）を管轄する」を削る。

第 2条中「その開設地又は営業区域（当該営業区域が 2以上の区にわたるときは、そのいずれかの区の区域。次条において同じ。）を管轄する」を削る。

第 3条中「その開設地又は営業区域を管轄する」を削る。

第 5条中「その開設地又は営業しようとする区域を管轄する」を削る。

第 1号様式から第 5号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市化製場等に関する法律施行細則の一部改正）

第 9条　名古屋市化製場等に関する法律施行細則（昭和59年名古屋市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「正副 2通を、管轄の保健所長を経て、」を「を」に改める。

第 2条中「正副 2通」及び「管轄の保健所長を経て、」を削る。

第 3条及び第 6条中「正副 2通を、管轄の保健所長を経て、」を「を」に改める。

第 8条及び第 9条中「管轄の」を削る。

第10条中「市長」を「保健所長」に改める。

第 8号様式から第12号様式までの規定中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市興行場法施行細則の一部改正）

第10条　名古屋市興行場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「その営業施設所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式から第 6号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市旅館業法施行細則の一部改正）

第11条　名古屋市旅館業法施行細則（昭和34年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「その営業施設所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式（表）及び第 1号様式の 2（表）中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に、「ホテル　　「旅館・ホテル
旅　　館　を　簡易宿所　に改める。
簡易宿所　　下　　宿」
下　　宿」

第 1号様式の 2（裏）中「 6　営業許可書」を削る。

第 2号様式から第 5号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第12条　名古屋市公衆浴場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「その営業施設所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式から第 6号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市温泉法施行細則の一部改正）

第13条　名古屋市温泉法施行細則（昭和59年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 2条中「による」の次に「提示内容の」を加える。

第 1号様式から第 4号様式までの規定中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。　に

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。　」

改める。

（名古屋市浄化槽法等施行細則の一部改正）

第14条　名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第 115号）の一部を次のように改正する。

第 7条中「清掃を行った浄化槽の所在地を管轄する」を削る。

第 8条第 1項中「当該浄化槽の所在地を管轄する保健所長（以下この条において「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第20条中「保健所長」を「保健センター所長」に改める。

第 1号様式、第 4号様式及び第 5号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

第 6号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

第 7号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に、

「注　※印のある欄は、浄化槽法第10条第 2項に規定する政令で定める規模の浄化槽の場合に記入してください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注 1　※印のある欄は、浄化槽法第10条第 2項に規定する政令で定める規模の浄化槽の場合に記入してください。

2　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

第 8号様式及び第 9号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（

宛先）名古屋市保健所長」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

第11号様式及び第14号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「　3　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

第16号様式及び第17号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

（名古屋市水道法施行細則の一部改正）

第15条　名古屋市水道法施行細則（平成 3年名古屋市規則第 110号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「専用水道の布設場所を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 1号様式から第10号様式までの規定中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に、

「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」を

「注　氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。」に

改める。

（名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部改正）

第16条　名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 2号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市食品衛生法等施行細則の一部改正）

第17条　名古屋市食品衛生法等施行細則（昭和31年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健センター所長」に改める。

第 7条第 1項中「製造所又は加工所所在地を管轄する保健所長（以下「管轄保健所長」という。）」を「保健所長」に改め、同条第 2項中「管轄保健所長」を「保健所長」に改める。

第 3号様式中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

第 5号様式の 2中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

第 5号様式の 3から第 7号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

第 8号様式の 2中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

第 9号様式中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

第10号様式中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

第10号様式の 2から第11号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

第12号様式から第15号様式までの規定中「（あて先）名古屋市　　保健所長」を「（宛先）名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市健康増進法施行細則の一部改正）

第18条　名古屋市健康増進法施行細則（昭和29年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「その施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改める。

第 8条中「保健所長」を「保健センター所長」に改める。

第 1号様式から第 4号様式まで及び第 6号様式の 2から第 9号様式までの規定中「名古屋市　　保健所長」を「名古屋市保健所長」に改める。

（名古屋市医療法施行細則の一部改正）

第19条　名古屋市医療法施行細則（平成 9年名古屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 4条中「保健所長」を「保健センター所長」に改める。

（名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正）

第20条　名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 5条を削る。

（名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第21条　名古屋市毒物及び劇物取締法施行細則（平成12年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 3条を削る。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第11条中名古屋市旅館業法施行細則第 1号様式（表）及び第 1号様式の 2（表）の改正規定（「ホテル　旅館　簡易宿所　下宿」を「旅館・ホテル　簡易宿所　下宿」に改める部分に限る。）は、同年 6月15日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて

交付されている証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6条関係）

環境局	環境企画部環境企画課 環境企画部低炭素都市推進課 地域環境対策部地域環境対策課 地域環境対策部大気環境対策課 地域環境対策部公害保健課 地域環境対策部環境科学調査センター
健康福祉局	障害福祉部精神保健福祉センター 衛生研究所

病院局	東部医療センター病院感染症科

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第47号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則

（名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部改正）

第 1条　名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の 3を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第22条の 3　市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第22条の 6第 1項中「。以下「法」という。」を削る。

第22条の 7から第22条の12までを削る。

（名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部改正）

第 2条　名古屋市立霊園・斎場条例施行細則（昭和32年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第43条」に改める。

第38条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第38条　市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第41条第 1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第 2項第 4号中「前各号」を「前 3号」に改める。

第42条から第47条までを削る。

第48条中「細則」を「規則」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第42条とする。

第49条中「細則」を「規則」に改め、同条を第43条とする。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第48号

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉法施行細則（昭和47年名古屋市規則第 139号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第29条第11項」を「第29条第13項」に、「採る」を「とる」に、「採った」を「とった」に、「同条第12項」を「同条第15項」に改める。

附則第 3項を削り、附則第 4項を附則第 3項とし、附則第 5項中「附則第 4項」を「附則第 3項」に改め、同項を附則第 4項とする。

第25号様式中「供与される」を「供与をされる」に改める。

第28号様式中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市老人福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届及び報

告書は、この規則による改正後の名古屋市老人福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第49号

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（平成24年名古屋市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「第70条第 1項」の次に「、法第78条の 2第 1項」を、「第 115条の 2第 1項」の次に「、法第 115条の12第 1項」を加え、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 107条第 1項」を「法第 115条の22第 1項」に改め、「第94条第 1項」の次に「及び法第 107条第 1項」を加える。

第 3条中「第 115条の11」を「第78条の12、法第 115条の11、法第 115条の21及び法第 115条の31」に、「旧法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下「旧法」という。）」に改め、「第94条の 2第 1項」の次に「及び法第 108条第 1項」を加える。

第 5条中「第75条第 1項」の次に「、法第78条の 5第 1項」を、「第99条第

1項」の次に「、法第 113条第 1項」を、「第 115条の 5第 1項」の次に「、法第 115条の15第 1項、法第 115条の25第 1項」を加える。

第 6条中「第75条」の次に「、法第78条の 5」を加え、「及び」を「、法第 113条、」に改め、「第 115条の 5」の次に「、法第 115条の15及び法第 115条の25」を加える。

第 7条中「第91条」を「第78条の 8、法第91条」に改める。

第 8条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第 2項」の次に「及び法第 107条第 2項」を、「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加える。

第 9条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条」の次に「及び法第 109条」を、「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加える。

第10条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第98条第 1項第 4号」の次に「及び法第 112条第 1項第 4号」を、「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加える。

第 1号様式を次のように改める。

第 1号様式

※受付番号	

指定（開設許可）申請書

年　月　日

（宛先）名古屋市長

所在地
申請者　名称
代表者氏名　　㊞
（法人以外の場合は住所及び氏名）

介護保険法に規定する事業所又は施設に係る指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地				
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所				

指定（開設許可）を受けようとする事業所・施設	フリガナ 事業所の名称							
	事業所の所在地							
	連絡先	電話番号				FAX番号		
	事業等の種類		指定等を受けようとする事業等	事業開始予定年月日	事業等ごとの記載事項	既に指定等を受けている事業等 指定等年月日	既に指定等を受けている事業等 介護保険事業所番号	
	指定居宅サービス	訪問介護						
		訪問入浴介護						
		訪問看護						
		訪問リハビリテーション						
		居宅療養管理指導						
		通所介護						
		通所リハビリテーション						
		短期入所生活介護						
		短期入所療養介護						
		特定施設入居者生活介護						
		福祉用具貸与						
		特定福祉用具販売						
	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
		夜間対応型訪問介護						
		地域密着型通所介護						
		認知症対応型通所介護						
		小規模多機能型居宅介護						
		認知症対応型共同生活介護						
		地域密着型特定施設入居者生活介護						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
		複合型サービス						
	居宅介護支援事業							
	施設	介護老人福祉施設						
		介護老人保健施設						
		介護医療院						
	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護						
		介護予防訪問看護						
		介護予防訪問リハビリテーション						
		介護予防居宅療養管理指導						
		介護予防通所リハビリテーション						
		介護予防短期入所生活介護						
		介護予防短期入所療養介護						
		介護予防特定施設入居者生活介護						
		介護予防福祉用具貸与						
		特定介護予防福祉用具販売						
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護						
		介護予防小規模多機能型居宅介護						
		介護予防認知症対応型共同生活介護						
	介護予防支援事業							
	医療機関等の区分及びコード		事業区分		コード			

注　※印の欄は、記入しないでください。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第 2号様式中「代表者氏名　　㊞」を「代表者氏名　　㊞
（法人以外の場合は住所及び氏名）」に改め、同様式注を次のように改める。

注　※印の欄は、記入しないでください。

第 3号様式から第 5号様式までの規定中「代表者氏名　　㊞」を「代表者氏名　　㊞
（法人以外の場合は住所及び氏名）」に改め、同様式注を削る。

第 6号様式中「代表者氏名　　㊞」を「代表者氏名
（法人以外の場合は住所及び氏名）㊞」に改め、「指定居宅サービス」の次に「、指定地域密着型サービス」を加え、「又は」を「、」に改め、「指定介護予防サービス」の次に「、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援」を加える。

第 7号様式中「代表者氏名　　㊞」を「代表者氏名
（法人以外の場合は住所及び氏名）㊞」に改める。

第 8号様式中「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「介護老人保健施設介護医療院開設許可事項変更許可申請書」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設・介護医療院の」に改め、同様式注を削る。

第 9号様式中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設介護医療院管理者承認申請書」に、「介護老人保健施設を」を「介護老人保健施設・介護医療院を」に改め、同様式注を削る。

第10号様式中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設介護医療院広告事項許可申請書」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設・介護医療院の」に改める。

第11号様式中「代表者氏名　　㊞」を「代表者氏名
（法人以外の場合は住所及び氏名）㊞」に改め、同様式注を削る。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年名古屋市規則第76号）は、廃止する。

3　名古屋市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年名古屋市規則第 119号）は、廃止する。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則、この規則による廃止前の名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及びこの規則による廃止前の名古屋市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の申請等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

5　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、施行日以後も、なお効力を有する。

6　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第50号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号カ中「「法」という。）」の次に「第23条第１項第８号又は法」を、「以下同じ。）」の次に「及び道府県民税の所得割額（次に掲げる者（法第23条第１項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）については、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、法第24条の５第１項第２号、第34条第１項第８号及び同条第３項の規定を適用して算定した所得割額。以下同じ。）」を加え、「415,500円」を「692,500円」に改め、同号カ(イ)中「前年の」の次に「法第23条第１項第13号又は」を加え、同号キ中「市町村民税の所得割額」の次に「及び道府県民税の所得割額の合計額」を加え、「415,500円」を「692,500円」に改める。

第3条第1項第1号ア中「325,500円」を「542,500円」に改め、同号イ中「325,500円」を「542,500円」に、「415,500円」を「692,500円」に改め、同項第2号ア中「年度分の」の次に「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第314条の3第1項の規定を適用して算定した」を加え、「附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改める。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第51号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「総合調整室」を「総合調整室
アジア競技大会推進室」に、

「税　制　課」を「税　制　課
税務システム整備室」に、

「環境活動推進課」を「低炭素都市推進課」に、

「保健医療課」を「保健医療課
感染症対策室」に、

「子ども未来課」を「企画経理課」に、

「　保育運営課」を　子ども未来企画担当部　に、
子ども未来企画室　」

「建築指導部
　建築指導課
　開発指導課
　建築審査課
　監　察　課
営　繕　部
　企画保全課
　営　繕　課
　住宅・教育施設課
　設　備　課　　」

を

「営　繕　部
　企画保全課
　営　繕　課
　住宅・教育施設課
　設　備　課
建築指導部
　建築指導課
　開発指導課
　建築審査課
　監　察　課　　」

に、

「市街地整備課
　区画整理課
　名港開発振興課
　耐震化支援室　」

を

「名港開発振興課
　耐震化支援室
　市街地整備課　」

に改める。

第2条総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室の項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 内部統制の総括に関すること。

第2条総務局企画部企画課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部統計課の項第4号中「及び整備」を「、整備及び利活用」に改め、同局総合調整部総合調整室の項の次に次のように加える。

アジア競技大会推進室

(1) アジア競技大会の推進に係る総合調整に関すること。

(2) アジア競技大会の組織委員会の設立準備に関すること。

(3) アジア競技大会の計画等に関すること。

(4) アジア競技大会の競技運営及び競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

(5) アジア競技大会の選手村整備に係る企画及び総合調整に関すること。

(6) その他アジア競技大会に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

第２条財政局税務部税制課の項第１号中「関すること」の次に「（税務システム整備室の主管に属するものを除く。）」を加え、同課の項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第10号を削り、第11号を第９号とし、同課の項の次に次のように加える。

税務システム整備室

(1) 税務総合情報システムの運用及び管理に関すること。

(2) 税務総合情報システムの再構築に関すること。

(3) その他税務事務の電算化に関すること。

(4) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

第２条市民経済局地域振興部地域安全推進課の項中第７号を第８号とし、第２号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

第２条市民経済局産業部産業労働課の項第３号を次のように改める。

(3) 産業デザインの振興に関すること。

第２条市民経済局産業部産業労働課の項中第４号から第８号までを削り、第９号を第４号とし、第10号から第16号までを５号ずつ繰り上げ、同部次世代産業振興課の項中第８号から第11号までを削り、同課の項第７号中「施設整備」を「施設」に改め、同号を同課の項第８号とし、同課の項中第２号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2) クリエイティブ産業の振興に関すること。

第２条市民経済局産業部次世代産業振興課の項に次の６号を加える。

(9) 産業交流の促進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。

(10) 販路開拓の支援に関すること。

(11) 海外の経済情報の収集に関すること。

(12) 産業立地の促進に関すること。

(13) 企業誘致の推進に関すること。

(14) 工業研究所に関すること。

第２条観光文化交流局観光交流部観光推進室の項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。

第2条観光文化交流局観光交流部国際交流課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同条環境局環境企画部環境企画課の項第1号中「関すること」の次に「（低炭素都市推進課の主管に属するものを除く。）」を加え、同課の項第2号中「、低炭素都市なごや戦略実行計画」を削り、同課の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を削り、第4号を第7号とし、同課の項第3号中「保健所」を「保健福祉センター」に改め、同号を同課の項第6号とし、同課の項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 環境保全に係る活動の推進に関すること（低炭素都市推進課の主管に属するものを除く。）。

(4) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。

(5) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。

第2条環境局環境企画部環境活動推進課の項を次のように改める。

低炭素都市推進課

(1) 低炭素都市の推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 低炭素都市なごや戦略実行計画の推進に関すること。

(3) 低炭素都市の推進に係る市民活動の推進及び事業活動の促進に関すること。

(4) 環境行動計画に関すること。

(5) 低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の企画及び調整に関すること。

第2条環境局事業部作業課の項第8号を次のように改める。

(8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

第2条健康福祉局総務課の項第4号を削り、同課の項第5号中「局内他部課公所」を「局内他部課室公所」に改め、同号を同課の項第4号とし、同局高齢福祉部地域ケア推進課の項第6号中「関すること」の次に「（障害企画課の主管に属するものを除く。）」を加え、同局障害福祉部障害企画課の項第4号中「精神保健及び」を削り、「福祉」の次に「等」を加え、同局生活福祉部保険年金課の項第5号中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同局健康部保健医療課の項中第3号から第6号まで

を削り、同課の項第７号中「保健所との連絡調整及び」を削り、同号を同課の項第３号とし、同課の項中第８号を第４号とし、第９号から第13号までを削り、第14号を第５号とし、同課の項第15号中「部内他課公所」を「部内他課室公所」に改め、同号を同課の項第６号とし、同課の項の次に次のように加える。

感染症対策室

(1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

第２条健康福祉局健康部健康増進課の項第１号中「局内他部課」を「局内他部課室公所」に改め、同課の項第５号を削り、同課の項第６号中「公衆衛生看護」を「局長の指定する公衆衛生看護」に改め、同号を同課の項第５号とし、同課の項第７号中「局内他部課」を「局内他部課公所」に改め、同号を同課の項第６号とし、同課の項中第８号を削り、第９号を第７号とし、第10号を第８号とし、第11号を第９号とし、同部環境薬務課の項を次のように改める。

環境薬務課

(1) 斎場の整備に関すること。

(2) 献血の推進に関すること。

(3) 局長の指定する環境薬務に関すること。

(4) 八事霊園・斎場管理事務所及び生活衛生センターに関すること。

(5) 第二斎場及び南陽交流プラザに関すること。

第２条健康福祉局健康部食品衛生課の項第１号を次のように改める。

(1) 局長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

第２条健康福祉局健康部食品衛生課の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号及び第７号を削り、同課の項第８号中「及び管理」を削り、同号を同課の項第４号とし、同課の項中第９号を第５号とし、同条子ども青少年局の項中「子ども未来課」を「企画経理課」に改め、同課の項第１号中「関すること」の次に「（子ども未来企画室の主管に属するものを除く。）」を加え、同局子育て支援部子育て支援課の項第５号中「関すること」の次に「（健康福祉局の主管に属するものを除く。）」を加え、同課の項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同部子ども福祉課の項第７号中「西部児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加え、同局保育部保育企画室の項中第９号を第10号とし、第６号から第８号

までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。

第２条子ども青少年局保育部の項の次に次のように加える。

子ども未来企画担当部

子ども未来企画室

(1) 子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること（局内他部課室及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

(2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。

(3) 児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。

(4) 児童扶養手当に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）。

第２条子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課の項中第８号から第10号までを削り、第11号を第８号とし、同条住宅都市局都市計画部交通企画課の項第４号中「総務局」を「観光文化交流局」に改め、同局建築指導部の項を削り、同局営繕部の項の次に次のように加える。

建築指導部

建築指導課

(1) 建築基準法の施行に関すること（建築審査課及び監察課の主管に属するものを除く。）。

(2) 建築物の環境配慮等の促進に関すること（環境局の主管に属するものを除く。）。

(3) 建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関すること。

(4) 建築相談に関すること。

(5) 部内他課の主管に属しないこと。

開発指導課

(1) 開発行為の規制その他の都市計画制限及び都市計画事業制限（市街地開発事業に係るものを除く。）に関すること。

(2) 宅地造成等の規制に関すること。

(3) 開発審査会に関すること。

建築審査課

(1) 建築基準法による確認及び検査に関すること。

(2) 建築物に係る福祉都市環境整備の推進に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

(3) 建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。

(4) 建築基準法による仮使用の認定に関すること。

(5) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。

(6) 愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係るものを除く。）に関すること。

(7) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。

(8) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に係る事務手続、設計審査及び現場審査に関すること。

(9) 租税特別措置法による優良住宅等の認定に関すること。

(10) 建築基準法上の指定確認検査機関に関すること。

監　察　課

(1) 建築基準法上の定期報告に関すること。

(2) 建築物の防災指導その他防災対策（臨海部防災区域に関するものを除く。）に関すること。

(3) 違反建築物の監察等に関すること。

第2条住宅都市局住宅部住宅企画課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 居住支援の促進等に関すること。

第2条住宅都市局都市整備部市街地整備課の項及び区画整理課の項を削り、同部の項に次のように加える。

市街地整備課

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。）の施行及び施行に係る連絡調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。

(2) 土地区画整理事業等に係る残存事務のうち局長が指定するものの処理に関すること。

(3) 土地区画整理事業の認可、指導監督及び助成に関すること。

(4) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関すること。

(5) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限に関すること。

(6) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。

(7) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。

(8) 大曽根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関すること。

第2条緑政土木局道路建設部道路建設課の項第4号中「新設及び改良の工事」を「事業計画」に改め、同課の項第5号中「維持管理計画」を「新設及び改良の工事」に改め、同局都市農業課の項第2号中「に関する計画」を削り、同局緑地部緑地維持課の項第2号中「鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園フラワープラザ」を「鶴舞公園多目的グラウンド、鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」に改め、「、久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削る。

第5条第2項を次のように改める。

2　総務局に企画調整監を、財政局に契約監理監及び税務監を、環境局に環境都市推進監を、健康福祉局に長寿社会企画監及び医監を、子ども青少年局に子ども未来企画監を、住宅都市局にまちづくり調整監及び都市活性監を、緑政土木局に公園緑地・農政監を置く。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4　健康福祉局に医務体制企画官を置く。

第5条第7項中「第5項の規定により置く参事、主幹及び主査」を「第2項、第4項又は第5項の規定により置く組織」に改める。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項及び第7項を削り、同条に次の9項を加える。

5　環境都市推進監は、上司の命を受けて環境保全に関する事務並びに環境都市の推進に係る重要事項の企画及び調整を行い、環境局環境企画部、地域環境対策部及びごみ減量部所属職員を指揮監督する。

6　長寿社会企画監は、上司の命を受けて高齢者の福祉に係る重要事項の企画及び調整を行い、健康福祉局高齢福祉部所属職員を指揮監督する。

7　医監は、上司の命を受けて市民の健康に関する重要施策を総括し、健康福祉局健康部及び衛生研究所所属職員（参事（生活衛生）を含む。）を指揮監督する。

8　子ども未来企画監は、上司の命を受けて子どもに関する施策に係る重要事項の企画及び調整を行い、子ども青少年局子ども未来企画担当部及び青少年家庭部所属職員を指揮監督する。

9　まちづくり調整監は、上司の命を受けて住宅及び都市整備等のまちづくりに係る重要事項の企画及び調整並びに特命事項の処理を行い、住宅都市局建築指導部、住宅部及び都市整備部所属職員（参事（市街地整備）を含む。）を指揮監督する。

10　都市活性監は、上司の命を受けて都市の活性化に係る重要事項の企画及び調整を行い、住宅都市局リニア関連都心開発部所属職員（参事（栄開発等）及び参事（名駅開発等）を含む。）を指揮監督する。

11　公園緑地・農政監は、上司の命を受けて都市農業、公園緑地及び東山総合公園に係る重要事項の企画及び調整を行い、緑政土木局参事（農政）の分担事項を所管する組織、緑地部及び東山総合公園所属職員（参事（農政）を含む。）を指揮監督する。

12　次長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

13　医務体制企画官は、上司の命を受けて医師の確保に係る企画及び調整を行い、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

第8条第1項の表健康福祉局保健の項を削り、同局生活衛生の項を次のように改める。

生活衛生	1　斎場の整備に関すること。 2　局長の指定する環境衛生、薬務、食品表示及び獣医務に関すること。	1

第8条第1項の表住宅都市局開発・耐震の項を次のように改める。

市街地整備	1　局長の指定する土地区画整理事業等に関すること。	1

第8条第2項中「又は副局長」を削る。

第9条第1項の表総務局行政改革推進部番号制度に係る総合調整の項を削り、同局の項中

「

職員部	メンタルヘルス	1　職員の心の健康保持増進に関すること。 2　職員の健康管理に係る企画及び調整に関すること。	1
企画部	企画・水及びエネルギーに係る施策の調整	1　東海各県との連絡調整に関すること。 2　水に係る施策の調整に関すること。 3　エネルギー対策に係る施策の調整に関すること。 4　その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。	1
総合調整部	調整	1　重要事項の総合調整に関すること。 2　特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。 3　その他特命事項の処理に関すること。	1
	アジア競技大会の推進に係る総合調整	1　アジア競技大会の推進に係る総合調整に関すること。	2

」を

」

「

職員部	メンタルヘルス・保健指導	1　職員の心の健康保持増進に関すること。 2　職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関すること。	1
企画部	企画・水に係る施策の調整	1　東海各県との連絡調整に関すること。 2　水に係る施策の調整に関すること。 3　その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。	1
総合調整部	選手村整備	1　アジア競技大会の選手村整備に係る企画及び総合調整に関すること。	1

に

」

改め、同表財政局税務部臨時福祉給付金の支給に係る調整の項及び税務システム等の項を削り、同表市民経済局地域振興部地域コミュニティ活性化支援の項を次のように改める。

空家等対策の推進に係る企画調整等	1　空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。 2　空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。 3　町を美しくする運動に関すること。 4　局長の指定する地域コミュニティ活性化支援に係る企画及び調整に関すること。	1

第 9 条第 1 項の表市民経済局産業部の項中

「

産業立地等	1　産業交流の促進に関すること。 2　販路開拓の支援に関すること。 3　海外の経済情報の収集に関すること。 4　産業立地の促進に関すること。 5　企業誘致の推進に関すること。	1
企業誘致に係る特命事項の処理	1　局長の指定する企業誘致の推進に関すること。	1

」を

「

労働企画	1　産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関すること。 2　就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。 3　労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関すること。 4　労働関係資料に関すること。	1

」に、

「

ロボカップ世界大会	1　ロボカップ2017名古屋大会に関すること。	1

」を

「

産業立地等	1　産業交流の促進に関すること。 2　販路開拓の支援に関すること。 3　海外の経済情報の収集に関すること。 4　産業立地の促進に関すること。 5　企業誘致の推進に関すること。	1
企業誘致に係る特命事項の処理	1　局長の指定する企業誘致の推進に関すること。	1

」に

改め、同表観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部の項中

「

都市魅力の発信	1　都市魅力の発信に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。	1
都市魅力の向上に係る特命事項の処理	1　局長の指定する都市魅力の向上に関すること。	1

」を

「

新たな都市魅力の創出・発信	1　新たな都市魅力の創出及び発信に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。	1
名古屋城を核とした魅力軸の創出・発信	1　名古屋城を核とした魅力軸の創出及び発信に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。	1

」に

改め、同局観光交流部の項中

「

多文化共生・国際貢献	1　多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2　外国人留学生に関すること。	1
海外誘客・空港	1　海外からの観光客の誘致に関すること。 2　中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。	1

」を

「

海外誘客・空港	1　海外からの観光客の誘致に関すること。 2　中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。	1
多文化共生・国際貢献	1　多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2　外国人留学生に関すること。	1

」に

改め、同表環境局環境企画部の項中

「

生物多様性推進	1　生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。	1

」を

「

生物多様性の保全	1　生物多様性の保全に係る施策の推進に関すること。 2　なごや生物多様性センターの運営に関すること。	1
外来生物対策に係る企画調整等	1　外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。 2　生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。	1

」に

改め、同局事業部住居の不良堆積物対策の推進の項第1号中「住居又はその付近における物品等の堆積による不良な生活環境」を「住居等の堆積物による不良な状態の解消」に改め、同局施設部の項中

「

富田工場設備更新	1　富田工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。	1

」を

「

富田工場設備更新	1　富田工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。	1
南陽工場設備更新	1　南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。	1

」に

改め、同表健康福祉局臨時福祉給付金の項を削り、同局高齢福祉部の項中

「

持続可能な敬老パス制度の構築	1　持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1

」を

「

持続可能な敬老パス制度の構築	1　持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1
認知症施策に係る企画調整	1　認知症の対策に係る企画及び総合調整に関すること。	1
要介護認定	1　要介護認定等に関すること。 2　介護認定審査会に関すること。 3　要介護認定等に係る訪問調査の委託に関すること。 4　主治の医師に対する意見書料の支払に関すること。	1

に

」

改め、同局障害福祉部精神保健福祉の項第1号中「精神保健及び」を削り、「福祉」の次に「等」を加え、同局健康部医務指導・新型インフルエンザ対策の項を次のように改める。

医務指導	1　局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関すること。 2　局長の指定する保健事業の総括に関すること。	1

第9条第1項の表健康福祉局健康部感染症対策等の項を削り、同部動物愛護管理・検査業務管理の項を次のように改める。

動物愛護管理・検査業務管理	1　動物の愛護等に関すること。	1

第9条第1項の表子ども青少年局子育て支援部母子保健の項第1号中「関すること」の次に「（健康福祉局の主管に属するものを除く。）」を加え、同局の項中

「

	幼保連携型認定こども園	1　認定こども園の指導に関すること。	1

」を

「

	幼保連携型認定こども園	1　認定こども園の指導に関すること。	1
子ども未来企画担当部	企画調整	1　局長の指定する子ども及び親の支援の推進に関すること。	1
	子ども等の支援の推進	1　局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。	1

」に

改め、同表住宅都市局都市計画部防災・都市施策の項を次のように改める。

防災・都市施策	1　市街地復興計画に関すること。 2　その他都市防災に関すること。 3　長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。 4　居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。	1

第9条第1項の表住宅都市局建築指導部の項を削り、同局営繕部本丸御殿整備の項を削り、同局営繕部の項中

「

	特 定 設 備	1　局長の指定する市設建築物等の機械設備等及び電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。 2　局長の指定する市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。	1

」を

「

	特 定 設 備	1　局長の指定する市設建築物等の機械設備等及び電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。 2　局長の指定する市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。	1
建築指導部	建 築 相 談	1　中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。 2　建築に関する一般相談に関すること。	1

」に

改め、同局都市整備部志段味総合整備の項を削り、同部の項中

「

金城ふ頭開発	1　金城ふ頭地区の開発に関すること。	2

」を

「

金城ふ頭開発	1　金城ふ頭地区の開発に関すること。	2
志段味総合整備	1　志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。 2　志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。	1
中志段味に係る特命事項の処理	1　中志段味特定土地区画整理事業に係る特命事項の処理に関すること。	1

」に

改め、同局リニア関連都心開発部栄の項を次のように改める。

栄	1　栄地区における開発の事業推進に関すること。 2　久屋大通公園北部園地・中央園地における局長の指定する整備等に関すること。 3　久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）に関すること。	1

第9条第1項の表住宅都市局リニア関連都心開発部名駅南公共空間整備等の項第2号中「ささしまライブ24」を「名駅南地区」に改め、同部名駅ターミナル機能強化の項を次のように改める。

名駅ターミナル機能強化	1　リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。	1

第9条第1項の表緑政土木局技術評価の項を次のように改める。

技術評価等	1　局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関すること。 2　局長の指定する大規模な工事等の検査に関すること。	1

第9条第1項の表緑政土木局道路建設部橋梁の項を次のように改める。

橋　　梁	1　橋りょうの事業計画に関すること。 2　橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。 3　橋りょうの維持修繕に関すること。	1

第9条第1項の表緑政土木局農業委員会改革等の項及び同局緑地部特定公園用地の項を削り、同部名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整の項を次のように改める。

名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整	1　名城公園及び名古屋城の整備に係る連絡調整に関すること。	1

第9条第4項中「（総務局総合調整部主幹（アジア競技大会の推進に係る総合調整）を除く。）」を削る。

附　則

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課の項第7号の改正規定は、同年5月7日から施行する。

2　名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「副局長及び部長並びにこれらに相当する職にある者」を「職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第2段階別職位表に掲げる局長段階の職にある者（局区等の長の職にある者を除く。）及び部長段階の職にある者」に改める。

3　名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成

24年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第13条中「環境局長」を「環境都市推進監」に改める。

区長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第52号

区長委任規則等の一部を改正する規則

（区長委任規則の一部改正）

第１条　区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第２項第27号中「、要介護認定等（要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。）」を削り、「請求」の次に「、要介護認定等（要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の１号を加える。

(30)　母子保健法による妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付及び低体重児出生の届出の受理に関すること。

（児童相談所長委任規則の一部改正）

第２条　児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次の

ように改正する。

本則第８号中「第７項及び第９項」を「第９項及び第11項」に改める。

（保健所長委任規則の一部改正）

第３条　保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第７号）の一部を次のように改正する。

本則ただし書を削る。

本則第６号の３中「別表第６　41の項」を「別表第６　45の項」に改める。

本則第18号中「第３条第１項」を「第５条第１項」に改める。

本則第56号から本則第58号までを次のように改める。

(56)から(58)まで　削除

本則第65号中「別表第６　39の項」を「別表第６　43の項」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同月２日から施行する。

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第53号

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（平成29年名古屋市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第２条　条例第６条第５項に規定する証明書の様式は、身分証明書（第１号様式）とする。

（勧告）

第３条　条例第８条第２項の規定による勧告は、措置勧告書（第２号様式）により行うものとする。

（命令）

第４条　条例第９条第１項の規定による命令は、措置命令書（第３号様式）に

より行うものとする。

（代執行令書）

第５条　条例第10条第１項に規定する代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（第４号様式）により行うものとする。

（執行責任者証票）

第６条　条例第10条第１項に規定する代執行をする場合における行政代執行法第４条に規定する証票の様式は、執行責任者証票（第５号様式）とする。

（区対策会議）

第７条　条例第12条第１項に規定する区対策会議（以下この条において「区対策会議」という。）は、区長及び次に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 区政部地域力推進室長

(2) 保健福祉センター福祉部民生子ども課長

(3) 保健福祉センター福祉部福祉課長

(4) 保健福祉センター環境薬務室長

(5) 保健福祉センター公害対策室長

(6) 保健福祉センター保健予防課長

(7) 区役所支所区民福祉課長

(8) 環境事業所長

(9) 土木事務所長

(10)　消防署予防課長

(11)　その他区長が必要と認める者

２　区対策会議は、区長が主宰する。

３　区長は、区対策会議の協議において必要があると認めるときは、第１項各号に掲げる構成員に対し、条例第12条第２項に基づく対策の実施について必要な指示又は要請をすることができる。ただし、指示については、当該構成員が職員である場合に限る。

４　区長は、必要があると認めるときは、区対策会議に、関係職員の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5　前各項に定めるもののほか、区対策会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

（審議会の会長）

第８条　条例第13条第１項に規定する名古屋市住居の不良堆積物対策審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第９条　審議会の会議は、会長がこれを招集する。

２　審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第10条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第11条　審議会の庶務は、環境局において行う。

（委任）

第12条　第８条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（過料）

第13条　条例第15条第１項の規定により科すべき過料の額は、３万円とする。

２　条例第15条第２項の規定により科すべき過料の額は、５万円とする。

３　条例第15条の規定により過料を科する場合においては、市長は、過料決定通知書（第６号様式）を発し、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第５号）に定める納入通知書により徴収する。

４　条例第15条の規定により過料を科そうとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は立入調査拒否等告知・弁明書（第７

号様式）若しくは措置命令違反告知・弁明書（第８号様式）の交付により、それぞれその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

（委任）

第14条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

第1号様式（第2条）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第6条第4項の規定により、不良な状態にあると認められる建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることを命じた者であることを証明する。

年　　月　　日

名古屋市長　　印

（裏）

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（抜すい）

（調査）

第6条　（略）

2
3　（略）

4　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、不良な状態にあると認められる建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6　第4項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8センチメートルとする。

第２号様式（第３条）

第　　号
年　　月　　日

措置勧告書

氏　名

名古屋市長　　印

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第８条第２項の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の内容	不良な状態にある建物等の所在地	名古屋市　　区
	勧告の理由	
	措置内容	
履行期限		年　　月　　日
担当部署、担当者氏名及び電話番号		

注１　この勧告に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。

２　正当な理由がなくこの勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることがあります。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第3号様式（第4条）

第　　号
年　　月　　日

措置命令書

氏　名

名古屋市長　　印

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり命令します。

命令の内容	不良な状態にある建物等の所在地	名古屋市　　区
	命令の理由	
	措置内容	
履行期限		年　　月　　日
担当部署、担当者氏名及び電話番号		

注1　この命令に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。

2　この命令に従わないときは、条例第15条第2項の規定により、5万円の過料に科せられることがあります。

3　この命令に従わないときは、条例第10条第1項の規定により、代執行の手続に移行することがあります。

備考1　行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ4とする。

第４号様式（第５条）

第　　号
年　　月　　日

代執行令書

氏　名

名古屋市長　　印

　　年　　月　　日付第　　号の命令に係る措置を履行期限までに履行しなかったので、名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第10条第１項の規定により、次のとおり代執行をします。

代執行の内容	
代執行の時期	
執行責任者	
代執行に要する費用の概算による見積額	

注　代執行に要した費用は、条例第10条第１項の規定により、あなたから徴収します。

備考１　行政不服審査法第82条第１項及び行政事件訴訟法第46条第１項の規定に基づき教示を行うものとする。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第５号様式（第６条）

（表）

第　　号

執　行　責　任　者　証　票

所　属
職　名
氏　名
年　　月　　日生

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年　　月　　日

名古屋市長　　印

記

１　代執行をなすべき事項

２　代執行をなすべき時期

（裏）

名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（抜すい）

（行政代執行）

第10条　市長は、前条第１項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせ、その費用を義務者から徴収すること（次項において「代執行」という。）ができる。

２　（略）

行政代執行法（抜すい）

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

備考　用紙の大きさは、縦６センチメートル、横８センチメートルとする。

第６号様式（第13条）

過料決定通知書

年　　月　　日

氏　名

名古屋市長　　印

次のとおり決定しましたので通知します。

なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。

決　定　の　要　旨	
適　　用　　条　　項	名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第15条第　　項
過料を科する事由	

備考１　行政不服審査法第82条第１項及び行政事件訴訟法第46条第１項の規定に基づき教示を行うものとする。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第７号様式（第13条）

第　　号
年　　月　　日

立入調査拒否等告知・弁明書

氏　　名	様
住　　所	

名古屋市長　　印

あなたは、下記のとおり名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第６条第４項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしましたので、同条例第15条第１項の規定により金３万円の過料処分の対象となります。

記

調　査　実　施　日	年　　月　　日
調査拒否等に係る事　実　の　内　容	
弁　　明	□上記のとおり認めます。 □次のとおり弁明します。 上記事実は、□覚えがない。 □誤りがある。

以上、相違ありません。

署　　名	

（参考）　名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（抜すい）

（調査）

第６条第４項　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、不良な状態にあると認められる建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

（罰則）

第15条　市長は、正当な理由なしに、第６条第４項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し３万円以下の過料を科する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第８号様式（第13条）

第　　号
年　　月　　日

措置命令違反告知・弁明書

氏　　名 様	
住　　所	

名古屋市長　　印

あなたは、下記のとおり名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例第９条第１項の規定による命令に違反し、履行期限までに命ぜられた措置を行いませんでしたので、同条例第15条第２項の規定により金５万円の過料処分の対象となります。

記

命令の違反に係る事実の内容	
弁　　明	□上記のとおり認めます。 □次のとおり弁明します。 上記事実は、□覚えがない。 □誤りがある。

以上、相違ありません。

署　　名	

（参考）　名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例（抜すい）

（指導及び勧告）

第８条　市長は、建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者又は所有者等に対し、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該建物等における不良な状態が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて、不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第９条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（罰則）

第15条第２項　市長は、第９条第１項の規定による命令に違反した者に対し５万円以下の過料を科する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

地域環境審議会規則及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第54号

地域環境審議会規則及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則

（地域環境審議会規則の一部改正）

第１条　地域環境審議会規則（平成８年名古屋市規則第１２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「保健所」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）」に改める。

第７条第３項中「保健所」を「区役所又は保健センター」に改める。

第11条に見出しとして「（庶務）」を付し、同条中「名古屋市西保健所」を「名古屋市西区役所保健福祉センター」に、「名古屋市港保健所」を「名古屋市港区役所保健福祉センター」に、「名古屋市南保健所」を「名古屋市南区役所保健福祉センター」に、「名古屋市名東保健所」を「名古屋市名東区役所保健福祉センター」に改める。

（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部改正）

第２条　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号）の一部を次のように改正する。

第１００条及び第１０２条中「保健所長」を「区長」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第55号

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「5,743人」を「5,787人」に改め、同条第２号中「3,041人」を「3,013人」に改め、同条第３号中「８２３人」を「８１６人」に、「63人」を「64人」に改め、同条第４号中「４５０人」を「４５４人」に改め、同条第５号中「１３４人」を「１３２人」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第56号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市味鋺保育園	20人	20人	50人	90人

及

」

び

「

名古屋市二ツ橋保育園	20人	20人	50人	90人

を

」

削り、

「

名古屋市正色第一保育園	20人	15人	40人	75人
名古屋市正色第二保育園	20人	15人	40人	75人

」を

「

名古屋市正色保育園	48人	30人	60人	138人

」に

改め、

「

名古屋市梅森坂保育園	30人	20人	60人	110人

」及び

「

名古屋市島田第二保育園	40人	20人	60人	120人

」を

削る。

第 5条第 1項中「昭和22年法律第 164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 9条第 1項に次のただし書を加える。

ただし、法第24条第 5項又は第 6項の規定による措置に係る法第56条第 2項の規定に基づき本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額については、名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）別表第 2の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

附則第 3項の表中「、名古屋市味鋺保育園」、「、名古屋市正色第一保育園、名古屋市正色第二保育園」、「、名古屋市二ツ橋保育園」、「、名古屋市梅森坂保育園」及び

「

名古屋市島田第二保育園	7人		

」を

削る。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第57号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 6条の 2第 1項中「第21条の 5の28第 1項」を「第21条の 5の29第 1項」に改める。

第12条の 3第 1項中「第21条の 5の19第 1項」を「第21条の 5の20第 3項」に、「第24条の13」を「第24条の13第 3項」に改め、同条第 2項中「第21条の 5の19第 1項」を「第21条の 5の20第 3項」に、「同条第 2項」を「同条第 4項」に改める。

第16条の 2第 1項に次の 1号を加える。

(3) 法第24条第 5項又は第 6項の規定による措置に係る徴収金は、名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）別表第 2の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

別表第 1備考第 6項中「第21条の 5の28第 2項」を「第21条の 5の29第 2項」に改める。

第 6号様式の 2（表）中

「

申請する支援の種類等	支援の種類
	□児童発達支援
	□医療型児童発達支援
	□放課後等デイサービス
	□保育所等訪問支援

」を

「

申請する支援の種類等	支援の種類
	□児童発達支援
	□医療型児童発達支援
	□放課後等デイサービス
	□居宅訪問型児童発達支援
	□保育所等訪問支援

」に改める。

第 6号様式の 2の 2並びに第 6号様式の11（裏）三及び四中「保健所」を「保健センター」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書

は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通所受給者証及び障害児通所給付費等・障害児入所給付費利用者負担額特例減額・免除認定証であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの給付決定期間内又は有効期限内に限り、なおその効力を有する。

名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第58号

名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すする法律施行細則（平成26年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」に改め、「「命令」という。）」の次に「及び名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第 8号。以下「条例」という。）」を加え、同条の次に次の 3条を加える。

（認定こども園認定申請書等）

第 1条の 2　法第 4条第 1項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定についての申請は、認定

こども園認定申請書（第 1号様式）によって行わなければならない。

2　法第29条第 1項の規定による施設の内容の変更についての届出は、認定こども園内容変更届出書（第 1号様式の 2）によって行わなければならない。

3　法第30条第 1項の規定による施設の運営の状況についての報告は、毎年 6月30日までに、認定こども園運営状況報告書（第 1号様式の 3）によって行わなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 1条の 3　命令第28条第 1号の規定により市長が定める数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。

(1) 法第 4条第 1項第 3号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員の変更　当該利用定員に10分の 1を乗じて得た数（その数が10に満たないときは、10）

(2) 法第 4条第 1項第 4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更　当該利用定員に10分の 1を乗じて得た数（その数が10に満たないときは、10）

（条例第 2条の表に規定する規則で定めるもの）

第 1条の 4　条例第 2条の表に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 平成18年12月26日（以下「基準日」という。）において幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設の用に供されている施設

(2) 基準日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4条第 1項又は児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第35条第 4項の規定による設置の認可が申請されている幼稚園又は保育所の用に供することとなる施設

(3) 基準日において新築又は改築の工事が行われ、又は完了している幼稚園又は保育所の用に供することとなる施設であって、市長が適当と認めたもの

第 2条第 1項中「（第 1号様式）」を「（第 1号様式の 4）」に改め、同条第 5項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第 1号様式を第 1号様式の 4とし、附則の次に次の 3様式を加える。

第 1号様式（表）

認定こども園認定申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

設置者　住　所

名　称

代表者　　㊞

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4条第 1項の規定に基づく認定こども園の認定について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="8">認定を受けようとする施設</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">種別</td><td rowspan="4">□幼稚園
□保育所
□保育機能施設</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>認可（設置）年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>定　　員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">種別</td><td rowspan="4">□幼稚園
□保育所
□保育機能施設</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>認可（設置）年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>定　　員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">利用定員</td><td>区　　分</td><td>保育を必要とする子ども</td><td>保育を必要とする子ども以外の子ども</td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td>満 3歳未満の者</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>満 3歳以上の者</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定こども園の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定こども園の長となるべき者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="4">教育又は保育の目標及び主な内容</td><td>教育又は保育の目標</td><td></td></tr>
<tr><td>教育又は保育の内容の概要</td><td></td></tr>
<tr><td>開園日数</td><td></td></tr>
<tr><td>開園時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">命令第 2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施する事業及びその概要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定こども園の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（添付書類）
(1) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例で定める要件に適合していることを証する書類
(2) その他市長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第 1号様式の 2

認定こども園内容変更届出書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

設置者　住　所

名　称

代表者　　㊞

年　　月　　日付指令第　　号により認定を受けた施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第 1項の規定により、施設の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

施　設　名	
変更する事項	
変更予定年月日	
変更理由	

注　変更する事項の内容及び変更前後の比較を記入した別紙を併せて提出してください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 1号様式の 3（表）

認定こども園運営状況報告書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

設置者　住　所

名　称

代表者　　㊞

　　年　　月　　日付指令第　　号により認定を受けた施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第 1項の規定により、施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
認定年月日				
認定子ども園の施設	名称		種別	□幼稚園 □保育所 □保育機能施設
	所在地			
	定員			
	名称		種別	□幼稚園 □保育所 □保育機能施設
	所在地			
	定員			

	区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども	計
報告年月日の前日において在籍している子どもの数（括弧内は利用定員）	満 3歳未満の者	（　）	（　）	（　）
	満 3歳以上の者	（　）	（　）	（　）
	合計	（　）	（　）	（　）

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="4">教育又は保育の目標及び主な内容</td><td>教育又は保育の目標</td><td></td></tr>
<tr><td>教育又は保育の内容の概要</td><td></td></tr>
<tr><td>開園日数</td><td></td></tr>
<tr><td>開園時間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">命令第 2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施する事業及びその概要</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（添付書類）
(1) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例で定める要件に適合していることを証する書類
(2) その他市長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

附　則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第59号

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則（平成16年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３節　産業廃棄物処理施設（第52条－第55条）」を「第３節　産業廃棄物処理施設（第52条－第55条）
第４節　２以上の事業者による産業廃棄物の処理（第55条の２－第55条の４）」に改める。

第39条第３号中「家庭用電気機器」の次に「（法第17条の２第１項に規定する有害使用済機器を除く。）」を加える。

第６章に次の１節を加える。

第４節　２以上の事業者による産業廃棄物の処理

（２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の基準）

第55条の２　施行規則第８条の38の３第５号に規定する収集、運搬又は処分（

再生を含む。）を行う事業者の知識及び技能に係る基準は、次に掲げる者が産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に関し、市長が指定する機関が実施する当該業務に係る講習を修了していることとする。

(1) 当該事業者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は処理を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(2) 当該事業者が個人である場合には、当該個人又は処理を行おうとする区域に存する事業場の代表者

2　施行規則第8条の38の3第6号に規定する当該事業者の経理的基礎の有無は、申請に係る処理の内容及び決算状況等に応じて市長が定める基準により審査するものとする。

（一体的処理の認定証）

第55条の3　施行規則第8条の38の9の認定証（以下「一体的処理の認定証」という。）は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2　法第12条の7第1項の認定を受けた者（以下「一体的処理認定事業者」という。）は、一体的処理の認定証の記載事項に変更を生じたときは、法第12条の7第9項の規定による届出をする際、市長に一体的処理の認定証の書換え交付を申請しなければならない。ただし、同条第7項の規定による変更の認定を同時に受けるときは、この限りでない。

3　一体的処理認定事業者は、一体的処理の認定証を亡失し、又はき損したときは、一体的処理認定証再交付申請書（第27号様式の2）により、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

（一体的処理の認定証の返納）

第55条の4　一体的処理認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに一体的処理の認定証を市長に返納しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する書換え交付を受けたとき。

(2) 認定を取り消されたとき。

2　一体的処理認定事業者は、前条第3項の規定により一体的処理の認定証の再交付を受けた後、亡失した一体的処理の認定証を発見したときは、直ちに発見した一体的処理の認定証を市長に返納しなければならない。

第27号様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式の２（第55条の３関係）

一体的処理認定証再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

申請者
住　所
（所在地）
氏　名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

住　所
（所在地）
氏　名　　㊞
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第55条の３第３項の規定により、一体的処理の認定証の再交付を、次のとおり申請します。

認定年月日	年　　月　　日
認定番号	
認定に係る処理の範囲	
再交付申請の理由	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第60号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項中「この条及び第20条において」及び「（以下この条において「支給日」という。）」を削る。

第17条第１項第４号中「事由」の次に「（以下「出張等」という。）」を加え、「となる場合」を「につき、当該月の前月の末日において所属長が予見した場合」に改め、同項に次の１号を加える。

(5) 出張等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前号に該当する場合又は当該月の翌月の初日から末日までの期間において通勤することが、当該月の末日において明らかな場合を除く。）

第20条中「出張、休暇、欠勤その他の理由」を「出張等」に改める。

第21条の次に次の２条を加える。

（不当な手当の返還）

第22条　事実に反する届出等により不当に手当の支給を受けた職員は、既に支給を受けた不当な手当を返還しなければならない。

（実施規定）

第23条　この規則の実施に関し必要な事項は、市長の承認を得て総務局長が定める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第61号

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第４号中「職員研修所、」を削る。

第６号中「病院局の」の次に「院長代行、」を、「臨床研修センター」の次に「、物品管理センター」を、「小児医療センター」の次に「、集学的がん治療センター」を加える。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第62号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「次の各号」を「次」に、「保健所に所属する」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に勤務する」に改め、同条第４項中「保健所の施設」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）の執務場所」に改め、同条第８項第５号中「保健所に所属する」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に勤務する」に改める。

第15条第２項中「西部児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加える。

第24条第４項中「次の各号」を「次」に改め、同項第１号中「社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所」を「区役所保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）又は区役所支所区民福祉課（保険係を除く。）」に改め、同項第２号中「中村区社会福祉事務所又は中区社会福祉事務所」を「中村区保健福祉セ

ンター福祉部又は中区保健福祉センター福祉部（いずれも保険年金課を除く。）」に改め、同項第3号中「区役所区民福祉部」を「区役所保健福祉センター福祉部」に、「所属する」を「勤務する」に改め、同条第5項第1号及び第2号中「又は西部児童相談所」を「、西部児童相談所又は東部児童相談所」に改め、同条第9項中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「中村区社会福祉事務所」を「中村区保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）」に改める。

第26条第3項第2号中「600円（総務局長が定める職員にあっては、750円）」を「750円」に改め、同項第3号中「700円（総務局長が定める職員にあっては、875円）」を「875円」に改め、同項第4号中「4,250円」を「5,100円」に改め、「以下同じ。」を削り、「2,125円」を「2,550円」に改め、同項第5号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第6号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項並びに第24条第5項第1号及び第2号の改正規定は、同年5月7日から施行する。

職員の定年等に関する条例第３条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第63号

職員の定年等に関する条例第３条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものを定める規則

職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第１号）第３条ただし書の医師及び歯科医師で市長が指定するものは、医師又は歯科医師の免許を有し、当該免許を必要とする職務に従事している技術職員とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

（職員の定年等に関する条例別表第５号に規定するその他医療業務を担当する部署等のある施設等を定める規則の廃止）

２　職員の定年等に関する条例別表第５号に規定するその他医療業務を担当する部署等のある施設等を定める規則（昭和60年名古屋市規則第37号）は、廃止する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第64号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則中第６項及び第７項を削り、第８項を第６項とする。

別表第１市長の事務部局内部部局の項中「副局長、」を削り、「及び都市活性監」を「、環境都市推進監、長寿社会企画監、医監、子ども未来企画監、まちづくり調整監、都市活性監及び公園緑地・農政監」に改め、「３種参事を除く。）」の次に「及び医務体制企画官」を加え、同表市長の事務部局区役所及び区役所支所の項中「保健所長（職員の任用に関する規則別表第２段階別職位表８医事職に掲げる部長段階の職にある者に限る。以下「４種保健所長」という。）」を「保健福祉センター所長」に改め、「及び保健所長（４種保健所長を除く。）」を削り、「及び保健所次長」を「、保健管理課長及び健康安全課長（職員の任用に関する規則別表第１職種区分表に掲げる医事職の職にある者

に限る。以下「６種健康安全課長」という。）」に、「及び民生子ども課長」を「、民生子ども課長、保健管理課長及び６種健康安全課長」に改め、「及び生涯学習センター館長」を削り、同表市長の事務部局その他の項中

「

西部児童相談所	所長	６種
	主幹	８種

」を

「

西部児童相談所	所長	６種
	主幹	８種
東部児童相談所	所長	６種
	主幹	８種

」に改め、同表市長の事務部局その他ささしまライブ24総合整備事務所の項中

「

所長	７種
主幹	８種

」を「

所長	７種

」に改め、同表教育委員会事務局内部部局の項中「学校規模の適正化等」を「学校規模の適正化」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定中東部児童相談所に係る部分は、同年５月７日から施行する。

宿日直手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第65号

宿日直手当規則の一部を改正する規則

宿日直手当規則（平成15年名古屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「4,400円」を「6,200円」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第66号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第１医療職給料表(1)の欄中「、保健所長」を削り、「いう。）を除く。）」の次に「及び３級１号給から32号給まで（区役所保健福祉センター所長に限る。）」を加え、「１号給から32号給まで及び」を「33号給以上及び２級１号給から16号給まで（厚生院附属病院の部長等に限る。）、３級１号給から32号給まで（区役所保健福祉センター所長を除く。）並びに」に改め、「の号給にある者並びに３級33号給以上及び２級１号給から16号給までの厚生院附属病院の部長等」を削る。

別表第２中「又は副局長」を削る。

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市旅費条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第67号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「生涯学習センターを含む」を「課制のある公所を除く」に改める。

別表１甲類第３の２号中「保健所」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）」に、「おける」を「勤務し、」に、「制服（冬・上）」を「制服（上・冬）」に、「制服（冬・下）」を「制服（下・冬）」に改め、同類第４号中「保健所に所属して」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に勤務し、」に、「制服（冬・上）」を「制服（上・冬）」に、「制服（冬・下）」を「制服（下・冬）」に、「保健所に勤務する」を「保健福祉センター（福祉部を除く。）に勤務する」に改め、同類第５号中「保健所に所属して」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に勤務し、」に、「制服（

冬・上）」を「制服（上・冬）」に、「制服（冬・下）」を「制服（下・冬）」に改める。

別表２乙類第１の３号中「名古屋城総合事務所管理課維持係長、」を削り、「及び同北部市場管理課施設係長」を「、同北部市場管理課施設係長及び名古屋城総合事務所管理活用課保存維持係長」に改め、「、緑政土木局に所属する者（」の次に「路政部道路管理課並びに」を、「及び緑政土木局に所属する者（」の次に「土木事務所、路政部道路管理課並びに」を加え、「並びに土木事務所」を削り、「東山総合公園管理課、再生整備課及び東山植物園に勤務する者に」を「緑政土木局路政部道路管理課並びに東山総合公園管理課、再生整備課及び東山植物園に勤務する者に」に改め、同類第１の５号中「保健所」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）」に、

「

盛夏用シャツブラウス（夏）（２着）	５の２の４ ２の４の２	3 4

を

」

「

夏用シャツ	５の４の４ ５の４の６	3 3

に、「及び５の２の４」を「及び５の４の４」に、「及び２の４の２」を「及び５の４の６」に改め、同類第２号中「及び農業センターにおける」を「及び農業センターに勤務する」に、

「

盛夏用シャツ	５の１の３ ５の１の５	2 2

を

」

「

盛夏用シャツ	5の1の3	2
	5の1の5	2
夏用シャツ	5の4の4	3
	5の4の6	3

」に、「ゴム半長くつ」を「ゴム半長靴」に、

「

2の20の6、2の22の3、2の25及び5の1の3は男性用、2の20の8、2の22の5、2の25の3及び5の1の5は女性用とする。

」を

「

2の20の6、2の22の3、2の25、5の1の3及び5の4の4は男性用、2の20の8、2の22の5、2の25の3、5の1の5及び5の4の6は女性用とする。 盛夏用シャツは、農業センターに勤務する者には貸与しない。 夏用シャツは、農業センターに勤務する者に限り貸与する。

」に、

「安全くつ」を「安全靴」に、「おける園芸又は飼育業務の技術者の場合」を「勤務する者」に改め、同類第3号中「安全くつ」を「安全靴」に、「ゴム長くつ」を「ゴム長靴」に、「ゴム半長くつ」を「ゴム半長靴」に、「2の22の3」を「2の22の8」に、「2の22の5」を「2の22の9」に、「、副園長及び主幹」を「及び副園長」に改め、同類第5号中「及び生活衛生センター」を「、生活衛生センター及び区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）」に改め、「及び保健所」を削り、同類第7号中「2の22の4」を「2の22の10」に、「2の22」を「2の22の11」に、「2の25の2」を「2の25の9」に、「2の25の6」を「2の25の10」に改め、同類第8の2号中「保健所」を「区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前規則別表２乙類第１の３号、同類第１の５号、同類第２号、同類第３号又は同類第７号の規定に基づき被服（以下「旧被服」という。）を貸与されている職員に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表２乙類第１の３号、同類第１の５号、同類第２号、同類第３号又は同類第７号の規定に基づき貸与する被服（以下「新被服」という。）の最初の貸与期日は、改正後規則第６条の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる新被服にそれぞれ対応する同表右欄に掲げる旧被服の保存期間満了の直後の同条に規定する期日とする。

新被服	旧被服
夏用シャツ	盛夏用シャツ
	ブラウス（夏）
作業服（下・夏）	作業服（下・夏）
作業服（下・冬）	作業服（下・冬）

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則をここに公布する。

平成30年４月１日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第68号

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（平成30年名古屋市条例第　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（勧告）

第２条　条例第９条第２項の規定による勧告は、勧告書（第１号様式）により行うものとする。

（命令）

第３条　条例第10条の規定による命令は、命令書（第２号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第４条　条例第11条第２項に規定する証明書の様式は、身分証明書（第３号様式）とする。

（公表）

第５条　条例第12条第１項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 命令又は立入調査等を受けた者の氏名及び住所（事業者にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名その他当該事業者を特定するために必要な事項）

(2) 命令又は立入調査等の概要

（意見陳述の機会の付与）

第６条　条例第12条第２項の規定に基づく意見陳述は、市長が口頭ですることを認めたときを除き、陳述書を提出して行うものとする。

２　意見陳述をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（意見陳述の機会の付与の通知の方式）

第７条　市長は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、公表の対象となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

(1) 予定される公表内容及び根拠となる条例の条項

(2) 公表の原因となる事実

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

２　市長は、公表の対象となるべき者の所在が判明しない場合においては、その者の氏名、前項第３号に掲げる事項及び市長が同項に規定する通知をいつでもその者に交付する旨を市役所及び区役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（過料）

第８条　条例第16条又は第17条の規定により科すべき過料の額は、５万円とする。

２　条例第16条又は第17条の規定により過料を科する場合においては、市長は、過料決定通知書（第４号様式）を発し、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋

市規則第５号）に定める納入通知書により徴収する。

３　条例第16条又は第17条の規定により過料を科そうとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は命令違反告知・弁明書（第５号様式）若しくは立入調査拒否等告知・弁明書（第６号様式）の交付により、それぞれその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

（委任）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、市民経済局長が定める。

附　則

この規則は、平成30年10月１日から施行する。

第１号様式（第２条）

第　　号
年　月　日

勧告書

住　所
氏　名
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

名古屋市長　　印

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）第９条第２項の規定により、次のとおり勧告します。

違反の日時場所	年　月　日　午前・午後　時　分頃 名古屋市　区
違反行為に係る店舗名又は事業者の名称等	
違反行為	条例第７条第１項に規定する客引き行為等禁止区域において、 （□客引き　□客待ち　□勧誘　□勧誘待ち）行為を行った。 （□客引き　□客待ち　□勧誘　□勧誘待ち）行為を に行わせた。
勧告の内容	上記違反行為の中止

注　この勧告に従わないときは、当該行為をしてはならない旨を命ずることがあります。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第２号様式（第３条）

第　　号
年　月　日

命令書

住　所
氏　名
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

名古屋市長　　印

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、次のとおり命令します。

違反の日時場所	年　月　日　午前・午後　時　分頃 名古屋市　区
違反行為に係る店舗名又は事業者の名称等	
違反行為	条例第７条第１項に規定する客引き行為等禁止区域において、 （□客引き　□客待ち　□勧誘　□勧誘待ち）行為を行った。 （□客引き　□客待ち　□勧誘　□勧誘待ち）行為を に行わせた。
命令の内容	上記違反行為の中止

注１　この命令に従わないときは、条例第12条第１項第１号の規定により、その旨を公表することがあります。

２　この命令に従わないときは、条例第16条第１号の規定により、５万円の過料に科せられることがあります。

備考１　行政不服審査法第82条第１項及び行政事件訴訟法第46条第１項の規定に基づき教示を行うものとする。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第３号様式（第４条）

（表）

第　　号

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例
第11条第２項の規定による身分証明書

写真

氏　　名

生年月日

年　月　日発行

名古屋市長　　印

（裏）

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（抜すい）

（立入調査等）

第11条　市長は、前２条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考１　用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

２　写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

第４号様式（第８条）

第　　号
年　月　日

過料決定通知書

氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

名古屋市長　　印

次のとおり決定しましたので通知します。
なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。

決　定　の　要　旨	
適　用　条　項	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例第　条
過料を科する事由	

備考１　行政不服審査法第82条第１項及び行政事件訴訟法第46条第１項の規定に基づき教示を行うものとする。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第５号様式（第８条）

第　　号
年　月　日

命令違反告知・弁明書

氏　　名	様
住　　所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

名古屋市長　　印

あなたは、下記のとおり客引き行為等禁止区域において、客引き行為等を行い、又は行わせました。

これは、名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例第10条の規定による命令に違反し、同条例第16条第１号の規定により金５万円の過料処分の対象となります。

記

違反の日時場所	年　月　日　午前・午後　時　分頃 名古屋市　区
違反事実	
弁明	□上記のとおり認めます。 □次のとおり弁明します。 上記事実は、□覚えがない。 □誤りがある。

以上、相違ありません。

署　　名	

（参考）　名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（抜すい）

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第８条　何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

（命令）

第10条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

（罰則）

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の規定による命令に違反した者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第6号様式（第8条）

第　　号
年　月　日

立入調査拒否等告知・弁明書

氏　　名 様	
住　　所　　都・道・府・県	
電話番号　　自宅・勤務先・携帯電話	

名古屋市長　　印

あなたは、下記のとおり名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしましたので、同条例第16条第2号の規定により金5万円の過料処分の対象となります。

記

調査実施日	年　月　日
調査拒否等に係る事実の内容	
弁明	□上記のとおり認めます。 □次のとおり弁明します。 上記事実は、□覚えがない。 □誤りがある。

以上、相違ありません。

署名	

（参考）　名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（抜すい）

（立入調査等）

第11条　市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

（罰則）

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ4とする。

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年４月１日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第69号

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第７条関係）

要望等記録兼報告書

要望日時		年　月　日（　）　時　分　～　時　分				
要望方法		□面談（場所：　　） □電話				
要望者		氏名・事業者名・団体名（代表者の職氏名） □個人 □事業者・団体等 □一定の公職にある者等 住所・所在地・連絡先 （　　）　－				
受付職員	所属					
	補職・氏名					
要望内容						
所管部署への移送						
要望者による確認等						

対応方針					
起案	年　月　日				
決裁	年　月　日				
施行	年　月　日				

要望種別	□不当要望等	□行政対象暴力	□左記以外
対応結果			

完結日	年　月　日	所属長等確認印	

注　該当する□の中にレ印をつけてください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市告示第 185号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 7号猪高緑地

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

第 7号猪高緑地

名古屋市名東区猪高町大字一社字兼原、大字上社字足廻間、字池ノ表、字井堀及び字柄杓場並びに大字高針字極楽及び字勢子坊地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 186号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 7号猪高緑地

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 3月26日から平成35年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 187号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・ 4・17号船頭場公園

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

4・ 4・17号船頭場公園

名古屋市港区船頭場四丁目、船頭場五丁目、小賀須一丁目及び小賀須四丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 188号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・ 4・17号船頭場公園

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 3月26日から平成35年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 189号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・ 5・ 9号新海池公園

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

5・ 5・ 9号新海池公園

名古屋市緑区鳴海町字赤塚及び字池上並びに鹿山一丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 190号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・ 5・ 9号新海池公園

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 3月26日から平成33年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 191号

道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年名古屋市告示第 226号）の一部を改正しましたので告示します。

平成30年 3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年 6月 8日制定）の一部を次のように改正する。

第27条第 2項中「第26条」を「第25条」に改める。

第48条第 4号アからウまでを削る。

第51条の次に次の 1条を加える。

（占用入札制度による街路灯バナー）

第51条の 2　占用入札制度による街路灯バナーの道路占用については、「名古屋市における占用入札制度による街路灯バナーの道路占用の取扱い方針について」（平成30年 3月23日制定）に定めるところによるものとする。

第64条中「第20号」を「第19号」に改める。

第65条第 1号ウを次のように改める。

ウ　緑政土木局の公募等により選定された者

第65条第 1号に次のように加える。

エ　次に掲げる要件を全て満たす団体

(ｱ) 都市再生特別措置法による都市再生推進法人の指定を受けていること。

(ｲ) 複数年にわたり地域の放置自転車問題を解決するための活動を行っ

ていること。

(ｳ) 自転車駐車場の整備及び管理運営に当たり、放置自転車対策に寄与する取り組みを行うこと。

第65条第 9号を第10号とし、第 2号から第 8号までを 1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の 1号を加える。

(2) 前号エの団体が道路占用許可を受けようとする場合は、自転車駐車場の整備及び管理運営並びに前号エ(ｳ)に掲げる取り組みに係る内容及び活動区域等について、自転車利用課と協議し、協定を結ぶものとする。

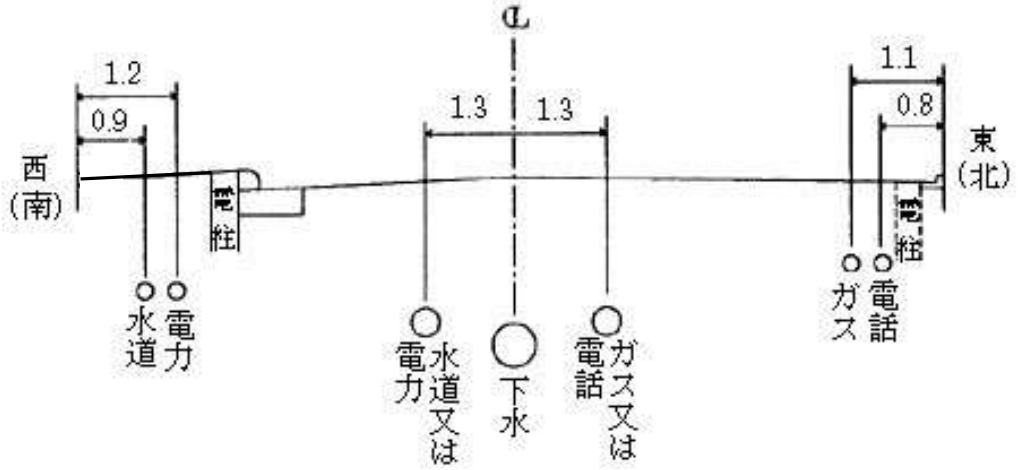
第65条第 4号に次のように加える。

エ　第 1号エの団体が設置する場合は、当該団体の活動区域内に限るものとする。

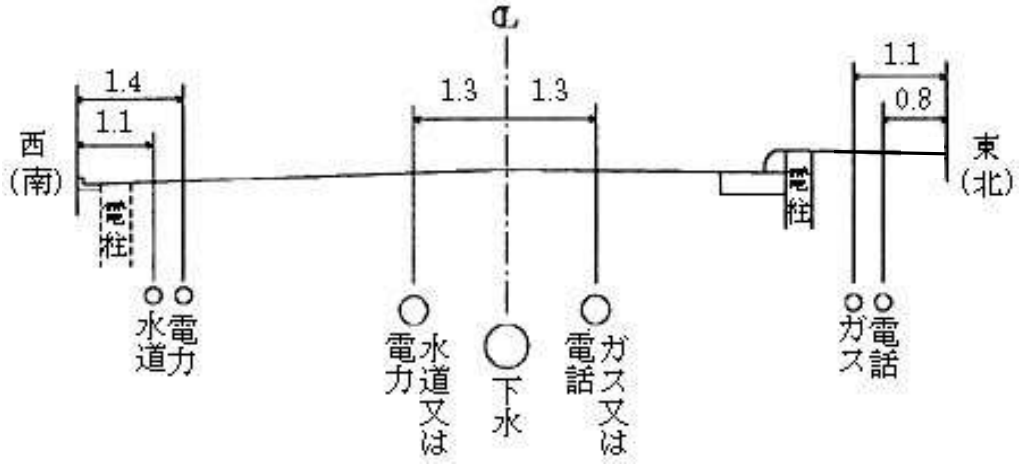
別表（第25条関係）第 4図から第11図までを次のように改める。

第 4図　道路幅員7.27メートル以上10メートル未満

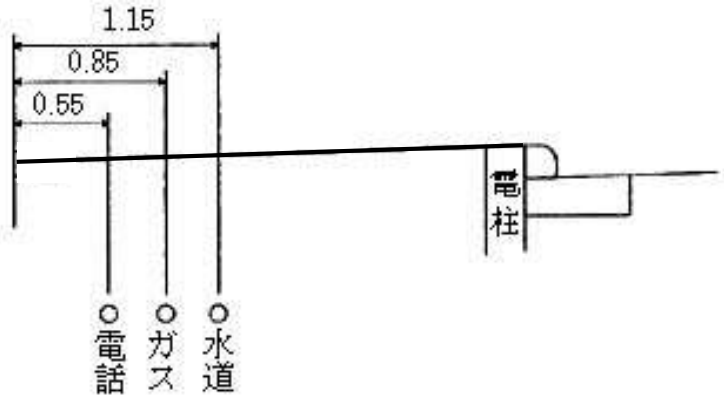
（その 1）



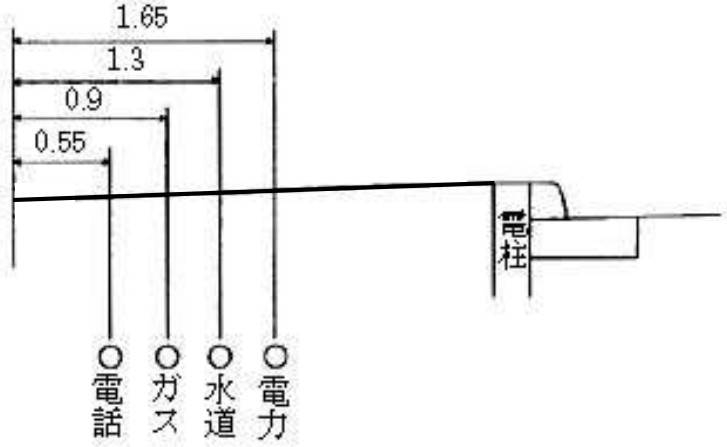
（その 2）



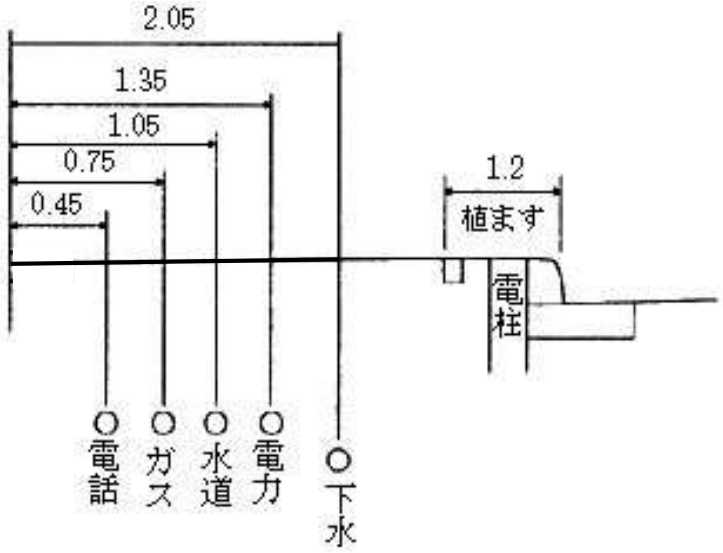
第 5図　歩道幅員 2メートル以下



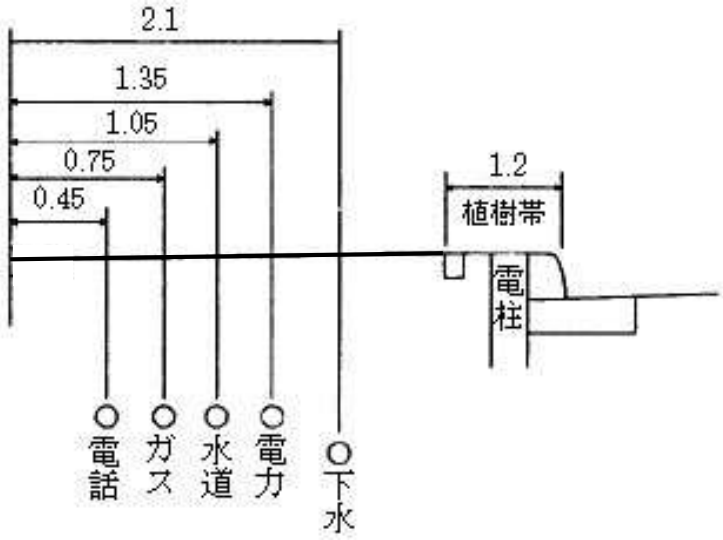
第 6図　歩道幅員 2メートルを超え 3メートル未満



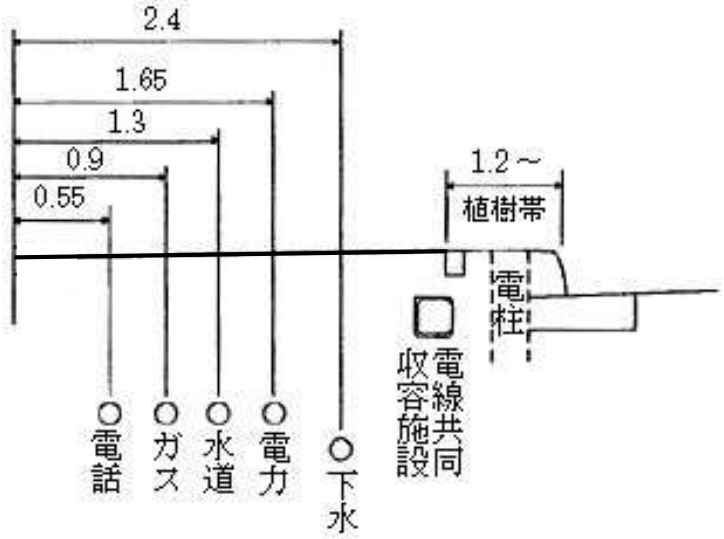
第 7図　歩道幅員 3メートル以上 3.5メートル未満



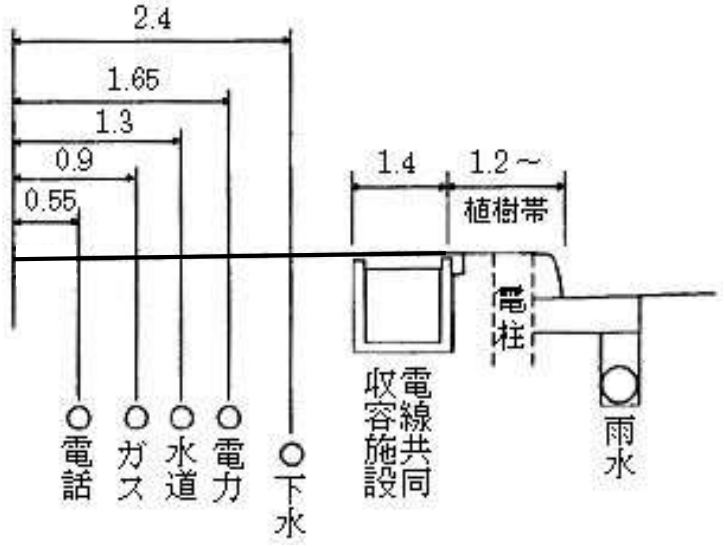
第 8図　歩道幅員 3.5メートル以上 4メートル未満



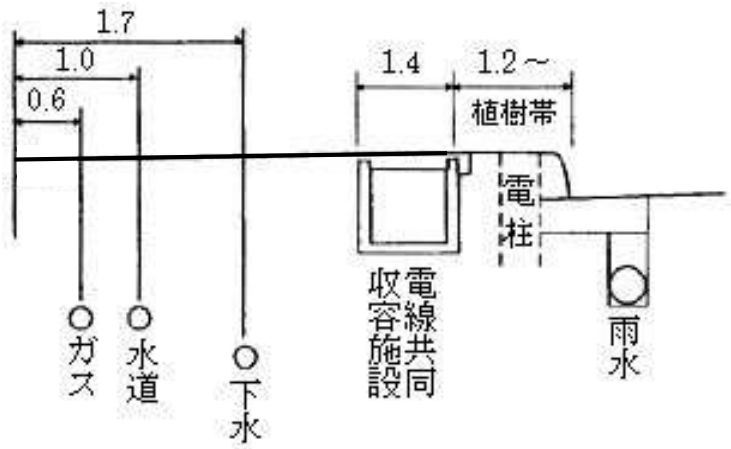
第 9図　歩道幅員　4メートル以上　5.7メートル未満



第10図　歩道幅員　5.7メートル以上



第11図　歩道幅員 5メートル以上（新設の場合に限る。）



附　則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 192号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年 3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　二の丸東駐車場（名城公園）

平成30年 3月29日から平成31年 3月31日までの供用時間について、「午前 8時30分から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後10時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 193号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成30年 3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設等の名称
荒子川公園ガーデンプラザ

2　変更内容
平成30年 4月 2日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 194号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第13条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成30年 3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2　臨時に開館する日

平成30年 5月 1日（火）
平成30年 7月17日（火）
平成30年 7月23日（月）
平成30年 7月30日（月）
平成30年 8月13日（月）
平成30年 8月20日（月）
平成30年 8月27日（月）
平成30年 9月18日（火）
平成30年 9月25日（火）
平成30年10月 9日（火）
平成30年12月25日（火）
平成31年 1月15日（火）
平成31年 2月12日（火）

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 195号

名古屋市揚輝荘の開館時間の変更について

名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次のように開館時間を変更します。

平成30年 3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設の名称

名古屋市揚輝荘

2　変更内容

平成30年 5月26日（土）の開館時間について、「午前 9時30分から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 4時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第196号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年3月19日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成30年3月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　平成30年度名古屋市一般会計予算
2　平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
3　平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
4　平成30年度名古屋市介護保険特別会計予算
5　平成30年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
6　平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
7　平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
8　平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
9　平成30年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
10　平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
11　平成30年度名古屋市基金特別会計予算
12　平成30年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
13　平成30年度名古屋市公債特別会計予算
14　平成30年度名古屋市病院事業会計予算
15　平成30年度名古屋市水道事業会計予算
16　平成30年度名古屋市工業用水道事業会計予算
17　平成30年度名古屋市下水道事業会計予算
18　平成30年度名古屋市自動車運送事業会計予算
19　平成30年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

平成30年度名古屋市一般会計予算

平成30年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,209,738,000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条　歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
１　市　　税		569,044,000
	１　市　民　税	279,236,000
	２　固　定　資　産　税	210,644,000
	３　軽　自　動　車　税	2,454,000
	４　市　た　ば　こ　税	14,490,000
	５　特　別　土　地　保　有　税	1,000
	６　事　業　所　税	16,142,000
	７　都　市　計　画　税	46,077,000
２　地　方　譲　与　税		6,282,000
	１　地　方　揮　発　油　譲　与　税	2,421,000
	２　自　動　車　重　量　譲　与　税	3,289,000
	３　地　方　道　路　譲　与　税	1,000
	４　特　別　と　ん　譲　与　税	509,000
	５　航　空　機　燃　料　譲　与　税	1,000
	６　石　油　ガ　ス　譲　与　税	61,000
３　県　税　交　付　金		76,766,000
	１　利　子　割　交　付　金	690,000
	２　配　当　割　交　付　金	2,687,000
	３　株式等譲渡所得割交付金	2,353,000
	４　分離課税所得割交付金	512,000
	５　県民税所得割臨時交付金	6,790,000
	６　地　方　消　費　税　交　付　金	46,949,000
	７　ゴルフ場利用税交付金	77,000
	８　自　動　車　取　得　税　交　付　金	3,468,000
	９　軽　油　引　取　税　交　付　金	13,240,000

款	項	金額 千円
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,000
5 地方特例交付金		2,190,000
	1 地方特例交付金	2,190,000
6 地方交付税		8,000,000
	1 地方交付税	8,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使用料及び手数料		46,768,864
	1 使用料	35,864,966
	2 手数料	6,132,279
	3 診療収入	2,623,588
	4 介護収入	1,369,317
	5 支援収入	778,714
9 国庫支出金		198,888,176
	1 負担金	168,699,538
	2 補助金	29,370,472
	3 委託金	818,166
10 県支出金		54,553,319
	1 負担金	37,646,681
	2 補助金	12,349,316
	3 委託金	4,557,322
11 財産収入		6,175,143
	1 財産運用収入	2,388,332
	2 財産売払収入	3,786,811
12 寄附金		295,140
	1 寄附金	295,140

款	項	金額 千円
13 繰入金		15,668,093
	1 他会計繰入金	15,668,093
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		132,338,264
	1 延滞金、加算金及び過料	254,941
	2 預金利子	7,664
	3 他会計貸付金元利収入	1,141,766
	4 貸付金元利収入	98,434,188
	5 受託事業収入	824,759
	6 収益事業収入	10,550,147
	7 雑入	21,124,799
16 市債		91,761,000
	1 市債	91,761,000
歳入合計		1,209,738,000

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　議　　会　　費		2,483,622
	1　議　　会　　費	2,483,622
2　総　　務　　費		44,283,617
	1　総　務　管　理　費	20,738,266
	2　財　務　管　理　費	5,708,829
	3　選　　挙　　費	989,981
	4　統　計　調　査　費	332,356
	5　徴　　税　　費	15,265,166
	6　防　災　危　機　管　理　費	1,249,019
3　健　康　福　祉　費		316,521,342
	1　社　会　福　祉　費	91,045,031
	2　老　人　福　祉　費	57,300,077
	3　生　活　保　護　費	89,614,902
	4　国　民　年　金　費	1,022,919
	5　国　民　健　康　保　険　費	22,994,925
	6　介　護　保　険　費	28,221,821
	7　公　衆　衛　生　費	11,981,554
	8　環　境　衛　生　費	3,810,067
	9　保　　健　　所　　費	9,575,129
	10　衛　生　研　究　所　費	954,917
4　子　ど　も　青　少　年　費		165,444,978
	1　子　ど　も　青　少　年　費	165,444,978
5　環　　境　　費		50,255,516
	1　環　境　保　全　費	5,169,226
	2　環　境　事　業　費	45,086,290
6　市　民　経　済　費		99,815,833

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	2,455,958
	2 区役所費	16,178,429
	3 産業費	79,893,996
	4 工業研究所費	1,287,450
7 観光文化交流費		15,271,669
	1 観光交流費	3,834,707
	2 文化交流費	8,706,390
	3 名古屋城費	2,730,572
8 緑政土木費		66,210,174
	1 土木管理費	9,283,435
	2 道路橋りょう費	22,269,530
	3 街路費	9,066,592
	4 治水費	7,418,707
	5 緑政費	16,719,400
	6 農政費	1,452,510
9 住宅都市費		52,516,945
	1 都市計画費	26,885,064
	2 住宅費	25,631,881
10 消防費		27,999,605
	1 消防費	27,999,605
11 教育費		184,202,026
	1 教育総務費	12,774,116
	2 小学校費	81,350,151
	3 中学校費	41,988,628
	4 高等学校費	11,465,416
	5 幼稚園費	1,645,440
	6 特別支援学校費	5,511,788

款	項	金額 千円
	7 大学費	11,075,914
	8 私学振興費	4,056,402
	9 生涯学習費	8,672,093
	10 体育費	5,662,078
12 公債費		128,793,634
	1 公債費	128,793,634
13 諸支出金		55,839,039
	1 公営企業会計支出金	55,839,039
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		1,209,738,000

第 2 表　繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
8 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りょう費	道路・橋りょうの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
9 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
市役所東庁舎の空調設備改修工事	平成31年度	254,000
税務総合情報システムの開発・保守業務委託	平成31年度 から 平成36年度 まで	5,078,000
ささしま市税事務所の移転整備	平成31年度 から 平成34年度 まで	1,895,000
総合リハビリテーションセンターの空調設備改修工事	平成31年度	36,000
養護老人ホーム寿楽荘の電気設備改修工事	平成31年度	50,000
旧健康教育研修室の解体工事	平成31年度	22,000
中央看護専門学校の自動火災報知設備更新工事	平成31年度	26,000
中央看護専門学校の衛生設備改修工事	平成31年度	15,000
中村保健センターの移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	1,693,000
中保健センターのエレベーター更新工事	平成31年度	18,000
昭和保健センターの空調設備改修工事	平成31年度	38,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
守山保健センターの電気設備等改修工事	平成31年度	41,000
障害児入所施設あけぼの学園の改築	平成31年度	1,319,000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	平成31年度 から 平成35年度 まで	2,351,000
富田工場管理棟等の改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	776,000
富田北プール等の改修工事	平成31年度	496,000
南陽工場設備更新に係る環境影響評価準備書作成等業務委託	平成31年度 から 平成32年度 まで	19,000
愛岐処分場浸出水処理施設改築に係る実施設計・生活環境影響調査	平成31年度	64,000
中村区役所の移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	3,893,000
中区役所のエレベーター更新工事	平成31年度	64,000
昭和区役所の空調設備改修工事	平成31年度	100,000
守山区役所の電気設備等改修工事	平成31年度	115,000
光城コミュニティセンターの建設	平成31年度	83,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
吹上コミュニティセンターの建設	平成31年度	82,000
豊治コミュニティセンターの建設	平成31年度	101,000
中小企業振興会館の天井等落下防止対策工事	平成31年度	83,000
中小企業振興会館のトイレ改修工事	平成31年度	36,000
工業研究所の天井等落下防止対策工事	平成31年度	93,000
公館の空調設備改修工事	平成31年度	42,000
国際展示場第１展示館の移転改築・維持管理	平成31年度 から 平成52年度 まで	34,356,000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成31年度	339,000
北文化小劇場の外壁改修工事	平成31年度	43,000
市民ギャラリー栄のエレベーター更新工事	平成31年度	23,000
演劇練習館の空調設備改修工事	平成31年度	31,000
能楽堂の空調設備等改修工事	平成31年度	135,000
中村土木事務所の移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	693,000
舗装道の補修	平成31年度	600,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
道路照明の賃借	平成31年度 から 平成40年度 まで	1,863,000
側溝改良	平成31年度	100,000
東山こ道橋の耐震補強	平成31年度	210,000
運河橋の改築	平成31年度	335,000
交通安全施設の整備	平成31年度	150,000
正江橋の建設	平成31年度	589,000
中川橋の改築	平成31年度	350,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成31年度	40,000
排水施設整備	平成31年度	100,000
東山動植物園獣舎等の建設	平成31年度	110,000
東山動植物園熱源供給施設の整備	平成31年度	435,000
久屋大通公園北部園地・中央園地における特定公園施設の譲り受け	平成31年度 から 平成32年度 まで	2,683,000
市営住宅の建設	平成31年度 から 平成32年度 まで	5,203,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
名古屋市民火災共済生活協同組合に対する貸付予約	平成30年度から平成34年度まで	火災共済金の支払資金が支払責任額に不足したときは、500,000千円を限度として貸し付ける。
指令管制システムの改修	平成31年度	915,000
西消防署のセミリニューアル改修工事	平成31年度	331,000
教育センターの天井等落下防止対策工事	平成31年度	309,000
小学校校舎等の保全改修・設備改修工事	平成31年度	192,000
小学校の空調設備改修工事	平成31年度	203,000
中学校校舎等の保全改修・設備改修工事	平成31年度	128,000
中学校の空調設備改修工事	平成31年度	416,000
中学校の外構改修工事	平成31年度	360,000
守山養護学校の増築	平成31年度から平成32年度まで	987,000
図書館オンラインシステムの改修	平成31年度	50,000
女性会館の天井等落下防止対策工事	平成31年度	31,000
中川生涯学習センターの空調設備改修工事	平成31年度	50,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
北図書館の外壁改修工事	平成31年度	29,000
南図書館の空調設備改修工事	平成31年度	6,000
瑞穂公園体育館の建設	平成31年度 から 平成32年度 まで	4,099,000
総合体育館レインボーホールの観覧席改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	390,000
総合体育館レインボーホールの照明設備等更新工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	962,000
瑞穂公園ラグビー場のトイレ改修工事	平成31年度	181,000
枇杷島スポーツセンターのトイレ改修工事	平成31年度	112,000
総合体育館レインボーホールの天井等落下防止対策等工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	851,000
枇杷島スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成31年度	377,000
総合体育館レインボーホール等のエレベーター更新工事	平成31年度	140,000
総合体育館レインボーホール等の外壁改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	404,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
枇杷島スポーツセンターの空調設備改修工事	平成31年度	125,000
志段味スポーツランドの空調設備改修工事	平成31年度	36,000

（変 更 分）

事　　項	変　　更　　前		変　　更　　後	
	期　　間	限　度　額 千円	期　　間	限　度　額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 （平成29年第1号議決）	平成29年度から平成35年度まで	23,000,000 外に利息相当額	平成30年度から平成35年度まで	15,000,000 外に利息相当額
都市型工業団地３号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 （平成29年第1号議決）	平成29年度から平成31年度まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 199,000千円を限度として補償する。	平成30年度から平成31年度まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 128,000千円を限度として補償する。
東山動植物園温室前館の耐震改修工事 （平成28年第1号議決）	平成29年度から平成31年度まで	780,000	平成31年度から平成32年度まで	600,000
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 （平成29年第1号議決）	平成29年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 660千円を限度として補償する。	平成30年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 610千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 （平成29年第1号議決）	平成29年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,083,972千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,728,576千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 （平成29年第1号議決）	平成29年度から平成50年度まで	280,471,000 外に利息相当額	平成30年度から平成51年度まで	285,774,000 外に利息相当額

事　　項	変　　更　　前		変　　更　　後	
	期　　間	限　度　額 千円	期　　間	限　度　額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 （平成29年第1号議決）	平成29年度から 平成49年度まで	71,225,000	平成30年度から 平成50年度まで	61,742,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 （平成29年第1号議決）	平成29年度から 平成36年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,275,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度から 平成37年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,105,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第４表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
庁舎等整備費	945,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
社会福祉施設整備費	172,000			
老人福祉施設整備費	641,000			
公衆衛生施設整備費	12,000			
保健所整備費	44,000			
衛生研究所整備費	363,000			
子ども青少年施設整備費	545,000			
環境保全施設整備費	1,000			
廃棄物処理施設整備費	8,336,000			
市民活動施設整備費	1,000			
区役所整備費	992,000			
地域振興施設整備費	742,000			
産業施設整備費	43,000			
工業研究所整備費	74,000			
観光交流施設整備費	480,000			
文化交流施設整備費	3,635,000			
名古屋城整備費	463,000			
公共土木事業費	21,927,000			
公園緑地整備費	4,714,000			
農業振興施設整備費	104,000			
住宅建設費	3,984,000			
消防施設整備費	939,000			
教育センター整備費	1,090,000			
義務教育施設整備費	5,003,000			
高等学校整備費	368,000			
特別支援学校整備費	258,000			
生涯学習施設整備費	803,000			
体育施設整備費	1,734,000			
高速道路建設資金貸付金	140,000			
高速道路事業出資金	54,000			
市立大学施設整備補助金	2,299,000			
市立大学施設整備資金貸付金	1,500,000			
病院事業出資金	1,640,000			
高速度鉄道事業補助金	521,000			
高速度鉄道事業出資金	2,194,000			
臨時財政対策債	25,000,000			
計	91,761,000			

平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210,978,621千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
１　国民健康保険収入		187,983,695
	１　保険料	47,532,707
	２　手数料	1
	３　県支出金	140,084,966
	４　諸収入	366,021
２　繰入金		22,994,925
	１　他会計繰入金	22,994,925
３　繰越金		1
	１　繰越金	1
歳入合計		210,978,621

歳　　出

款	項	金　　額　千円
１　国民健康保険費		210,958,621
	１　事業費	210,958,621
２　予備費		20,000
	１　予備費	20,000
歳出合計		210,978,621

平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,609,176千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
１　後期高齢者医療収入		26,283,210
	１　保　険　料	25,479,870
	２　手　数　料	1
	３　諸　収　入	803,339
２　繰　入　金		26,325,965
	１　他会計繰入金	26,325,965
３　繰　越　金		1
	１　繰　越　金	1
歳　入　合　計		52,609,176

歳　　出

款	項	金　　額　千円
１　後期高齢者医療費		52,589,176
	１　事　業　費	52,589,176
２　予　備　費		20,000
	１　予　備　費	20,000
歳　出　合　計		52,609,176

平成30年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成30年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,629,296千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
１　介　護　保　険　収　入		159,815,992
	１　保　　険　　料	42,965,891
	２　手　　数　　料	26,830
	３　国　　庫　支　出　金	42,283,518
	４　支　払　基　金　交　付　金	48,455,136
	５　県　　支　　出　　金	26,075,823
	６　諸　　収　　入	8,794
２　繰　　入　　金		28,221,821
	１　他　会　計　繰　入　金	28,221,821
３　繰　　越　　金		1,591,483
	１　繰　　越　　金	1,591,483
歳　　入　　合　　計		189,629,296

歳　　出

款	項	金　　額　千円
１　介　護　保　険　費		189,609,296
	１　事　　業　　費	187,993,221
	２　他　会　計　繰　出　金	1,616,075
２　予　　備　　費		20,000
	１　予　　備　　費	20,000
歳　　出　　合　　計		189,629,296

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
要介護認定調査の委託	平成31年度 から 平成35年度 まで	472,000

平成30年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸　付　金　特　別　会　計　予　算

平成30年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,233,236千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額 千円
1　母子父子寡婦福祉資金収入		846,236
	1　事　業　収　入	846,236
2　繰　入　金		77,000
	1　他　会　計　繰　入　金	77,000
3　繰　越　金		156,000
	1　繰　越　金	156,000
4　市　債		154,000
	1　市　債	154,000
歳　入　合　計		1,233,236

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　母子父子寡婦福祉資金貸付金		1,233,236
	1　事　業　費	1,233,236
歳　出　合　計		1,233,236

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	154,000	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,581,364千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条　歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
1　卸　売　市　場　収　入		4,957,791
	1　使　用　料　及　び　手　数　料	2,633,719
	2　財　　産　　収　　入	75
	3　繰　　入　　金	421,095
	4　繰　　越　　金	1
	5　諸　　収　　入	491,901
	6　市　　債	1,411,000
2　食　肉　流　通　施　設　収　入		3,623,573
	1　使　用　料　及　び　手　数　料	504,857
	2　財　　産　　収　　入	240
	3　繰　　入　　金	2,244,258
	4　繰　　越　　金	1
	5　諸　　収　　入	874,217
歳　　入　　合　　計		8,581,364

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　卸　売　市　場　費		4,957,791
	1　事　　業　　費	2,127,012
	2　整　　備　　費	1,430,040
	3　他　会　計　繰　出　金	1,400,639
	4　予　　備　　費	100
2　食　肉　流　通　施　設　費		3,623,573
	1　市　　場　　費	1,797,949
	2　と　　畜　　場　　費	912,916
	3　他　会　計　繰　出　金	912,608
	4　予　　備　　費	100
歳　　出　　合　　計		8,581,364

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事	平成31年度	272,000
北部市場管理・エネルギー棟の電気設備改修工事	平成31年度	124,000

（変 更 分）

事　　項	変　　更　　前		変　　更　　後	
	期　　間	限　度　額　千円	期　　間	限　度　額　千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償（平成29年第6号議決）	平成29年度から平成32年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度から平成33年度まで	変更前に同じ

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利　率	償　還　の　方　法
中央卸売市場整備費	1,411,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,893,925千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
1　名古屋城天守閣事業収入		200,000
	1　寄　　附　　金	200,000
2　繰　　入　　金		752,925
	1　他　会　計　繰　入　金	752,925
3　市　　債		2,941,000
	1　市　　債	2,941,000
歳　　入　　合　　計		3,893,925

歳　　出

款	項	金　　額　千円
1　名古屋城天守閣事業費		3,893,925
	1　事　　業　　費	3,656,571
	2　他　会　計　繰　出　金	237,354
歳　　出　　合　　計		3,893,925

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
天守閣木造復元の実施設計	平成31年度 から 平成32年度 まで	704,000
天守閣木造復元の木工事	平成31年度 から 平成34年度 まで	7,311,000

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額　千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
名古屋城天守閣事業費	2,941,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成30年度名古屋市土地区画整理組合
貸　付　金　特　別　会　計　予　算

平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ264,532千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額 千円
1　事　　業　　収　　入		264,532
	1　貸　付　金　収　入	264,532
歳　　入　　合　　計		264,532

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　土地区画整理組合貸付金		264,532
	1　他　会　計　繰　出　金	264,532
歳　　出　　合　　計		264,532

平成30年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成30年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ660,773千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額 千円
1　市街地再開発事業収入		68,236
	1　国　庫　支　出　金	44,236
	2　諸　　収　　入	24,000
2　繰　　入　　金		332,537
	1　他　会　計　繰　入　金	332,537
3　市　　債		260,000
	1　市　　債	260,000
歳　　入　　合　　計		660,773

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　市街地再開発事業費		660,773
	1　事　　業　　費	453,315
	2　他　会　計　繰　出　金	207,458
歳　　出　　合　　計		660,773

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利　率	償　還　の　方　法
市街地再開発事業費	260,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,139,607千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
１　墓地整備事業収入		570,810
	１　使　　用　　料	417,380
	２　他会計繰入金	153,430
２　公園整備事業収入		568,797
	１　他会計繰入金	235,797
	２　市　　債	333,000
歳　　入　　合　　計		1,139,607

歳　　出

款	項	金　　額　千円
１　墓地整備事業費		570,810
	１　事　　業　　費	490,595
	２　他会計繰出金	80,215
２　公園整備事業費		568,797
	１　事　　業　　費	459,676
	２　他会計繰出金	109,121
歳　　出　　合　　計		1,139,607

第 2 表　債務負担行為

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　間	限　度　額 千円	期　間	限　度　額 千円
墓地公園用地の取得 （平成20年第12号議決）	平成21年度 から 平成30年度 まで	130,000 外に利息等相当額	平成31年度 から 平成35年度 まで	94,448 外に利息等相当額

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
公園整備事業費	333,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成30年度名古屋市基金特別会計予算

平成30年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,990,298千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
1　教　育　基　金　収　入		248,584
	1　基　　金　　収　　入	398
	2　繰　　入　　金	220,256
	3　基　金　積　戻　金	27,929
	4　繰　　越　　金	1
2　住宅敷金積立基金収入		609,814
	1　基　　金　　収　　入	4,115
	2　繰　　入　　金	276,322
	3　基　金　積　戻　金	329,376
	4　繰　　越　　金	1
3　名古屋城整備積立基金収入		5,044
	1　基　　金　　収　　入	43
	2　繰　　入　　金	5,000
	3　繰　　越　　金	1
4　名古屋城本丸御殿積立基金収入		69,558
	1　基　　金　　収　　入	1,691
	2　繰　　入　　金	53,000
	3　基　金　積　戻　金	14,866
	4　繰　　越　　金	1
5　名古屋城天守閣積立基金収入		423,187
	1　基　　金　　収　　入	186
	2　繰　　入　　金	200,000
	3　基　金　積　戻　金	223,000
	4　繰　　越　　金	1
6　文化振興事業積立基金収入		50,629

款	項	金額 千円
	1 基金収入	1,028
	2 繰入金	3,000
	3 基金積戻金	46,600
	4 繰越金	1
7 国際交流事業積立基金収入		8,960
	1 基金収入	4,418
	2 繰入金	2,000
	3 基金積戻金	2,541
	4 繰越金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		1,313,673
	1 基金収入	2,218
	2 繰入金	48,000
	3 基金積戻金	1,263,454
	4 繰越金	1
9 高速度鉄道建設積立基金収入		45
	1 基金収入	44
	2 繰越金	1
10 環境保全基金収入		98,971
	1 基金収入	780
	2 繰入金	1,000
	3 基金積戻金	97,190
	4 繰越金	1
11 中区役所等管理基金収入		63,335
	1 基金収入	931
	2 基金積戻金	62,403
	3 繰越金	1
12 介護給付費準備基金収入		1,617,530

款	項	金額 千円
	1 基金収入	1,454
	2 繰入金	1,616,075
	3 繰越金	1
13 震災対策事業基金収入		966,547
	1 基金収入	2,699
	2 繰入金	1,000
	3 基金積戻金	962,847
	4 繰越金	1
14 区まちづくり基金収入		39,363
	1 基金収入	38
	2 繰入金	24,000
	3 基金積戻金	15,324
	4 繰越金	1
15 子ども・親総合支援基金収入		3,294,419
	1 基金収入	1
	2 繰入金	3,000,000
	3 基金積戻金	294,418
16 アセットマネジメント基金収入		2,130,635
	1 基金収入	1
	2 繰入金	2,130,634
17 公債償還基金収入		84,006,146
	1 基金収入	697,352
	2 繰入金	47,354,480
	3 基金積戻金	35,954,313
	4 繰越金	1
18 財政調整基金収入		5,043,858
	1 基金収入	43,857

款	項	金　　額 千円
	2　基　金　積　戻　金	5,000,000
	3　繰　　越　　金	1
歳　　入　　合　　計		99,990,298

歳　　出

款	項	金　　額　千円
1　教　育　基　金		248,584
	1　他　会　計　繰　出　金	28,328
	2　積　　立　　金	220,256
2　住宅敷金積立基金		609,814
	1　他　会　計　繰　出　金	333,492
	2　積　　立　　金	276,322
3　名古屋城整備積立基金		5,044
	1　積　　立　　金	5,044
4　名古屋城本丸御殿積立基金		69,558
	1　他　会　計　繰　出　金	14,866
	2　積　　立　　金	54,692
5　名古屋城天守閣積立基金		423,187
	1　他　会　計　繰　出　金	223,000
	2　積　　立　　金	200,187
6　文化振興事業積立基金		50,629
	1　他　会　計　繰　出　金	47,629
	2　積　　立　　金	3,000
7　国際交流事業積立基金		8,960
	1　他　会　計　繰　出　金	6,960
	2　積　　立　　金	2,000
8　大規模施設整備積立基金		1,313,673
	1　他　会　計　繰　出　金	1,263,454
	2　積　　立　　金	50,219
9　高速度鉄道建設積立基金		45
	1　積　　立　　金	45
10　環　境　保　全　基　金		98,971

款	項	金額 千円
	1 他会計繰出金	97,971
	2 積立金	1,000
11 中区役所等管理基金		63,335
	1 他会計繰出金	63,335
12 介護給付費準備基金		1,617,530
	1 積立金	1,617,530
13 震災対策事業基金		966,547
	1 他会計繰出金	962,847
	2 積立金	3,700
14 区まちづくり基金		39,363
	1 他会計繰出金	15,324
	2 積立金	24,039
15 子ども・親総合支援基金		3,294,419
	1 他会計繰出金	294,418
	2 積立金	3,000,001
16 アセットマネジメント基金		2,130,635
	1 積立金	2,130,635
17 公債償還基金		84,006,146
	1 他会計繰出金	35,954,313
	2 積立金	48,051,833
18 財政調整基金		5,043,858
	1 他会計繰出金	5,000,000
	2 積立金	43,858
歳出合計		99,990,298

平成30年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成30年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,420,796千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額　千円
1　公共用地先行取得資金収入		8,614,568
	1　繰　　入　　金	3,201,560
	2　振　　替　　収　　入	4,598,008
	3　市　　債	815,000
2　都市開発用地取得資金収入		2,806,227
	1　繰　　入　　金	667,807
	2　振　　替　　収　　入	1,438,420
	3　市　　債	700,000
3　繰　　越　　金		1
	1　繰　　越　　金	1
歳　　入　　合　　計		11,420,796

歳　　出

款	項	金　　額　千円
1　公共用地先行取得費		8,614,369
	1　取　　得　　費	824,712
	2　他　会　計　繰　出　金	7,789,657
2　都市開発用地取得費		2,806,227
	1　取　　得　　費	702,000
	2　他　会　計　繰　出　金	2,104,227
3　予　　備　　費		200
	1　予　　備　　費	200
歳　　出　　合　　計		11,420,796

第 2 表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取　得　費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限 度 額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	815,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0％以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,515,000			

平成30年度名古屋市公債特別会計予算

平成30年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,076,472千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額 千円
1　公　　債		218,275,000
	1　公　　債	218,275,000
2　繰　　入　　金		260,761,470
	1　他　会　計　繰　入　金	260,761,470
3　繰　　越　　金		40,000
	1　繰　　越　　金	40,000
4　諸　　収　　入		2
	1　雑　　入	2
歳　　入　　合　　計		479,076,472

歳　　出

款	項	金　　額 千円
1　繰　　出　　金		141,195,000
	1　起　債　額　繰　出	141,195,000
2　公　　債　　費		337,881,472
	1　公　債　償　還　金	289,744,781
	2　公　債　事　務　費	806,211
	3　他　会　計　繰　出　金	47,330,480
歳　　出　　合　　計		479,076,472

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利　率	償　還　の　方　法
借換債	77,080,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

平成30年度名古屋市病院事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経　営　計　画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	147,095人（1日　403人）	204,960人（1日　840人）
西部医療センター	164,250人（1日　450人）	287,920人（1日 1,180人）
緑　市　民　病　院	62,050人（1日　170人）	79,110人（1日　270人）
計	373,395人（1日 1,023人）	571,990人（1日 2,290人）

(2) 主要な建設改良事業　東部医療センター病棟の改築

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款　東部医療センター収益	15,294,646
第1項　医　業　収　益	13,473,939
第2項　医　業　外　収　益	1,819,707
第3項　特　別　利　益	1,000
第2款　西部医療センター収益	18,425,378
第1項　医　業　収　益	16,003,955
第2項　医　業　外　収　益	2,419,423
第3項　特　別　利　益	2,000
第3款　緑　市　民　病　院　収　益	344,734
第1項　医　業　収　益	10,890

千円

第２項　医業外収益	332,844
第３項　特別利益	1,000
収入合計	34,064,758

支出

千円

第１款　東部医療センター費	16,130,800
第１項　医業費用	16,027,715
第２項　医業外費用	98,085
第３項　特別損失	5,000
第２款　西部医療センター費	18,371,808
第１項　医業費用	17,959,292
第２項　医業外費用	406,516
第３項　特別損失	6,000
第３款　緑市民病院費	472,025
第１項　医業費用	456,284
第２項　医業外費用	14,741
第３項　特別損失	1,000
第４款　予備費	1,000
第１項　予備費	1,000
支出合計	34,975,633

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,657,774千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収入

千円

第１款　東部医療センター資本収入	6,782,035
第１項　企業債	4,599,000
第２項　出資金	1,640,000

千円

第３項	一般会計補助金	535,833
第４項	基金収入	2
第５項	基金繰入金	1,000
第６項	その他資本収入	6,200
第２款	西部医療センター資本収入	653,345
第１項	企業債	170,000
第２項	一般会計補助金	471,213
第３項	国庫補助金	1,000
第４項	基金収入	4
第５項	その他資本収入	11,128
第３款	緑市民病院資本収入	174,769
第１項	企業債	100,000
第２項	一般会計補助金	74,769
収入合計		7,610,149

支出

千円

第１款	東部医療センター資本支出	7,290,928
第１項	建設改良費	6,323,888
第２項	償還金	926,038
第３項	投資	41,002
第２款	西部医療センター資本支出	1,752,089
第１項	建設改良費	295,793
第２項	償還金	1,416,292
第３項	投資	40,004
第３款	緑市民病院資本支出	224,906
第１項	建設改良費	100,000
第２項	償還金	124,906
支出合計		9,267,923

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
東部医療センター旧棟取り壊し等の設計	平成 31 年度	71,000 千円
東部医療センター放射線装置の整備	平成 31 年度	1,075,000 千円
東部医療センター病棟移転支援業務委託	平成 31 年度	44,000 千円

（企業債）

第 6 条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限　度　額	4,869,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条　一時借入金の限度額は、6,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第９条　救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、892,880 千円、79,580 千円、13,800 千円及び 56,469 千円である。

（他会計からの補助金）

第10条　経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,097,203 千円及び 1,081,815 千円である。

（他会計からの出資金）

第11条　整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、1,640,000 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条　たな卸資産の購入限度額は、4,600,000 千円と定める。

平成30年度名古屋市水道事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　経　営　計　画　　給　水　量　　年間 278,495,000 立方メートル

（1日　763,000 立方メートル）

給水戸数　　1,306,000 戸

(2)　主要な建設改良事業　　第4次水道基幹施設整備及び第4次配水管網整備

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款　水道事業収益	50,515,455
第1項　営業収益	49,385,121
第2項　営業外収益	1,120,334
第3項　特別利益	10,000

支　　出

千円

第1款　水道経営費	50,287,455
第1項　営業費用	43,427,172
第2項　営業外費用	6,800,283
第3項　特別損失	50,000
第4項　予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,248,774千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

千円

第１款	資本的収入	5,865,937
第１項	企業債	3,500,000
第２項	出資金	193,000
第３項	県補助金	254,980
第４項	他会計貸付金返還金	135,328
第５項	基金収入	4,766
第６項	基金繰入金	20,010
第７項	その他資本収入	1,757,853

支　　出

千円

第１款	資本的支出	27,114,711
第１項	建設改良費	19,934,749
第２項	償還金	7,175,196
第３項	投資	4,766

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道施設建設	平成31年度から平成32年度まで	8,000,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的　　第４次水道基幹施設整備費にあてるため

限　度　額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条　一時借入金の限度額は、2,600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条　消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、48,548 千円、108,743 千円及び 67,192 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条　水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、193,000 千円である。

平成30年度名古屋市工業用水道事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　経　営　計　画　　給　水　量　　年間　22,958,500立方メートル

（1日　62,900立方メートル）

事業所数　118カ所

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,038,750
第1項	営業収益	912,943
第2項	営業外収益	125,307
第3項	特別利益	500

支　　出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,028,750
第1項	営業費用	952,772
第2項	営業外費用	74,478
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額565,055千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

千円

第１款　資本的収入	101,598
第１項　出資金	2,486
第２項　その他資本収入	99,112

支　　出

千円

第１款　資本的支出	666,653
第１項　建設改良費	531,325
第２項　他会計借入金返還金	135,328

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
工業用水道施設建設	平成31年度	100,000千円

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第８条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

（他会計からの出資金）

第９条　水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成30年度名古屋市下水道事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画　　処理面積　　29,045 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)

処理水量　年間434,715,000 立方メートル

(1日　1,191,000 立方メートル)

水洗便所の改造　　1,100 個

(2) 主要な建設改良事業　　管きょ、ポンプ所及び水処理センター整備

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款	下水道事業収益	75,331,508
第1項	営業収益	69,233,300
第2項	営業外収益	6,093,208
第3項	特別利益	5,000

支　　出

千円

第1款	下水道経営費	74,058,508
第1項	営業費用	64,845,723
第2項	営業外費用	9,172,785
第3項	特別損失	30,000
第4項	予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37,077,220千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額8,101千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

千円

第１款	資本的収入	29,366,947
第１項	企業債	20,000,000
第２項	国庫補助金	8,000,400
第３項	その他資本収入	1,336,526
第４項	水洗便所改造資金貸付事業収入	30,021

支　　出

千円

第１款	資本的支出	66,436,066
第１項	建設改良費	40,089,522
第２項	償還金	26,324,624
第３項	水洗便所改造資金貸付事業費	21,920

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道建設	平成31年度から平成34年度まで	40,000,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的　　下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限度額　　20,010,000千円

下水道事業建設費	20,000,000千円

	水洗便所改造資金貸付金	10,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、2,800,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条　雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,700,843千円、3,461,144千円、116,043千円、92,127千円、30,000千円、25,000千円及び65,023千円である。

（他会計からの補助金）

第9条　水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,195千円である。

平成30年度名古屋市自動車運送事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	最多運転車両数　1日	910	両
	運転キロ　年間	36,281,000	キロメートル
		（1日　99,400	キロメートル）
	乗車人員　年間	129,100,500	人
		（1日　353,700	人）
(2) 主要な建設改良事業	乗合自動車購入、営業所及び停留所施設整備		

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款　自動車運送事業収益	26,034,612
第1項　営業収益	22,054,150
第2項　営業外収益	3,822,003
第3項　特別利益	158,459

支　　出

千円

第1款　自動車運送事業費	25,297,167
第1項　営業費用	24,758,170
第2項　営業外費用	403,226
第3項　特別損失	125,771

千円

第 4 項	予　　備　　費	10,000

（資本的収入及び支出）

第 4 条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,196,158 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収　　入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	4,056,759
第 1 項	企　　業　　債	2,237,000
第 2 項	出　　資　　金	1,000,000
第 3 項	そ の 他 資 本 収 入	819,759

支　　出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	5,252,917
第 1 項	建 設 改 良 費	2,556,290
第 2 項	企 業 債 償 還 金	686,627
第 3 項	借 入 金 返 還 金	2,000,000
第 4 項	予　　備　　費	10,000

（企業債）

第 5 条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	2,237,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元

金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第８条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、127,767 千円である。

（他会計からの補助金）

第９条　資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,029,146 千円である。

2　地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,015,000 千円である。

3　基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、377,512 千円である。

4　共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、174,739 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条　経営基盤の強化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

2　経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を

受ける金額は、500,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、1,900,000千円と定める。

（重要な資産の処分）

第12条　重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名　称	数　量	処分の態様
処分する資産	土地	旧自動車工場用地（名古屋市緑区森の里一丁目96番1）	20,390.72平方メートル	売払い

平成30年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

（総則）

第1条　平成30年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	最多運転車両数　1日	674	両（116編成）
	運転キロ　年間	69,240,500	キロメートル
		（1日　189,700	キロメートル）
	乗車人員　年間	485,413,500	人
		（1日　1,329,900	人）
(2) 主要な建設改良事業	車両購入及び駅施設整備		

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

千円

第1款　高速度鉄道事業収益	100,389,892
第1項　営業収益	89,494,883
第2項　営業外収益	10,684,009
第3項　特別利益	211,000

支　　出

千円

第1款　高速度鉄道事業費	85,176,136
第1項　営業費用	73,810,614
第2項　営業外費用	11,355,522
第3項　予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債2,364,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額39,176,602千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収　　入

千円

第１款	資本的収入	17,688,502
第１項	企業債	12,204,000
第２項	出資金	2,194,000
第３項	貸付金返還金	1,000,000
第４項	一般会計補助金	1,516,006
第５項	国庫補助金	577,680
第６項	県補助金	30,000
第７項	その他資本収入	166,816

支　　出

千円

第１款	資本的支出	54,501,104
第１項	建設改良費	12,963,297
第２項	企業債償還金	41,027,807
第３項	出資金	500,000
第４項	予備費	10,000

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
高速度鉄道建設改良	平成31年度から平成33年度まで	13,000,000千円
廃棄物の処理委託	平成31年度	8,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限度額	12,204,000千円	
	高速度鉄道事業建設改良費	9,398,000千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債	442,000千円
	高速度鉄道事業特例債	2,364,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、33,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第９条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、211,478千円である。

（他会計からの補助金）

第10条　高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会

計からこの会計が補助を受ける金額は、5,603,000 千円及び 187,564 千円である。

2　基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、781,969 千円である。

3　建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,699,287 千円である。

（他会計からの出資金）

第11条　建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,194,000 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条　たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

名古屋市告示第１９７号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年３月28日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域 区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	摘要
市道	A	長良南北第10号線	名古屋市中川区乗越町１丁目２番の７地先から	前	0.013	平均 0.90	第１附図
			名古屋市中川区乗越町１丁目２番の７地先まで	後	0.013	3.10～4.26	
	A	春田神明刎畑線	名古屋市中川区春田四丁目１４９番の５地先から	前	0.032	平均 1.90	第２附図
			名古屋市中川区春田四丁目１４９番の１地先まで	後	0.032	2.80～3.15	
	A	小幡第23号線	名古屋市守山区小幡四丁目1214番の１地先から	前	0.095	3.50～3.79	第３附図
			名古屋市守山区小幡四丁目1201番地先まで	後	0.095	5.10～5.14	
	A	小幡北山第51号線	名古屋市守山区翠松園三丁目１２４番地先から	前	0.004	4.70	第４附図
			名古屋市守山区翠松園三丁目１２４番地先まで	後	0.004	4.70	隅切の拡幅

	A	鳴海町第６０５号線	名古屋市緑区鳴海町字米塚39番の３地先から	前	0.002	平均 2.40	第 5 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字米塚39番の６地先まで	後	0.002	2.73 ～ 3.50	
	A	平針７号線	名古屋市天白区平針四丁目2302番地先から	前	0.016	2.01 ～ 3.80	第 6 附 図
			名古屋市天白区平針四丁目2302番地先まで	後	0.016	2.84 ～ 4.66	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

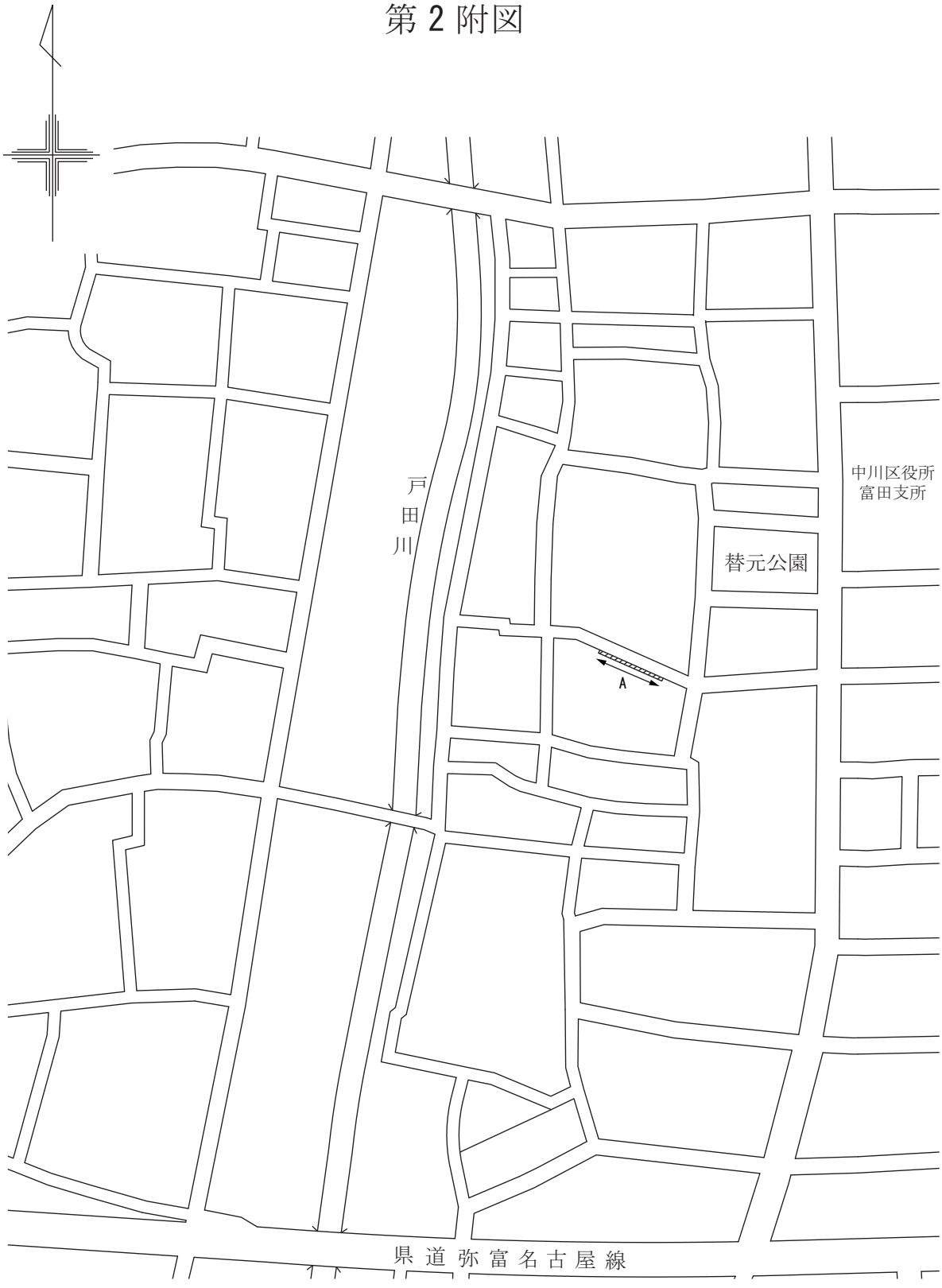
第１附図



凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第２附図



凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

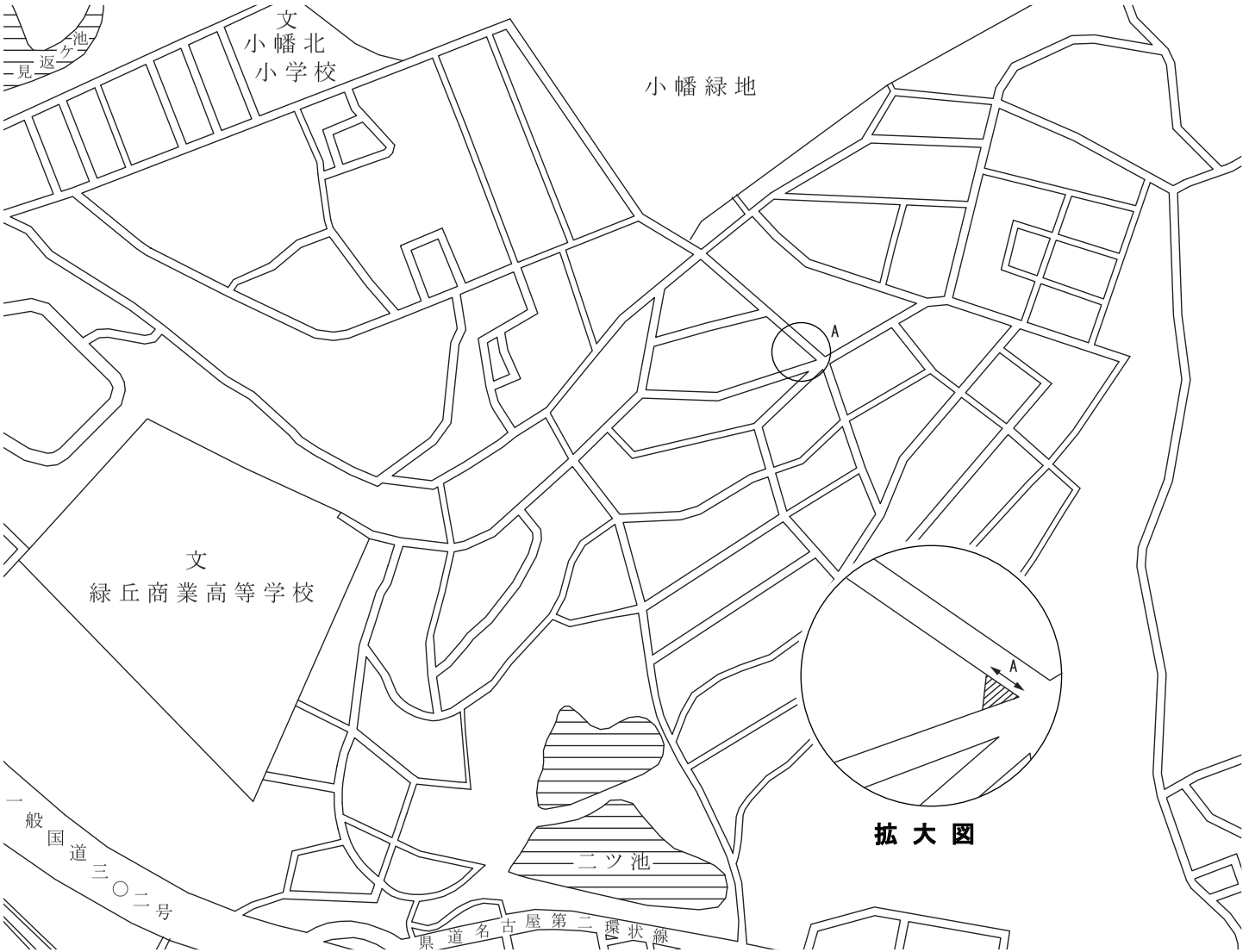
第３附図



凡　例

区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第４附図



凡　例

区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 5 附図



凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 6 附図



凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 198号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦　覧　場　所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区金山二丁目15番16号 名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所	名古屋都市計画道路事業 3・ 5・38号名古屋港線に係る図書	平成11年 6月15日から 平成34年 3月31日まで
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課 （名古屋市役所西庁舎）	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 5号戸田荒子線に係る図書	平成 5年12月15日から 平成32年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 7号万場藤前線及び 3・ 2・ 158号昭和橋線に係る図書	平成12年 6月 9日から 平成34年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・12号土古町線及び 3・ 4・ 154号下之一色篠原線に係る図書	平成14年 1月22日から 平成34年 3月31日まで

	名古屋都市計画道路事業 3・ 5・18号日置中野新町線、 3・ 4・ 149号秋竹線及び 3・ 3・ 152号八熊線に係る図書	平成20年 8月 1日から 平成31年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 2・36号梅ノ木線に係る図書	平成22年12月21日から 平成33年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・87号古鳴海停車場線に係る図書	平成15年 7月 8日から 平成34年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 5・ 107号大杉町線及び 3・ 1・57号葵町線に係る図書	平成 8年 4月24日から 平成31年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 8・ 7・35号御田線に係る図書	平成23年12月 6日から 平成31年 3月31日まで

2　縦覧期間

告示の日から事業施行期間の終了の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第199号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長　　前　田　　健
名古屋市栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長　　前　田　　健

2　指定の期間　　平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 200号

名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所します。

平成30年 3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

臨時に開所する期日

平成30年 4月 9日（月）及び同月16日（月）

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 201号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成30年 3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

利用料金を納付しなければならない期間
平成30年 4月 7日（土）から同月16日（月）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 202号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、平成30年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

平成30年 3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　開場時間

名　称　及　び　位　置	開　場　時　間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	午前 9時45分から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時45分から午後 6時まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、以下「祝日」といいます。）は午前10時から午後 6時30分まで 12月29日及び同月30日は午前 9時30分から午後 7時まで 12月31日は午前 9時30分から午後 6時30分まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	午前 9時30分から午後 7時まで ただし、祝日は午前 9時30分から午後 6時30分まで

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分から午後 6時まで
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は午前 9時30分から午後 7時30分まで ただし、11月 1日から 2月28日までは午前 9時30分から午後 7時まで 専門店部門は午前10時から午後 7時まで

2　休業日

名　称　及　び　位　置	休　業　日
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	セルフサービス部門は日曜日（12月30日を除きます。）並びに 5月 5日、8月14日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（12月30日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 8月14日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月30日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 7月16日、8月15日、同月16日及び 1月 1日から同月 4日まで

名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	日曜日（12月30日を除きます。）並びに 5月 5日、 7月16日、 8月14日から同月16日まで、 9月17日、10月 8日、 1月 1日から同月 4日まで、同月14日及び 2月11日
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日（12月30日を除きます。）並びに 4月30日、 5月 4日、同月 5日、 7月16日、 8月15日、同月16日、 9月17日、同月24日、10月 8日、 1月 1日から同月 5日まで、同月14日及び 2月11日
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（ 8月12日、12月23日、同月30日及び 1月 6日を除きます。）並びに 5月 5日、 8月14日から同月16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は日曜日（12月30日を除きます。）並びに 5月 5日、 8月14日から16日まで及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（一部専門店は月曜日、火曜日又は水曜日（12月25日、同月26日及び同月30日は除きます。））並びに 8月13日から同月15日まで及び 1月 1日から同月 4日まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第203号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年3月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市大和コミュニティセンター	名古屋市千種区松軒二丁目12番3号 大和学区連絡協議会 会長　　犬　飼　　隆

2　指定の期間　　平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第 204号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 422号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

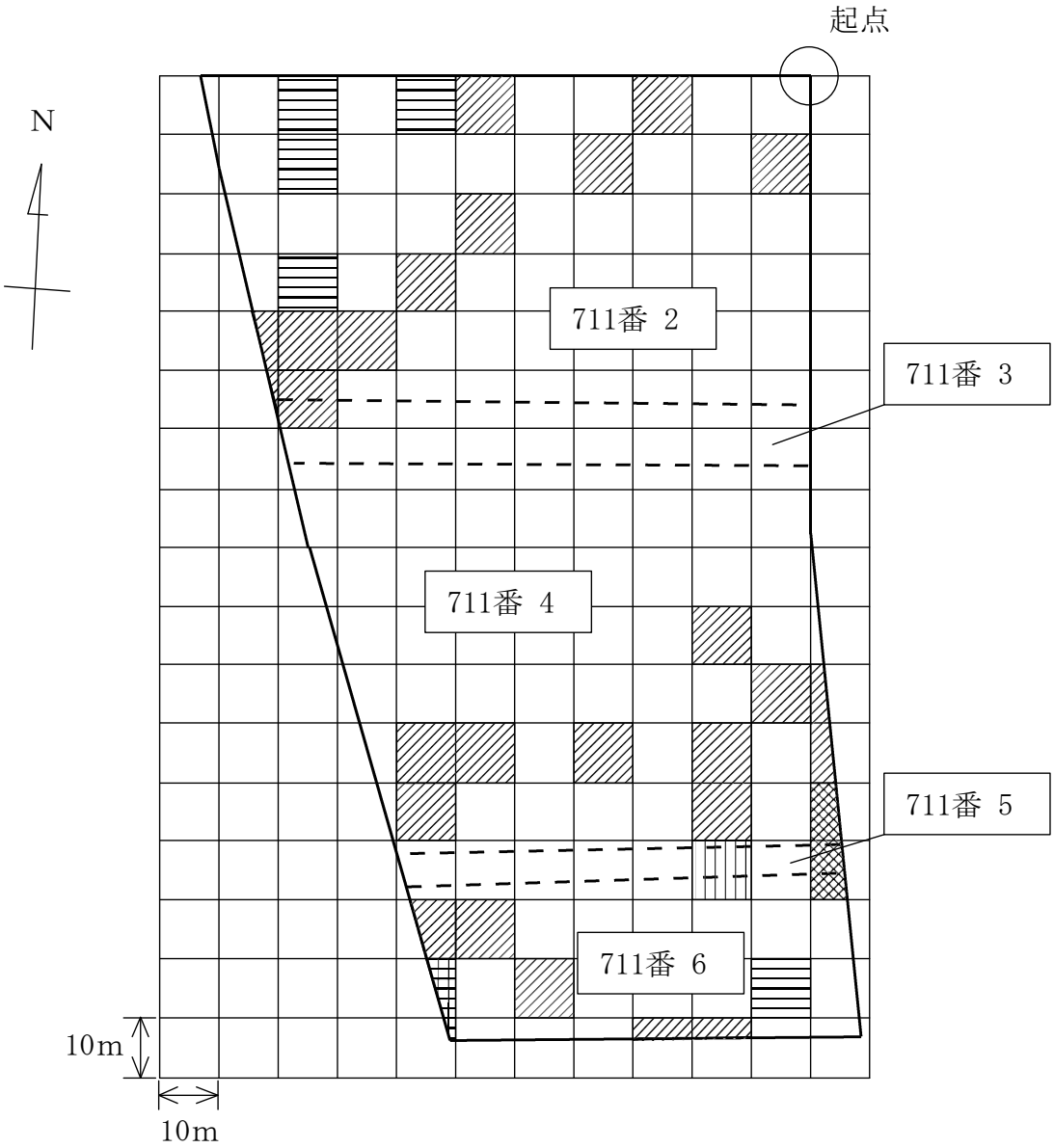
2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

昭和区福江三丁目



凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）及びふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）及び鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 205号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 107号により指定した区域の全部

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 206号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 698号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

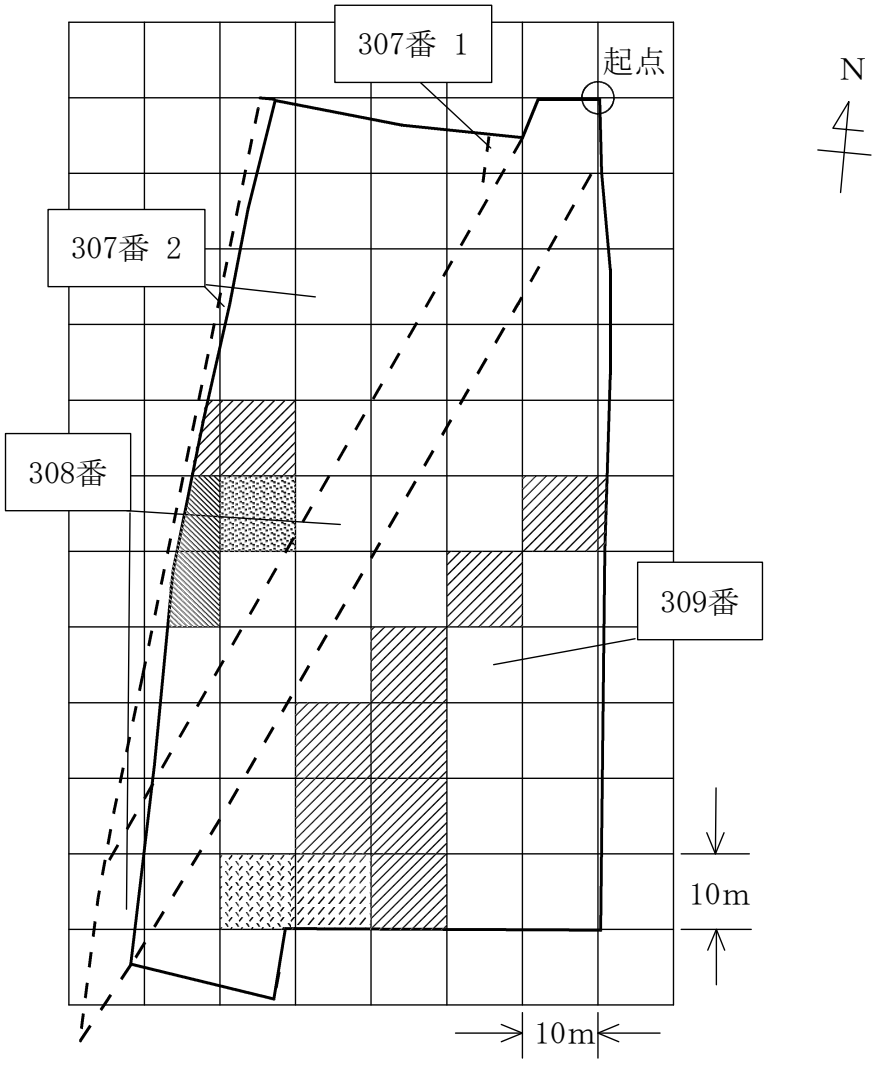
2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

熱田区神宮四丁目



凡例

：調査対象地

－－－：筆の境界

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 207号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市港区宝神四丁目2501番の一部（詳細は、別紙のとおり）

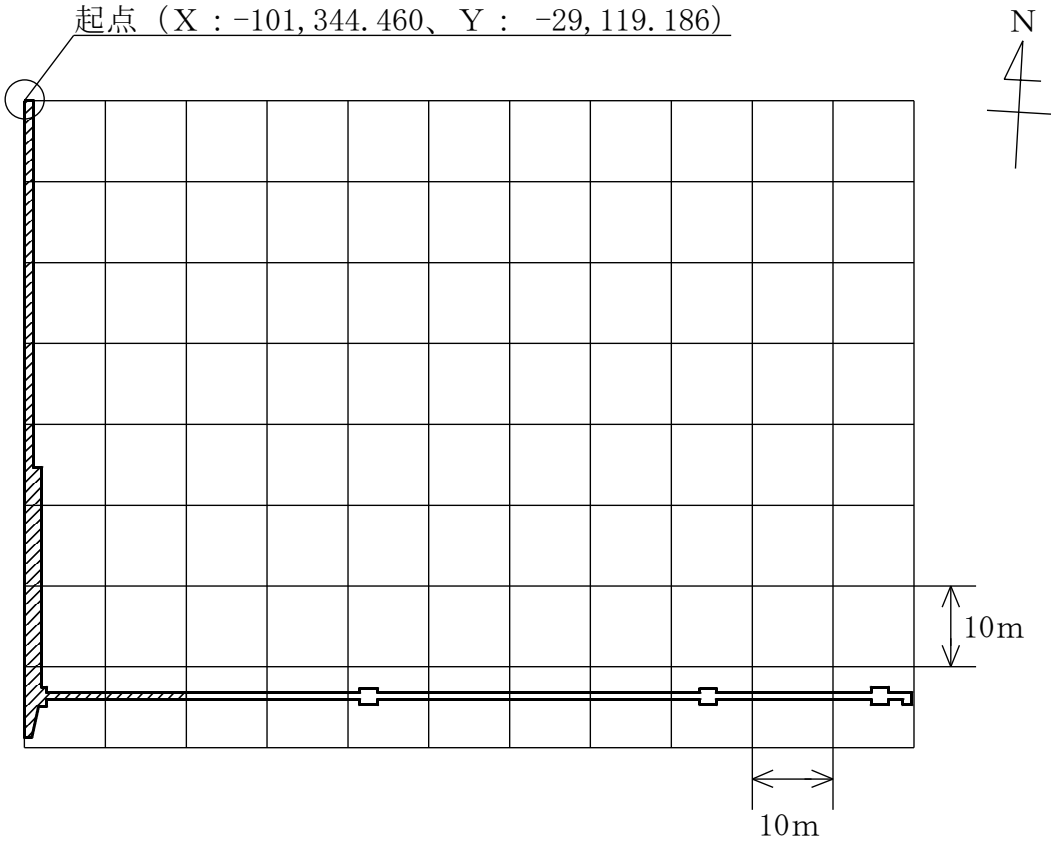
2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒(ひ)素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

港区宝神四丁目2501番



凡例

：調査対象地

：形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 208号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

氏　名	住　所
伊　藤　知　一	名古屋市港区秋葉二丁目14番地
久　野　正　明	名古屋市港区秋葉二丁目 100番地
久　野　三　雄	名古屋市港区秋葉三丁目 127番地
熊　澤　収　一	名古屋市港区東茶屋一丁目 592番地
鈴　木　勝　美	名古屋市港区大西二丁目37番地
鈴　木　十九三	名古屋市港区大西三丁目77番地の 1
武　田　辰　之	名古屋市港区東茶屋一丁目 471番地
武　田　秀　春	名古屋市港区東茶屋二丁目 120番地
中　西　重千賀	名古屋市港区東茶屋一丁目 347番地
成　田　　茂	名古屋市港区東茶屋一丁目 615番地
成　田　信　義	名古屋市港区東茶屋一丁目 407番地
布　目　　明	名古屋市港区東茶屋一丁目 507番地
布　目　和　文	名古屋市港区東茶屋一丁目 237番地
坂　野　績　雄	名古屋市港区秋葉二丁目63番地
坂　野　行　雄	名古屋市港区東茶屋一丁目 438番地

水　野　研　次	名古屋市港区東茶屋一丁目 192番地
見　田　　優	名古屋市港区大西一丁目 118番地
山　田　都　照	名古屋市港区秋葉二丁目61番地
山　田　政　信	名古屋市港区川園三丁目57番地
山　本　克　巳	名古屋市港区川園三丁目60番地
若　松　義　春	名古屋市港区西福田三丁目 319番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 209号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

許可年月日及び許可番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 4月14日 29指令住開指第12号	名古屋市中川区富田町大字榎津字西新海1235番外 4筆	愛知県あま市新居屋辻畑22番地 社会福祉法人福寿会 理事長　竹腰憲成
平成29年11月22日 29指令住開指第 184号	名古屋市北区楠一丁目1112番	愛知県一宮市東出町 7番地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役　江嵜光彦
平成29年 8月25日 29指令住開指第 105号	名古屋市千種区城山町 1丁目21番 2外 3筆	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地 9 大和ハウス工業株式会社名古屋支社 取締役常務執行役員支社長　大友浩嗣

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 210号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市南陽交流プラザ	東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号 アクティオ株式会社 代表取締役社長　　鈴　木　悟

2　指定の期間　　平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 211号

名古屋市南陽交流プラザにおいて徴収する使用料について

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第 3条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託した相手方

東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号

アクティオ株式会社

代表取締役社長　鈴木　悟

2　委託期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第212号

市税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正

平成29年名古屋市告示第110号の一部を次のように改正します。

平成30年3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第2項中「平成29年2月1日から平成30年3月31日まで」を「平成29年2月1日から平成30年9月30日まで」に改める。

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第 213号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

介護保険事業所番号		2390300321
事業所	名称	名鉄レコードブック尼ケ坂
	所在地	名古屋市北区大杉町 2丁目38番地
事業者	申請者	株式会社名鉄ライフサポート
	所在地	名古屋市熱田区神宮二丁目 6番 7号
	代表者氏名	代表取締役　鈴木武
	代表者住所	愛知県知多郡東浦町大字緒川字上高根台30番地の 8
指定年月日		平成30年 3月 1日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391200355
事業所	名称	南倶楽部内田橋
	所在地	名古屋市南区内田橋二丁目39番24号
事業者	申請者	情報通信設備株式会社
	所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目 8番地の 4
	代表者氏名	代表取締役　山田一成
	代表者住所	名古屋市天白区土原一丁目 198番地の 1

指定年月日	平成30年 3月 1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391400377
事業所	名称	ブリッジライフ鳴海
	所在地	名古屋市緑区曽根二丁目 160番地
事業者	申請者	ＩＮＤＥＰＥＮＤＥＮＣＥ株式会社
	所在地	名古屋市緑区曽根二丁目 160番地
	代表者氏名	代表取締役　白井宏明
	代表者住所	名古屋市瑞穂区井戸田町 2丁目49番地の 6
指定年月日		平成30年 3月 1日
サービスの種類		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 214号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
有限会社ケアＴＡＫＥＨＡＲＡ	あざみ訪問介護事業所	名古屋市東区東外堀町32番地	平成30年 1月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ＨＡＰＰＹＴＩＭＥＳ	はっぴーぷらす	名古屋市天白区中平四丁目 208番地	平成30年 1月24日	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社ＥＤＵＳ	訪問介護ステーションリエゾン	名古屋市昭和区長池町 2丁目22番地の 1	平成30年 1月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ユウマ	ひまわり訪問介護事業所	名古屋市南区扇田町36番地	平成30年 1月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類

株式会社コスモスコーポレーション	コスモス	名古屋市昭和区福江二丁目13番25号	平成30年1月31日	訪問介護

3　指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
有限会社ケアセンターほっと広場	ケアセンターほっと広場	名古屋市守山区藪田町 703番地	平成30年1月18日	介護予防通所介護
株式会社介護ＮＥＸＴ	ＧＥＮＫＩＮＥＸＴ名古屋覚王山	名古屋市千種区田代本通 2丁目1番地	平成30年1月31日	介護予防通所介護
株式会社インターネットインフィニティー	レコードブック名城公園	名古屋市北区大杉町 2丁目38番地	平成30年1月31日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 215号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ケア２１	ケア２１守山	名古屋市守山区廿軒家15番22号	平成29年12月27日	居宅介護支援
有限会社オレンジサポート	オレンジサポート	名古屋市千種区向陽町 2丁目31番地	平成30年1月22日	居宅介護支援
株式会社ワンセルフ	ケアプランセンターワンセルフ	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地	平成30年1月25日	居宅介護支援
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンターなごや桜本町・ケアマネジメント	名古屋市南区桜本町 143番地の1	平成30年1月26日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 216号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

介護保険事業所番号		2371300548
事業所	名称	ケアセンターほっと広場
	所在地	名古屋市守山区藪田町 703番地
事業者	申請者	有限会社ケアセンターほっと広場
	所在地	名古屋市守山区藪田町 703番地
	代表者氏名	代表取締役　星野和子
	代表者住所	名古屋市名東区山の手三丁目1421番地
廃止年月日		平成30年 2月28日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2370102226
事業所	名称	ＧＥＮＫＩＮＥＸＴ名古屋覚王山
	所在地	名古屋市千種区田代本通 2丁目 1番地
事業者	申請者	株式会社介護ＮＥＸＴ
	所在地	群馬県伊勢崎市鹿島町 440番地 1
	代表者氏名	代表取締役　大平雄伸
	代表者住所	さいたま市大宮区下町三丁目 7番地 1
廃止年月日		平成30年 2月28日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2374800627
事業所	名称	おはなデイサービス豊明美咲
	所在地	愛知県豊明市二村台 2丁目23番地 8
事業者	申請者	株式会社おはな
	所在地	愛知県豊田市永覚町下高根 1番地 2
	代表者氏名	代表取締役　松本章
	代表者住所	愛知県豊田市山ノ手 8丁目 179番地
廃止年月日		平成30年 1月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390300222
事業所	名称	レコードブック名城公園
	所在地	名古屋市北区大杉町 2丁目38番地
事業者	申請者	株式会社インターネットインフィニティー
	所在地	東京都中央区築地五丁目 6番10号
	代表者氏名	代表取締役　別宮圭一
	代表者住所	東京都品川区大崎一丁目11番 2号
廃止年月日		平成30年 2月28日
サービスの種類		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第217号

平成30年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第6条第1項の規定により、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

平成30年3月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

1　平成30年度一般廃棄物排出見込み

区　　分	総　　量
ごみ及び資源	771,095ｔ／年
し尿及び浄化槽汚泥	35,529kl／年

2　ごみ処理計画

(1) ３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、３Ｒの取り組みを推進します。

なお、平成31年2月は「ごみ非常事態宣言」から20年の節目であることを踏まえ、市民にこれまでのごみ減量への協力に対する感謝の気持ちを形にして分かりやすく伝えるとともに、改めて３Ｒを始めとした実践行動を促すための意識啓発に努めます。

ア　２Ｒ（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取り

組みを進めます。

２Ｒの取り組みを推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、２Ｒの取り組みを推進します。

(ｱ) 発生抑制の推進施策

平成21年４月に全市拡大した「レジ袋有料化」の取り組みについては、参加店舗 891 （平成29年３月末時点）、レジ袋の辞退率は87％（平成29年３月）となっており、引き続き取り組みを進めます。

また、レジ袋有料化の成果をレジ袋以外の容器包装削減の取り組みに発展させていくため、ペットボトルを始めとする使い捨て飲料容器を削減するマイボトル・マイカップ普及運動を進めます。

さらに、食品ロス削減の取り組みとして、様々な場を活用して、食品ロス削減の意義や効果、「３ない運動」、「30・10（さんまるいちまる）運動」等の具体的な削減策について啓発を行うとともに、飲食店等を対象とした「食べ残しゼロ協力店」やフードドライブを実施します。

家庭廃棄物の約３分の１を占める生ごみの発生抑制の取り組みとしては、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を広く呼びかけるとともに、生ごみ堆肥化講座の充実を図り、堆肥化の取り組みの裾野を広げます。

(ｲ) 再使用の推進施策

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップ等、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切にする」という意識啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。

リユース家具の展示・販売、リユースに取り組むための講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取り組みを支援するとともに、普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ　分別・リサイクルの推進施策

空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集やペットボトル・紙パック・小型家電・食用油・水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を進めます。

さらに、集団回収活動の一層の活性化を図り、市民の自主的な資源化の取り組みを促進するため、古紙の持ち去り防止及び排出者の利便性向上の観点から、学区協議会方式の事業協力金単価を改定し、拠点回収から各戸回収への移行を促します。

ごみ減量の取り組みを着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下している「プラスチック製・紙製容器包装」や資源分別率が１割程度にとどまっている「衣類・布類」、「雑がみ」を重点品目に、学生や外国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や、転出入が激しく分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、「なごやのごみ減量・資源化ガイド」や動画等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

事業系廃棄物については、約８割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいないことから、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業者に対しては排出実態を把握することにより広報・啓発を充実させることで、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア　収集・運搬計画

(ｱ) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集、運搬するものとします。なお、古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能な紙類）、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収等の市民の自主的な取り組みにより、資源化を図るものとします。

区　　分	内　　容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
資源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック製容器包装 (6) 紙製容器包装 (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインで指定する特定対象品目のうち概ね縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） (8) 食用油（植物性油に限る。）

環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配布対象活動により排出されるごみ (3) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (4) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

(ｲ) 事業系一般廃棄物

a　事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入する又は市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集、運搬を委託するものとします。なお、古紙類等の資源化可能なものについては、再資源化業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区　　分	内　　容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。）。ただし、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。
発火性危険物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。）。ただし、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。

不燃ごみ	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物及び蛍光管・水銀体温計等を除く。）。ただし、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。 (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食品廃棄物等	残飯・野菜くず・菓子類などの厨芥類等
剪定枝葉・芝草等	剪定枝・刈草・落葉等

b　スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が収集日１週間につき45リットル（スプレー缶類は１週間につき20リットル）の指定袋１袋相当を限度とします。

(ｳ) 本市が収集しない一般廃棄物

区　分	内　容
排出禁止物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、ＦＲＰ船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、ＦＲＰ浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障

	が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
その他収集しないごみ	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(ｴ) 収集・運搬計画

区分			収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法（注３）	運搬先（注４）	年間量
市収集	可燃ごみ		市	全市域	週２回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	379,180ｔ
	発火性危険物							540ｔ
	不燃ごみ				月１回		破砕施設	16,716ｔ
	粗大ごみ					事前申込制による原則各戸収集	破砕施設	6,799ｔ
	蛍光管・水銀体温計等				随時	拠点回収	△再資源化施設	107ｔ
	環境美化ごみ				随時		破砕施設 埋立処分場	1,518ｔ 8ｔ
	資源	空きびん			週１回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,894ｔ 10,561ｔ
		空き缶				指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,265ｔ 1,574ｔ
		ペットボトル			週１回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	8,464ｔ
					週２回	拠点回収		
		紙パック			週１回		選別・保管施設	38ｔ
		紙製容器包装				指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	9,155ｔ
		プラスチック製容器包装				指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	25,768ｔ
		小型家電			随時	拠点回収	―	115ｔ
		食用油					―	56ｔ
許可業者収集	可燃ごみ		許可業者			指定袋による収集	焼却・溶融施設	185,061ｔ
	不燃ごみ						破砕施設 埋立処分場	4,096ｔ 23ｔ
	食品廃棄物等（注１）						△再資源化施設	32,422ｔ
自己搬入	可燃ごみ		排出者				焼却・溶融施設	58,429ｔ
	不燃ごみ						破砕施設 埋立処分場	4,536ｔ 2,226ｔ
	剪定枝葉・芝草等（注２）						△再資源化施設	18,544ｔ

（注１）一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（

許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注３）発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

（注４）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電及び食用油については、回収拠点で直接、再資源化事業者に引き渡します。

イ　中間処理計画

(ｱ) 焼却・溶融処理計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　収　集	可燃ごみ	市	378,923ｔ
	発火性危険物（使い捨てライター等）		137ｔ
許可業者収集	可燃ごみ		185,061ｔ
自己搬入	可燃ごみ		58,429ｔ
	不燃ごみ		21ｔ
焼却処理後	焼却灰		20,500ｔ
破砕処理後	破砕可燃物		23,775ｔ
	破砕不燃物		7,127ｔ

(ｲ) 破砕処理計画

区　　分		処理主体	年間処理量	処分方法	年間処理量
市収集	不燃ごみ	市	16,716ｔ	焼却 溶融 埋立 資源化	15,583ｔ 15,319ｔ 576ｔ 2,166ｔ
	粗大ごみ		6,799ｔ		
	環境美化ごみ		1,518ｔ		
許可業者収集	不燃ごみ		4,096ｔ		
自己搬入	不燃ごみ		4,536ｔ		

(ｳ) 選別等処理計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　収　集	発火性危険物	市	540 t
	空きびん		14,455 t
	空き缶		2,839 t
	ペットボトル		8,464 t
	紙パック		38 t
	紙製容器包装		9,155 t
	プラスチック製容器包装		25,768 t
	蛍光管・水銀体温計等		107 t

ウ　最終処分計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　　収　　集	環境美化ごみ	市	8 t
許可業者収集	不燃ごみ		23 t
自　己　搬　入	不燃ごみ		2,226 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		40,033 t
	溶融飛灰		5,813 t
破　砕　処　理　後	破砕不燃物		576 t

エ　資源化計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　　収　　集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	403 t
	空きびん		14,275 t
	空き缶		2,663 t
	ペットボトル（キャップ含む）		6,876 t
	紙パック		37 t
	紙製容器包装（古紙含む）		8,955 t
	プラスチック製容器包装		22,418 t
	小型家電		115 t
	食用油		56 t
	紙回収		257 t
	蛍光管・水銀体温計等		107 t
許可業者収集	食品廃棄物等（堆肥化）	許可業者	27,821 t
	食品廃棄物（飼料化）		4,601 t
自　己　搬　入	剪（せん）定枝葉・芝草等		18,544 t

焼却・溶融処理後	焼却灰	市	7,800ｔ
	溶融スラグ		28,520ｔ
	溶融メタル		4,496ｔ
破　砕　処　理　後	金属回収		2,166ｔ

(3) 施設の概要

ア　本市が設置する施設の概要

(ｱ) 焼却・溶融施設

名　　称	所　在　地	型　　式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600ｔ／24ｈ
南陽工場	名古屋市港区藤前二丁目101番地	ストーカ式	1,500ｔ／24ｈ
鳴海工場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式ガス化溶融炉	530ｔ／24ｈ
五条川工場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560ｔ／24ｈ

(ｲ) 破砕施設

名　　称	所　在　地	型　　式	設備規模
大江破砕工場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式破砕機	400ｔ／5ｈ
愛岐処分場小規模破砕施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式回転破砕機	20ｔ／5ｈ

(ｳ) 埋立処分場

名　　称	所　在　地	埋立面積	全体容量
愛岐処分場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590㎡	4,440,000㎥
第二処分場	名古屋市港区潮凪町67番地	11,300㎡	96,000㎥

(ｴ) 選別・保管施設

名　　称	所　在　地	設　備　規　模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん　30ｔ／日 空き缶　15ｔ／日 ペットボトル　4ｔ／日
港資源選別センター	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん　20ｔ／日 空き缶　10ｔ／日

南リサイクルプラザ	名古屋市南区元塩町６丁目８番地の５	空きびん　23ｔ／日 空き缶　13ｔ／日 ペットボトル　９ｔ／日 紙パック　２ｔ／日

(ｵ) 保管施設

名　称	所　在　地	設　備　規　模
鳴海工場内保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん　22ｔ／日 空き缶　６ｔ／日

イ　処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ｱ) 焼却灰資源化施設

名　称	設　置　場　所	区　分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番地	焼却灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の１	

(ｲ) 堆肥化施設

名　称	設　置　場　所	区　分
株式会社熊本清掃社	名古屋市港区潮見町37番地10	食品廃棄物等

(ｳ) 飼料化施設

名　称	設　置　場　所	区　分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番地	食品廃棄物

(ｴ) 破砕施設

名　称	設　置　場　所	区　分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町２丁目２番	剪(せん)定枝葉・芝草等

(ｵ) 焼却施設

名　称	設　置　場　所	区　分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二６番地	使い捨てライター等

(ｶ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名　称	設　置　場　所	区　分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の１	発火性危険物及び空き缶

株式会社ヤマショー	愛知県弥富市楠一丁目８番	発火性危険物
永一産商株式会社	愛知県飛島村木場２丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野村興産株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島２丁目４番143号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地１	
有限会社サイテック	愛知県北名古屋市西春町鍛治ヶ一色字襟44番地の２	空きびん
循環資源株式会社	愛知県豊田市貝津町西向畑７番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根103番地	
大成金属株式会社	名古屋市南区忠治１丁目８番15号	空き缶
株式会社石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地	
株式会社ＩＨＩ環境エンジニアリング	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器包装
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	ペットボトル
株式会社オノセイ	名古屋市南区弥次ヱ町２丁目31番地の１	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井３番５号	ペットボトル及び紙製容器包装
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地及び愛知県清須市西堀江2460番地	紙製容器包装
株式会社名港宮崎	名古屋市港区正保町２丁目６番地	
株式会社藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目11番25号	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町６丁目16番１	

(ｷ) 埋立処分場

名　　称	設　置　場　所	区　　分
衣浦港３号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地１番地	焼却灰等

3　し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア　収集・運搬及び処分計画

区　　分	収　集　・　運　搬					処　分
	主　体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し　　尿	市	全市域	月２回程　度	各戸収集	10,519kl	下水道投　入
浄化槽汚　　泥	許可業者		随　時		25,010kl	

（注）ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ　収集担当事業所

収集担当事業所	収　集　担　当　区
北　環　境　事　業　所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中　川　環　境　事　業　所	中村、熱田、中川及び港
緑　環　境　事　業　所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所　在　地	対　象廃棄物	設備能力	前処理後の処分方法
下飯田作業場	名古屋市北区辻本通１丁目39番地	し　尿	150kl／日	下水道投入
内田橋作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目32番10号		150kl／日	
港作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・浄化槽汚　泥	200kl／日	

4　参考

(1) 市外で発生した一般廃棄物の市内民間施設での処理

区　　分	処理方法	年 間 量
食品廃棄物等	堆肥化	4,700 t
	飼料化	2,300 t
焼却灰等	溶　融	16,100 t
プラスチック製容器包装	圧縮梱包	700 t
剪定枝葉・芝草等	破　砕	200 t

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区　　分		処理方法	年 間 量
市　収　集	発火性危険物	選別等	540 t
	空きびん		10,561 t
	空き缶		499 t
	紙製容器包装		1,637 t
	蛍光管・水銀体温計等		107 t
許可業者収集 自己搬入	実験動物	焼　却	12 t
許可業者収集	食品廃棄物	堆肥化	768 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋　立	14,000 t
	焼却灰	資源化	4,000 t

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区　　分		処理方法	年 間 量
多治見市	溶融飛灰等	埋　立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第２１８号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年３月30日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　道路の区域変更

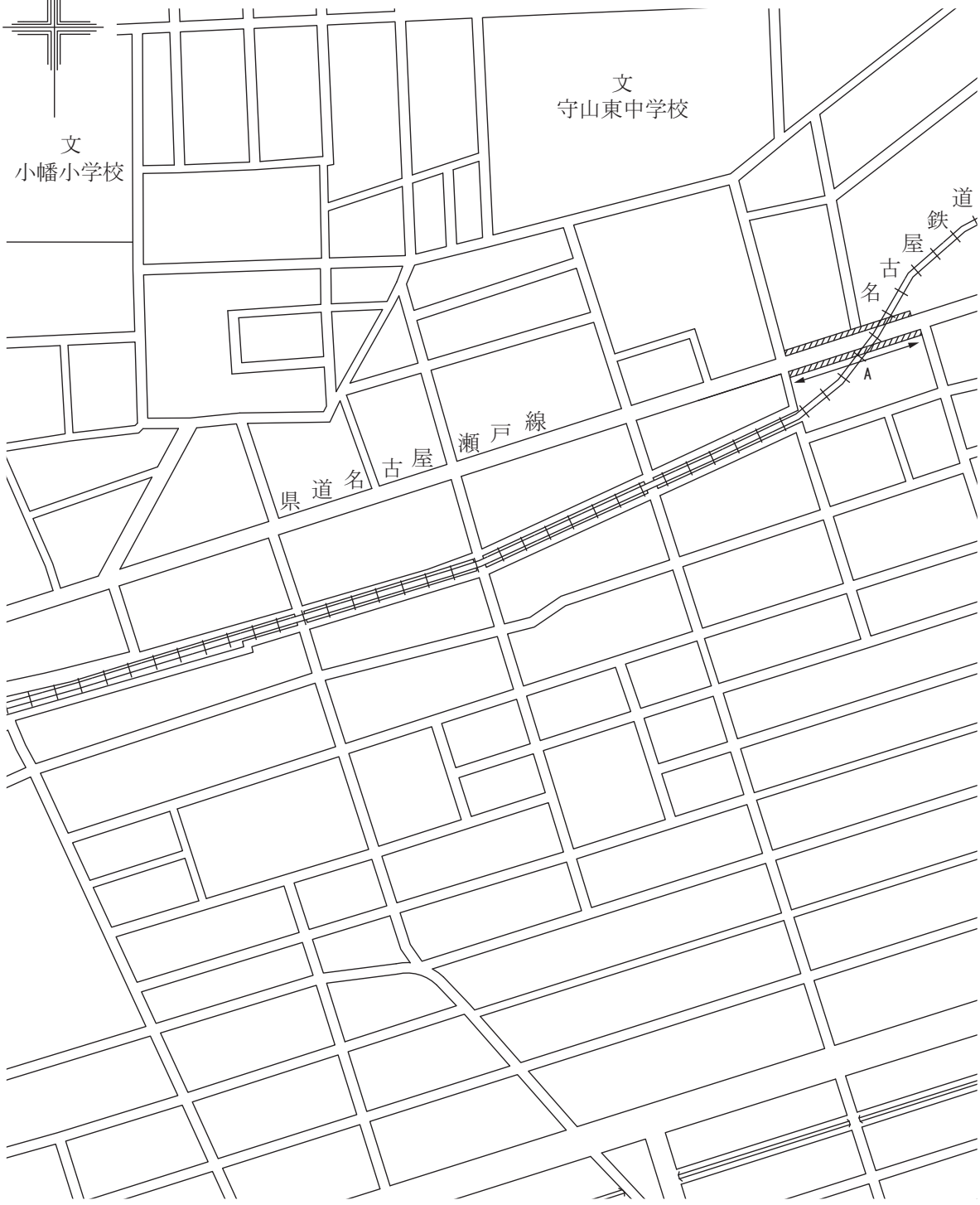
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
県道	A	名古屋瀬戸線	名古屋市守山区小幡五丁目1001番の１地先から	前	0.108	12.50 ～ 13.65	第１附図
			名古屋市守山区小幡五丁目1450番の１地先まで	後	0.108	16.00	

2　道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋岡崎線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の７４５地先から 名古屋市緑区鳴海町字鏡田56番の１地先まで	第２附図 一部供用開始せず

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

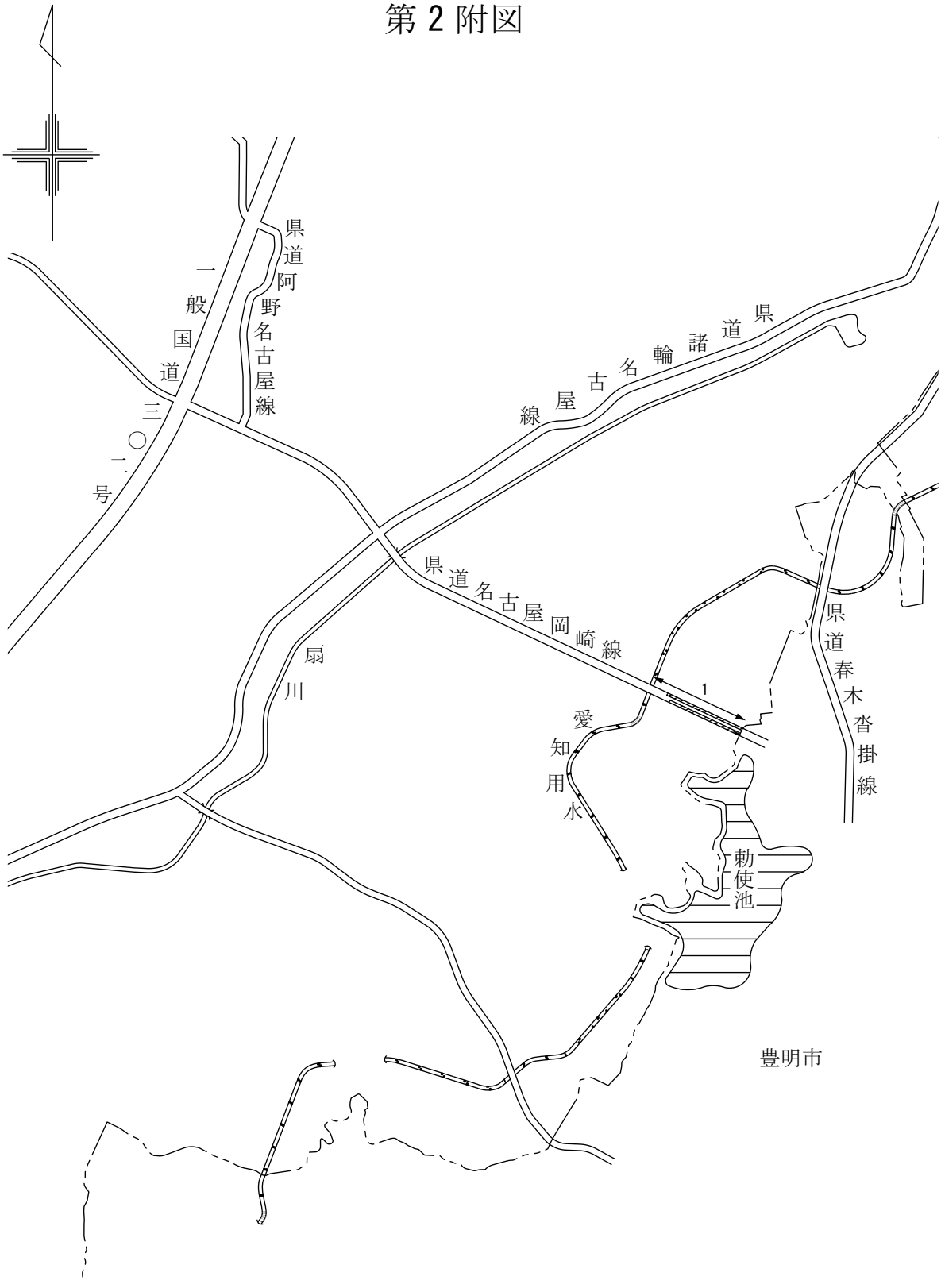
第１附図



凡　例

区域変更により道路の区域とする部分

第２附図



凡　例

道路の供用を開始する部分

一部供用開始しない部分

名古屋市告示第２１９号

道路に関する告示

昭和46年名古屋市告示第２８８号の一部を次のように改正します。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

昭和46年名古屋市告示第２８８号「路線の認定および道路の区域の決定」の表中「港楽町第１号線」を「港楽町第21号線」に、「港楽町第２号線」を「港楽町第22号線」に、「港楽町第３号線」を「港楽町第23号線」に、「港楽町第４号線」を「港楽町第24号線」に改める。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 220号

平成30年度包括外部監査契約の締結について

平成30年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2　契約の期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

3　契約の金額

7,386,000円を上限とする額

4　費用の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額

5　費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6　契約の相手方

(1) 氏名

伊藤　倫文

(2) 住所

名古屋市東区白壁二丁目 2番14号

(3) 資格

弁護士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 221号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1　道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	31,910
	〃	33,240
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	21,700
	〃	21,820
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	15,240
	〃	15,500
アスファルトコンクリート舗装（C－ 2）	〃	12,310
	〃	12,560
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	6,700
	〃	6,700
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	24,600
	〃	24,470
セメントコンクリート舗装	〃	37,860
	〃	38,570

（注）同一工種について、 2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	41,270
	〃	33,240
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	32,720
	〃	21,820
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	27,180
	〃	15,500
アスファルトコンクリート舗装（C－2）	〃	22,720
	〃	12,560
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	12,310
	〃	6,700
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	35,570
	〃	24,470
セメントコンクリート舗装	〃	46,330
	〃	38,570
準歩道セメントコンクリート舗装	〃	23,180
	〃	17,800
歩道補強舗装（A）	〃	29,930
	〃	24,430
歩道補強舗装（B）	〃	12,560
	〃	7,610
歩道平板舗装	〃	26,450
	〃	12,080
歩道ブロック舗装（A）（ILB）	〃	21,830
	〃	11,250
歩道ブロック舗装（B）（透水性ILB）	〃	26,560
	〃	11,510
歩道ブロック舗装（C）（ILB）	〃	20,940
	〃	11,250
歩道ブロック舗装（D）（透水性ILB）	〃	25,540
	〃	11,510
歩道セメントコンクリート舗装	〃	17,700
	〃	13,080
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	11,450
	〃	7,360
歩道アスファルトコンクリート舗装（透水性）	〃	14,560
	〃	6,910
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,250
	〃	6,670

（注）ア　同一工種について、 2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。
イ　同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工種別	単位	単価（円）
路幅境界	1メートル当たり	20,020
歩車道境界（A）	〃	15,010
歩車道境界（B）	〃	14,210
街渠（A）	〃	34,830
街渠（B）	〃	34,140
L形側溝	〃	31,600
U形側溝（A）	〃	44,160
U形側溝（B）	〃	59,750
街渠ます（車道用）（A）	1個当たり	116,270
街渠ます（歩道用）（B）	〃	115,550
側溝ます	〃	132,230
街路樹根囲い	1組当たり	70,200
区域標設置（A）	1点当たり	19,200
区域標設置（B）	〃	28,800
道路中心線（破線）（A）	1メートル当たり	1,210
道路中心線（実線）（B）	〃	1,200

(4) 特殊工事

工種別	単位	単価（円）
コンクリートカッター切断（A）（コンクリート系）	1メートル当たり	6,700
コンクリートカッター切断（B）（アスファルト系）	〃	2,700

(注) 表(1) ～(4) の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2　路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
舗　　装　　道	1平方メートル当たり	910
砂　　利　　道	〃	90
電　　柱　　類	1　本　当　た　り	1,070

(2) 附帯構造物復旧工事

工　　種　　別	単　　位	単　価（円）
区　域　標　設　置	1　点　当　た　り	800

(注) 表(1)(2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第222号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成30年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

平成30年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第223号

市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のように施設の使用料の収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託に係る施設の名称及び委託した相手方

施設の名称	委託した相手方
名古屋市営久屋駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　タイムズ24株式会社 代表取締役　　西　川　光　一
名古屋市営大須駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　タイムズ24株式会社 代表取締役　　西　川　光　一
名古屋市営古沢公園駐車場	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 タイムズグループ 代表者　タイムズ24株式会社 代表取締役　　西　川　光　一

2　収納事務を委託した使用料　　上記施設の使用料

3　委託期間　　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第224号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成30年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定代理納付者の名称
　タイムズ24株式会社
2　指定代理納付者の主たる事務所の所在地
　東京都千代田区有楽町二丁目7番1号
3　指定代理納付者に納入させる歳入
　名古屋市営久屋駐車場、名古屋市営大須駐車場及び名古屋市営古沢公園駐車場の使用料
4　指定代理納付者に歳入を納付させる期間
　平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

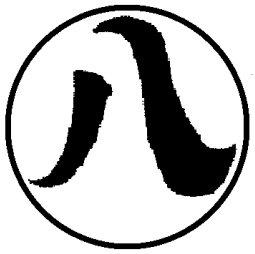
名古屋市告示第 225号

高圧ガス保安法に規定する容器検査等に合格したときに行う刻印等について

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号。以下「法」という。）第45条第 1項、第49条第 3項、第49条の 3第 1項及び第49条の 4第 3項に規定する刻印並びに法第45条第 2項及び第49条第 4項に規定する標章の検査実施者の名称の符号の形状及び寸法は、次の表のとおりとします。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

形　状	寸　法
	容器の場合は直径10ミリメートル、附属品の場合は直径 4ミリメートルとする。ただし、附属品については、その大きさに応じて寸法を縮小することができる。

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市告示第 226号

名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業の事業計画の変更

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業の事業計画を変更したので、次のとおり公告します。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理事業

2　事務所の所在地

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

3　事業計画の決定の年月日

昭和60年 2月15日

4　変更の年月日

平成30年 4月 1日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曽根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 227号

名古屋市とだがわこどもランドにおいて徴収する使用料について

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号）第 5条に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託の相手方

名古屋市北区清水四丁目17番 1号

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

会長　　河　内　尚　明

2　委託期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第228号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託した相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

理事長　西村　幸久

2　徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市中川プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市山田プール	

3　委託期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第229号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年4月1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託した相手方

名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地

株式会社ＪＰＮ

代表取締役　濱田　和子

2　徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市守山プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条第1項に規定する使用料

3　委託期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第 230号

名古屋都市計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画緑化地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 4月 1日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画緑化地域

2　都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 231号

平成30年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、平成30年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

平成30年 4月 1日

名　古　屋　市　長　　河　村　たかし
名古屋市上下水道局長　　宮　村　喜　明
名古屋市交通局長　　光　田　清　美
名古屋市病院局長　　大　原　弘　隆

1　閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2　電子調達システムによる閲覧のアドレス

https://www.chotatsu.city.nagoya.jp

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局総務部契約監理課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課
名古屋市病院局管理部経理課

名古屋市達第３号

庁　中　一　般
区　　役　　所
各　　公　　所

幹部会規程（昭和32年名古屋市達第34号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第２条第１項中「の長及び」を「及び市長の指定する区の長並びに」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第４号

庁　中　一　般
区　　役　　所

名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第２号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

別表３中「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に改める。

別表４中「子ども青少年局子ども未来課経理係長」を「子ども青少年局企画経理課経理係長」に、「消防局総務部総務課主査（用度）」を「消防局総務部総務課経理係長」に、「人事委員会事務局審査課審査係長」を「人事委員会事務局審査課調査係長」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第５号

庁　中　一　般
区　　役　　所

名古屋市区長公舎規程を次のように定める。

平成30年３月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市区長公舎規程

（趣旨）

第１条　この規程は、災害発生時における初動対応の指揮をすることを目的として区長が居住する公舎（以下「区長公舎」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（入居職員の指定）

第２条　市長は、区長を区長公舎に入居する職員（以下「入居職員」という。）として指定するものとする。

２　市長は、入居職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による指定を解除するものとする。

(1)　他の職に異動したとき。

(2)　退職したとき。

(3)　市長が特別の理由があると認めるとき。

（区長公舎の使用上の義務）

第３条　入居職員は、善良な管理者の注意をもって区長公舎を使用しなければならない。

２　入居職員は、その責に帰すべき事由により区長公舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償し

なければならない。

（費用の負担）

第４条　区長公舎における居住に係る費用は、入居職員の負担とする。ただし、賃借に係る費用は、市の負担とする。

（委任）

第５条　この規程の施行に関し必要な事項は、防災危機管理局長が定める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第６号

総　　務　　局
住 宅 都 市 局
緑 政 土 木 局
上 下 水 道 局

名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

別表中

「

〃	住宅都市局副局長	
〃	緑政土木局副局長	を
〃	上下水道局技術本部長	

」

「

〃	住宅都市局長	
〃	上下水道局長	に、

」

「

〃	住宅都市局参事（開発・耐震）	を

」

「

〃	住宅都市局参事（市街地整備）	に、

」

「

〃	総務局企画部企画課長	を

」

「

〃	総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整）	に、

」

「

〃	住宅都市局都市計画部都市計画課長	
〃	住宅都市局都市整備部区画整理課長	を
〃	住宅都市局都市整備部名港開発振興課長	

」

「

〃	住宅都市局都市計画部主幹（防災・都市施策）	
〃	住宅都市局都市整備部名港開発振興課長	
〃	住宅都市局都市整備部市街地整備課長	に、
〃	緑政土木局河川部河川管理課長	

」

「

〃	緑政土木局主幹（農業振興）	を

」

「

〃	緑政土木局主幹（農業振興）	
〃	緑政土木局緑地部緑地事業課長	に

」

改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第 7号

庁　中　一　般

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

別表中

「

幹事	総務局職員部安全衛生課長	を

」

「

幹事	総務局職員部主幹（メンタルヘルス・保健指導）	に、

」

「

〃	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長	を

」

「

〃 〃	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長 健康福祉局障害福祉部主幹（精神保健福祉）	に、

」

「

〃	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長	を

」

「

〃	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長 〃　子ども青少年局子育て支援部主幹（児童虐待対策に係る企画調整） 〃　子ども青少年局子育て支援部主幹（女性福祉） 〃　子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室長	に、

」

「

〃	病院局管理部総務課長 〃　消防局予防部予防課長	を

」

「

〃	病院局管理部総務課長	に

」

改める。

附　則

この達は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 8号

庁　中　一　般

名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程（平成20年名古屋市達第 9号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

別表中

「

市民経済局長

」を

「

市民経済局長 環境局長

」に

改める。

附　則

この達は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第９号

庁　中　一　般
各　　公　　所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第３号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条総務局総務課経理係の項に次の１号を加える。

(4) 局所管財産の管理に関すること。

第１条総務局総務課管理係の項第４号を削り、同局行政改革推進部情報化推進課情報化企画係の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 番号制度に係る連絡調整に関すること。

第１条総務局行政改革推進部情報化推進課主査（セキュリティ対策強化）の項を削り、同局職員部人材育成・コンプライアンス推進室推進係の項中第９号を第10号とし、第３号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 内部統制の総括に関すること。

第１条総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室の項に次のように加える。

主　　査（内部統制）

(1) 局長の指定する内部統制に関すること。

第１条総務局職員部給与課の項に次のように加える。

主　　査（臨時・非常勤職員の任用制度等）

(1) 非常勤の職員に係る任用制度等に関すること。

第１条総務局職員部安全衛生課安全衛生係の項の次に次のように加える。

主　　査（メンタルヘルス・保健指導）

(1) 職員の心の健康保持増進に関すること。

(2) 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関すること。

第１条総務局企画部企画課企画係の項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同課の項中「主　　査（企画）(2)」を「主　　査（企画）(3)」に改め、同課主査（企画・水及びエネルギーに係る施策の調整）の項を削り、同課の項中「主　　査（企画・水に係る施策の調整）」を「主　　査（企画・水に係る施策の調整）(2)」に改め、同部統計課の項を次のように改める。

統　計　課

統計調査係

(1) 国勢調査の実施に関すること。

(2) 労働、住宅及び学校の統計の調査に関すること。

(3) 事業所の統計の調査その他産業の統計の調査に関すること。

(4) 生計費の統計の調査に関すること。

(5) 統計調査事務の連絡調整に関すること。

(6) 他局室課の主管に属しない各種統計に関すること。

(7) 他係の主管に属しないこと。

解析活用係

(1) 国勢調査の解析に関すること。

(2) 人口動向調査に関すること。

(3) 労働、住宅及び学校の統計の解析に関すること。

(4) 事業所の統計の解析その他産業の統計の解析に関すること。

(5) 生計費の統計の解析に関すること。

(6) 市民経済計算に関すること。

(7) その他各種統計情報の総合的解析に関すること。

(8) 統計情報の利活用の推進に関すること。

(9) 統計情報の収集及び整備並びに統計刊行物の編集及び発行に関すること。

第１条総務局総合調整部総合調整室主査（アジア競技大会の推進に係る総合

調整）(4) の項を削り、同室の項の次に次のように加える。

アジア競技大会推進室

推　進　係

(1) アジア競技大会の推進に係る総合調整に関すること。

(2) アジア競技大会の組織委員会の設立準備に関すること。

(3) アジア競技大会の計画等に関すること。

(4) アジア競技大会の競技運営及び競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

(5) アジア競技大会の選手村整備に係る企画及び総合調整に関すること。

(6) その他アジア競技大会に関すること。

主　　査（組織委員会の設立準備・計画等）

(1) アジア競技大会の組織委員会の設立準備に関すること。

(2) 局長の指定するアジア競技大会の計画等に関すること。

主　　査（競技運営・競技会場）(2)

(1) アジア競技大会の競技運営及び競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。

主　　査（選手村整備）(2)

(1) アジア競技大会の選手村整備に係る企画及び総合調整に関すること。

主　　査（アジア競技大会の推進に係る特命事項の処理）

(1) 局長の指定するアジア競技大会に係る特命事項の処理に関すること。

第 1 条財政局財政部アセットマネジメント推進室の項中「主　　査（アセットマネジメントの推進）(2)」を「主　　査（アセットマネジメントの推進）(3)」に改め、同局税務部税制課税務係の項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第12号までを 2 号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第11号とし、同課主査（税務システム再構築・事務改善）の項、主査（臨時福祉給付金の支給に係る調整）の項及び税務システム係の項を削り、同課の項の次に次のように加える。

税務システム整備室

税務システム整備係

(1) 税務総合情報システムの運用及び管理に関すること。

(2) 税務総合情報システムの再構築に関すること。

(3) その他税務事務の電算化に関すること。

(4) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

主　　査（税務システム再構築・事務改善）(2)

(1) 税務総合情報システムの再構築に関すること。

(2) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

第1条財政局税務部固定資産税課主査（特定固定資産評価等）の項を削り、同条市民経済局企画経理課の項中「主　　査（企画調整）」を「主　　査（企画調整）(2)」に改め、同局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

第1条市民経済局地域振興部地域安全推進課主査（客引き等の適正化）の項を次のように改める。

主　　査（客引き行為等対策の推進）

(1) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

第1条市民経済局産業部産業労働課産業企画係の項第3号中「創業支援」を「産業デザインの振興」に改め、同係の項の次に次のように加える。

主　　査（産業デザイン振興等）

(1) 産業デザインの振興に関すること。

(2) 局長の指定する産業に関連する事業に係る企画及び調整に関すること。

第1条市民経済局産業部産業労働課主査（労働福祉等）の項第3号中「産業及び」を削り、同課産業交流係の項を削り、同部次世代産業振興課次世代産業振興係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同課主査（産業デザイン等振興）の項を削り、同課産業技術支援係の項第7号中「施設整備」を「施設」に改め、同係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、同課主査（ロボカップ世界大会）(2) の項を次のように改める。

産業交流係

(1) 産業交流の促進に関すること。

(2) 販路開拓の支援に関すること。

(3) 海外の経済情報の収集に関すること。

(4) 産業立地の促進に関すること。

(5) 企業誘致の推進に関すること。

第1条観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室主査（都市魅力の発信）の項及び主査（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）の項を次のように改める。

主　　査（新たな都市魅力の創出・発信）

(1) 新たな都市魅力の創出及び発信に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。

主　　査（名古屋城を核とした魅力軸の創出・発信）

(1) 名古屋城を核とした魅力軸の創出及び発信に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。

第1条観光文化交流局観光交流部観光推進室観光係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。

第1条観光文化交流局観光交流部観光推進室の項に次のように加える。

主　　査（海外誘客）

(1) 海外からの観光客の誘致に関すること。

主　　査（空港）

(1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港に関すること。

第1条観光文化交流局観光交流部国際交流課推進係の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公館の管理運営に関すること。

第1条観光文化交流局観光交流部国際交流課交流係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、同課主査（海外誘客）の項及び主査（空港）の項を削り、同条環境局環境企画部環境企画課の項及び環境活動推進課の項を次のように改める。

環境企画課

環境企画係

(1) 環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 環境に係る総合的調査並びに情報の収集、整備及び提供に関すること。

(3) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。

(4) 環境保全に係る団体等との連絡調整に関すること。

(5) 環境保全業務に係る保健福祉センターとの連絡調整に関すること。

(6) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。

(7) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。

(8) なごや環境大学の推進に関すること。

(9) 環境学習センターの運営に関すること。

(10) 部内他課係の主管に属しないこと。

主　　査（環境教育に係る企画調整）

(1) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。

(2) 環境学習センターの運営に関すること。

主　　査（環境教育に係る市民協働）

(1) 環境保全に係る団体等との連絡調整に関すること。

(2) なごや環境大学の推進に関すること。

施策推進係

(1) 環境基本計画並びに水の環復活2050なごや戦略、低炭素都市2050なごや戦略及び生物多様性2050なごや戦略の推進に関すること。

(2) 環境保全に係る活動の推進に関すること。

(3) 生物多様性に配慮した活動の促進に関すること。

(4) 生物多様性の保全に係る団体等との連絡調整に関すること。

(5) 生物多様性の保全に係る生態系の調査に関すること。

(6) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

(7) 生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。

(8) なごや生物多様性センターの運営に関すること。

主　　査（生物多様性の保全）

(1) 生物多様性の保全に係る団体等との連絡調整に関すること。

(2) 生物多様性の保全に係る生態系の調査に関すること。

(3) なごや生物多様性センターの運営に関すること。

主　　査（外来生物対策に係る企画調整等）

(1) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

(2) 生物多様性の持続可能な利用に係る施策の推進に関すること。

低炭素都市推進課

市民活動推進係

(1) 低炭素都市の推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 低炭素都市なごや戦略実行計画の推進に関すること。

(3) 低炭素都市の推進に係る市民活動の推進に関すること。

(4) 低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の企画及び調整に関すること。

(5) 再生可能エネルギー等の利用の促進に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

主　　査（再生可能エネルギー）

(1) 低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の企画及び調整に関すること。

(2) 再生可能エネルギー等の利用の促進に関すること。

事業活動推進係

(1) 低炭素都市の推進に係る事業活動の促進に関すること。

(2) 低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の指導に関すること。

(3) 環境行動計画に関すること。

(4) 市の事務所等に係るエネルギーの総合的な管理に関すること。

第1条環境局地域環境対策部大気環境対策課交通環境対策係の項に次の1号を加える。

(3) 環境に配慮した自動車利用に関すること。

第1条環境局事業部作業課業務係の項第5号を次のように改める。

(5) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

第1条環境局事業部作業課主査（住居の不良堆積物対策の推進）の項第1号を次のように改める。

(1) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

第1条環境局事業部廃棄物指導課産業廃棄物審査係の項第1号中「許可」の次に「等」を加え、同課産業廃棄物指導係の項中第6号を第7号とし、第5号

を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 有害使用済機器の保管及び処分に係る指導監督に関すること。

第1条環境局施設部工場課主査（富田工場整備に係る連絡調整）(2) の項の次に次のように加える。

主　　査（富田工場開設準備）

(1) 富田工場開設準備に関すること。

第1条健康福祉局総務課庶務係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同課主査（臨時福祉給付金）の項を削り、同課主査（保健と福祉の連携強化）の項第2号を削り、同局高齢福祉部地域ケア推進課地域支援係の項の次に次のように加える。

主　　査（成年後見制度に係る基本計画の策定準備）

(1) 成年後見制度に係る基本計画の策定の準備に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課の項中「認定保険料係」を「認　定係」に改め、同課認定係の項第1号中「に係る企画及び指導」を削り、同係の項第4号中「（愛知県国民健康保険団体連合会への支払の委託に係るものに限る。）」を削り、同係の項中第5号から第7号までを削り、同課主査（要介護認定事務集約化に係る準備）の項を次のように改める。

保 険 料 係

(1) 介護保険料の保険料率の算定その他賦課基準に関すること。

(2) 特別徴収の介護保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付に関すること。

(3) 介護保険の被保険者資格、被保険者証及び保険料に係る調査統計及び事務調整に関すること。

(4) 介護保険料の徴収に関する企画及び指導に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係の項第4号中「特定施設入居者生活介護」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護」に改め、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の次に「、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護」を加え、同局障害福祉部障害企画課企画育成係の項の次に次のように加える。

主　　査（成年後見制度に係る企画調整）

(1) 成年後見制度に係る企画及び調整に関すること。

第1条健康福祉局障害福祉部障害企画課精神保健福祉係の項第1号中「精神保健及び」を削り、「福祉」の次に「等」を加え、同局生活福祉部保険年金課事務係の項第3号中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同課保険料係の項第4号を削り、同課主査（国民健康保険制度改革に係る企画調整）の項を削り、同局健康部保健医療課地域医療係の項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、同課主査（医療安全確保）の項第1号を次のように改める。

(1) 局長の指定する安全な医療体制の確保に関すること。

第1条健康福祉局健康部保健医療課主査（医療安全確保）の項第2号を削り、同課地域保健係の項第1号を削り、同係の項第2号中「保健所」を「保健センター」に改め、同号を同係の項第1号とし、同係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を削り、第8号を第4号とし、同課感染症係の項及び主査（結核・新型インフルエンザ対策）の項を削り、同課の項の次に次のように加える。

感染症対策室

感 染 症 係

(1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

主　　査（結核対策等）

(1) 局長の指定する感染症対策に関すること。

第1条健康福祉局健康部健康増進課推進係の項第1号中「関すること」の次に「（他係の主管に属するものを除く。）」を加え、同係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同課地域看護係の項第1号中「公衆衛生看護」を「局長の指定する公衆衛生看護」に改め、同係の項第2号及び同課主査（難病対策）の項第1号中「局内他部課係及び子ども青少年局」を「他係」に改め、同部環境薬務課衛生指導係の項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、同号の次に次の2号を加える。

(2) 局長の指定する住宅宿泊事業に関すること。

(3) 生活衛生関係諸団体に関すること。

第1条健康福祉局健康部環境薬務課衛生指導係の項中第7号を第4号とし、

第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同係の項の次に次のように加える。

主　　査（住宅宿泊事業）

(1) 局長の指定する住宅宿泊事業に関すること。

第1条健康福祉局健康部環境薬務課環境衛生係の項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、同課薬務係の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同部食品衛生課食品衛生係の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を削り、第6号を第2号とし、同課食の安全対策係の項第1号を削り、同係の項第2号中「食品表示」を「局長の指定する食品表示」に改め、同号を同係の項第1号とし、同係の項中第3号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同課主査（食品表示）の項第1号中「食品表示」を「局長の指定する食品表示」に改め、同課獣医務係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同係の項第7号中「及び管理」を削り、同号を同係の項第3号とし、同係の項中第8号を第4号とし、同条子ども青少年局の項中

「子ども未来課
子ども企画係」を「企画経理課
企　画　係」に改め、同係の項の次に次のように加える。

主　　査（次世代育成支援）

(1) 次世代育成支援に係る計画の総括に関すること。

(2) 局長の指定する局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。

第1条子ども青少年局子育て支援部子育て支援課母子保健係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部子ども福祉課子ども施設係の項第2号中「及び西部児童相談所」を「、西部児童相談所及び東部児童相談所」に改め、同課の項に次のように加える。

主　　査（事業者指導・監査等）

(1) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。

(2) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育企画室認可給付係の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。

第1条子ども青少年局保育部保育企画室主査（子ども・子育て支援新制度に係る企画調整）の項を次のように改める。

主　　査（教育・保育施設における多様な保育等の推進）

(1) 教育・保育施設における多様な保育等の推進に関すること。

第1条子ども青少年局保育部の項の次に次のように加える。

子ども未来企画担当部

子ども未来企画室

子ども未来企画係

(1) 子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること。

(2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。

(3) 児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。

(4) 児童扶養手当に関すること。

(5) ひとり親家庭手当に関すること。

(6) 愛知県遺児手当に係る事務の連絡調整に関すること。

主　　査（企画調整）

(1) 局長の指定する子ども及び親の支援の推進に関すること。

主　　査（子ども等の支援の推進）(2)

(1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。

第1条子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課家庭支援係の項及び主査（ひとり親家庭の子ども等の支援の推進）の項を削り、同条住宅都市局都市計画部都市計画課都市計画係の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。

第1条住宅都市局都市計画部街路計画課高速道路係の項の次に次のように加える。

主　　査（高速道路アクセス向上）

(1) 名古屋高速道路の出入口等の新設及び改良等に関すること。

第1条住宅都市局都市計画部交通企画課の項に次のように加える。

主　　査（新たな路面公共交通システムの導入検討）

(1) 新たな路面公共交通システムの導入の検討に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部の項を削り、同局営繕部営繕課建築第一係、建築第二係及び建築第三係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同課主査（本丸御殿整備）の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

建築指導部

建築指導課

調　査　係

(1) 建築基準法その他関係法規の調査及び諸規程の制定改廃に関すること。

(2) 建築審査会及び公開による意見の聴取に関すること。

(3) 建築統計及び報告に関すること。

(4) 部内他課係の主管に属しないこと。

市街地建築係

(1) 建築基準法上の許可、認定及び報告に関すること。

(2) 建築協定に関すること。

(3) 総合設計制度に関すること。

(4) 建築基準法に係る地区計画制度に関すること。

(5) 臨海部防災区域に関すること。

(6) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可に関すること。

(7) 建築基準行政実施のための連絡調整に関すること。

主　　査（道路審査）

(1) 建築基準法上の道路に係る指定及び許可に関すること。

建築物環境指導係

(1) 建築物の環境配慮等の促進に係る届出及び認定等に関すること。

(2) 建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関すること。

建築相談係

(1) 中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。

(2) 建築についての一般相談に関すること。

(3) 建築紛争に係る相談、指導及び調整に関すること。

(4) 建築紛争調停委員会に関すること。

主　　査（建築紛争調整）

(1) 建築紛争に係る相談、指導及び調整に関すること。

(2) 建築紛争調停委員会に関すること。

開発指導課

開発審査係

(1) 開発行為の規制その他の都市計画制限及びこれに伴う許可申請手数料等の徴収に関すること。

(2) 都市計画事業地内における建築行為等の制限（市街地開発事業地内に係るものを除く。）に関すること。

(3) 開発登録簿の作成、閲覧等に関すること。

(4) 租税特別措置法による優良宅地の認定に関すること。

(5) 開発審査会に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

宅地規制係

(1) 宅地造成等の規制に関すること。

建築審査課

審査総括係

(1) 建築確認申請書等の受付及び確認済証等の交付に関すること。

(2) 建築基準法による検査に係る申請書の受付及び検査済証等の交付に関すること。

(3) 建築確認手数料及び検査手数料等の徴収に関すること。

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に係る事務手続に関すること。

(5) 租税特別措置法による優良住宅等の認定に関すること。

(6) 建築情報システムに関すること。

(7) 建築計画概要書等の閲覧に関すること。

(8) 建築物に係る台帳の記載事項の証明に関すること。

(9) 建築基準法上の指定確認検査機関に関すること。

(10)　他係の主管に属しないこと。

審査第一係

審査第二係

(1) 係所管区域内の建築確認申請書等の審査及び検査に関すること。

(2) 係所管区域内の福祉都市環境整備に係る建築の相談、指導及び連絡調整に関すること。

(3) 係所管区域内の建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。

(4) 係所管区域内の建築基準法による仮使用の認定に関すること。

(5) 係所管区域内の建築基準法による全体計画の認定に関すること。

(6) 係所管区域内の愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定を除く。）に関すること。

(7) 係所管区域内の建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。

(8) 係所管区域内の独立行政法人住宅金融支援機構受託業務のうち設計審査及び現場審査に関すること。

(9) 建築基準法による確認及び検査に係る調査及び調整に関すること（審査第一係に限る。）。

構造設備審査係

(1) 建築物及び工作物の構造耐力の審査及び検査に関すること。

(2) 建築設備及び遊戯施設の審査、検査及び定期報告等に関すること。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

主　　査（設備審査）

(1) 建築設備及び遊戯施設の審査、検査及び定期報告等に関すること。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

監　察　課

建築防災係

(1) 建築基準法上の定期報告に関すること。

(2) 建築物の防災指導に関すること。

(3) 建築物の防災対策（建築指導課の主管に属するものを除く。）の調査及

び企画に関すること。

(4) 民間建築物の吹付けアスベスト対策助成に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

監察指導第一係

監察指導第二係

(1) 係所管区域内の違反建築物の監察及び指導に関すること。

(2) 係所管区域内の違反建築物の措置に関すること。

(3) 係所管区域内の工事現場の危害の防止措置に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅企画課民間住宅係の項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 居住支援の促進に関すること。

(4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び監督等に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅企画課の項に次のように加える。

主　　査（居住支援の促進等）

(1) 居住支援の促進に関すること。

(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び監督等に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部まちづくり企画課の項に次のように加える。

主　　査（公有地開発に係る事業推進）

(1) 局長の指定する公有地を活用した市街地の開発及び整備に係る調整に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部市街地整備課の項及び区画整理課の項を削り、同部名港開発振興課主査（中川運河）の項の次に次のように加える。

主　　査（水上交通）

(1) 水上の交通手段の導入に係る企画及び調整に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部名港開発振興課の項中「主　　査（金城ふ頭開発）(6)」を「主　　査（金城ふ頭開発）(5)」に改め、同部の項に次のように加える。

市街地整備課

総　括　係

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。）に係る連絡調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(2) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関すること。

(3) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限に関すること。

(4) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること。

(5) 密集市街地における助成に関すること。

(6) 大曽根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関すること。

(7) 他係の主管に属しないこと。

区画整理係

(1) 土地区画整理事業の認可に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(2) 土地区画整理事業の指導監督に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(3) 土地区画整理事業等の推進及び調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(4) 下之一色南部土地区画整理事業の施行に関すること。

(5) 復興土地区画整理事業に関すること。

(6) 流通業務地区内における規制に関すること。

(7) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

主　　査（茶屋新田等）

(1) 茶屋新田土地区画整理事業等の指導監督及び工事の調整に関すること。

(2) 土地区画整理組合に対する資金の貸付けその他の土地区画整理事業の助成に関すること。

(3) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

主　　査（補償調整等）

(1) 土地区画整理事業等に係る補償基準等に関すること。

(2) 局内の用地対策連絡協議会に関すること。

(3) 市街地再開発事業の推進及び調整に関すること（他係の主管に属するも

のを除く。）。

(4) 復興土地区画整理事業に関すること。

(5) 流通業務地区内における規制に関すること。

志段味推進係

(1) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。

(2) 志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。

主　　査（事業推進）

(1) 志段味地区における局長の指定する事業の推進に関すること。

主　　査（志段味）(2)

(1) 志段味地区における局長の指定する開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。

(2) 志段味地区における局長の指定する特定土地区画整理事業の指導監督に関すること。

第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課事業推進係の項に次の1号を加える。

(4) 久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）に関すること。

第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課の項中「主　　査（栄活性化）」を「主　　査（栄再開発）」に改め、同課主査（栄再開発）の項第1号中「事業」を「再開発事業」に改め、同主査の項の次に次のように加える。

主　　査（栄地域連携）

(1) 栄地区における地域の構成員との連携及び魅力の発信に関すること。

第1条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課の項中「主　　査（栄公共空間）(3) 」を「主　　査（栄公共空間）(2) 」に改め、同課主査（栄公共空間）(2) の項に次の1号を加える。

(3) 久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）に関すること。

第1条緑政土木局道路建設部道路建設課橋梁係、橋梁保全係及び主査（橋梁耐震対策）の項を次のように改める。

橋梁計画係

(1) 橋りょうの工事に係る事業計画の策定に関すること。

(2) 橋りょうの工事に係る事業執行の総括に関すること。

(3) 橋りょう及び橋りょうに関連する施設の調査及び企画に関すること。

橋梁整備係

(1) 橋りょうの新設及び改良の工事に関すること（橋梁計画係の主管に属するものを除く。）。

橋梁保全係

(1) 橋りょうの維持修繕に関すること（橋梁計画係の主管に属するものを除く。）。

第1条緑政土木局都市農業課農政係の項第3号中「に関する計画」を削り、同課主査（農業委員会改革等）の項を次のように改める。

主　　査（生産緑地等の施策に係る調整）

(1) 局長の指定する生産緑地に係る調査及び調整に関すること。

(2) 人・農地プラン及び農地の利用の集積に関すること。

第1条緑政土木局都市農業課生産振興係の項第7号中「駆除」を「捕獲等」に改め、同局緑地部緑地維持課運営係の項第2号中「鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園フラワープラザ」を「鶴舞公園多目的グラウンド、鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」に改め、「、久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削り、同課主査（施設運営・改善）の項第1号中「鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園フラワープラザ」を「鶴舞公園多目的グラウンド、鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」に改め、「、久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削り、「及び緑化センター」を「、緑化センター及びみどりが丘公園」に改め、同課主査（みどりが丘公園）の項を削り、同部緑地事業課事業推進係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市民緑地の設置に関すること。

第1条緑政土木局緑地部緑地事業課整備係の項の次に次のように加える。

主　　査（みどりが丘公園整備）

(1) みどりが丘公園の建設事業に関すること。

(2) みどりが丘公園の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関すること。

第１条緑政土木局緑地部緑地事業課主査（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）(2) の項を削り、同課緑地計画係の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

附　則

1　この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第１条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども施設係の項第２号の改正規定は、同年５月７日から施行する。

2　名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	総務局企画部企画課長
〃	総務局総合調整部主幹（調整）

」を

「

〃	総務局企画部企画課長

」に改める。

3　名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に改める。

4　名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に改める。

5　名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	緑政土木局長

」を削り、

「

〃	健康福祉局副局長
〃	緑政土木局副局長

」を「

〃	緑政土木局公園緑地・農政監

」に、「健康福祉局健康部主幹（感染症対策等）」を「健康福祉局健康部感染症対策室長」に、「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に改める。

6　名古屋市ため池環境保全協議会規程（昭和49年名古屋市達第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境局副局長」を「環境局環境都市推進監」に、「住宅都市局副局長」を「住宅都市局まちづくり調整監」に、「緑政土木局副局長」を「緑政土木局公園緑地・農政監」に、「住宅都市局参事（開発・耐震）」を「住宅都市局参事（市街地整備）」に、「住宅都市局都市整備部区画整理課長」を「住宅都市局都市整備部市街地整備課長」に改める。

7　東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「緑政土木局長」を「緑政土木局公園緑地・農政監」に改める。

別表中「環境局長」を「環境局環境都市推進監」に改め、

「

緑政土木局副局長

を削る。

」

8　名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務局企画部主幹（企画・水及びエネルギーに係る施策の調整）」

を「総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整）」に、「子ども青少年局子ども未来課長」を「子ども青少年局企画経理課長」に、「教育委員会事務局総務部企画経理課長」を「教育委員会事務局総務部教育環境計画室長」に改める。

9　計画主任設置規程（昭和50年名古屋市達第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来課長」を「企画経理課長」に改める。

名古屋市達第10号

区　　役　　所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条第１項中「区民福祉部」を「保健福祉センター
福　祉　部　　」に、
「保　健　所
次　　長
を
生活環境課
主　　幹(1)（西区、港区、南区及び名東区に限る。）」
「　保健管理課（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）
主　　幹(1)（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）
環境薬務室（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）
健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）
主　　幹(1)（東区、北区、西区、熱田区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。）
公害対策室（西区、港区、南区及び名東区に限る。）　　」に、「主　　幹(1)（中村区に限る。）」を「主　　幹(1)（南区に限る。）」に改め、同条第２項中「生涯学習センター及び区役所の」を削る。

第１条の２中「区民福祉部」を「福祉部」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第１条の３　保健管理課、健康安全課及び保健予防課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する主幹並びに環境薬務室及び公害対策室は、福祉部に属しないものとする。

第2条第1項中「及び次長」を削り、同項区政部総務課の項第1号中「保健所長印」を「公害対策事務専用市長印」に改め、同課の項第3号中「保健所」を「保健福祉センター（福祉部を除く。）」に改め、同課の項第4号中「保健所」を「保健センター」に改め、同課の項第27号中「他部保健所課室」を「保健福祉センター及び他課室」に改め、同部地域力推進室の項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関すること。

第2条第1項中「区民福祉部」を「保健福祉センター福祉部」に改め、同項保健福祉センター福祉部民生子ども課の項第11号中「及び西部児童相談所」を「、西部児童相談所及び東部児童相談所」に改め、同部福祉課の項第8号及び第10号から第13号までの規定中「保健所」を「保健予防課」に改め、同課の項第18号を次のように改める。

(18)　要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。

第2条第1項保健所の項を次のように改める。

保健管理課

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（南区を除く。）。

(10)　特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（南区を除く。）。

(11)　公害発生状況の巡回監視に関すること（南区を除く。）。

(12)　公害の苦情処理等に関すること（南区を除く。）。

(13)　地域環境審議会の運営に関すること（南区を除く。）。

(14)　調査請求の処理に関すること（南区を除く。）。

(15)　地域における環境教育の推進に関すること（南区を除く。）。

(16)　保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室の主管に属しないこと。

主　　幹（健康安全）

(1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(2) 動物の愛護に関すること。

環境薬務室

(1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

(2) 献血の推進に関すること。

(3) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

(10)　献血の推進に関すること。

(11)　区長の指定する住居の衛生に関すること。

(12)　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）

に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(13)　特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(14)　公害発生状況の巡回監視に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(15)　公害の苦情処理等に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(16)　地域環境審議会の運営に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(17)　調査請求の処理に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(18)　地域における環境教育の推進に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。

(19)　保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室の主管に属しないこと。

主　　幹（健康安全に係る特命事項の処理）（東区及び熱田区に限る。）

(1) 区長の指定する動物の愛護その他健康及び安全の確保に関する施策に係る特命事項の処理に関すること。

主　　幹（分室業務管理・調整）（北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。）

(1) 精神障害者の福祉その他保健センター分室における業務の管理及び調整に関すること。

公害対策室

(1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。

(4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。

(5) 公害の苦情処理等に関すること。

(6) 地域環境審議会の運営に関すること。

(7) 調査請求の処理に関すること。

(8) 地域における環境教育の推進に関すること。

保健予防課

(1) 精神障害者の福祉に関すること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託、自立支援給付に係る指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払並びに指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関に対する報告の命令等を除く。）に関すること（精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者に係るものに限る。）。

(3) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定に関すること（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）に係るものに限る。）。

(4) 児童福祉法による障害児通所給付費等及びこれに関連する給付費の支給（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（精神障害児等に係るものに限る。）。

(5) 母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

(6) 自立支援医療（育成医療に限る。）及び療育等の医療給付に関すること。

(7) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

(8) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

(9) 公害保健に関すること。

(10) 成人保健及び健康づくり事業に関すること。

(11) 地域包括ケアの推進に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。

(12) 介護予防に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。

(13) 助産師及び看護師の業務に関すること。

(14) 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。

(15) 子育て総合相談窓口に関すること。

主　　幹（医務）

(1) 区長の指定する医務に関すること。

第2条第2項を削り、同条第3項中「課」を「課及び室」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第4条第1項中「保健所に保健所長」を「保健福祉センターに保健福祉センター所長」に改め、同条第2項中「保健所長」を「保健福祉センター所長」に改め、同条第3項を次のように改める。

健康安全課長（職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者に限る。）は、前項に規定するもののほか、医学的指導等について保健福祉センター所長を補佐し、乳幼児に対する健康診査その他区長の指定する保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る重要事項の総合調整を行う。

第5条の4第1項中「保健所の生活環境課」を「環境薬務室」に、「保健所長」を「市長」に改め、同項の表を次のように改める。

左　欄	中　　欄	右　　欄
千種区	昭和区、瑞穂区及び名東区	第2条第1項健康安全課の分掌事務第9号から第11号までに規定する事務に関すること。
中村区	西区、熱田区及び中川区	
中区	東区、北区及び守山区	
南区	港区、緑区及び天白区	

第5条の4第2項中「保健所の主幹（公害対策）及び生活環境課」を「公害対策室」に改め、同項の表中「生活環境課の分掌事務第20号から第26号まで」を「保健管理課の分掌事務第9号から第15号まで及び健康安全課の分掌事務第12号から第18号まで」に改める。

第5条の5中「保健所長」を「保健福祉センター所長」に改め、同条を第5条の6とし、第5条の4の次に次の1条を加える。

第5条の5　前条第1項の表の左欄に掲げる区の保健管理課長は、保健福祉センター所長を補佐し、災害時における保健福祉センター（福祉部を除く。）間の協力体制の構築その他区長の指定する保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る重要事項の同表の中欄に掲げるそれぞれの区との総合調整を行う。

附　則

1　この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項保健福祉センター福祉部民生子ども課の項第11号の改正規定は、同年５月７日から施行する。

2　名古屋市生涯学習センター処務規程（平成12年名古屋市達第39号）は、廃止する。

3　名古屋市広報広聴事務取扱規程（平成12年名古屋市達第54号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「属する室」の次に「（区役所保健福祉センターの室を除く。）」を加え、「保健所」を「保健福祉センター（福祉部を除く。）」に、「局区室の長」を「局室の長」に改め、「（生涯学習センターを含む。）」を削る。

4　名古屋市区保健環境委員会運営規程（昭和32年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

第２条及び第５条中「保健所」を「保健センター」に改める。

5　名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「並びに」を「及び」に、「の生涯学習センター及び保健所」を「保健福祉センター（福祉部を除く。）」に改める。

6　名古屋市食品衛生法等施行規程（昭和36年名古屋市達第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項及び第５条中「当該」を削る。

名古屋市達第11号

区　　役　　所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第５号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条第１項区政部総務課庶務係の項第１号中「保健所長印」を「公害対策事務専用市長印」に改め、同係の項第３号中「（保健所に係るものを除く。）」を削り、同係の項第４号中「保健所」を「保健センター」に改め、同係の項第26号中「他部保健所課室係」を「保健福祉センター及び他課室係」に改め、同課の項中「主　　査（農政）（中川区、守山区、緑区及び天白区に限る。）」を「主　　査（農政）（中川区及び緑区に限る。）」に改め、同課主査（農政）（中川区及び緑区に限る。）の項の次に次のように加える。

主　　査（農政）(2)（守山区に限る。）

(1) 農業委員会に関すること。

(2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。

第１条第１項区政部地域力推進室地域力推進係の項中第20号を第21号とし、第10号から第19号までを１号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関すること。

第１条第１項中「区民福祉部」を「保健福祉センター福祉部」に改め、同項保健福祉センター福祉部民生子ども課民生子ども係の項第12号及び同課主査（子ども家庭支援）の項第１号中「及び西部児童相談所」を「、西部児童相談所及び東部児童相談所」に改め、同課の項中「主　　査（生活保護）（西区、昭和区、

瑞穂区、熱田区、守山区、緑区、名東区及び天白区に限る。）」を「主　　査（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区、名東区及び天白区に限る。）」に、「主　　査（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区及び港区に限る。）」を「主　　査（生活保護）(2)（千種区、北区、中川区、港区及び守山区に限る。）」に、「主　　査（生活保護）(3)（南区に限る。）」を「主　　査（生活保護）(4)（南区に限る。）」に、「主　　査（生活保護）（中村区に限る。）」を「主　　査（生活保護）(2)（中村区に限る。）」に改め、同課の項に次のように加える。

主　　査（健康管理支援）

(1) 要保護者の健康管理に係る支援に関すること。

第１条第１項保健福祉センター福祉部福祉課福祉係の項第10号、第12号及び第13号中「（保健所に係るものを除く。）」を削り、同係の項第14号中「保健所」を「保健予防課」に改め、同係の項第15号並びに同課主査（障害）の項第２号、第４号及び第５号中「（保健所に係るものを除く。）」を削り、同課介護保険係の項第１号中「要介護認定等」の次に「の申請の相談及び受付」を加え、同項保健所の項を次のように改める。

保健管理課

企画管理係

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室係の主管に属しないこと。

主　　査（医療安全）

(1) 区長の指定する医療の安全に関すること。

主　　査（食品衛生・動物愛護）

(1) 動物の愛護に関すること。

主　　査（健康危機管理）

(1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

環境薬務室

主　　査（営業施設指導）（南区を除く。）

(1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

主　　査（住居衛生・薬務）（南区を除く。）

(1) 献血の推進に関すること。

(2) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

主　　査（営業薬務）（南区に限る。）

(1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。

(2) 献血の推進に関すること。

主　　査（住居衛生）（南区に限る。）

(1) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課

企画管理係

(1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。

(3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

(4) 衛生諸団体に関すること。

(5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

(6) 区長の指定する医療の安全に関すること。

(7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

(8) 動物の愛護に関すること。

(9) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課室係の主管に属しないこと。

主　　査（食品衛生・動物愛護等）

(1) 動物の愛護に関すること。

主　　査（ＨＡＣＣＰ推進）（熱田区に限る。）

(1) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。

主　　査（健康危機管理）

(1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。

公害対策室

主　　査（環境活動推進）

(1) 地域環境審議会の運営に関すること。

(2) 調査請求の処理に関すること。

(3) 地域における環境教育の推進に関すること。

(4) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主　　査（規制指導）（西区、南区及び名東区に限る。）

(1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。

(4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。

(5) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主　　査（規制指導）(2)（港区に限る。）

(1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。

(4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。

(5) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

保健予防課

保健感染症係

(1) 精神障害者の福祉に関すること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者に係るものに限る。）に関すること。

(3) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定に関すること（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）に係るものに限る。）。

(4) 児童福祉法による障害児通所給付費等及びこれに関連する給付費の支給（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（精神障害児等に係るものに限る。）。

(5) 母子保健に関すること。

(6) 自立支援医療（育成医療に限る。）及び療育等の医療給付に関すること。

(7) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

(8) 難病対策に関すること。

(9) 公害保健に関すること。

(10) 成人保健及び健康づくり事業に関すること。

(11) 地域包括ケアの推進に関すること。

(12) 介護予防に関すること。

(13) 助産師及び看護師の業務に関すること。

(14) 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。

(15) 子育て総合相談窓口に関すること。

主　　査（医務）（東区及び熱田区を除く。）

(1) 区長の指定する医務に関すること。

主　　査（公害保健）（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第9号に掲げること。

主　　査（感染症対策等）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第7号、第10号及び第12号に掲げること。

主　　査（保健看護）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第13号から第15号までに掲げること。

主　　査（母子保健に係る子ども家庭支援）

(1) 母子保健に係る子ども家庭支援に関すること。

主　　査（地域包括ケア推進）

(1) 地域包括ケアの推進に関すること。

第１条第２項の表を次のように改める。

中川区区政部総務課主査（農政）	中川農政課中川農政係長
守山区区政部総務課主査（農政）	西部・守山農政課西部・守山農政係長
守山区区政部総務課主査（農政）	西部・守山農政課主査（農業に係る施設の連絡調整等）
緑区区政部総務課主査（農政）	東部・緑農政課東部・緑農政係長

第２条中「保健所の主査（医療監視）及び企画調査係」を「保健管理課の主査（医療安全）及び企画管理係」に、「保健所長」を「市長」に改め、同条の表中「第１条企画調査係」を「第１条第１項健康安全課企画管理係」に、「第12号から第16号まで」を「第６号」に改め、同条に次の１項を加える。

２　次表の左欄に掲げる区の健康安全課の主査（ＨＡＣＣＰ推進）及び企画管理係の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左　欄	中　欄	右　欄
熱田区	千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区	第１条第１項保健管理課企画管理係の分掌事務第７号及び健康安全課企画管理係の分掌事務第７号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第１条第１項保健福祉センター福祉部民生子ども課民生子ども係の項第12号及び同課主査（子ども家庭支援）の項第１号の改正規定は、同年５月７日から施行する。

名古屋市達第12号

区　　役　　所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第７号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「主　　査(1)（西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）」を「主　　査(1)（港区役所南陽支所に限る。）」に改め、同条第３項区民福祉課保護・子ども係の項第７号中「及び西部児童相談所」を「、西部児童相談所及び東部児童相談所」に改め、同課福祉係の項第６号から第10号まで及び同課主査（障害）の項第２号から第６号までの規定中「保健所」を「保健福祉センター」に改め、同条第７項の表西区役所山田支所区民生活課主査（農政）の項を削る。

第４条中「西区役所山田支所区民生活課主査（農政）は守山区役所主幹（農政）の指揮監督を、守山区役所主幹（農政）は」を「守山区役所主幹（農政）は、」に改め、「それぞれ」を削る。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第３条第３項区民福祉課保護・子ども係の項第７号の改正規定は、同年５月７日から施行する。

名古屋市達第13号

健 康 福 祉 局
子ども青少年局
社会福祉事務所

名古屋市社会福祉事務所処務規程（平成３年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条中「区民福祉部」を「保健福祉センター福祉部」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第14号

総　　務　　局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第２号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「主　　査(4) 」を「主　　査(5) 」に改め、同条第２項中「主　　査（調査）(3) 」を「主　　査（調査）(4) 」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第15号

観 光 文 化 交 流 局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「管　理　課」を「管理活用課」に、

「　維　持　係　　「　保存維持係
整　備　室　　主　　幹(1)
　整　備　係　　主　　査(1)
　主　　査(1)　　保存整備室
主　　幹(1)　　保存整備係
　主　　査(1)」　　主　　査(1)」

を　に改め、同条第２項中「管　理課」を「管理活用課」に改め、同項管理活用課企画運営係の項第８号中「（整備室の主管に属するものを除く。）」を削り、同係の項中第15号を第16号とし、第９号から第14号までを１号ずつ繰り下げ、第８号の次に次の１号を加える。

(9) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

第３条第２項管理活用課主査（広報・営業）の項を次のように改める。

主　　査（誘客・活用）
(1) 名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。
(2) 観覧者の誘致に関すること。
(3) 広報及び宣伝に関すること。
(4) 市民協働及び企業協賛に関すること。

(5) 寄附の募集及び受納（名古屋城天守閣木造復元に係るものを除く。）に関すること。

第3条第2項管理活用課の項中「維　持　係」を「保存維持係」に改め、同課保存維持係の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 文化財の保存（維持の措置に係るものに限る。）に関すること。

第3条第2項管理活用課の項の次に次のように加える。

主　　幹（木造天守閣復元推進）

(1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。

(2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。

(3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

主　　査（木造天守閣復元推進）

(1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。

(2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。

(3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

第3条第2項中「整　備　室　　整　備　係」を「保存整備室　　保存整備係」に改め、同項保存整備室保存整備係の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同係の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 文化財の保存（維持の措置に係るものを除く。）に関すること。

第3条第2項保存整備室主査（本丸御殿整備）の項を次のように改める。

主　　査（庭園）

(1) 名古屋城の庭園整備に係る調査及び関係機関との連絡調整に関すること。

第3条第2項主幹（事業調整）の項及び主査（事業調整）の項を削り、同項中「主　　幹（名古屋城整備に係る文化財調査）(2)」を「主　　幹（名古屋城の文化財調査・研究）(2)」に改め、同項主幹（名古屋城の文化財調査・研究）(2)の項第1号中「整備に係る」を削り、「調査」の次に「、研究」を加え、同項保存整備室の項中「主　　査（名古屋城整備に係る文化財調査）」を「主　　査（名古屋城の文化財調査・研究）」に改め、同室主査（名古屋城の文化財調査・研究）の項第1号中「整備に係る」を削り、「調査」

の次に「、研究」を加える。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第16号

財　　政　　局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第４条市民税課主査（個人市民税に係る企画調整）の項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 個人の市民税及び県民税の申告等のあり方の検討に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第17号

市　民　経　済　局
中小企業振興センター

名古屋市中小企業振興センター処務規程（昭和39年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

「振　興　課		「経営支援課	
経営支援係		経営支援係	
第３条中	金　融　係	を	主　　査(1)　に改める。
主　　幹(1)		金　融　係	
主　　査(1)」		主　　幹(1)　」	

第４条第１項中「振　興　課」を「経営支援課」に改め、同項経営支援課経営支援係の項第１号中「及び調整に関すること」を「、調整及び推進に関すること（金融係の主管に属するものを除く。）」に改め、同係の項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 創業支援に関すること。

第４条第１項経営支援課経営支援係の項の次に次のように加える。

主　　査（経営革新）

(1) 中小企業の経営革新の促進に関すること。

(2) 創業支援に関すること。

(3) 所長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第４条第１項経営支援課金融係の項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 所長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第4条第1項主幹（事業）の項を次のように改める。

主	幹（金融等）

(1) 中小企業に対する資金の融資に関すること。

(2) 中小企業金融の相談に関すること。

(3) 創業支援に関すること。

(4) 所長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

(5) 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。

第4条第1項経営支援課主査（事業）の項を削る。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市達第18号

環　　境　　局
環 境 事 業 所

名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第４条第２項指導管理係の項第１号、同項業務係の項第３号及び同項主査（排出指導等）の項第２号中「指導」の次に「（住居等の堆積物による不良な状態の解消に係るものを含む。）」を加える。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第19号

環　　境　　局
五 条 川 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第３号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「整　備　係（五条川工場を除く。）
焼却炉整備係（五条川工場に限る。）
溶融炉整備係（五条川工場に限る。）
主　　査(1)（南陽工場に限る。）」を
「整　備　係
主　　査(1)（南陽工場及び五条川工場に限る。）」に改め、同条第２項整備係の項に次の１号を加える。

(5) 運転委託の監理に関すること（五条川工場に限る。）。

第３条第２項焼却炉整備係の項及び溶融炉整備係の項を削り、同項中「主　査（設備保全）」を「主　　査（設備保全）（南陽工場に限る。）」に改め、同項主査（設備保全）（南陽工場に限る。）の項の次に次のように加える。

主　　査（設備改修）（五条川工場に限る。）
(1) 灰溶融炉設備の廃止に伴う設備の改修に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第20号

健 康 福 祉 局
生活衛生センター

名古屋市生活衛生センター処務規程（昭和33年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第４条主幹（感染症）の項第１号中「感染症対策」の次に「に係る情報の普及啓発」を加え、同条感染症対策係の項及び生活環境係の項を次のように改める。

感染症対策係
(1) 感染症対策に係る情報の普及啓発に関すること。
生活環境係
(1) ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第21号

健 康 福 祉 局
食品衛生検査所

名古屋市食品衛生検査所処務規程（昭和43年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「理化学検査係」を「理化学検査係
主　　査(1)」に改め、同条第２項中「係の分掌事務」の次に「及び主査の分担事項」を加え、同項微生物検査係及び理化学検査係の項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 食の安全・安心の学習等に係る企画及び調整に関すること。

第３条第２項微生物検査係及び理化学検査係の項の次に次のように加える。

主　　査（食品安全学習等）

(1) 食の安全・安心の学習等に係る企画及び調整に関すること。

(2) 輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること。

第３条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　主査は、上司の命を受け、分担事項を処理する。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第22号

健 康 福 祉 局
動物愛護センター

名古屋市動物愛護センター処務規程（昭和39年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「企画管理係　愛護指導係」を「管理指導係　愛護企画係」に改め、同条第２項中「企画管理係」を「管理指導係」に改め、同項管理指導係の項中第４号から第６号までを削り、第７号を第４号とし、同項愛護指導係の項及び主査（愛護）の項を次のように改める。

愛護企画係
(1) 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関すること。
(2) その他動物の愛護に関すること。
主　　査（地域相談支援）
(1) 動物の愛護に係る地域における相談及び支援に関すること。
(2) 動物愛護推進員に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第23号

健 康 福 祉 局
衛 生 研 究 所

名古屋市衛生研究所処務規程（昭和25年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第５条第１項疫学情報部の項第５号中「衛生研究所」を「研究所」に改める。
第８条中「副局長」を「医監」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第24号

健 康 福 祉 局
保　　健　　所

名古屋市保健所処務規程を次のように定める。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条　名古屋市保健所（以下「保健所」という。）は、健康福祉局に属する。

第２条　保健所に保健所長及びその補助組織を設ける。

２　保健所長は、上司の命を受けて保健所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　保健所長に事故があるときは、あらかじめ保健所長の定めた保健センター所長がその職務を代理する。

第３条　保健所に次の補助組織を置く。

健　康　部
保健医療課
地域医療係
主　　査(1)
地域保健係
主　　幹(1)
感染症対策室
感 染 症 係
主　　査(1)
健康増進課
推　進　係
地域看護係

主　　査(1)
参　　事(1)
環境薬務課
衛生指導係
主　　査(1)
環境衛生係
薬　務　係
食品衛生課
食品衛生係
食の安全対策係
主　　査(1)
獣 医 務 係
主　　幹(1)
生活衛生センター
庶　務　係
感染症対策係
生活環境係
主　　幹(1)
動物愛護センター
管理指導係
愛護企画係
主　　査(1)
障害福祉部
障害企画課
精神保健福祉係
主　　幹(1)
子育て支援部
子育て支援課
母子保健係
主　　幹(1)

保健センター

保健管理課（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）

企画管理係

主　　査(3)

主　　幹(1)（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）

環境薬務室（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）

主　　査(2)

健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。）

企画管理係

主　　査(3)（熱田の保健センターに限る。）

主　　査(2)（熱田の保健センターを除く。）

主　　幹(1)（東、北、西、熱田、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）

保健予防課

保健感染症係

主　　査(3)（東及び熱田の保健センターを除く。）

主　　査(2)（東及び熱田の保健センターに限る。）

主　　幹(1)（南の保健センターに限る。）

第4条　前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

健　康　部

保健医療課

地域医療係

(1) 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課室並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの主管に属するものを除く。）。

(2) 健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(3) 病院、診療所及び助産所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(4) 衛生検査所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(6) 歯科技工所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(7) 他部課室並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの主管に属しないこと。

主　　査（医療安全確保）

(1) 医療に係る市民相談に関すること。

(2) 安全な医療体制の確保に係る企画及び調整に関すること。

地域保健係

(1) 保健センターとの連絡調整に関すること。

(2) 地域保健に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(3) 地域保健に関する情報の運用及び管理に係る企画及び調整に関すること。

(4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に係る企画及び調整に関すること。

(5) 地域保健に関する広報活動に係る企画及び調整に関すること。

(6) 放射線業務の連絡調整に関すること。

(7) 保健所運営協議会に関すること。

(8) 衛生教育に係る企画及び調整に関すること。

主　　幹（医務指導）

(1) 保健事業に係る医学的指導に関すること。

(2) 保健所長の指定する保健事業の総括に関すること。

(3) 保健所長の指定する感染症対策に係る他局室及び関係機関との調整に関すること。

(4) 医療の安全確保に関すること。

感染症対策室

感 染 症 係

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。

(2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。

(3) 予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。

(4) 試験検査業務の連絡調整に関すること。

主　　査（結核対策等）

(1) 結核対策に係る企画及び調整に関すること。

(2) 保健所長の指定する感染症対策に関すること。

健康増進課

推　進　係

(1) 保健所長の指定する健康の増進に関すること。

(2) 歯科口腔保健に係る企画及び調整に関すること。

(3) 他係の主管に属しないこと。

地域看護係

(1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。

(2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。

(3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

主　　査（難病対策）

(1) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。

参　　事（生活衛生）

(1) 環境衛生に関すること。

(2) 薬務に関すること。

(3) 食品衛生に関すること。

(4) 食品表示に関すること。

(5) 獣医務に関すること。

環境薬務課

衛生指導係

(1) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に係る事務の企画及び調整に関すること。

(2) 住宅宿泊事業に係る企画及び調整に関すること。

(3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整に関すること。

(4) 温泉の利用に係る企画及び調整に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

主　　査（住宅宿泊事業）

(1) 住宅宿泊事業に係る企画及び調整に関すること。

環境衛生係

(1) ねずみ及び昆虫等の防除に係る企画及び調整に関すること。

(2) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に係る企画及び調整に関すること。

(3) 浄化槽に係る企画及び調整に関すること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に係る企画及び調整に関すること。

(5) 墓地、納骨堂及び火葬場に係る企画及び調整等に関すること。

薬　務　係

(1) 薬局及び医薬品の販売業に係る企画及び調整に関すること。

(2) 医療機器の販売業及び貸与業に係る企画及び調整に関すること。

(3) 毒物及び劇物の販売業に係る企画及び調整に関すること。

(4) 特定毒物研究者及び業務上取扱者に関すること。

食品衛生課

食品衛生係

(1) 食品衛生に係る企画及び調整に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。

(2) 食中毒に係る総括に関すること。

(3) 食品衛生に係る苦情処理の総括に関すること。

(4) 総合衛生管理製造過程制度の総括に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

食の安全対策係

(1) 食の安全・安心に係る施策の総合的な推進に関すること。

(2) 食品表示に係る企画及び調整に関すること。

(3) 食に係る事件及び事故の総括に関すること。

(4) 食の安全確保のための輸入食品、化学物質等の検査に係る企画及び調整に関すること。

(5) 食品の収去等に係る業務管理に関すること。

主　　査（食品表示）

(1) 食品表示に係る企画及び調整に関すること。

獣 医 務 係

(1) 乳肉及び水産食品の衛生に係る企画及び調整に関すること。

(2) 狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。

(3) 化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
(4) 人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
(5) 動物の管理に係る企画及び調整に関すること。

主　　幹（動物愛護管理・検査業務管理）

(1) 動物の管理に係る企画及び調整に関すること。
(2) 狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。
(3) 化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
(4) 人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
(5) 食品の収去等に係る業務管理に関すること。

生活衛生センター

庶　務　係

(1) 生活衛生センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2) 関係機関との協議、連絡等に関すること。
(3) 生活衛生センター内他係の主管に属しないこと。

感染症対策係

(1) 感染症患者の移送に関すること。
(2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
(3) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
(4) 浸水時の消毒等の実施に関すること。

生活環境係

(1) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること（感染症対策係の主管に属するものを除く。）。

主　　幹（感染症）

(1) 感染症患者の移送等に関すること。

動物愛護センター

管理指導係

(1) 動物愛護センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2) 動物愛護センターに係る手数料等の徴収に関すること。

(3) 第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出等に関すること。
(4) 動物取扱責任者の研修に関すること。
(5) 特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。
(6) 化製場等に対する立入検査及び指導等に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。
(7) 動物愛護センター内他係の主管に属しないこと。

愛護企画係

(1) 犬及び猫の引取りに関すること。
(2) 負傷動物等に関すること。
(3) 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関すること。
(4) 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関すること。
(5) その他動物の管理に関すること。
(6) 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関すること。
(7) 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関すること。
(8) その他狂犬病予防に関すること。
(9) 人獣共通感染症に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。

主　　査（地域相談支援）

(1) 動物の管理に係る地域における相談及び支援に関すること。

障害福祉部

障害企画課

精神保健福祉係

(1) 精神保健に係る企画及び調整に関すること。

主　　幹（精神保健福祉）

(1) 保健所長の指定する精神保健に係る企画及び調整に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

母子保健係

(1) 身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。
(2) 栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

主　　幹（母子保健）

(1) 保健所長の指定する身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。

(2) 保健所長の指定する栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

保健センター

保健管理課

企画管理係

(1) 地域保健に係る企画及び調整に関すること。

(2) 保健センターに係る文書及び公印（環境薬務事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。

(3) 健康危機管理の総括に関すること。

(4) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。

(5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

(6) 地域保健に関する広報活動に関すること。

(7) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。

(8) 病院の検査指導に関すること。

(9) 診療所及び助産所に関すること。

(10) 衛生検査所に関すること。

(11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。

(12) 歯科技工所に関すること。

(13) 浸水時の消毒に関すること（生活衛生センターの主管に属するものを除く。）。

(14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。

(15) 食品表示法による食品表示に関すること（保健予防課の主管に属するものを除く。）。

(16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。

(17) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。

(18) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。

(19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。

(20)　保健センター内他課室の主管に属しないこと。

主　　査（医療安全）

(1) 企画管理係の分掌事務中第８号から第12号までに掲げること。

主　　査（食品衛生・動物愛護）

(1) 企画管理係の分掌事務中第14号から第19号までに掲げること。

主　　査（健康危機管理）

(1) 健康危機管理の総括に関すること。

主　　幹（健康安全）

(1) 健康危機管理の総括に関すること。

(2) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。

(3) 食品表示法による食品表示に関すること（保健予防課の主管に属するものを除く。）。

(4) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。

(5) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。

(6) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。

(7) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。

環境薬務室

主　　査（営業施設指導）（南の保健センターを除く。）

(1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。

(2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。

(3) 住宅宿泊事業に関すること。

(4) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

(5) 温泉の利用に関すること。

主　　査（住居衛生・薬務）（南の保健センターを除く。）

(1) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。

(2) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。

(3) 毒物及び劇物の販売業に関すること。

(4) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(5) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(6) 消毒に関すること（生活衛生センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）。
(7) 浄化槽に関すること。
(8) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(9) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。

主　　査（営業薬務）（南の保健センターに限る。）

(1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。
(2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(3) 住宅宿泊事業に関すること。
(4) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(5) 温泉の利用に関すること。
(6) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(7) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(8) 毒物及び劇物の販売業に関すること。

主　　査（住居衛生）（南の保健センターに限る。）

(1) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(2) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(3) 消毒に関すること（生活衛生センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）。
(4) 浄化槽に関すること。
(5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(6) 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。

健康安全課

企画管理係

(1) 地域保健に係る企画及び調整に関すること。
(2) 保健センターに係る文書及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。

(3) 保健センター分室における業務の管理に関すること（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）。
(4) 健康危機管理の総括に関すること。
(5) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
(6) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
(7) 地域保健に関する広報活動に関すること。
(8) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
(9) 病院の検査指導に関すること。
(10) 診療所及び助産所に関すること。
(11) 衛生検査所に関すること。
(12) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
(13) 歯科技工所に関すること。
(14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(15) 食品表示法による食品表示に関すること（保健予防課の主管に属するものを除く。）。
(16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(17) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(18) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
(20) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(21) 住宅宿泊事業に関すること。
(22) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(23) 温泉の利用に関すること。
(24) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(25) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(26) 毒物及び劇物の販売業に関すること。
(27) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(28)　井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(29)　消毒に関すること（生活衛生センターの主管に属するものを除く。）。
(30)　浄化槽に関すること。
(31)　建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(32)　墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
(33)　保健センター内他課の主管に属しないこと。

主　　査（食品衛生・動物愛護等）

(1) 企画管理係の分掌事務中第14号から第19号までに掲げること。
(2) 住居の衛生に係る相談等に関すること。
(3) 改葬許可に関すること。

主　　査（ＨＡＣＣＰ推進）（熱田の保健センターに限る。）

(1) 食品衛生自主管理認定施設の認定審査に関すること。
(2) 食品衛生及び食品表示法による食品表示に関する事項のうち、広域的又は専門的であるとして市長が指定した監視指導に係る事務に関すること。

主　　査（健康危機管理）

(1) 健康危機管理の総括に関すること。

主　　幹（健康安全に係る特命事項の処理）（東及び熱田の保健センターに限る。）

(1) 保健所長の指定する食品衛生その他健康及び安全の確保に関する施策に係る特命事項の処理に関すること。

主　　幹（分室業務管理・調整）（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）

(1) 保健センター分室における業務の管理及び調整に関すること。

保健予防課

保健感染症係

(1) 精神保健に関すること。
(2) 身体障害児の療育指導等に関すること。
(3) 歯科口腔保健に関すること。
(4) 栄養の改善指導に関すること。
(5) 感染症の予防に関すること。

(6) 感染症診査協議会結核部会に関すること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。

(7) 結核患者等の医療費公費負担に関すること。

(8) 予防接種（法令に定めるものに限る。）に関すること。

(9) 医療社会事業に関すること。

(10) 難病患者の保健に関すること。

(11) 衛生上の試験及び検査に関すること。

(12) レントゲン撮影に関すること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。

(13) 保健師の業務に関すること。

(14) 衛生教育に関すること。

主　　査（医務）（東及び熱田の保健センターを除く。）

(1) 医務に関すること。

主　　査（感染症対策等）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第5号、第8号及び第11号に掲げること。

(2) 保健感染症係の分掌事務中第6号及び第12号に掲げること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。

(3) 結核患者の医療費公費負担に関すること。

主　　査（保健看護）

(1) 保健感染症係の分掌事務中第13号及び第14号に掲げること。

主　　幹（医務）

(1) 医務に関すること。

2　部に部長、保健センターに保健センター所長、課に課長、室に室長、生活衛生センターに生活衛生センター所長、動物愛護センターに動物愛護センター所長、係に係長を置く。

3　部長、保健センター所長、課長、室長、生活衛生センター所長、動物愛護センター所長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4　参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

5　主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

6　生活衛生センター所長は、特別又は緊急の必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。

7　動物愛護センター所長は、特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。

第5条　保健所長は、健康福祉局医監の職にある者をもって充てる。

2　保健センター所長は、区役所保健福祉センター所長の職にある者（その者が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者でない場合にあっては、区役所保健福祉センター健康安全課長の職にある者）をもって充てる。

3　前条に規定する職（保健センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局障害福祉部及び健康部、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

第6条　次表の左欄に掲げる区の保健センター所長（以下「統括保健センター所長」という。）は、同表の右欄に掲げる区の保健センターにおける健康危機（所管区域を超えるものに限る。）（市の全域に及ぶものを除く。）への対応に関する事務を統括するものとする。

千種区	昭和区、瑞穂区及び名東区
中村区	西区、熱田区及び中川区
中区	東区、北区及び守山区
南区	港区、緑区及び天白区

2　前項の表の左欄に掲げる区の保健センター保健管理課長は、同項に規定する事務に係る同表の右欄に掲げる区の保健センターとの連絡調整を行うとともに、同項の規定に基づく事務を行う統括保健センター所長を補佐するものとする。

3　第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター保健管理課の主査（医療安全）及び企画管理係の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課企画管理係の分掌事務第9号から第13号までに規定する事務を補助執行するものとする。

4　第１項の表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務室の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第４条第１項健康安全課企画管理係の分掌事務第20号から第32号までに規定する事務（住居の衛生に係る相談等、浸水時の消毒（生活衛生センターの主管に属するものを除く。）及び改葬許可を除く。）を補助執行するものとする。

5　次表の左欄に掲げる区の保健センター健康安全課の主査（ＨＡＣＣＰ推進）及び企画管理係の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左　欄	中　欄	右　欄
熱田区	千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区	第４条第１項保健管理課企画管理係及び健康安全課企画管理係の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関すること。

6　保健センターの職員は、他の保健センター所長の権限に属する事務のうち第４条第１項に掲げる事務の全部又は一部を補助執行することができる。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第25号

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１条　名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「相談調整係」を「相談調整係
主　　査(1)　」に、

「主　　査(1)
判定援助係
主　　査(1)
保　護　係　　」を「主　　査(2)
判定援助係
主　　査(2)　に、
保　護　係
主　　査(1)　」

「主　　幹(1)
主　　査(3)
主　　幹(1)
主　　査(2)　」を「主　　幹(2)
主　　査(6)　に、
主　　幹(3)　」

「診療相談係
主　　査(1)　」を「診療相談係
主　　査(2)　」に改め、同条第３項中央児童相談所相談課相談調整係の項の次に次のように加える。

主　　査（相談調整）

(1) 中央児童相談所長の指定する児童の相談、通告、送致等の受付に関す

ること。

(2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。

(3) 中央児童相談所長の指定する同居児童の届出の受理に関すること。

(4) 中央児童相談所長の指定する児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。

(5) 中央児童相談所長の指定する統計に関すること。

第3条第3項中央児童相談所相談課の項中「主　　査（家庭復帰・里親支援）」を「主　　査（家庭復帰・里親支援）(2)」に改め、同課判定援助係の項の次に次のように加える。

主　　査（判定援助）

(1) 中央児童相談所長の指定する児童の心理学的判定に関すること（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）。

(2) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）。

(3) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族の調査及び指導に関すること。

(4) 中央児童相談所長の指定する児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。

(5) 中央児童相談所長の指定する措置等に係る関係機関との連携に関すること。

(6) 中央児童相談所長の指定する一時保護の決定に関すること。

第3条第3項中央児童相談所相談課保護係の項の次に次のように加える。

主　　査（保護）

(1) 中央児童相談所長の指定する児童の一時保護に関すること。

(2) 中央児童相談所長の指定する一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。

(3) 中央児童相談所長の指定する一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。

第3条第3項中央児童相談所主幹（児童虐待対策）の項から同項中央児童相談所相談課主査（児童虐待対策に係る連絡調整）の項までを次のように改める。

主　　幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(2)

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(4)

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（児童虐待対策に係る連絡調整）(2)

(1) 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整に関すること。

(2) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。

主　　幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）(2)

(1) 相談業務に係る法務に関すること。

(2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

主　　幹（東部児童相談所開設準備）

(1) 東部児童相談所の開設準備に係る企画及び連絡調整に関すること。

第3条第3項中央療育センター診療相談係の項の次に次のように加える。

主　　査（作業療法指導）

(1) 作業療法業務の指導に関すること。

第2条　名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「相談調整係
主　　査(1)」を「相談調整係」に、

「相談援助第四係
主　　査(2)　　「主　　査(1)

判定援助係　　を　判定援助係　　に、
主　　査(2)　　主　　査(1)
保　護　係　　保　護　係　　」
主　　査(1)」
「主　　幹(2)　　「主　　幹(1)
主　　査(6)　を　主　　査(4)　に改め、同条第3項中央児童
主　　幹(3)　」　主　　幹(1)　」

相談所相談課主査（相談調整）の項を削り、同課の項中「相談援助第三係　相談援助第四係」を「相談援助第三係」に、「主　　査（家庭復帰・里親支援）(2)」を「主　　査（家庭復帰・里親支援）」に改め、同課主査（判定援助）の項及び主査（保護）の項を削り、同項中央児童相談所の項中「主　　幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(2)」を「主　　幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）」に改め、同項中央児童相談所相談課の項中「主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(4)」を「主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(3)」に、「主　　査（児童虐待対策に係る連絡調整）(2)」を「主　　査（児童虐待対策に係る連絡調整）」に改め、同項中央児童相談所の項中「主　　幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）(2)」を「主　　幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）」に改め、同項中央児童相談所主幹（東部児童相談所開設準備）の項を削る。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月7日から施行する。

名古屋市達第26号

子ども青少年局
西部児童相談所

名古屋市西部児童相談所処務規程（平成22年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条　名古屋市西部児童相談所処務規程（平成22年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「事務管理係　　相談調整係」を「管理相談係　　主　　査(2)」に、「主　　査(2)　　主　　幹(1)　　主　　査(2)」を「主　　査(4)　　主　　幹(1)」に改め、同条第２項事務管理係の項及び相談調整係の項を次のように改める。

管理相談係

(1) 相談所の庶務及び経理に関すること。

(2) 相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。

(3) 診療報酬の請求手続に関すること。

(4) 相談所の施設の管理に関すること。

(5) 入所者の給食に関すること。

(6) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。

(7) 相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。

(8) 同居児童の届出の受理に関すること。

(9) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。

(10)　他係の主管に属しないこと。

主　　査（相談調整）

(1) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。

(2) 相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。

(3) 同居児童の届出の受理に関すること。

(4) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。

(5) 所長の指定する相談所の統計に関すること。

主　　査（東部児童相談所開設準備）

(1) 東部児童相談所の開設準備に係る企画及び連絡調整に関すること。

第3条第2項主幹（児童虐待対策）の項から主査（児童虐待対策に係る連絡調整）の項までを次のように改める。

主　　幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(3)

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（児童虐待対策に係る連絡調整）

(1) 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整に関すること。

(2) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。

主　　幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）

(1) 相談業務に係る法務に関すること。

(2) 所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

第2条　名古屋市西部児童相談所処務規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「中央児童相談所長」の次に「及び東部児童相談所長」を加える。

第３条第１項中「主　　査(2)」を「主　　査(1)」に改め、「相談援助第三係」を削り、「主　　査(4)」を「主　　査(3)」に改め、同条第２項主査（東部児童相談所開設準備）の項を削り、同項中「相談援助第二係
相談援助第三係」を「相談援助第二係」に、「主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(3)」を「主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(2)」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年５月７日から施行する。

名古屋市達第27号

子ども青少年局
東部児童相談所

名古屋市東部児童相談所処務規程を次のように定める。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条　名古屋市東部児童相談所（以下「相談所」という。）は、子ども青少年局子育て支援部に属し、児童福祉法（昭和22年法律第１６４号）に規定する児童相談所の業務その他児童福祉に関する事務をつかさどる。

第２条　相談所に所長その他必要な職員を置く。

２　児童福祉法その他の法令等に規定する児童相談所長の職務（中央児童相談所長及び西部児童相談所長の職務を除く。）は、所長が行う。

第３条　相談所に次の組織を置く。

管理相談係
主　　査(1)
相談援助第一係
相談援助第二係
主　　査(1)
判定援助係
保　護　係
主　　幹(1)
主　　査(3)
主　　幹(1)

２　前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管理相談係

(1) 相談所の庶務及び経理に関すること。
(2) 相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
(3) 診療報酬の請求手続に関すること。
(4) 相談所の施設の管理に関すること。
(5) 入所者の給食に関すること。
(6) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
(7) 相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
(8) 同居児童の届出の受理に関すること。
(9) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
(10) 他係の主管に属しないこと。

主　　査（相談調整）

(1) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
(2) 相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
(3) 同居児童の届出の受理に関すること。
(4) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
(5) 所長の指定する相談所の統計に関すること。

相談援助第一係

相談援助第二係

(1) 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
(2) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
(3) 措置等に係る関係機関との連携に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
(4) 一時保護の決定に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
(5) 里親に関すること。
(6) 児童の家庭療育の普及に関すること。
(7) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。

主　　査（家庭復帰・里親支援）

(1) 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。

(2) 所長の指定する里親に対する支援に関すること。

判定援助係

(1) 児童の心理学的判定に関すること。

(2) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること。

(3) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。

(4) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。

(5) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。

(6) 一時保護の決定に関すること。

保　護　係

(1) 児童の一時保護に関すること。

(2) 一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。

(3) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。

主　　幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）(2)

(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。

(2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。

(3) 所長の指定する相談業務に関すること。

主　　査（児童虐待対策に係る連絡調整）

(1) 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整に関すること。

(2) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。

主　　幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）

(1) 相談業務に係る法務に関すること。

(2) 所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

3　係に係長を置く。

第4条　所長は、上司の命を受けて相談所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2　係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3　主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。

4　所長は、特別の必要があると認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

第5条　所長は、毎月5日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を子育て支援部長に報告しなければならない。

第6条　所長は、所属職員をして宿直させなければならない。

附　則

この達は、平成30年5月7日から施行する。

名古屋市達第28号

子ども青少年局
保　　育　　園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「高蔵保育園」の次に「、正色保育園」を加え、「、島田第二保育園」を削る。

第４条の２第１項中「北保育園」の次に「、上名古屋保育園」を、「軍水保育園」の次に「、中島保育園」を、「守山保育園」の次に「、鳴子保育園」を加える。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第29号

住 宅 都 市 局
大曽根北・筒井
都市整備事務所

名古屋市大曽根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条第１項中「、葵土地区画整理事業及び葵地区住環境整備事業」を「及び葵土地区画整理事業」に改める。

第２条第１項中「主　　査(3)」を「主　　査(2)」に改め、同条第２項主査（補償）(2)の項に次の１号を加える。

(3) 所長の指定する事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。

第２条第２項主査（住環境整備事業）の項を削り、同項主幹（筒井地区整備）の項第１号中「の施行」を「及び筒井地区住環境整備事業の施行等」に改め、同主幹の項第２号を削り、同項主幹（葵地区整備）の項第１号中「施行」の次に「等」を加え、同主幹の項第２号を削る。

第４条中「都市整備部長」を「参事（市街地整備）」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第30号

住　宅　都　市　局
緑都市整備事務所

名古屋市緑都市整備事務所処務規程（昭和63年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第４条中「都市整備部長」を「参事（市街地整備）」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第31号

住 宅 都 市 局
ささしまライブ24
総 合 整 備 事 務 所

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成５年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条第１項中「、太閤地区における市街地の開発及び整備に係る事業の実施並びに米野地区の開発の推進」を削る。

第２条第１項中「　主　　査(2)　　主　　幹(1)　」を「　主　　査(1)　」に改め、同条第２項中「並びに主幹」を削り、同項調査設計係の項中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、同項主査（補償）の項第２号及び第３号を削り、同項工事係の項に次の１号を加える。

(2) 施設等の維持管理に係る鉄道事業者等との調整に関すること。

第２条第２項工事係の項の次に次のように加える。

主　　査（事業調整）

(1) 所長の指定する街路事業等に係る調整に関すること。

(2) ささしまライブ24における施設の管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。

第２条第２項主査（工事）の項、主査（鉄道事業調整）の項及び主幹（太閤・米野開発等）の項を削る。

第３条中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第32号

緑 政 土 木 局
土 木 事 務 所

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第２条第12号中「特別緑地保全地区」の次に「、保存樹、市民緑地その他の緑の保全」を加え、同条第13号中「グリーンバンク、フラワーコーナー、空地の緑化、」を削り、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の１号を加える。

(14)　道路の通行上支障がある場合に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導に関すること。

第３条第２項維持係、維持第一係及び維持第二係の項第８号中「特別緑地保全地区」の次に「、保存樹、市民緑地その他の緑の保全」を加える。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第33号

緑政土木局
農業センター

名古屋市農業センター処務規程（昭和40年名古屋市達第５号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第２条の２第１項中「主　　査(2)」を「主　　査(3)」に改め、同条第２項管理係の項の次に次のように加える。

主　　査（農業センターの運営改善）

(1) センターの運営の改善に関すること。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第34号

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条中「教育普及主幹」を「主　　幹(1)」に改める。
第４条第１項主幹（広報・営業）の項に次の１号を加える。
(5) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関すること。
第４条第１項管理課主査（広報・営業）の項に次の１号を加える。
(4) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関すること。
第４条第１項東山動物園指導衛生係の項を次のように改める。
指導衛生係
(1) 動物に関する知識の普及啓発に関すること。
(2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
(3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。
(4) 動物に関する飼育技術の普及指導に関すること。
(5) 飼育動物の保健衛生、防疫及び医療に関すること。
(6) 動物に関する教育活動の推進に関すること。
(7) 動物の収集及び繁殖計画に関すること。
(8) コアラの飼料確保に関すること。
(9) 他係の主管に属しないこと。

第4条第1項東山動物園教育普及主幹の項を次のように改める。

主　　幹（教育普及等）

(1) 動物に関する知識の普及啓発に関すること。

(2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。

(3) 動物に関する知識の普及啓発に協力する諸団体に関すること。

(4) 総合公園長の指定する動物に関する飼育技術の普及指導に関すること。

(5) 総合公園長の指定する飼育動物の保健衛生、防疫及び医療に関すること。

(6) 動物に関する教育活動の推進に関すること。

(7) 総合公園長の指定する動物の収集及び繁殖計画に関すること。

(8) 総合公園長の指定するコアラの飼料確保に関すること。

第4条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第5条中「副局長」を「公園緑地・農政監」に改める。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市達第35号

庁　中　一　般
区　　役　　所
各　　公　　所

名古屋市副市長担任事務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第２条中「病　院　局
教育委員会事務局」を「病　院　局」に、「交　通　局」を「交　通　局
教育委員会事務局」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第36号

庁　中　一　般

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

本則（第15条の２を除く。）及び別表第１中「副局長」を「監」に改める。

第３条第２号を次のように改める。

(2) 監　総務局企画調整監、財政局契約監理監、財政局税務監、環境局環境都市推進監、健康福祉局長寿社会企画監、健康福祉局医監、子ども青少年局子ども未来企画監、住宅都市局まちづくり調整監、住宅都市局都市活性監及び緑政土木局公園緑地・農政監並びに健康福祉局保健所長をいう。

第６条第３号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加える。

第15の２中「副局長、」を削る。

第15条の３の３を第15条の３の４とし、第15条の３の２を第15条の３の３とし、第15条の３の次に次の１条を加える。

（健康福祉局保健所長の権限に係る代決権限事項）

第15条の３の２　健康福祉局主管部長及び主管課長は、法令及び保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第７号）の規定に基づく健康福祉局保健所長の権限に属する事務のうち別表第６に掲げる事項を補助執行するものとする。

別表第１人事・服務関係の表第４号を次のように改める。

4	非常勤の特別職の職員の任免に関すること。			

別表第１人事・服務関係の表第８号を次のように改める。

8			特別の職名を付する職に係る職員の任免に関すること。ただし、各局人事主管課長に合議しなければならない。	

別表第１人事・服務関係の表第14号から第17号までを次のように改める。

14	所属員（監及び部長の所属員を除く。）の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	所属員（部長の所属員を除く。）の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	所属員の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
15	局長の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	監の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	部長及び所属員の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
16	局長及び所属員（監、部長及びこれらの者の所属員を除く。）の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付	監及び所属員（部長及び部長の所属員を除く。）の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付近地の出張命令	部長及び所属員（課長に限る。）の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	所属員の日帰りの旅行命令並びに係長（係長のない場合は所属員）の在勤地及び付近地の出張命令に関する

	近地の出張命令に関すること。	に関すること。		こと。
17	所属員（監及び部長の所属員を除く。）（課長以上を除く。）の海外旅行に係る命令に関すること。	所属員（部長の所属員を除く。）（課長以上を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。	所属員（課長以上を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。	

別表第１人事・服務関係の表第24号から第26号までを次のように改める。

24	局長及び所属員（監、部長及びこれらの者の所属員を除く。）の週休日の振替命令に関すること。	監及び所属員（部長及び部長の所属員を除く。）の週休日の振替命令に関すること。	部長及び所属員（課長に限る。）の週休日の振替命令に関すること。	所属員の週休日の振替命令に関すること。
25	局長及び所属員（監、部長及びこれらの者の所属員を除く。）の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	監及び所属員（部長及び部長の所属員を除く。）の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	部長及び所属員（課長に限る。）の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
26	局長及び所属員（監、部長及びこれらの所属員を除く。）の休暇（介護休暇	監及び所属員（部長及び部長の所属員を除く。）の休暇及び職務に専念す	部長及び所属員（課長に限る。）の休暇及び職務に専念する義務の免除承	所属員の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。

	を除く。この号及び次号において同じ。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	る義務の免除承認に関すること。	認に関すること。	

別表第１人事・服務関係の表第28号を次のように改める。

28	監及び所属員（監の所属員を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに局長及び所属員（監及び部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関すること。	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに監及び所属員（部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関すること。	部長及び所属員（課長に限る。）の部分休業の承認に関すること。	所属員の部分休業の承認に関すること。

別表第１人事・服務関係の表第30号から第33号までを次のように改める。

30		部長に関する身分証明に関すること。	課長及び係長相当の公所長に関する身分証明に関すること。	所属員に関する身分証明に関すること。
31				職員（第１号の職員（退職者を含む。）及び区役所に属する労務職の職員

				（退職者を含む。）を除く。）（退職者を含む。）に関する各種証明（名古屋市職員共済組合及び公立学校共済組合提出用の履歴証明を除く。）に関すること。（総務局主管課長）
32				第１号の職員（退職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（各局人事主管課長）
33				名古屋市職員共済組合及び公立学校共済組合提出用の履歴証明に関すること。（各局人事主管課長）
34				扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤

				手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（各局人事主管課長）

別表第１人事・服務関係の表備考を次のように改める。

備考　局長は、この表の監又は部長の代決権限事項について代決する職員が置かれていない場合は、監又は部長の代決権限事項について代決することができる。

別表第１財務関係の表を次のように改める。

財務関係

	局　　長	監	部　　長	課　　長
1		１件２億円以上の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	１件２億円未満の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	１件1,600万円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。
2			局長又は監の決裁を経た工事及び製造の施行決定（施行に伴	

			う請負の決定を含む。）に係る変更で金額変更の総額が当初決定金額の２割以内のもの又は金額変更を伴わないものの決定に関すること。	
3		１件7,200万円を超える公有財産の買入れの決定に関すること。	１件7,200万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。	１件600万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。
4		１件720万円を超える公有財産の売払いの決定に関すること。	１件720万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。	１件60万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。
5		１件2,200万円を超える物品の買入れの決定に関すること。	１件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	１件180万円以下の物品の買入れの決定に関すること。
6				１件1,500万円以下の財政局主管課で調達する用品の買入れの決定に関すること。（各局予算主管課長）

7		1件3,600万円を超える工事用材料の買入れの決定に関すること。	1件3,600万円以下の工事用材料の買入れの決定に関すること。	1件600万円以下の工事用材料の買入れの決定に関すること。
8		1件1,400万円を超える物品の売払いの決定に関すること。	1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関すること。	1件120万円以下の物品の売払いの決定に関すること。
9		高価なものの評価額が1,400万円を超える財産の交換の決定に関すること。	高価なものの評価額が1,400万円以下の財産の交換の決定に関すること。	高価なものの評価額が120万円以下の財産の交換の決定に関すること。
10		1件の評価額が360万円を超える財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。	1件の評価額が360万円以下の財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。	
11			財産の無償の借入れの決定に関すること。	
12		1件360万円を超える寄附の受納の決定に関すること。	1件360万円以下の寄附の受納の決定に関すること。	
13		賃借料の年額又は総額が	賃借料の年額又は総額が	賃借料の年額又は総額が120

		1,400万円を超える財産の借入れの決定に関すること。	1,400万円以下の財産の借入れの決定に関すること。	万円以下の財産の借入れの決定に関すること。
14		賃貸料の年額又は総額が720万円を超える財産の貸与の決定に関すること。	賃貸料の年額又は総額が720万円以下の財産の貸与の決定に関すること。	賃貸料の年額又は総額が60万円以下の財産の貸与の決定に関すること。（財政局主管課長）
15		使用料の年額又は総額が720万円を超える行政財産の目的外使用の許可に関すること。	使用料の年額又は総額が720万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。（財政局及び緑政土木局主管課長）
16		1件の評価額が360万円を超える行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。	1件の評価額が360万円以下の行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。	
17		1件2,200万円を超える印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に	1件2,200万円以下の印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関す	1件180万円以下の印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関する

		関すること。	ること。	こと。
18		1件1億1,000万円を超える補償の決定に関すること。	1件1億1,000万円以下の補償の決定に関すること。	1件900万円以下の補償の決定に関すること。
19			補助金及び負担金の交付申請に関すること。	
20		1件900万円を超える補助金及び負担金の支出決定に関すること。	1件900万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。	1件80万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。
21		1件3,600万円を超える国庫負担金に係る返還金の支出決定に関すること。	1件3,600万円以下の国庫負担金に係る返還金の支出決定に関すること。	
22			1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関すること。	
23				定例による職員の諸給与の支出決定に関すること。（各局予算主管課長）
24				臨時的任用職員及び非常勤の職員の給与その

				他の給付の支出決定に関すること。（各局予算主管課長）
25				電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。
26				定期的に支払う経費（財務会計総合システムの公共料金管理業務、事業系一般廃棄物処理手数料振替管理業務及び定期支払管理業務を利用して支払うものに限る。）に係る支出命令又は振替命令に関すること。（各局予算主管課長）
27		1件360万円を超える経費の支出決定（定額で定例的な経費の支出決定を除	1件360万円以下の経費の支出決定（定額で定例的な経費の支出決定にあっ	1件30万円以下の経費の支出決定（食糧費の支出決定にあっては、1件20万

		く。）に関すること。	ては、1件360万円を超えるものを含む。）に関すること。	円以下のものに限る。）に関すること。
28			契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。次号において同じ。）に関すること。
29				1件2,200万円以下の印刷、修繕等の受託に係る契約の締結に関すること。（住宅都市局及び緑政土木局主管課長）
30			契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	前2号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変

				更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
31			契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。
32				契約の履行上における意思決定に関すること。
33				契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
34			契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除

				く。
35		契約に係る指名停止措置の決定に関すること。（契約監理監）		
36				同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関すること。（各局予算主管課長）
37	1件600万円以下の予備費充当の決定に関すること。（財政局長）			
38		前渡金受領者の指定に関すること。	前渡金受領者の指定に関すること。ただし、課長又は係長を指定する場合に限る。	
39	会計監督に関すること。			
40			名古屋市会計規則第74条第2項の規定による前渡金の交付に関すること。ただし、各局予算	

			主管課長に合議しなければならない。	
41			歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関すること。	
42	市以外の者の施設における物品の保管に関すること。		市以外の者の施設における物品の保管に関すること。（住宅都市局主管部長）	
43	債権に係る会計管理者への通知に関すること。			
44			不納欠損処分の決定に関すること。	不納欠損処分の決定通知に関すること。
45				調定（市税に係るものを除く。）、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。
46				支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更

				正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。
47				資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関すること。（各局予算主管課長）
48				歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。
49				物品の受払通知に関すること。
50			重要物品の不用の決定に関すること。ただし、予算主管課長に合議しなければならない。	物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関すること。ただし、備品については予算主管課長に合議しなければならない。
51				使用中の物品の検査に関すること。

52				公有財産に属する有価証券の受払通知に関すること。
53	180万円以下の地方自治法第243条の2第1項の規定による損害の認定に関すること。（総務局長）			

備考　局長は、この表の監又は部長の代決権限事項について代決する職員が置かれていない場合は、監又は部長の代決権限事項について代決することができる。

別表第1事業執行関係の表第1号及び第2号を次のように改める。

1		特に重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。
2			定例又は軽易な告示の制定又は改廃に関すること。ただし、法制課長及び各局文書主管課長に合議しなければならない。	

別表第1事業執行関係の表第4号から第9号までを次のように改める。

4			重要な行政文書（法制課へ引継ぎをしたものを含む。）の公開並びに保有個人情報（法制課へ引継ぎをした行政文書に記録されたものを含む。）の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。	軽易な行政文書（法制課へ引継ぎをしたものを含む。）の公開並びに保有個人情報（法制課へ引継ぎをした行政文書に記録されたものを含む。）の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。
5			重要な事項に係る証明に関すること。	軽易な事項に係る証明に関すること。
6			法令、条例及び規則中市長の行う処分（処分の執行に係る決定を含む。）その他権限の行使に関すること。	
7			聴聞の実施に関すること。	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関するこ

				と。
8		事務事業の中長期の計画の決定に関すること。	事務事業の実施計画の決定に関すること。	事務事業の実施細目に係る決定に関すること。
9			本市後援名義の使用の承認に関すること。	

別表第１事業執行関係の表第11号から第14号までを次のように改める。

11			公舎の使用の承認に関すること。	
12		施設の自家用電気工作物についての保安規程の制定改廃に関すること。		
13			公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関すること。	公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関すること。
14			個人及び団体並びに職員の定例又は軽易な表彰の決定に関すること。ただし、各局人事主管課長に合議し	

			なければならい。	

別表第1事業執行関係の表第21号を次のように改める。

21		前各号に準ずる特に重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関すること。

別表第1事業執行関係の表備考を次のように改める。

備考　局長は、この表の監又は部長の代決権限事項について代決する職員が置かれていない場合は、監又は部長の代決権限事項について代決することができる。

別表第2総務局主管課長の項第8号を削り、同表市民経済局主管部長の項を削り、同局主管課長の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例第9条による指導及び勧告に関すること。

別表第2環境局副局長の項を削り、同局主管部長の項第1号から第6号までを削り、同項第7号中「（療養の給付を除く。）の」を「に係る」に改め、同号を同項第1号とし、同項第8号を同項第2号とし、同表健康福祉局副局長の項を削り、同局主管部長の項第1号から第3号までを次のように改める。

1	社会福祉法人（所管に係るものに限る。）の定款の変更の認可、解散の認可又は認定及び合併の認可に関すること（軽易なものに限る。）。
2	保護施設及び老人福祉施設の変更（軽易な変更に限る。）の承認に関すること。
3	介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査の委託の決定及び主治の医師に対する意見書料の支出決定に関すること。

別表第2健康福祉局主管部長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第

6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8	生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項によりその例によることとされる場合を含む。）による施術に係る協定内容の決定に関すること。

別表第2健康福祉局主管部長の項中第11号から第16号までを削り、第17号を第9号とし、第18号から第20号までを8号ずつ繰り上げ、第21号及び第22号を削り、第23号を第13号とし、第24号を第14号とし、第25号を削り、第26号を第15号とし、第27号から第35号までを11号ずつ繰り上げ、第36号を削り、第37号を第25号とし、第38号を第26号とし、第39号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

28	難病の患者に対する医療等に関する法律第25条による意見の聴取及び事務委託に関すること。

別表第2健康福祉局主管課長の項中第66号を第69号とし、第63号から第65号までを3号ずつ繰り下げ、第59号から第62号までを削り、第58号を第61号とし、同号の次に次の4号を加える。

62	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定による次に掲げる事項 (1) 法第12条から第14条の2までの規定による厚生労働大臣への報告及び都道府県知事への通報に関すること。 (2) 法第44条の5による厚生労働大臣への報告及び他の都道府県知事への協力の要請に関すること。 (3) 法第16条の3による厚生労働大臣への報告及び他の都道府県知事への協力の要請に関すること。 (4) 法第37条（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること（結核に係るものを除く。）。

	(5) 法第51条、第52条及び第56条の規定による厚生労働大臣に対する通報及び報告に関すること。
63	特定疾患医療給付事業に係る医療費の支出決定に関すること。
64	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条による特定医療費及び審査支払手数料の支出決定に関すること。
65	毒物及び劇物取締法（以下この号において「法」という。）並びに毒物及び劇物取締法施行令（以下この号において「令」という。）の規定による次に掲げる事項 (1) 法第6条の2第1項による特定毒物研究者の許可に関すること。 (2) 法第7条第3項（第22条第4項において準用する場合に限る。）による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。 (3) 法第10条第2項による特定毒物研究者の変更及び廃止の届出の受理に関すること。 (4) 法第21条第1項による特定毒物研究者の許可が失効した場合の届出の受理に関すること。 (5) 法第22条第1項から第3項までの規定による毒物又は劇物の業務上取扱者の届出の受理に関すること。 (6) 令第34条による特定毒物研究者の許可証の交付に関すること。 (7) 令第35条による特定毒物研究者の許可証の書換え交付に関すること。 (8) 令第36条による特定毒物研究者の許可証の再交付に関すること。 (9) 令第36条第3項による特定毒物研究者の許可証の返納の受理に関すること。 (10) 令第36条の2による特定毒物研究者の許可証の返納の受理に関すること。

	(11)　令第36条の３による特定毒物研究者の名簿への記載に関すること。 (12)　令第36条の４第２項及び第３項による特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の変更に関すること。 (13)　令第36条の６による通知に関すること。

別表第２健康福祉局主管課長の項中第57号を第60号とし、第42号から第56号までを３号ずつ繰り下げ、第41号を第43号とし、同号の次に次の１号を加える。

44	国民健康保険法による保険給付費及び審査支払手数料の支出決定に関すること。

別表第２健康福祉局主管課長の項中第40号を第42号とし、第５号から第39号までを２号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の２号を加える。

5	介護保険に係る要介護認定等に関すること。
6	介護保険法による保険給付費、第１号事業に要した費用及び審査支払手数料の支出決定に関すること。

別表第２子ども青少年局副局長の項を削り、同局主管部長の項第１号及び第２号を次のように改める。

1	社会福祉法人（所管に係るものに限る。）の定款の変更の認可、解散の認可又は認定及び合併の認可に関すること（軽易なものに限る。）。
2	児童福祉施設及び婦人保護施設の変更（軽易な変更に限る。）の承認に関すること。

別表第２子ども青少年局主管部長の項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を削り、第10号を第８号とし、第11号から第15号までを削り、同局主管課長の項中第23号を第24号とし、第１号から第22号までを１号ずつ繰り下げ、第１号として次の１号を加える。

1	母子保健法第13条による妊婦及び乳児の健康診断の委託に係る費用の支出決定に関すること。

別表第２住宅都市局副局長の項及び主管部長の項を次のように改める。

まちづく	1	保留地及び保留床の処分に関すること。

り調整監		
都市活性監	1	保留地及び保留床の処分に関すること。
主管部長	1	都市計画事業の施行の認可申請（期間延伸のみの変更認可申請に限る。）に関すること。
	2	建築基準法及びこれに基づく命令による指定（仮設建築物に対する制限緩和区域の指定を除く。）に関すること。
	3	市営住宅の家賃、使用料等の支払又は市営住宅の明渡しの請求に係る訴訟、調停等に係る代理人の選任に関すること。
	4	土地区画整理事業による仮換地に指定されない土地及び保留地の管理に係る決定に関すること。
	5	久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）の占用又は使用の許可（定例的な占用又は使用の許可を除く。）及びこれらの許可に伴う占用料又は使用料の減免に関すること。

別表第2住宅都市局主管課長の項に次の1号を加える。

25	久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）の定例的な占用又は使用の許可、占用又は使用の許可の更新及びこれらの許可に伴う占用料又は使用料の減免に関すること。

別表第2緑政土木局副局長の項を削り、同局主管部長の項第1号を削り、同項第2号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

1	都市計画事業の施行の認可申請（期間延伸のみの変更認可申請に限る。）に関すること。
2	土取り、埋立て等の行為に関する指導要綱の実施に関すること。ただし、土取り・埋立て等の行為届出書の受理及び勧告にあっては、行為区域が1万平方メートル以上の土

	取り、埋立て等の行為に係るものに限る。
3	家畜伝染病予防法第13条による届出の公示に関すること。

別表第２緑政土木局主管課長の項第12号中「第26条第４項」を「第26条第３項」に改め、同項第13号中「第35条第３項」を「第35条第２項」に、「同条第４項」を「同条第３項」に、「第26条第３項」を「第26条第２項」に改め、同項第15号中「第26条第５項」を「第26条第４項」に改める。

別表第４中副局長の欄を削り、同表第１号部長の欄中「執行の決定について代決権限を有するものに係る」を削り、同表第２号中「9,000万円以下」を「２億円未満」に、「住宅都市局」を「環境局、住宅都市局」に改め、同表第３号中「1,800万円」を「2,200万円」に、「住宅都市局」を「環境局、住宅都市局」に改め、同表第４号部長の欄中「第１号の」を削り、同欄ただし書を削る。

別表第５主管部長の項第２号中「9,000万円以下」を「２億円未満」に改め、同項第３号中「1,800万円」を「2,200万円」に改め、同項第４号中「3,000万円」を「3,600万円」に改め、同項第５号及び第６号中「1,200万円」を「1,400万円」に改め、同項第７号中「1,800万円」を「2,200万円」に改め、同項第８号中「別表第１財務関係の表部長の欄」を「自己」に改め、同表主管課長の項第２号中「4,500万円」を「１億円」に改め、同項第３号中「900万円」を「1,100万円」に改め、同項第４号中「1,500万円」を「1,800万円」に改め、同項第５号及び第６号中「600万円」を「700万円」に改め、同項第７号中「900万円」を「1,100万円」に改め、同項第８号中「別表第１財務関係の表課長の欄」を「自己」に改め、同表の次に次の１表を加える。

別表第６（健康福祉局保健所長の権限に係る代決権限事項）

主管部長	1	比較的重要な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	比較的重要な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る重要な事項の決定に関すること。

	4	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改装の許可に関すること。
	5	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改装許可証の交付に関すること。
主管課長	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市達第37号

庁　中　一　般
区　　役　　所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第１条中「（以下「部長」という。）及び保健所長（以下「保健所長」という。）、区役所支所長（以下「支所長」という。）」を「（保健福祉センター所長及び区役所支所長並びに保健センター所長を含む。以下「部長」という。）」に、「保健所に属する次長、課長」を「保健センターに属する課長、室長」に改め、「、生涯学習センター館長（以下「センター館長」という。）」を削り、「区役所、保健所、区役所支所及び生涯学習センター」を「区役所及び区役所支所並びに保健センター」に改める。

第３条第１項及び第３項中「、保健所長、支所長、課長及びセンター館長」を「及び課長」に改め、同条第４項中「、支所長、課長及びセンター館長」を「及び課長」に改め、同条第５項中「保健所に属する次長、課長及び主幹」を「部長及び課長」に改め、同条第６項を削る。

第４条第１項中「、保健所長又は支所長」を削り、同条第２項中「、保健所長若しくは支所長」を削り、同条第４項及び第５項を削り、同条第６項中「、保健所長又は支所長」を削り、同項を同条第４項とし、同条第７項を削り、同条第８項を同条第５項とし、同条第９項中「第５項」を「第３項」とし、同項を同条第６項とする。

別表第１人事・服務関係の表及び財務関係の表を次のように改める。

人事・服務関係

	区　　長	部　　長	課　　長
1	所属の労務職の職員の任免及び給与に関すること。ただし、人事課長に合議しなければならない。		
2	非常勤の特別職の職員の任免に関すること。		
3		特別の職名を付する職に係る職員の任免に関すること。ただし、総務課長に合議しなければならない。	
4			臨時的職員の任用に関すること。ただし、２月を超える期間で任用する場合にあっては、人事課長に合議しなければならない。（総務課長）
5	所属員（部長及び課長を除く。）の秘密事項発表の許可に関すること。		
6			名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第７条第１項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。（総務

			課長）
7	区長及び所属員の名古屋市職員倫理規則第５条第１項第８号ただし書の規定による許可に関すること。ただし、区長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。		
8	部長の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	所属員の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
9	区長の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	部長及び所属員の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
10	区長の日帰りの旅行命令並びに区長の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	部長及び所属員（課長に限る。）の日帰りの旅行命令並びに部長及び所属員（課長に限る。）の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	所属員の日帰りの旅行命令並びに係長（係長のない場合は所属員）の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。
11		所属員（課長以上を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。	

12		名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関すること。	
13	区長の週休日の振替命令に関すること。	部長及び所属の課長の週休日の振替命令に関すること。	所属員の週休日の振替命令に関すること。
14	区長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	部長及び所属の課長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
15	区長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	部長及び所属の課長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
16	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに区長の部分休業の承認に関すること。	部長及び所属の課長の部分休業の承認に関すること。	所属員の部分休業の承認に関すること。
17	所属員（係長以上を除く。）の配置決定に関すること。ただし、総務局長へ報告しなければならない。		
18	部長に関する身分証明に関すること。	課長に関する身分証明に関すること。	所属員に関する身分証明に関すること。
19			扶養親族の認定、住

			居手当の支給決定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（総務課長）
20			所属の労務職の職員（退職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（総務課長）
21			区役所に属する職員（退職者を含む。）の名古屋市職員共済組合提出用の履歴証明に関すること。（総務課長）

財務関係

	区　　長	部　　長	課　　長
1	1件2億円以上の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件2億円未満の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件1,600万円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
2	1件7,200万円を超	1件7,200万円以	1件600万円以下の

	える公有財産の買入れの決定に関すること。	下の公有財産の買入れの決定に関すること。	公有財産の買入れの決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
3	1件720万円を超える公有財産の売払いの決定に関すること。	1件720万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。	1件60万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
4	1件2,200万円を超える物品の買入れの決定に関すること。	1件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	1件180万円以下の物品の買入れの決定に関すること。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあっては、企画経理室長に合議しなければならない。
5	1件1,400万円を超える物品の売払いの決定に関すること。	1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関すること。	1件120万円以下の物品の売払いの決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
6	高価なものの評価額が1,400万円を超える財産の交換の決定に関すること。	高価なものの評価額が1,400万円以下の財産の交換の決定に関すること。	高価なものの評価額が120万円以下の財産の交換の決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
7	1件の評価額が360万円を超える財産の無	1件の評価額が360万円以下の財産	

	償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。	の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。	
8		財産の無償の借入れの決定に関すること。	
9	寄附の受納の決定に関すること。ただし、区政課長（負担付きの寄附にあっては、市民経済局長）に合議しなければならない。	1件360万円以下の寄附の受納（負担付きの寄付を除く。）の受納の決定に関すること。ただし、重要物品にあっては、区政課長に合議しなければならない。	
10	賃借料の年額又は総額が1,400万円を超える財産の借入れの決定に関すること。	賃借料の年額又は総額が1,400万円以下の財産の借入れの決定に関すること。	賃借料の年額又は総額が120万円以下の財産の借入れの決定に関すること。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあっては、企画経理室長に合議しなければならない。
11	賃貸料の年額又は総額が720万円を超える財産の貸与の決定に関すること。ただし、区政課長に合議しなければならない。	賃貸料の年額又は総額が720万円以下の財産の貸与の決定に関すること。ただし、区政課長に合議しなければならない。	
12	使用料の年額又は総	使用料の年額又は	使用料の年額又は総

	額が 720 万円を超える行政財産の目的外使用の許可に関すること（次号に係るものを除く。）。	総額が 720 万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること（次号に係るものを除く。）。	額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること（部長の欄第13号に係るものを除く。）。（企画経理室長）
13	1 件の評価額が 360 万円を超える行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。	1 件の評価額が 360 万円以下の行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。	
14	1 件2,200万円を超える印刷及び修繕等の請負の決定に関すること。	1 件2,200万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関すること。	1 件 180 万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関すること。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあっては、企画経理室長に合議しなければならない。
15	1 件2,200万円を超える委託及び受託の決定に関すること。	1 件2,200万円以下の委託及び受託の決定に関すること。	1 件 180 万円以下の委託及び受託の決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
16	1 件 1 億1,000万円を超える補償の決定に関すること。	1 件 1 億1,000万円以下の補償の決定に関すること。	1 件 900 万円以下の補償の決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
17	1 件 900 万円を超える補助金及び負担金の	1 件 900 万円以下の補助金及び負担金	1 件80万円以下の補助金及び負担金の支出

	支出決定に関すること。	の支出決定に関すること。	決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
18		1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関すること。ただし、地域振興部長に合議しなければならない。	
19			臨時的任用職員及び非常勤の職員の給与その他の給付の支出決定に関すること。（総務課長）
20			電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。
21	1件360万円を超える経費の支出決定に関すること。	1件360万円以下の経費の支出決定に関すること。	1件30万円以下の経費の支出決定に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
22		契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、執行の決

			定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
23		契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること（金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。）。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
24		契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
25			契約の履行上におけ

			る意思決定に関すること。
26			契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
27		契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
28			名古屋市予算規則第11条の2の規定による歳出予算流用の決定に関すること。（企画経理室長）
29	前渡金受領者の指定に関すること。	前渡金受領者の指定に関すること。ただし、課長又は係長を指定する場合に限る。	
30	会計監督に関すること。		
31		名古屋市会計規則第74条第2項の規定による前渡金の交付に関すること。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。	

32		歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関すること。	
33		不納欠損処分の決定に関すること。	不納欠損処分の決定通知に関すること。
34			調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。
35			支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。（企画経理室長）
36			資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関すること。（企画経理室長）
37			歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。（企画経理室長）

別表第１事業執行関係の表中

「

部長及び保健所長	課長及びセンター館長

を

」

「

部　　長	課　　長

に

」

改め、同表第3号を次のように改める。

3		重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。

別表第1事業執行関係の表第5号及び第6号を次のように改める。

5		聴聞の実施に関すること。	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。
6	事務事業の中長期の計画の決定に関すること。	事務事業の実施計画の決定に関すること。	事務事業の実施細目に係る決定に関すること。

別表第1事業執行関係の表第9号を次のように改める。

9		公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関すること。	公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関すること。

別表第1事業執行関係の表第10号中「（課長）」を削り、同表第11号から第13号までの規定中「（保健所にあっては、次長に限る。）」を削る。

別表第2保健所長の項及び保健所次長の項を次のように改める。

保健福祉センター所長	1	大気汚染防止法第15条第1項、第15条の2第1項及び第18条の29第1項による勧告に関すること。
	2	水質汚濁防止法第13条の4による勧告に関すること。

	3	騒音規制法第９条、第12条第１項及び第15条第１項による勧告並びに同条第２項による命令に関すること。
	4	振動規制法第９条、第12条第１項及び第15条第１項による勧告並びに同条第２項による命令に関すること。
	5	悪臭防止法第８条第１項による勧告に関すること。
	6	公害健康被害の補償等に関する法律による申請、請求及び届出の受理に関すること。
	7	公害健康被害の補償等に関する法律による公害医療手帳の交付決定に関すること。
	8	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第33条、第35条第１項、第36条第２項、第38条第１項、第44条第１項、第76条、第84条及び第125条による勧告並びに第38条第２項による命令に関すること。
	9	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第126条第１項（第33条、第36条第２項、第76条、第84条及び第125条による勧告に従わない場合に限る。）及び第２項（第38条第２項による命令を行う場合に限る。）による氏名等の公表に関すること。
	10	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例第５条第２項による助成期間の延長に関すること。
	11	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例による医療手帳の交付決定に関すること。
保健センター所長	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（結核に係るものに限る。）及び第37条の２（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること。
	2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す

		る法律第31条第１項、第36条及び第50条の規定による水の使用若しくは給水の制限又は禁止に係る事務に関すること。
	3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条及び第50条（第31条第１項による措置に係るものに限る。）の規定による質問又は調査に関すること。
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条による費用の徴収に関すること。
保健管理課長及び健康安全課長	1	保健環境委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。

別表第２中

「

保健所主幹	1	大気汚染防止法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第11条（第17条の13第２項及び第18条の13第２項において準用する場合を含む。）、第12条第３項（第17条の13第２項及び第18条の13第２項において準用する場合を含む。）、第17条の５第１項、第17条の６第１項、第17条の７第１項、第18条第１項及び第３項、第18条の２第１項、第18条の６第１項及び第３項、第18条の７第１項並びに第18条の15第１項及び第２項による届出の受理に関すること。
	2	大気汚染防止法第10条第２項（第17条の13第１項及び第18条の13第１項において準用する場合を含む。）による期間の短縮の決定に関すること。

」を

「

公害対策室	1	大気汚染防止法第６条第１項、第７条第１項、

長		第８条第１項、第11条（第17条の13第２項、第18条の13第２項及び第18条の31第２項において準用する場合を含む。）、第12条第３項（第17条の13第２項、第18条の13第２項及び第18条の31第２項において準用する場合を含む。）、第17条の５第１項、第17条の６第１項、第17条の７第１項、第18条第１項及び第３項、第18条の２第１項、第18条の６第１項及び第３項、第18条の７第１項、第18条の15第１項及び第２項、第18条の23第１項、第18条の24第１項並びに第18条の25第１項による届出の受理に関すること。	に
	2	大気汚染防止法第10条第２項（第17条の13第１項、第18条の13第１項及び第18条の31第１項において準用する場合を含む。）による期間の短縮の決定に関すること。	

」

改め、同表公害対策室長の項第24号中「別表第５　９の項」の次に「、11の項」を加え、同表公害対策室長の項の次に次のように加える。

環境薬務室長	1	住宅宿泊事業法第17条及び第45条による報告の請求、立入検査及び質問に関すること。
	2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項、第７条第３項ただし書、第12条第１項、第13条第１項、第24条第１項、第28条第３項ただし書、第39条第１項及び第39条の２第２項ただし書による許可に関すること。
	3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第４項、第12条第２項、第13条第３項、第24条第２項及び第39条第４項による許可の更新に関すること。
	4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

		保等に関する法律第10条（第38条第１項並びに第40条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）、第14条第10項、第14条の９第１項及び第２項、第19条並びに第39条の３第１項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第２条による届出の受理に関すること。
	5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第１項による承認に関すること。
	6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第９項による変更の承認に関すること。
	7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の11による報告の受理に関すること。
	8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第１項、第２項及び第４項による報告の請求、立入検査及び収去に関すること。
	9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第79条第１項による許可又は承認についての条件等の付与及び変更に関すること。
	10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の４、第４条第１項、第11条第１項及び第44条による許可証の交付に関すること。
	11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の５第１項、第５条第１項、第12条第１項及び第45条第１項による書換え交付に関すること。
	12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

		保等に関する法律施行令第１条の６第１項、第６条第１項、第13条第１項及び第46条第１項による再交付に関すること。
	13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の６第３項、第１条の７、第６条第４項、第７条第１項、第13条第４項、第14条第１項、第46条第３項及び第47条による返納の受理に関すること。
	14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第１条の８、第８条第１項、第15条第１項及び第48条による許可台帳への記載に関すること。
	15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第19条第１項による承認台帳への記載に関すること。
	16	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条による品目の変更又は追加の申請の受理に関すること。
	17	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第６　20の項第１号から第６号までに掲げる法及び令に基づく事務に関すること。
	18	毒物及び劇物取締法第４条第１項による販売業の登録に関すること。
	19	毒物及び劇物取締法第４条第４項による登録の更新に関すること。
	20	毒物及び劇物取締法第７条第３項による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
	21	毒物及び劇物取締法第10条第１項及び第21条第１項

		による届出の受理に関すること。
	22	毒物及び劇物取締法施行令第33条による登録票の交付に関すること。
	23	毒物及び劇物取締法施行令第35条による書換え交付に関すること。
	24	毒物及び劇物取締法施行令第36条による再交付に関すること。
	25	毒物及び劇物取締法施行令第36条第３項及び第36条の２第１項による返納の受理に関すること。
	26	毒物及び劇物取締法施行令第36条の３による名簿への記載に関すること。

別表第３部長及び保健所長の項を次のように改める。

部長	1	契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。
	2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。
	3	不納欠損処分の決定に関すること。

別表第３区民福祉部長の項中

「

区民福祉部長	1	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第５項による保護の決定、停止及び廃止に関すること。

」を

「

福祉部長	1	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第５項による保護の決定、停止及び廃止に関すること。

」に

改め、同項第21号中「財政局」の次に「及び健康福祉局」を加え、同表中

「

課長（保健所にあっては、次長に限る。）	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。

」を

「

課長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。

」に

改め、同表保健予防課長の項に次の1号を加える。

22	母子保健法第16条第1項による母子健康手帳の交付決定に関すること。

別表第4を次のように改める。

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健センター所長	1	比較的重要な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	比較的重要な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る重要な事項の決定に関すること。
	4	死体解剖保存法第2条第1項及び第9条による許可に関すること。
	5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関

	する法律第10条第１項による臨検検査に関すること。
6	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第11条第２項による改善命令又は措置命令に関すること。
7	柔道整復師法第22条による改善命令又は措置命令に関すること。
8	食品衛生法第26条第１項による検査命令に関すること。
9	食品衛生法第28条による臨検検査に関すること。
10	食品衛生法第30条第２項による監視又は指導に関すること。
11	食品衛生法第52条による営業の許可に関すること。
12	食品衛生法第54条（第62条において準用する場合を含む。）による行政処分に関すること。
13	食品衛生法第55条第１項及び第56条による行政処分に関すること。
14	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第６　45の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること。
15	食品表示法第６条第１項及び第３項による指示並びに同条第５項及び第８項による命令に関すること。
16	公衆浴場法第２条による経営の許可に関すること。
17	公衆浴場法第４条ただし書による営業者に対する患者の入浴の許可に関すること。
18	興行場法第２条による経営の許可に関すること。
19	旅館業法第３条による経営の許可に関すること。
20	旅館業法第３条の２及び第３条の３による承認に関すること。
21	旅館業法第７条の２による措置命令に関すること。

22	理容師法第10条による業務停止に関すること。
23	理容師法第11条の２による検査及び確認に関すること。
24	名古屋市理容師法施行条例第４条第３号による承認に関すること。
25	美容師法第10条による業務停止に関すること。
26	美容師法第12条による検査及び確認に関すること。
27	名古屋市美容師法施行条例第４条第３号による承認に関すること。
28	クリーニング業法第５条の２による検査及び確認に関すること。
29	クリーニング業法第９条による業務停止に関すること。
30	クリーニング業法第10条の２による措置命令に関すること。
31	温泉法第15条第１項による許可に関すること。
32	温泉法第15条第４項において準用する同法第４条第３項による許可の条件の付加及びこれの変更に関すること。
33	温泉法第16条第１項及び第17条第１項による承認に関すること。
34	温泉法第18条第５項による掲示内容の変更命令に関すること。
35	水道法第32条及び第33条による確認に関すること。
36	水道法第36条による改善の指示、勧告及び措置の指示に関すること。
37	水道法第37条による給水停止命令に関すること。
38	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第６　43の項に掲げる愛知県プール条例及び同条例施行のための愛知県規則に基づく事

	務に関すること。
39	浄化槽法第5条による勧告に関すること。
40	浄化槽法第7条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関すること。
41	浄化槽法第12条第1項による勧告並びに同条第2項による改善措置命令及び停止命令に関すること。
42	浄化槽法第12条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関すること。
43	浄化槽法第41条第1項による指示に関すること。
44	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条による改善命令、使用停止及び使用制限に関すること。
45	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。
46	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。
47	墓地、埋葬等に関する法律第19条による施設の整備改善命令に関すること。
48	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第8条による診察の勧奨に関すること。
49	健康増進法の規定により市長の権限とされた事務に関すること。
50	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第3項（第6項において準用する場合を含む。）による通報に関すること。
51	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2による協力の要請に関すること。
52	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3による検体の採取に関すること。
53	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す

		る法律第17条から第22条まで、第23条及び第24条の２の規定（第26条により準用する場合を含む。）による健康診断、就業制限、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
	54	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の３から第30条まで、第36条及び第50条の規定による検体の収去及び採取に係る事務、消毒、駆除、物件に係る措置及び死体の移動制限に係る事務に関すること。
	55	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の３及び第50条の２による協力の要請及び食事の提供等に関すること。
	56	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の７から第48条まで、第49条及び第49条の２の規定による新感染症に係る検体の採取、健康診断、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
	57	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の12第１項による結核登録票の記録に関すること。
	58	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の13による精密検査の実施に関すること。
	59	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14による指導に関すること。
	60	検疫法第22条第３項による措置の実施に関すること。
	61	予防接種法第５条第１項及び第６条第１項による予防接種の実施に関すること。
課長	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴

		う通知に関すること。
	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
保健管理課長及び健康安全課長	1	食品衛生法第52条の規定による営業の許可の更新に関すること。
	2	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
環境薬務室長	1	浄化槽法第7条の2第1項、第12条第1項及び第12条の2第1項による指導及び助言に関すること。
	2	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第13条による説明又は資料の提出の要求に関すること。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市達第38号

庁　中　一　般
各　　公　　所

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第２号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１条　公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表財政局の項及び市民経済局の項を次のように改める。

財　政　局 市民経済局	収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、文化センター、消費生活センター	市税事務所 中小企業振興センター、中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場、中央卸売市場南部市場、工業研究所

第３条第１項の表健康福祉局の項を次のように改める。

健康福祉局	知的障害者更生相談所、身体障害者更正相談所、精神保健福祉センター、植田寮、八事霊園・斎場管理事務所、生活衛生センター、食品衛生検査所、動物愛護	厚生院、中央看護専門学校、衛生研究所

	センター、食肉衛生検査所	

第４条に次の１項を加える。

４　公所長の保健所長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第２の２のとおりとする。

別表第１を次のように改める。

別表第１

公所長共通代決権限事項	特　　例	
	代決権限事項	特例の適用のある公所長
１　所属員の往復２日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	１　所長の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	特定公所の長
２　所属員の日帰りの旅行命令並びに公所長及び係長以上の所属員（係長のない場合は所属員）の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。	２　所長の日帰りの旅行命令に関すること。	特定公所の長
３　所属員の週休日の振替命令に関すること。	３　所長の週休日の振替命令に関すること。	特定公所の長
４　所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	４　所長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	特定公所の長
５　所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	５　所長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	特定公所の長
６　所属員の部分休業の	６　所長の部分休業の承	特定公所の長

承認に関すること。 7　所属員に関する身分証明に関すること。 8　職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における所属員の勤務時間、週休日、休憩時間又は休息時間の割振りの決定に関すること。	認に関すること。	
9　1件600万円以下の施設の修繕工事の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	7　1件1,600万円以下（特定公所にあっては、2億円未満）の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	特定公所、環境局工場、住宅都市局所属公所、土木事務所及びポンプ施設管理事務所の長
10　1件180万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	8　1件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	特定公所の長
11　1件120万円以下の物品の売払いの決定に関すること。	9　1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関すること。	特定公所の長
	10　賃借料の年額又は総額が1,400万円以下の財産の借入れの決定に関すること。	特定公所の長
12　1件180万円以下の	11　1件2,200万円以下	特定公所の長

印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。 13 電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。	の印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。	
14 1件30万円以下の経費の支出決定に関すること。	12 1件360万円以下の経費の支出決定に関すること。	特定公所の長
15 執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	13 契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	特定公所の長
16 前号の契約に係る契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	14 契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	特定公所の長
17 執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分	15 契約代金の前金払及び部分払に関すること。	特定公所の長

払に関すること。 18 契約の履行上における意思決定に関すること。 19 契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。		
20 契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。 21 調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。 22 物品の受払通知に関すること。	16 契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。	特定公所の長
23 物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関すること。ただし、備品については予算主管課長に合議しなければならない。 24 使用中の物品の検査に関すること。	17 重要物品の不用の決定に関すること。ただし、予算主管課長に合議しなければならない。	特定公所の長
25 定例又は軽易な文書の進達及び伝達並びに	18 重要な文書の進達及び伝達並びに申請、	特定公所の長

申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。 26 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。	届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	
27 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。	19 重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。	特定公所の長
28 定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。	20 重要な事項に係る証明に関すること。	特定公所の長
29 聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。	21 聴聞の実施に関すること。	特定公所の長
30 事務事業の実施細目に係る決定に関すること。 31 市外電話の使用承認に関すること。	22 事務事業の実施計画の決定に関すること。	特定公所の長
32 不納欠損処分の決定通知に関すること。 33 公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関すること。	23 不納欠損処分の決定に関すること。	特定公所の長

34 市民呼出しに関すること。		
35 前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関すること。	24 前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。	特定公所の長

別表第2市民経済局の項中

「

工業研究所長	1　名古屋市工業研究所条例施行細則第1条、第5条から第9条まで及び第12条中市長の権限に属すること。	を

」

「

中小企業振興センター所長 工業研究所長	1　1件900万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。 1　使用料及び手数料の減免に関すること。 2　名古屋市工業研究所条例施行細則第1条、第5条から第9条まで及び第12条中市長の権限に属すること。	に

」

改め、同表観光文化交流局の項及び環境局の項を次のように改める。

観光文化交流局	名古屋城総合事務所長	1　1件360万円以下の寄付の受納の決定に関すること。 2　補助金及び負担金の交付申請に関すること。 3　本市後援名義の使用の承認に関すること。 4　名城公園名古屋城（名古屋城内有料公園施設を含む。以下同

		じ。）の定例的な占用又は使用の許可、占用又は使用の許可の更新及びこれらの許可に伴う占用料又は使用料の減免に関すること。 5　名古屋市都市公園条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する行為の許可に伴う使用料の減免に関すること。 6　名古屋市都市公園条例施行細則第18条第2項第3号による使用料の免除に関すること。 7　名城公園名古屋城の使用許可及び使用料の減免に関すること。
環　境　局	環境科学調査センター所長	1　名古屋市環境科学調査センター手数料条例及び名古屋市環境科学調査センター手数料条例施行細則中市長の権限に属すること。
	環境事業所、処分場及び環境局工場の長	1　名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第32条第3項による手数料の減免に関すること。
	環境事業所長	1　名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第32条第2項による数量の認定に関すること。 2　名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例第4条第1項による勧告に関すること。
	処分場及び環境局工場の長	1　名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第32条第2項（第33条第2項において準用する場合を含む。）による数量の認定に

		関すること。	

別表第２健康福祉局の項中

「

厚生院及び植田寮の長	1　入退所の決定又は施設利用の許可に関すること。	
身体障害者更生相談所長	1　身体障害者福祉法第15条による身体障害者手帳の交付決定に関すること。	
精神保健福祉センター所長	1　名古屋市精神保健福祉センター条例及び名古屋市精神保健福祉センター条例施行細則中市長の権限に属すること。	を

」

「

身体障害者更生相談所長	1　身体障害者福祉法第15条による身体障害者手帳の交付決定に関すること。	
精神保健福祉センター、中央看護専門学校及び衛生研究所の長	1　使用料及び手数料の減免に関すること。	
精神保健福祉センター所長	1　名古屋市精神保健福祉センター条例及び名古屋市精神保健福祉センター条例施行細則中市長の権限に属すること。	に、
厚生院及び植田寮の長	1　入退所の決定又は施設利用の許可に関すること。	
厚生院長	1　１件3,000万円以下の病院用医療品の買入れの決定に関すること。	
植田寮長	1　１件900万円以下の入居者の給食用材料及び生活用品並びに医療品の買入れの決定に関すること。	

」

「

動物愛護センター所長	1　名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第５項による抑留犬の処分に関すること。	を

」

「

動物愛護センター所長	1　愛知県動物処理場等に関する条例第３条による設置の許可に関すること。 2　愛知県動物処理場等に関する条例第４条による設置の許可の条件の付加に関すること。 3　愛知県動物処理場等に関する条例第８条による許可の取消し又は施設の使用制限若しくは禁止に関すること。 4　名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第５項による抑留犬の処分に関すること。	に

」

改め、同表子ども青少年局の項から緑政土木局の項までを次のように改める。

子ども青少年局	児童福祉センター及び西部児童相談所の長	1　児童福祉法第６条の４による里親の認定に関すること。 2　児童福祉法第47条第１項による養子縁組の承諾の許可に関すること。 3　中央療育センター及び児童心理治療施設の入退所の決定及び利用の許可に関すること（児童福祉センター所長に限る。）。 4　１件900万円以下の入居者の給

		食用材料及び生活用品並びに医療品の買入れの決定に関すること（西部児童相談所長に限る。）。
	ひばり荘、玉野川学園、あけぼの学園、西部地域療育センター、北部地域療育センター及び保育園の長	1　1件900万円以下の入居者の給食用材料及び生活用品並びに医療品の買入れの決定に関すること。 2　入退所の決定又は施設利用の許可に関すること。
住宅都市局	大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所及びささしまライブ24総合整備事務所の長	1　1件600万円以下の不動産の買入れの決定に関すること。 2　1件600万円以下の工事用材料の買入れの決定に関すること。 3　1件900万円以下の補償の決定に関すること。 4　不動産登記の申請及び嘱託に関すること。 5　土地分合筆及び地目変換の申請に関すること。 6　土地区画整理事業の清算金の分納承認（繰上徴収の決定を除く。）、分割交付決定及び督促に関すること。 7　土地区画整理事業の施行者管理道路の一時使用の承認及び承認に伴う使用料の減免に関すること。
	緑都市整備事務所の長	1　市街地再開発事業の清算金の分納承認（繰上徴収の決定を除く。）及び督促に関すること。
緑政土木局	土木事務所、ポンプ	1　1件600万円以下の工事用材料

	施設管理事務所及び東山総合公園の長	の買入れの決定に関すること。
	土木事務所長	1　名古屋市都市公園条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する行為の許可に伴う使用料の減免に関すること。 2　有料公園施設の使用許可並びにこの許可に伴う供用時間の変更及び使用料の減免に関すること。 3　道路の占用料の減免に関すること。
	農業センター及び東山総合公園の長	1　高価なものの評価額が600万円以下の動物又は植物の交換並びに動物又は植物の処分の決定に関すること。
	東山総合公園長	1　1件360万円以下の寄付の受納の決定に関すること。 2　1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関すること。 3　名古屋市都市公園条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する行為の許可に伴う使用料の減免に関すること。 4　有料公園施設（東山公園内のものに限る。）の使用許可並びにこの許可に伴う供用時間の変更（東山公園テニスコートに限る。）及び使用料の減免に関すること。 5　名古屋市都市公園条例施行細則第7条第2項の特別の事由の認定

		に関すること。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2

健康福祉局	生活衛生センター及び動物愛護センターの長	1　定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。 2　定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。 3　法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
	動物愛護センター所長	1　化製場等に関する法律第9条第1項による許可に関すること。 2　化製場等に関する法律第9条第5項による措置命令及び許可の取消し又は施設の使用制限若しくは禁止に関すること。
		3　名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第12条による措置命令に関すること。

第2条　公所長以下代決規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表子ども青少年局の項中「西部児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加える。

別表第2子ども青少年局の項中「及び西部児童相談所」を「、西部児童相談所及び東部児童相談所」に改め、「西部児童相談所長」の次に「及び東部児童相談所長」を加える。

附　則

この達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年

5 月 7 日から施行する。

名古屋市達第39号

庁　　中　　一　　般
区　　役　　所
各　　公　　所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第８号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第２項を次のように改める。

２　前条第２項又は第３項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）の長が定める。

附則第３項中「（生涯学習センターを除く。）」を削る。

別表観光文化交流局名古屋城総合事務所の項中「全職員」を「管理活用課に勤務する係長、主査、主事、学芸員、技師、業務技師及び業務士」に改め、同表環境局南陽工場の項中

「

搬入作業に従事する業務技師及び技士	A	午前７時30分から午後４時まで	45	日曜日及び４週間を通じて４日	
	B	午前８時30分から午後５時まで	45		
	C	午前９時20分から午後５時50分まで	45		
	D	午前８時45分から午後５時30分まで	60		

」を削り、

」

「

同表健康福祉局食肉衛生検査所の項中

午前８時から 午後４時30分まで

を

」

「

午前７時45分から 午後４時15分まで

」

に、

「

午前８時から 午後４時45分まで

」

を

「

午前７時45分から 午後４時30分まで

」

に改め、同表子ども青少年局児童福祉センターの項中

「

A	午前９時から 午後５時20分まで	45	４週間を通じて７日	４週間を通じて１日のＤ勤務を割り振る。
B	午後４時45分から 翌日の午前９時25分まで	90		
C	午前11時40分から 午後８時まで	45		
D	午前９時から 午後０時20分まで			
E	午前９時から 午後５時35分まで	60		
F	午前11時40分から 午後８時15分まで	60		

」

を

「

A	午前９時から	45	４週間を	４週間を

	午後５時20分まで		通じて７日	通じて１日のＤ勤務又はＧ勤務を割り振る。	
Ｂ	午後４時45分から翌日の午前９時25分まで	90			
Ｃ	午前11時40分から午後８時まで	45			
Ｄ	午前９時から午後０時20分まで				
Ｅ	午前８時45分から午後５時20分まで	60			
Ｆ	午前11時40分から午後８時15分まで	60			
Ｇ	午前８時45分から午後０時５分まで				

に改め、同表子どもの相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童虐待に関する業務に」

も青少年局の項中

「

西部児童相談所	児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童虐待に関する業務に	Ａ	午前８時45分から午後５時15分まで	45	４週間を通じて８日	
		Ｂ	午前８時45分から午後９時45分まで及び翌日の午前６時から午前９時30分まで	60		
		Ｃ	午後０時45分から午後９時15分まで	45		
		Ｄ	午前８時45分から午後５時30分まで	60		
		Ｅ	午後０時30分から	60		

	従事する者		午後９時15分まで			
	保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	A	午前９時から 午後５時20分まで	45	４週間を通じて７日	４週間を通じて１日のＤ勤務又はＧ勤務を割り振る。
		B	午後４時45分から翌日の午前９時25分まで	90		
		C	午前11時40分から 午後８時まで	45		
		D	午前９時から 午後０時20分まで			
		E	午前８時45分から 午後５時20分まで	60		
		F	午前11時40分から 午後８時15分まで	60		
		G	午前８時45分から 午後０時５分まで			

」

を

「

西部児童相談所	児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童	A	午前８時45分から 午後５時15分まで	45	４週間を通じて８日	
		B	午前８時45分から 午後９時45分まで及び翌日の午前６時から午前９時30分まで	60		
		C	午後０時45分から 午後９時15分まで	45		

	虐待に関する業務に従事する者	D	午前８時45分から午後５時30分まで	60		
		E	午後０時30分から午後９時15分まで	60		
	保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	A	午前９時から午後５時20分まで	45	４週間を通じて７日	４週間を通じて１日のＤ勤務又はＧ勤務を割り振る。
		B	午後４時45分から翌日の午前９時25分まで	90		
		C	午前11時40分から午後８時まで	45		
		D	午前９時から午後０時20分まで			
		E	午前８時45分から午後５時20分まで	60		
		F	午前11時40分から午後８時15分まで	60		
		G	午前８時45分から午後０時５分まで			
東部児童相談所	児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童	A	午前８時45分から午後５時15分まで	45	４週間を通じて８日	
		B	午前８時45分から午後９時45分まで及び翌日の午前６時から午前９時30分まで	60		
		C	午後０時45分から午後９時15分まで	45		

	虐待に関する業務に従事する者	D	午前８時45分から午後５時30分まで	60		
		E	午後０時30分から午後９時15分まで	60		
	保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	A	午前９時から午後５時20分まで	45	４週間を通じて７日	４週間を通じて１日のＤ勤務又はＧ勤務を割り振る。
		B	午後４時45分から翌日の午前９時25分まで	90		
		C	午前11時40分から午後８時まで	45		
		D	午前９時から午後０時20分まで			
		E	午前８時45分から午後５時20分まで	60		
		F	午前11時40分から午後８時15分まで	60		
		G	午前８時45分から午後０時５分まで			

」

に改め、同表区役所の項を削る。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。ただし、別表子ども青少年局の項の改正規定（東部児童相談所に係る部分に限る。）は、同年５月７日から施行する。

名古屋市達第40号

庁　中　一　般
区　　役　　所
各　　公　　所

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第３条第１項中「（生涯学習センターを含む。以下同じ。）」を削り、同条第２項中「税務監」の次に「、環境都市推進監、長寿社会企画監、医監、子ども未来企画監、まちづくり調整監」を、「都市活性監」の次に「、公園緑地・農政監」を、「、参事」の次に「、医務体制企画官」を加え、「企画官、主幹、教育普及主幹」を「主幹、企画官」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市達第41号

市民経済局
環境局
健康福祉局
区役所

課長代理設置規程（平成８年名古屋市達第５号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市長　河村　たかし

第１条中「（保健所を含む。以下同じ。）」を削る。

第２条第１項中「総務課等」の次に「に置かれる課長代理」を加え、「、保健所」を「、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）に置かれる課長代理」に、「保健所長、公所」を「区役所保健福祉センター所長、公所に置かれる課長代理」に改め、同条第２項中「保健所長」を「区役所保健福祉センター所長（同センター福祉部長の職を兼ねる同センター所長が置かれている同センター（福祉部及び公害対策室を除く。）に置かれる課長代理にあっては、同センター健康安全課長）」に改める。

第３条第３号中「保健所の生活環境課の主査（環境衛生）、主査（食品獣疫）、」を「区役所保健福祉センターの保健管理課の主査（食品衛生・動物愛護）、環境薬務室の主査（営業施設指導）、主査（住居衛生・薬務）若しくは主査（営業薬務）、健康安全課の主査（食品衛生・動物愛護等）、公害対策室の」に、「主査（健康づくり）」を「主査（感染症対策等）」に改める。

別表市民経済局の項中「中小企業振興センター」を「中央卸売市場北部市場」に改める。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市会計管理者達第 1号

会　計　室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第 1号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市会計管理者　　宮村　喜明

別表の第18号の欄中「副局長」を「監」に改める。

附　則

この達は、平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋市会達第１号

市会事務局事務局長以下代決規程（平成12年名古屋市会達第３号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市会議長　　渡　　辺　　義　　郎

第３条第２項中「副局長」を「監」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第1

	事務局長	次長	課長共通
1	所属員（係長（主査を含む。以下この表において同じ。）以上を除く。）の任免及び給与に関すること。		
2	名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第3に掲げる職員の就業規則に関すること。		
3	所属員（係長以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。		
4	所属員（課長以上を除く。）の秘密事項発表の許可に関すること。		
5	課長の営利企業従事の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。	所属員（係長以下に限る。）の営利企業従事の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。	
6	所属員の在籍専従の許可に関すること。		
7	事務局長及び所属		

	員の名古屋市職員倫理規則第5条第1項第8号ただし書の規定による許可に関すること。ただし、事務局長の許可については、総務局長に報告しなければならない。		
8	次長の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	所属員の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
9	事務局長の往復2日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	次長及び所属員の往復2日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
10	事務局長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	次長及び課長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	所属員の日帰りの旅行命令並びに係長の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。
11		所属員（課長以上を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。	
12		名古屋市旅費条例第23条の規定による	

		相当職の決定に関すること。	
13	事務局長の週休日の振替命令に関すること。	次長及び課長の週休日の振替命令に関すること。	所属員の週休日の振替命令に関すること。
14	事務局長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	次長及び課長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
15	事務局長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	次長及び課長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
16	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに事務局長の部分休業の承認に関すること。	次長及び課長の部分休業の承認に関すること。	所属員の部分休業の承認に関すること。
17	所属員（係長以上を除く。）の配置決定に関すること。		
18	議員、事務局長及び次長に関する身分証明に関すること。	課長に関する身分証明に関すること。	所属員に関する身分証明に関すること。
19	特に重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

20			保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
21		重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。
22		重要な事項に係る証明に関すること。	軽易な事項に係る証明に関すること。
23	事務事業の中長期の計画の決定に関すること。	事務事業の実施計画の決定に関すること。	事務事業の実施細目に係る決定に関すること。
24			既発行証書類の再交付又は書換交付に関すること。
25			市外電話の使用承認に関すること。
26	議決事件の送付に関すること。		
27	会議結果の報告に関すること。		
28	説明員の出席要求に関すること。		
29	前各号に準ずる特に重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関すること。

別表第２総務課長の項中第６号を第８号とし、第３号から第５号までを２号ずつ繰り下げ、第２号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

4	名古屋市職員共済組合提出用の履歴証明に関すること。

別表第２総務課長の項中第１号の２を第２号とする。

附　則

この達は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年３月30日

名古屋市選挙管理委員会委員長　　佐　橋　典　一

名古屋市選挙管理委員会規程第１号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和37年名古屋市選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を次のように改める。

２　局長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員（係長及び主査以上を除く。）の任免に関すること。

(2) 局長及び所属職員の給与に関すること。

(3) 非常勤の特別職の職員の任免に関すること。

(4) 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第３に掲げる職員の就業規則に関すること。

(5) 所属職員（係長及び主査以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。

(6) 所属職員（次長を除く。）の秘密事項発表の許可に関すること。

(7) 所属職員（次長を除く。）の営利企業従事の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。

(8) 局長及び所属職員の名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）第５条第１項第８号ただし書の規定による許可に関すること。た

だし、局長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。

(9) 次長の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。

(10) 局長及び次長の往復2日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。

(11) 局長及び次長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(12) 局長及び次長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(13) 局長及び次長の休暇（介護休暇を除く。以下同じ。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。

(14) 所属職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに局長及び次長の部分休業の承認に関すること。

(15) 所属職員（係長及び主査以上を除く。）の配置に関すること。

(16) 次長に関する身分証明に関すること。

(17) 予算の執行（副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び物品の管理に関する事務については、同規程別表第1財務関係の表中、局長及び監の欄に掲げる事項に関すること。

(18) 委員会の予算及び決算の手続に関すること。

(19) 重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(20) 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）中、実施機関が行う決定、届出その他の事務の処理に関すること。

(21) 前各号の外、委員会又は委員長の特命に係る事項に関すること。

第3条第2項を次のように改める。

2 次長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 臨時的任用職員の採用に関すること。

(2) 所属職員の往復2日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に

関すること。

(3) 所属職員の日帰りの旅行命令並びに係長及び主査の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(4) 名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）第23条の規定による相当職の決定に関すること。

(5) 公務災害補償の手続に関すること。

(6) 所属職員の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(7) 所属職員の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。

(8) 所属職員の部分休業の承認に関すること。

(9) 委員及び事務局職員（退職者を含む。）に関する各種証明に関すること。

(10) 扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。

(11) 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第７条第１項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。

(12) 予算の執行及び物品の管理に関する事務については、副市長以下代決規程別表第１財務関係の表中、部長及び課長の欄に掲げる事項に関すること。

(13) 名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の規定に基づく局長の権限に関する事務については、副市長以下代決規程別表第４中、部長及び課長の欄に掲げる事項に関すること。

(14) 軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(15) 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。

(16) その他軽易な事項並びに重要でない事項で定例的な事務の処理に関すること。

第６条を第８条とし、第５条を第７条とし、第４条の２を第５条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（異例又は特に重要な事項の処理）

第６条　この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市監査委員規程第１号

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年３月30日

名古屋市監査委員　藤　沢　ただまさ
同　岡　本　やすひろ
同　黒　川　和　博
同　小　川　令　持

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

事務局長以下代決規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第12号中「所属員の」の次に「自己啓発等休業、配偶者同行休業、」を加える。

第２条第16号中「副局長」を「監」に改める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

事務局長以下代決規程

昭和40年１月26日
監査委員規程第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第１号）第３条に規定する事務局長、次長、課長（室長を含む。以下同じ。）及び係長（主査を含む。次条において同じ。）の代決権限を定めるものとする。

（事務局長代決権限事項）

第２条　事務局長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 所属員（係長以上を除く。）の任免に関すること。

(2) 職員の給与に関すること。

(3) 所属員（係長以上を除く。）の分限及び懲戒に関すること。

(4) 所属員（課長以上を除く。）の秘密事項発表の許可に関すること。

(5) 所属員（次長を除く。）の営利企業従事の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること。

(6) 事務局長及び所属員の名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）第５条第１項第８号ただし書の規定による許可に関すること。ただし、事務局長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。

(7) 次長の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。

(8) 事務局長及び次長の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。

(9) 事務局長及び次長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(10) 事務局長及び次長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(11)　事務局長及び次長の休暇（介護休暇を除く。以下同じ。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
(12)　所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに事務局長及び次長の部分休業の承認に関すること。
(13)　所属員（係長以上を除く。）の配置決定に関すること。
(14)　次長及び課長に関する身分証明に関すること。
(15)　重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。
(16)　予算の執行（副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条の２第１項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）及び物品の管理に関する事務並びに外部監査に関する事務については、同規程別表第１中、局長及び監の欄に掲げる事項に関すること。
(17)　重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。
(18)　その他前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。

（次長代決権限事項）
第２条の２　次長の代決権限事項は、次のとおりとする。
(1) 所属員の往復2日以上の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関すること。
(2) 課長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令に関すること。
(3) 課長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。
(4) 課長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
(5) 課長の部分休業の承認に関すること。
(6) 比較的重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(7) 予算の執行及び物品の管理に関する事務並びに外部監査に関する事務については、副市長以下代決規程別表第１中、部長の欄に掲げる事項に関すること。

(7)の２　名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中次長の欄に掲げる事項に関すること。

(8)　その他前各号に準ずる事項に係る意思決定に関すること。

（課長共通代決権限事項）

第３条　課長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 所属員の日帰りの旅行命令並びに係長の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

(2) 所属員の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。

(3) 所属員の休暇及び職務に専念する義務の免除承認並びに部分休業の承認に関すること。

(4) 市外電話の使用承認に関すること。

(5) 所属員に関する身分証明に関すること。

(6) 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。

(7) 軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。

(8) 外部監査に関する事務については、副市長以下代決規程別表第１中、課長の欄に掲げる事項に関すること。

(9) 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。

(10)　前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関すること。

（監査第一課長代決権限事項）

第４条　監査第一課長の代決権限事項は、次のとおりとする。

(1) 委員及び事務局職員（退職者を含む。）に関する各種証明に関すること。
(2) 公務災害補償の手続に関すること。
(3) 臨時的任用に関すること。
(4) 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第７条第１項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。
(5) 扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。
(6) 予算の執行及び物品の管理に関する事務については、副市長以下代決規程別表第１中、課長の欄に掲げる事項に関すること。
(7) 名古屋市契約事務委任規則の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中監査第一課長の欄に掲げる事項に関すること。

（係長共通代決権限事項）
第５条　係長の代決権限事項は、次のとおりとする。
(1) 所属員の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

（臨時代決）
第６条　事務局長の代決権限事項については、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故あるときは次長が、事務局長及び次長ともに欠けたとき又は事故あるときは主管の課長がそれぞれ代決することができる。
２　前項の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに事務局長に報告しなければならない。

（異例又は特に重要な事項の処理）

第７条　この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

附　則

１　この規程は、昭和39年12月10日から適用する。

２　事務局長以下代決規程（昭和29年８月24日）は、廃止する。

附　則（平成２年監査委員規程第１号）

この規程は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成４年監査委員規程第１号）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成８年監査委員規程第１号）

この規程は、平成８年10月１日から施行する。

附　則（平成11年監査委員規程第１号）

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年監査委員規程第２号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年監査委員規程第３号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成12年10月１日から施行する。

附　則（平成15年監査委員規程第１号）

この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年監査委員規程第３号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年監査委員規程第８号）

この規程は、平成16年11月１日から施行する。

附　則（平成17年監査委員規程第３号）

この規程は、発布の日から施行する。

附　則（平成19年監査委員規程第１号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年監査委員規程第１号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年監査委員規程第１号）

この規程は、発布の日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　則（平成23年監査委員規程第２号）

この規程は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成25年監査委員規程第１号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年監査委員規程第２号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年監査委員規程第１号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年監査委員規程第１号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

別表

	次長	監査第一課長
1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。
2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
3		入札保証金及び契約保証金の受払通知に関すること。

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月26日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第２号

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「（学校産業医等）」に改め、同条第１項中「産業医」を「教育委員会に学校産業医（法第13条第１項に規定する産業医をいう。以下同じ。）及び学校衛生管理医師（以下「学校産業医等」という。）」に改め、同条第２項中「産業医」を「学校産業医等」に改め、同条第３項中「産業医」を「学校産業医」に、「次項において」を「以下」に改め、同条第４項中「産業医」を「学校産業医等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　学校衛生管理医師は、健康管理事項等のうち、特に委嘱されたものを実施する。

第９条第３項中「産業医」を「学校産業医」に改め、同条第４項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第18条中「教育委員会が必要と認める教職員に対して」を「次に掲げる教職員に対し」に改め、同条に次の２号を加える。

(1) 教育委員会が指定する業務に従事するもの

(2) 教育委員会が必要と認めるもの

第18条の２中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる」に、「産業医」を「学校産業医等」に改める。

第19条第２項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第１号中「産業医」を「学校産業医等」に改め、同項第２号中「前号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 教職員が前項に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出する場合　当該書面をもって同項に規定する健康診断の結果に代える。

第19条の次に次の１条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第19条の２　教育委員会は、教職員に対し法第66条の10第１項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

２　前項に規定する検査は、原則として全教職員を対象として実施する。

第20条の見出しを「（管理区分等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

教育委員会は、健康診断（第19条第２項に規定するものを含む。）の結果、学校産業医等が、健康に異常があると認めた教職員又は健康に注意を要すると認めた教職員について、学校産業医等の意見に基づき、別表に定める病勢に対応する健康管理を行うための区分（以下「管理区分」という。）の指定をし、当該教職員及びその所属する学校の長に通知しなければならない。管理区分の指定を変更し、その指定を解除する場合においても同様とする。

第20条第２項中「教育委員会等」を「教育委員会」に、「別表第２」を「別表」に、「指導区分」を「管理区分」に、「とるよう努めなければならない」を「とり、その内容を当該教職員及びその所属する学校の長に通知しなければならない。勤務の制限等の措置の内容を変更し、又はその措置を解除する場合においても同様とする」に改め、同条第３項中「産業医」を「学校産業医等」

に改める。

第21条中「産業医」を「学校産業医等」に改める。

別表第２を削り、別表第１を次のように改める。

別表（第20条関係）

病勢		管理区分		措置基準
医療面	勤務面			
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為を必要とするもの	傷病免又は傷病休職により勤務を休む必要があるもの	要休養者	A	職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号。以下「職免規則」という。）第２条第８号の規定による職務に専念する義務の免除又は地方公務員法第28条第２項第１号の規定による休職の方法により休養又は療養をさせる。
	傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、一定期間、通勤及び日直勤務に関し配慮を必要とするもの	養護者	B_1	1　職免規則第２条第８号の２の規定に基づく通勤に係る職務に専念する義務の免除の承認を与える。 2　深夜勤務命令、超過勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令を発しない。 3　原則として、旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第２条第８号の２の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	勤務制限を必要とするもの		B_2	1　深夜勤務命令、超過勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令を発しない。 2　原則として、旅行命令を発しない。 3　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 4　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第２条第８号の２の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜

				与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	軽度の勤務制限を必要とするもの		B_3	1　深夜勤務命令、超過勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令を発しない。 2　原則として、児童又は生徒を引率する旅行命令を発しない。 3　泊を伴う旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為又は定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	要観察者	C	1　原則として、深夜勤務命令、超過勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令を発しない。 2　原則として、泊を伴う旅行命令を発しない。 3　疲労度の著しく高い業務に勤務する者にあっては、職免規則第2条第8号の2の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務以外の業務に勤務できるよう努める。
管理区分の対象となった傷病について、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務は全く平常に行ってよいもの	健康注意者	D	

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の教職員安全衛生管理規則第20条第１項の規定により、次表の左欄に掲げる指導区分に指定されている教職員（教育委員会が施行日にこの規則による改正後の教職員安全衛生管理規則（以下「改正後規則」という。）第20条第１項の規定による管理区分の指定をし、又は同項に規定する教職員に該当しないと認める者を除く。）は、施行日に、改正後規則第20条第１項の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる管理区分に指定されたものとみなす。この場合において、改正後規則別表中「傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、」とあるのは「勤務制限を必要とするとともに、施行日から」とする。

A1	A
B1	B_1
B2	B_2
C1及びC2	C
D1及びD2	D

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第３号

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とする。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第４号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「、子ども青少年局長、中川区長、港区長、南区長、緑区長及び天白区長」を「及び子ども青少年局長」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第５号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第９条中第２項を第４項とし、同条第１項の表総務部の項中「学校規模の適正化等」を「学校規模の適正化」に改め、同表生涯学習部の項中

「

生涯学習の推進及び管理等合理化	１　生涯学習センター（中川生涯学習センター、港生涯学習センター、南生涯学習センター、緑生涯学習センター及び天白生涯学習センターを除く。）及び女性会館の事業に関すること。 ２　生涯学習センター及び女性会館の管理等に関する合理化に関すること。	１

」を

地域の生涯学習の振興	1　地域の生涯学習の振興に関すること。	5

」

「

図書館改革の推進	1　図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

に改

」

め、同項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第6条第3項に規定する参事の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する分担事項	分担事項の細目	参事の数
図書館改革の推進	1　図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

2　参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第６号

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則

名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

「給　与　係　　「事務支援係

第４条第１項中　事務支援係　　を　主　　査(11)　に改め、同条第２

主　　査(11)」　　給　与　係　　」

項給与係の項を削り、同項事務支援係の項に次の１号を加える。

(5) 他の係の主管に属しないこと。

第４条第２項主査（学校事務改善）の項の次に次のように加える。

給与係

(1) 教職員の給料その他の給付に関すること（学校教育部教職員課の主管に属するものを除く。）。

第５条の表中「給与係及び事務支援係」を「事務支援係及び給与係」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

上汐田教育集会所処務規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第７号

上汐田教育集会所処務規則

名古屋市生涯学習センター処務規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（所属及び所管事務）

第１条　上汐田教育集会所（以下「教育集会所」という。）は、生涯学習部に属し、名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第２条に規定する事業に係る事務をつかさどる。

（所長その他の職員）

第２条　教育集会所に、館長として所長を置き、生涯学習部生涯学習課長をもって充てる。

２　所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　教育集会所に、所務を処理するため、主査（上汐田教育集会所）を置く。

４　主査は、上司の命を受けて所管事務を処理する。

5　所長に事故があるときは、主査がその職務を代理する。

（勤務時間の特例等）

第3条　主査の勤務時間の特例等は、次のとおりとする。

勤務時間		休憩時間	週休日
A	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

2　主査の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、所長が定める。

3　主査の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うことができる期間（以下「振替可能期間」という。）は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある日の属する割振単位期間（平成5年3月1日を初日とする4週間ごとの期間をいう。）内とする。業務の必要により、週休日に変更した勤務日又は勤務日のうち勤務時間を割り振ることをやめた半日勤務時間に勤務することを命ずる必要がある場合の振替可能期間についても、同様とする。

（諸帳簿）

第4条　教育集会所には、所定の帳簿を整備しなければならない。

（報告）

第5条　所長は、毎月の事業成績その他必要な事項を翌月10日までに教育長に報告しなければならない。

（委任）

第6条　別段の定めがあるものを除くほか、所長は、教育長の決裁を得て、必要な処務細則を定めることができる。

附　則

1　この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2　公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次

のように改正する。

「学校事務センター」を「学校事務センター
上汐田教育集会所」に改める。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第８号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「情報教育部」を　　主幹(1)　　に改め、同条第２項中「主査(1)」を「主幹及び主査の」に改め、同条情報教育部の項に次のように加える。

「情報教育部

主幹（ネットワーク整備）

(1) 情報教育ネットワークの整備に関すること。

主査（ネットワーク整備）

(1) 情報教育ネットワークの整備に関すること。

第３条第３項中「主査」を「主幹及び主査」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第９号

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表副館長の項中

「

B	１日について午前９時から午後５時30分までの間において７時間45分とする。	１日について45分とする。

を

」

「

B	１日について午前９時から午後５時30分までの間において７時間45分とする。	１日について45分とする。
C	１日について午前11時15分から午後８時までの間において７時間45分とする。	１日について１時間とする。
D	１日について午前11時15分から午後７時45分までの間において７時間45分とする。	１日について45分とする。

に改め、

E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。
F	1日について午後0時15分から午後8時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。

」

同表その他の職員の項中

「

B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。

を

」

「

B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。
C	1日について午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。
D	1日について午前11時15分から午後7時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。
E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。
F	1日について午後0時15分から午後8時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。

に改める。

」

附　則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第10号

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

学校教育部指導室に所属する一般職の任期付職員	A	１日について午前８時30分から午後５時までの間において７時間45分とする。	休憩時間は１日について45分とし、その時限は正午から午後０時45分までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	１日について午前８時45分から午後５時30分までの間において７時間45分とする。	休憩時間は１日について１時間とし、その時限は正午から午後１時までとする。	

附　則

この規則は、平成30年７月１日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立北高等学校の項中「960人」を「920人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項中「560人」を「520人」に、「80人」を「40人」に、「40人」を「80人」に改め、同表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「240人」を「200人」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立南養護学校の項中「278人」を「267人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「91人」を「102人」に改め、同表名古屋市立守山養護学校の項中「150人」を「166人」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

名古屋市立神の倉幼稚園	115人	4

」を

「

名古屋市立神の倉幼稚園	85人	3

」に改める。

別表第２中

「

名古屋市立常磐幼稚園
名古屋市立高田幼稚園
名古屋市立鳴子幼稚園
名古屋市立桶狭間幼稚園
名古屋市立大高幼稚園
名古屋市立西山台幼稚園
名古屋市立報徳幼稚園
名古屋市立荒子幼稚園
名古屋市立二城幼稚園
名古屋市立楠西幼稚園
名古屋市立猪高幼稚園
名古屋市立植田幼稚園
名古屋市立神の倉幼稚園
名古屋市立おりべ幼稚園
名古屋市立比良西幼稚園
その他の市立幼稚園

」に

「

市立幼稚園（名古屋市立はとり幼稚園を除く。）
名古屋市立はとり幼稚園

」を

改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項各号列記以外の部分中「、基準日において」を削り、同項第１号中「保護者等が」の次に「奨学金の支給を受けようとする年度の」を加え、同項第２号中「申請者」を「基準日において、申請者」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則

（名古屋市博物館条例施行規則の一部改正）

第１条　名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（名古屋市美術館条例施行規則の一部改正）

第２条　名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第２スポーツ開放の表中「名古屋市立振甫中学校」の次に「、名古屋市立大曽根中学校」を加える。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則をここに公布する。

平成30年３月29日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会規則第17号

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則

（趣旨）

第１条　名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 志段味古墳群資料　条例第２条第２号に規定する志段味古墳群資料をいう。

(2) 利用料金　条例第３条第１項に規定する利用料金をいう。

(3) 特別利用　条例第４条第１項に規定する特別利用をいう。

（供用時間及び休場日）

第３条　名古屋市志段味古墳群歴史の里（以下「歴史の里」という。）の供用

時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、供用時間若しくは休場日を変更し、又は臨時の休場日若しくは臨時の開場日を定めることができる。

区分	供用時間	休場日
古墳案内施設	1　午前9時から午後5時まで	1　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日にあたるときは、その直後の法に規定する休日でない日） 2　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
駐車場	1　午前8時45分から午後5時15分まで	1　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
その他の施設	1　終日	

2　古墳案内施設の展示室の入場時間は、午前9時から午後4時30分までとし、駐車場の入場時間は、午前8時45分から午後5時までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

（団体の人員の計算）

第4条　条例別表第1に規定する団体の人員の計算は、団体を構成する総人員（利用料金を納付しない者を除く。）によって行う。

（観覧券の交付等）

第5条　古墳案内施設の展示室へ入場しようとする者は、利用料金の納付と引き換えに、観覧券の交付を受けなければならない。

2　前項の観覧券の種類は、個人観覧券、団体観覧券及び定期観覧券とする。

3　観覧券の様式は、指定管理者が委員会と協議して別に定める。

（観覧券の改札）

第6条　前条第1項の規定により観覧券の交付を受けた者は、古墳案内施設の所定の場所において観覧券の改札を受けなければならない。

（利用料金の承認の申請）

第7条　指定管理者は、条例第3条第2項の承認を受けようとするときは、利

用料金承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（駐車場の使用方法）

第8条　駐車場を使用しようとする者は、駐車場の入口においてあらかじめ利用料金を納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第9条　条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病にり患している者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8) 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

(9) 市長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2　条例第6条第2項の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園、小学校若しくは中学校又はこれらの学校に準ずる学校の教育課

程に基づく教育活動の一環として幼児、児童又は生徒の引率者が入場する場合　利用料金の全額

(2) 市内の高等学校又はこの学校に準ずる学校の教育課程に基づく教育活動の一環として生徒及びこれらの者の引率者が入場する場合　利用料金の5割相当額（10円未満の端数は、切り上げる。）

(3) 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設をいう。）に入所している者及びその引率者が教育上の目的で入場する場合　利用料金の全額

(4) 前項に定める者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車するため、駐車場を使用する場合　利用料金の全額

(5) 前項に定める者に同行する介護者（同項に定める者1人につき2人以内に限る。）が入場する場合　利用料金の全額

(6) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が定期観覧券により古墳案内施設の展示室へ入場する場合　利用料金の額に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(7) 市内の高齢者が条例別表第1に規定する団体の構成員として入場する場合　利用料金の額に3分の2を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り上げる。）

(8) 指定管理者が委員会の承認を得て定める事由がある場合　その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額

(9) その他委員会が特別の事由があると認める場合　その都度委員会が定める額

（利用料金減免申請の手続）

第10条　前条第2項（第4号から第7号までを除く。）の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書に減免を必要とする事由を記入して指定管理者に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（優待券等）

第11条　指定管理者は、委員会が特に必要があると認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

2　前項の優待券及び招待券の様式は、指定管理者が委員会と協議してその都度定める。

（観覧券付クーポン）

第12条　指定管理者は、委員会が特に必要があると認める場合に限り、旅客輸送を主たる業務とする者又は旅行業法（昭和27年法律第239号）により旅行業の登録を受けた者と共同して観覧券付クーポンを発行することができる。

2　前項の観覧券付クーポンを発行する場合の利用料金の額は、その都度定める。

（利用料金の還付）

第13条　条例第7条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 古墳案内施設の展示室へ入場しようとする者の責に帰することのできない事由によって古墳案内施設の展示室へ入場することができなくなったとき。

(2) 駐車場を使用しようとする者の責に帰することのできない事由によって駐車場を使用することができなくなったとき。

(3) 指定管理者が委員会の承認を得て定める事由があるとき。

2　利用料金の還付の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号の場合　利用料金の全額

(2) 前項第3号の場合　その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額

（特別利用の場所）

第14条　特別利用は、歴史の里の所定の場所において行わなければならない。

（特別利用をすることのできない志段味古墳群資料）

第15条　次に掲げる志段味古墳群資料は、特別利用をすることができない。

(1) 寄託された志段味古墳群資料で寄託者の同意を得ていないもの

(2) 著作権者がある志段味古墳群資料で著作権者の同意を得ていないもの

(3) その他委員会が特別利用をすることを不適当と認めるもの

（特別利用許可申請の手続）

第16条　条例第4条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、特別利用申込書（第2号様式）に所要事項を記入して委員会に提出しなけれ

ばならない。

（特別利用の許可）

第17条　条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、複写の許可をした場合を除くほか、申請者に特別利用許可書（第3号様式）を交付する。

2　前項の許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 志段味古墳群資料の模写、模造、拓本、撮影等によって得たもの（以下「模写資料等」という。）を展示し、又は模写資料等から抄録引用するときは、原資料が歴史の里の所蔵に係るものであることを、適宜な方法で表示しなければならない。

(2) 無断で模写資料等の再複製、出版物等への掲載、上映若しくは放送又は模写資料等若しくはその複製物の譲渡若しくは交換物としての使用及びこれらに類する行為をしてはならない。

(3) その他委員会が必要と認める事項

（行為の禁止）

第18条　歴史の里においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により史跡に指定された志段味古墳群（歴史の里の区域内にあるものに限る。）及びその周辺の古墳の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をすること。

(2) 建物その他の工作物又は志段味古墳群資料を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

(3) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。

(4) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取すること。

(5) 鳥獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 承認を受けないでたき火その他の火気の使用をすること。

(7) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(8) 承認を受けないで物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。

(9) 他人に迷惑となる行為をすること。

(10)　その他管理上支障があると認められる行為をすること。

（指定管理者の公募）

第19条　条例第11条第１項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他委員会が必要と認める事項

２　条例第11条第１項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第20条　条例第11条第２項の規定による歴史の里の指定管理者の指定の申請は、名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者指定申請書（第４号様式）によって行わなければならない。

２　条例第11条第２項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(4) 管理業務により得られる収入の見込額

(5) 管理業務に要する費用の見込額

(6) その他委員会が必要と認める事項

３　歴史の里の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他委員会が必要と認める書類

（指定管理者の選定）

第21条　委員会は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（指定等の告示）

第22条　条例第11条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2　条例第11条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第23条　指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、歴史の里の管理に関する協定を締結するものとする。

2　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) 歴史の里の管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) 緊急時等における対応方法

(7) その他委員会が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第24条　指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第

67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、委員会に提出しなければならない。

2　前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 歴史の里の使用状況

(3) 歴史の里の管理経費等の収支状況

(4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため委員会が必要と認める事項

（委任）

第25条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び第19条から第23条までに規定する指定管理者の公募その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

第１号様式（第７条関係）

利用料金承認申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市教育委員会

指定管理者　所在地

名　称

代表者　　印

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第３条第２項の規定により、下記のとおり利用料金の額を定めたいので申請します。

記

１　区分及び利用料金の額

２　実施時期

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第２号様式（第16条関係）

※受付番号	第　　号

名古屋市志段味古墳群歴史の里特別利用申込書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市教育委員会

住所（団体は主な事務所の所在地及び名称）

氏名（団体は代表者氏名）

電話　自宅（団体は主な事務所）

勤務先

次のとおり特別利用を申し込みます。

	分類番号	整理番号	資料名	点数（複写の場合は、ページ及び枚数）	区分	備考
特別利用の資料及び区分						

特別利用の日時（複写の場合は（　）内を除く。）	年　　月　　日（　　時から　　時まで）
特別利用の目的	
団体の場合は特別利用を現にする者の氏名	
その他	

注　１　寄託された志段味古墳群資料については寄託者の同意書を、著作権者がある志段味古墳群資料については、著作権者の同意書を、それぞれ添えてください。

２　※印の欄は、記入の必要がありません。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第３号様式（第17条関係）

特別利用許可書

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

年　　月　　日付で申込みのあった特別利用は、次のとおり許可します。

年　　月　　日

名古屋市教育委員会　印

	分類番号	整理番号	資 料 名	点　　数	区　　分	備　　考
特別利用の資料及び区分						

特別利用の日時	年　　月　　日（　　時から　　時まで）
特別利用の目的	
団体の場合は特別利用を現にする者の氏名	
許可の条件	

注　この許可書は、特別利用をする際係員に見せ、利用時間中携帯してください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第４号様式（第20条関係）

名古屋市志段味古墳群歴史の里指定管理者指定申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市教育委員会

申請者　所在地

名　称

代表者氏名　　印

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">申請者</td><td>フリガナ
名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="4">電話番号（　　）　　―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代 表 者</td><td>フリガナ
氏　　名</td><td></td><td>職　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">電話番号（　　）　　―</td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td colspan="4">□法人（種類　　）　□法人以外の団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">併せて提出する書類</td><td colspan="4">1　事業計画書
2　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
3　指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
4　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　該当する□の中にレ点をつけてください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

名古屋市教育委員会告示第 5号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 3月27日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 3月27日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について

上汐田教育集会所処務規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則案について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第６号

名古屋市美術館の臨時休館について

作品展示作業のため、名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）第２条第４項の規定に基づき、名古屋市美術館を平成30年７月３日から同年７月27日まで臨時休館します。

平成30年３月28日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市美術館総務課

名教委教訓令第１号

事　　務　　局

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

平成30年４月１日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

第１条生涯学習部文化財保護室の項中「文化財保存継承係」を「文化財保存活用係」に改める。

第２条総務部学事課の項中「主査（就学奨励制度に係る企画調整）」を「主査（就学奨励等）」に改め、同部教育環境計画室主査（学校規模の適正化）の項第１号中「計画及び」を削り、同室の項中

「　　主　　査（幼稚園の再編等）
(1) 幼稚園の再編等に係る実施計画に関すること。」

を

「　　主　　査（学校規模の適正化の推進に係る特命事項の処理）
(1) 小学校及び中学校の学校規模の適正化の推進に係る特命事項の処理に関すること。」

に改め、同条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室子ども応援係の項の次に次のように加える。

主　　査（企画調整）
(1) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。

第２条生涯学習部生涯学習課管理係の項の次に次のように加える。

主　　査（図書館改革の推進）
(1) 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。

第２条生涯学習部生涯学習課生涯学習係の項第４号及び同課主査（生涯学習施設の運営等合理化）の項第１号中「中川生涯学習センター、港生涯学習セン

ター、南生涯学習センター、緑生涯学習センター及び天白生涯学習センター」を「上汐田教育集会所」に改め、同課主査（地域の生涯学習の振興）の項を削り、同部スポーツ振興課の項中

「　　主　　査（スポーツ事業に係る特命事項の処理）
(1) スポーツ事業に係る特命事項の処理に関すること。」

を

「　　主　　査（アジア競技大会に係る特命事項の処理）
(1) アジア競技大会に係る特命事項の処理に関すること。」

に改め、同課少年スポーツ係の項の次に次のように加える。

主　　査（全国高等学校総合体育大会）
(1) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

第2条生涯学習部文化財保護室の項中「文化財保存継承係」を「文化財保存活用係」に改める。

附　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

名教委教訓令第２号

事　　務　　局
各　　公　　所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第２号）の一部を次のように改正する。

平成30年４月１日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　崎　正　美

別表第１を次のように改める。

別表第１（共通代決権限事項等）

人事・服務関係

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長	課長
1		特別の職名を付する職に係る職員の任免に関すること。ただし、総務課長に合議しなければならない。		
2	所属員（部長、鶴舞中央図書館長、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館	所属員（部長にあっては課長以下及び公所の長に、鶴舞中央図書館長にあっては課長及び公所の長に限		

	副館長、科学館副館長及び教育センター所長に限る。）の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	る。）の往復３日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。		
3	教育次長、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長（以下この欄において「教育次長等」という。）の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属員（部長にあっては課長以下及び公所の長に、鶴舞中央図書館長にあっては課長及び公所の長に限る。）の往復２日の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	所属員（鶴舞中央図書館副館長にあっては課長及び公所の長を除き、博物館副館長にあっては蓬左文庫長を含む。）の往復２日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
4	教育次長等の日帰りの旅行命令に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属員（課長及び公所の長に限る。以下	所属員（博物館副館長にあっては課長以上及び蓬左	所属員の日帰りの旅行命令に関すること。

		この欄において「所属課長等」という。）の日帰りの旅行命令に関すること。	文庫長に限り、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長（以下この欄において「美術館副館長等」という。）にあっては課長以上に限る。）の日帰りの旅行命令に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	
5	教育次長の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属員（課長に限る。）の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）及び所属員（係長のある場合にあっては係長に限り、博物館副館長及び美術館副館長等（以下この欄において「副館長等」とい	係長（係長のない場合にあっては所属員）の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。

			う。）にあっては課長以上に限る。）の在勤地及び附近地の出張命令に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	
6		所属員（課長以上及び公所の長を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。ただし、鶴舞中央図書館長にあっては、生涯学習部長に合議しなければならない。	所属員（課長以上及び分館の館長を除く。）の海外旅行に係る旅行命令に関すること。ただし、所管部長に合議しなければならない。（博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長に限る。）	
7	名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関すること。	名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関すること。（鶴舞中央図書館		

	（鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館及び教育センター（以下「部長級公所」という。）並びに学校及び幼稚園に関するものに限る。）	長を除く。）		
8	教育次長等の週休日の振替命令に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属課長等の週休日の振替命令に関すること。	所属員（博物館副館長にあっては課長以上及び蓬左文庫長に限り、美術館副館長等にあっては課長以上に限る。）の週休日の振替命令に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	所属員の週休日の振替命令に関すること。
9	教育次長等の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属課長等の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員（博物館副館長にあっては課長以上及び蓬左文庫長に限り、	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。

			美術館副館長等にあっては課長以上に限る。）の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	
10	教育次長等の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	部長、鶴舞中央図書館長及び所属課長等の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	所属員（博物館副館長にあっては課長以上及び蓬左文庫長に限り、美術館副館長等にあっては課長以上に限る。）の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
11	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休	部長、鶴舞中央図書館長及び所属課長等の部分休業	所属員（博物館副館長にあっては課長	所属員の部分休業の承認に関すること。

	業、育児休業及び介護休暇並びに教育次長等の部分休業の承認に関すること。	の承認に関すること。	以上及び蓬左文庫長に限り、美術館副館長等にあっては課長以上に限る。）の部分休業の承認に関すること。（鶴舞中央図書館副館長を除く。）	
12	所属部長等に関する身分証明に関すること。	所属課長等に関する身分証明に関すること。	所属員（鶴舞中央図書館副館長にあっては課長を除く。博物館副館長にあっては博物館分館に属する所属員を除き、蓬左文庫長を含む。）に関する身分証明に関すること。	所属員に関する身分証明に関すること。（公所に属する課長を除く。）

財務関係

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長	課長（公所に属する課長を除く。）
1	1件2億円以上の工事及	1件2億円未満の工事及び製造の	1件1,600万円（学校長	1件1,600万円以下の工

	び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	及び幼稚園長（以下「校長等」という。以下この欄において同じ。）にあっては250万円）以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。
2		教育次長の決裁を経た工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に係る変更で金額変更の総額が当初決定金額の2割以内のもの又は金額変更を伴わないものの決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
3	1件7,200万円を超える公有財産の買入れの決定に	1件7,200万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。		1件600万円以下の公有財産の買入れの決定に関す

	関すること。	（鶴舞中央図書館長を除く。）		ること。
4	1件720万円を超える公有財産の売払いの決定に関すること。	1件720万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。 （鶴舞中央図書館長を除く。）		1件60万円以下の公有財産の売払いの決定に関すること。
5	1件2,200万円を超える物品の買入れの決定に関すること。	1件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関すること。	1件180万円（副館長等にあっては900万円、校長等にあっては160万円）以下の物品の買入れの決定に関すること。	1件180万円以下の物品の買入れの決定に関すること。
6	1件1,400万円を超える物品の売払いの決定に関すること。	1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関すること。	1件120万円（校長等にあっては50万円）以下の物品の売払いの決定に関すること。	1件120万円以下の物品の売払いの決定に関すること。
7	高価なものの評価額が1,400万円を超える財産の交換の決定に関すること。	高価なものの評価額が1,400万円以下の財産の交換の決定に関すること。 （鶴舞中央図書館		高価なものの評価額が120万円以下の財産の交換の決定に関すること。

		長を除く。）		
8	1件の評価額が360万円を超える財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。	1件の評価額が360万円以下の財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
9		財産の無償の借入れの決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
10	1件360万円を超える寄附の受納の決定に関すること。	1件360万円以下の寄附の受納の決定に関すること。	1件60万円以下の物品の寄附の受納の決定に関すること。ただし、校長等にあっては学事課長に合議しなければならない。	1件60万円以下の物品の寄附の受納の決定に関すること。
11	賃借料の年額又は総額が1,400万円を超える財産の借入れの決定に関すること。	賃借料の年額又は総額が1,400万円以下の財産の借入れの決定に関すること。	賃借料の年額又は総額が120万円（校長等にあっては80万円）以下の財産の借	賃借料の年額又は総額が120万円以下の財産の借入れの決定に関すること。

			入れの決定に関すること。	
12	賃貸料の年額又は総額が720万円を超える財産の貸与の決定に関すること。	賃貸料の年額又は総額が720万円以下の財産の貸与の決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
13	使用料の年額又は総額が720万円を超える行政財産の目的外使用の許可に関すること。	使用料の年額又は総額が720万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
14	1件の評価額が360万円を超える行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。	1件の評価額が360万円以下の行政財産の無償又は減額による目的外使用の許可に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
15	1件2,200万円を超える印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。	1件2,200万円以下の印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。	1件180万円（副館長等にあっては300万円、校長等にあっては100万円）以下の印刷、	1件180万円以下の印刷、修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。

			修繕等の請負及び委託並びに受託の決定に関すること。	
16	1件1億1,000万円を超える補償の決定に関すること。	1件1億1,000万円以下の補償の決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		1件900万円以下の補償の決定に関すること。
17		補助金及び負担金の交付申請に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
18	1件900万円を超える補助金及び負担金の支出決定に関すること。	1件900万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。	1件80万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。（副館長等に限る。）	1件80万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。
19	1件3,600万円を超える国庫負担金に係る返還金の支出決定に関すること。	1件3,600万円以下の国庫負担金に係る返還金の支出決定に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
20		1件100万円未		

		満の損害賠償の額の決定に関すること。ただし、総務部長に合議しなければならない。（鶴舞中央図書館長を除く。）		
21			電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。	電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。
22	1件360万円を超える経費の支出決定に関すること。	1件360万円以下の経費の支出決定（定額で定例的な経費の支出決定にあっては、1件360万円を超えるものを含む。）に関すること。	1件30万円（副館長等にあっては60万円）以下の経費の支出決定に関すること。	1件30万円以下の経費の支出決定（食糧費の支出決定にあっては、1件20万円以下のものに限る。）に関すること。
23		契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、財政局契約監理監の権限に属	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執

		するものを除く。（鶴舞中央図書館長を除く。）	行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、財政局契約監理監の権限に属するものを除く。	行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、財政局契約監理監の権限に属するものを除く。
24		契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）	前号の契約に係る契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	前号の契約に係る契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
25				第20号の契約に係る入札保証金及び契約保証金の受払通知に関すること。
26		契約代金の前金	執行の決定	執行の決定

		払及び部分払に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）	について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。	について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。
27			契約の履行上における意思決定に関すること。	契約の履行上における意思決定に関すること。
28			契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。	契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
29		契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
30	前渡金受領者の指定に関すること。	前渡金受領者の指定に関すること。ただし、課長		

		又は係長を指定する場合に限る。		
31		名古屋市会計規則第74条第２項の規定による前渡金の交付に関すること。ただし、予算主管課長に合議しなければならない。		
32		歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関すること。		
33		不納欠損処分の決定に関すること。 （鶴舞中央図書館長を除く。）	不納欠損処分の決定通知に関すること。	不納欠損処分の決定通知に関すること。
34			調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。	調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関すること。
35				支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知

				に関すること。ただし、企画経理課長、学事課長及び学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
36				歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。（教職員の退職手当から源泉徴収する所得税及び特別徴収する個人の住民税に係るものについては、受入通知に限る。）
37			物品の受払通知に関すること。	物品の受払通知に関すること。
38		重要物品の不用の決定に関すること。ただし、備品については総務課長に合議しなけれ	物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関すること。ただし、備品	物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関すること。ただし、備品

		ばならない。（鶴舞中央図書館長を除く。）	については総務課長（校長等にあっては学事課長）に、図書館の閲覧用図書については鶴舞中央図書館整理課長に合議しなければならない。	については総務課長に合議しなければならない。
39			使用中の物品の検査に関すること。	使用中の物品の検査に関すること。
40				公有財産に属する有価証券の受払通知に関すること。

事業執行関係

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長	課長
1	特に重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	軽易又は定例な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。	軽易又は定例な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。
2		定例又は軽易な		

		告示の制定又は改廃に関すること。ただし、名古屋市告示にあっては、総務局法制課長に合議しなければならない。		
3			保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。	保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。（公所に属する課長を除く。）
4		重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。ただし、総務部主幹（調査）に合議しなければならない。	比較的重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。ただし、総務部主幹（調査）に合議しなければならない。（副館長等に限る。）	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。ただし、総務部主幹（調査）に合議しなければならない。（公所に属する課長を除く。）

5		重要な事項に係る証明に関すること。	軽易な事項に係る証明に関すること。	軽易な事項に係る証明に関すること。（公所に属する課長を除く。）
6		聴聞の実施に関すること。（鶴舞中央図書館長を除く。）	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。（公所に属する課長を除く。）
7			所管施設の利用の許可及び使用料の減免に関すること。	
8		事務事業の実施計画の決定に関すること。	事務事業の実施細目の決定に関すること。	事務事業の実施細目の決定に関すること。（公所に属する課長を除く。）
9		本市後援名義の使用の承認に関すること。		

10		所管公舎の使用の承認に関すること。		
11	所管施設の自家用電気工作物についての保安規程の制定改廃に関すること。			
12		所管の公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関すること。	所管の公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関すること。	所管の公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関すること。（公所に属する課長を除く。）
13			公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関すること。	公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関すること。（公所に属する課長を除く。）

全般

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長	課長

1	前各号に準ずる特に重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる軽易又は定例な事項に係る意思決定に関すること。	前各号に準ずる軽易又は定例な事項に係る意思決定に関すること。

備考

1　公所の長の共通代決権限事項は、鶴舞中央図書館にあっては副館長の代決権限事項とする。

2　財務関係の表及び事業執行関係の表における教育次長の代決権限事項には、副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第13条の規定による市長の事務の補助執行に関する事項を含むものとする。

3　財務関係の表及び事業執行関係の表における部長の代決権限事項には、特に定めがない限り、所管する部長級公所に関することを含むものとする。ただし、鶴舞中央図書館に関することは、部長及び鶴舞中央図書館長の欄に「（鶴舞中央図書館長を除く。）」と規定する事項に限る。

別表第2の表中

「

学校事務センター所長	1	支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。ただし、企画経理課長及び学事課長の代決権限に属するものを除く。
	2	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関すること。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	3	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関する

を

		こと。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	4	教職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに教職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。
	5	定例による教職員の諸給与の支出決定に関すること。
	6	臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員の給与その他給付の支出決定に関すること。

」

「

学校事務センター所長	1	学校運営費に係る支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。ただし、企画経理課長及び学事課長の代決権限に属するものを除く。
	2	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関すること。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	3	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関すること。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	4	教職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認

に

		定並びに教職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。
	5	定例による教職員の諸給与の支出決定に関すること。
	6	臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員の給与その他給付の支出決定に関すること。
上汐田教育集会所長	1	講座、講演会等の開催に関すること。

」

改める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月27日

名古屋市人事委員会委員長　　西　部　啓　一

名古屋市人事委員会規則第７号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第２条中「職員は」を「職員（臨時的任用職員を除く。）は」に改め、同条第８号の２中「別表第２」を「別表」に、「Ｂ１又はＢ２」を「養護者又は要観察者」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行し、改正後の第２条各号列記以外の部分の規定は、昭和26年11月６日から適用する。

名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月28日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2項の表中

「

西区	区長、山田支所長

」

を削り、

「

中川区、守山区、緑区及び天白区	区長

」

を

「

中川区、守山区及び緑区	区長

」

に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月28日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

名古屋市農業委員会規程第 2号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項農政課の項中「主幹（農業委員会改革等）」を削り、「主査（農業委員会改革等）」を「主査（農地利用等調整）」に改め、東部・緑農政課の項中「緑農政係」を「東部・緑農政係」に改め、「東部農政係」を削り、西部・守山農政課の項中「守山農政係」を「西部・守山農政係」に改め、「西部農政係」を削り、「主査（農業に係る施設の連絡調整等)」を加える。

第 3条第 1項中「及び主幹の分担事項」を削り、農政課の項中「主幹（農業委員会改革等）」の項を削る。

第 4条中「主査（農業委員会改革等）」の項を次のように改める。

主査（農地利用等調整）

(1) 農地利用等の調整に関すること。

同条中地区農政課の係の項中第12号を削り、同項の次に次のように加える。

主査（農業に係る施設の連絡調整等）

(1) 農業に係る施設の連絡調整等に関すること。

別表第１中

「

農政課 主幹（農業委員会改革等）	農政係 主査（農業委員会改革等）	市役所内	市全域
東部・緑農政課	緑農政係	緑区役所内	南区及び緑区の区域
	東部農政係	天白区役所内	千種区、昭和区、瑞穂区、名東区及び天白区の区域
西部・守山農政課	守山農政係	守山区役所内	守山区の区域
	西部農政係	西区山田支所内	東区、北区、西区、中村区及び中区の区域

」

を

「

農政課	農政係 主査（農地利用等調整）	市役所内	市全域
東部・緑農政課	東部・緑農政係	緑区役所内	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域
西部・守山農政課	西部・守山農政係 主査（農業に係る施設の連絡調整等）	守山区役所内	東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域

」

に改め、別表第３中

「

事務局長	緑政土木局副局長の職にある者

」

を

「

事務局長	緑政土木局公園緑地・農政監の職にある者

」

に改め、

「

主幹（農業委員会改革等）	緑政土木局主幹（農業委員会改革等）の職にある者

」

を削り、

「

農政課主査（農業委員会改革等）	緑政土木局都市農業課主査（農業委員会改革等）の職にある者

」

を

「

農政課主査（農地利用等調整）	緑政土木局都市農業課主査（生産緑地等の施策に係る調整）の職にある者

」

に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月28日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

名古屋市農業委員会規程第 3号

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第 6条第 1項第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 租税特別措置法第70条の 4の 2第 1項及び第70条の 6の 2第 1項の規定の適用を受ける特定貸付けに係る証明に関すること。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月28日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

名古屋市農業委員会規程第 4号

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会公印規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

やまと 古字	方21	東部・緑 名古屋市 農業委員 会長印 農政課(緑)	一般公文書用 東部・緑農政課 緑農政係用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 緑農政係
やまと 古字	方21	東部・緑 名古屋市 農業委員 会長印 農政課(東部)	一般公文書用 東部・緑農政課 東部農政係用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 東部農政係

やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員 会長印 農政課(守山)	一般公文書用 西部・守山農政課 守山農政係用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 守山農政係
やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員 会長印 農政課(西部)	一般公文書用 西部・守山農政課 守山農政係用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 西部農政係

」

を

「

やまと 古字	方 21	東部・緑 名古屋市 農業委員 会長印 農政課	一般公文書用 東部・緑農政課用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 東部・緑農政係
やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員 会長印 農政課	一般公文書用 西部・守山農政課 用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 西部・守山農政係

」

に、

「

やまと 古字	方 21	東部・緑 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課(緑)	一般公文書用 東部・緑農政課 緑農政係用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 緑農政係
やまと 古字	方 21	東部・緑 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課(東部)	一般公文書用 東部・緑農政課 東部農政係用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 東部農政係

やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課(守山)	一般公文書用 西部・守山農政課 守山農政係用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 守山農政係
やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課(西部)	一般公文書用 西部・守山農政課 西部農政係用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 西部農政係

」

を

「

やまと 古字	方 21	東部・緑 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課	一般公文書用 東部・緑農政課用	東部・緑 農政課長	東部・緑農政課 東部・緑農政係
やまと 古字	方 21	西部・守山 名古屋市 農業委員会長 職務代理者印 農政課	一般公文書用 西部・守山農政課用	西部・守山 農政課長	西部・守山農政課 西部・守山農政係

」

に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防局告示第 3号

火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定についての一部改正について

平成23年名古屋市消防局告示第 3号（火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定について）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年 4月 1日

名古屋市消防長　　木　全　誠　一

第 4項中「みなす。）」の次に「（同法の規定による市長の許可を受けたもの並びに同法及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）の規定により市長に届け出たものを除く。）」を加える。

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市上下水道局告示第３号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第２号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１項出納取扱金融機関中「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行」を「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」に改める。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第４号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「営業部料金課料金係長　営業部料金課主査（徴収関係事務の企画・調整担当）」を「営業部料金課徴収管理係長」に、「営業部料金課料金係に勤務する者」を「営業部料金課徴収管理係に勤務する者」に改める。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第５号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき水道料金及び下水道使用料収納事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項に定めるところにより告示する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

１　委託の相手方

株式会社ポプラ

代表者　代表取締役社長　目黒　真司

２　委託した事務の範囲

(1) 名古屋市水道事業から給水を受ける者からの水道料金の納入の受領

(2) 名古屋市及び名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第１条各号に掲げる区域において公共下水道を使用する者からの下水道使用料の納入の受領

(3) 前２号により収納した水道料金又は下水道使用料の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み

(4) 前３号に定める事務に付帯する事務

３　委託開始期日

平成30年４月１日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第１号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１条第１項中「職員研修所」を「人材育成推進室」に、「技術管理課
技術システム課」を「技術管理課」に改める。

第10条営業システム係の項中「及び工事事務システム」を削る。

第11条を次のように改める。

（総務部人材育成推進室）

第11条　総務部人材育成推進室の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

育成総括係

(1) 職員としての資質及び能力の向上に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 研修計画の策定及び研修実施上の総括に関すること。

(3) 研修（他課公所が自ら実施するものを除く。）の実施に関すること。

(4) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」という。）に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。

(5) 局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。

(6) 外部からの研修員の受入れ（次条経営企画係の項第９号及び技術調整係の項第７号に規定するものを除く。）に関すること。

(7) 所属資産の維持管理に関すること。

第12条経営企画係の項第５号中「重要」を削り、同項第６号を削り、同項第７号を同項第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

(7) 局事業に係る地域との連携推進に関する事項の企画調整に関すること。ただし、次項第６号に規定するものを除く。

第12条経営企画係の項中第８号を削り、第９号ただし書を削り、同号を第８号とし、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の２号を加える。

(13) 名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。

(14) 局事業に係る広域化の推進に関すること。ただし、次項第10号に規定するものを除く。

第12条経営企画係の項第10号中「研修生」を「研修員」に改め、同号ただし書中「次項第９号」を「次項第７号」に改め、同号を同項第９号とし、同号の次に次の２号を加える。

(10) 局事業の経営改革の推進に関すること。

(11) 事務改善に関すること。

第12条技術調整係の項第３号中「重要」を削り、同項第５号から10号までを次のように改める。

(5) 局事業に係る環境活動の推進に関すること。

(6) 局事業に係る地域との連携推進に関する事項の企画調整（技術に係るものに限る。）に関すること。

(7) 局事業に係る国際協力業務の企画調整（技術に係るものに限る。）に関すること。

(8) 局事業の経営改革の推進（技術に係るものに限る。）に関すること。

(9) 組織及び職員の定数（技術に係るものに限る。）に関すること。

(10) 局事業に係る広域化の推進（技術に係るものに限る。）に関すること。

第14条を次のように改める。

（経営本部企画経理部経理課）

第14条　経営本部企画経理部経理課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

水道経理係

(1) 水道事業会計及び工業用水道事業会計（以下「水道事業会計等」という。）の予算及び決算に関すること。

(2) 水道事業会計等の財政計画及び資金計画に関すること。

(3) 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に係る計理状況の報告に関すること。

(4) 水道事業会計等の企業債に関すること。

(5) 水道事業等に係る補助金の請求及び受入れに関すること。

(6) 水道事業会計の基金に関すること。

(7) 水道事業会計等及び下水道事業会計（以下「上下水道事業会計」という。）に係る金銭の出納に関すること。

(8) 上下水道事業会計に係る資金運用及び一時借入金に関すること。

(9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

(10) 上下水道事業会計に係る有価証券の取得、処分及び保管に関すること。

(11) 上下水道事業会計に係る債権管理の総括に関すること。

(12) 所属資産の維持管理に関すること。

(13) 課内他係の主管に属しないこと。

下水道経理係

(1) 下水道事業会計の予算及び決算に関すること。

(2) 下水道事業会計の財政計画及び資金計画に関すること。

(3) 下水道事業に係る計理状況の報告に関すること。

(4) 下水道事業会計の企業債に関すること。

(5) 下水道事業に係る補助金の請求及び受入れに関すること。

(6) 財務会計システムの運用及び管理に関すること。

第16条活用推進係の項第１号中「この項において」を削る。

第18条料金係の項第１号を削り、同項第２号中「水道料金等」を「水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同号の次に次の１号を加える。

(3) 破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関すること。

第18条料金係の項中第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とし、同項の次に次の１項を加える。

徴収管理係

(1) 水道料金等の徴収関係事務の総合調整及び指導に関すること。

(2) 水道料金等の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。

(3) 水道料金等に係る未納金の処理（前項第３号に規定するものを除く。）及び欠損処分の手続に関すること。

(4) 水道料金等、手数料、弁償金等の債権の管理及び放棄に関すること。

(5) 水道料金等の収納における口座振替の申込みの処理に関すること。

第19条給排水係の項第３号ただし書中「第23条基準第一係の項第４号」を「第23条土木基準係の項第５号」に改め、同項中第７号を第９号とし、第６号を第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

(8) 貯水槽水道等の管理の指導に関すること。

第19条給排水係の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第１項及び第２項に規定する開発行為についての協議及び同意に関すること。

第20条第２項営業係の部分第１号中「水道料金、下水道使用料」を「水道料金等」に改め、同部分第３号中「水道料金及び下水道使用料」を「水道料金等」に改める。

第22条計画係の項第１号中「水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）」を「水道事業等」に改め、同項第２号中「資料の収集及び管理」を「調査及び研究」に改め、同条利水係の項に次の２号を加える。

(4) 水道施設の事業調整に関すること。

(5) 水道技術管理者の職務に係る局内調整に関すること。

第23条を次のように改める。

（技術本部計画部技術管理課）

第23条　技術本部計画部技術管理課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

土木基準係

(1) 局事業に係る管路及び土木構造物に係る工事（以下「上下水道土木工事」という。）の設計積算の基準に関すること。

(2) 上下水道土木工事の監査に関すること。

(3) 上下水道土木工事（局長が別に定める工事に限る。）の検査に関するこ

と。

(4) 上下水道土木工事の検査及び成績評定の総括に関すること。

(5) 上下水道土木工事に係る施工技術の調査及び研究に関すること。

(6) 上下水道土木工事に係る資機材の企画調整、検査及び改良に関すること。

(7) 上下水道土木工事に係る設計の技術審査に関すること。

(8) 上下水道土木工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

(9) 課内他係の主管に属しないこと。

施設基準係

(1) 局事業に係る建築物、機械設備及び電気設備に係る工事（以下「上下水道施設工事」という。）の設計積算の基準に関すること。

(2) 上下水道施設工事の監査に関すること。

(3) 上下水道施設工事（局長が別に定める工事に限る。）の検査に関すること。

(4) 上下水道施設工事の検査及び成績評定の総括に関すること。

(5) 上下水道施設工事に係る施工技術の調査及び研究に関すること。

(6) 上下水道施設工事に係る資機材の企画調整、検査及び改良に関すること。

(7) 上下水道施設工事に係る設計の技術審査に関すること。

(8) 上下水道施設工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

技術システム管理係

(1) 技術情報システムに係る業務の企画調整に関すること。

(2) 設計積算システム及び施設総合管理システムの管理及び開発（設計積算システムの設計積算の基準に関する部分を除く。）に関すること。

(3) 設計積算システム及び施設総合管理システムに係る研修の実施に関すること。

(4) 設計積算システム及び施設総合管理システムで利用する電子計算機の管理及び運用に関すること。

(5) 設計積算システム及び施設総合管理システムで利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関すること。

(6) 局事業に係る施設等（管路に係るもの以外のものをいい、庁舎等専ら事務所の用に供されている建物及びこれに附属する設備を除く。）のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。

(7) 上下水道土木工事及び上下水道施設工事の検査に関すること。

管路情報係

(1) 配水管等施設の図面等の調製及び管理に関すること。

(2) 下水道台帳の調製及び管理に関すること。

(3) 上下水道マッピングシステムの管理及び開発に関すること。

(4) 上下水道マッピングシステムに係る研修の実施に関すること。

(5) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の管理及び運用に関すること。

(6) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関すること。

(7) 上下水道マッピングシステムに係るデータベースの利活用を推進するための技術的な支援に関すること。

(8) 局事業に係る施設等（管路に係るものに限る。）のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。

(9) 上下水道土木工事の検査に関すること。

第24条を削り、第24条の２を第24条とする。

第25条設計第一係の項第１号中「水道基幹施設等の」の次に「新設、増設及び改造工事の」を加え、同条設計第二係の項第１号ただし書及び設計第三係の項第１号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改める。

第26条建築係の項第１号ただし書、電気係の項第１号ただし書及び機械係の項第１号ただし書中「第23条基準第二係の項第３号」を「第23条施設基準係の項第３号及び技術システム管理係の項第７号」に改める。

第27条工事第三係の項第１号中「工事の施行」を「新設、増設及び改造工事の施行」に改める。

第28条に次の１項を加える。

管路工事調整係

(1) 管路工事の施工管理に係る総合調整に関すること。

(2) 管路工事に係る効率的な設計に係る企画調整に関すること。

(3) 管路工事の設計及び施工管理に係る研修及び講習会に関すること。

(4) 水道工事及び下水道工事の道路占用調整に関すること。

(5) 水道工事及び下水道工事の道路占用に関連する事項の連絡調整に関すること。

(6) 建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関すること。

第29条維持係の項第３号ただし書及び管路計画係の項第２号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改める。

第30条占用調整係の項を削る。

第31条設計第一係の項第３号中「所管区域における」を削り、同号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改め、同項第４号を削り、同項第５号を同項第４号とし、同条設計第二係の項第４号中「所管区域における」を削り、同号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改め、同条設計第三係の項第４号中「所管区域における」を削り、同号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改める。

第36条整備計画係の項第２号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号及び同条基準第二係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、施設基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改め、同項第５号ただし書中「第23条基準第一係の項第３号」を「第23条土木基準係の項第３号、技術システム管理係の項第７号及び管路情報係の項第９号」に改める。

第37条第２項水質係の部分に次の１号を加える。

(2) 所管（別表第４に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の浄

水場の施設等（別に定める施設に限る。以下この項において同じ。）の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。

第37条第２項浄水係の部分第１号中「浄水」を「所管の浄水場の施設等の取水、導水、浄水」に改め、同部分第２号及び第３号を削り、同部分第４号中「（別表第４に定める所管をいう。以下この条において同じ。）」及び「（別に定める施設に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同部分第２号とし、同部分中第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、第７号から第９号までを削り、第10号を第５号とする。

別表第４大治浄水場の項中「送水施設」を「配水施設」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる課又は公所に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の課又は公所に対応する同表右欄の課又は室に勤務を命ぜられたものとみなす。

職員研修所	人材育成推進室
技術システム課	技術管理課
設計第一課（占用調整係）	配水課

（名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正）

３　名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「次の各号」を「次」に改め、同条第２項中「総務部職員研修所技術研修係（以下「技術研修係」という。）」を「総務部人材育成推進室育成総括係（以下「育成総括係」という。）」に改め、同項ただし書中「技術研修係」を「育成総括係」に改める。

第４条中「次の各号」を「次」に改め、同条第７号中「技術研修係」を「育成総括係」に改める。

（名古屋市上下水道局職員研修規程の一部改正）

4　名古屋市上下水道局職員研修規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第２号を削り、第５号を第６号とし、同項第４号中「、技術及び技能」を「及び技術」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「並びに技術及び技能」を「及び技術」に改め、同号を同項第２号とし、同号の次に次の２号を加える。

(3) ステップアップ研修　職員一人ひとりの能力向上を図り、組織としての技術力・対応力を確保するための研修

(4) ＯＪＴ推進支援　職場のＯＪＴを支援する研修

第２条第３項第１号中「前項第１号から第３号」を「前項第１号から第４号」に、「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に改め、同項第２号中「前項第４号」を「前項第５号」に改め、同項第３号中「前項第５項」を「前項第６号」に改め、同条第４項中「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に改める。

第３条第１項中「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に、「前条第２項第１号から第３号までに規定するものに限る」を「前条第２項第５号を除く」に改める。

第８条第１項中「堅持し」の次に「、研修主管者及び研修の講師の指示に従い」を加える。

第９条第２項中「速やかに職員研修所長」を「人材育成推進室長」に改める。

（名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

5　名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第２条中「次の各号」を「次」に改め、同条第５号中「職員研修所長、営業所長」を「営業所長」に改める。

第４条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

（名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正）

6　名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水

道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

別表総務部職員研修所（本部）の項中「総務部職員研修所（本部）」を「総務部人材育成推進室（本部）」に、「研修総括係長」を「育成総括係長」に、「技術研修係長」を「主査（土木系研修担当）」に、「主査（設備部門研修担当）」を「主査（設備系研修担当）」に改め、同表中

「

経営本部営業部瑞穂営業所（本部）	経営本部営業部瑞穂営業所（本部）	営業係長　工事係長
	営業係（昭和サービスステーション）	主査（昭和サービスステーション担当）

」

を

「

経営本部営業部瑞穂営業所（本部）	経営本部営業部瑞穂営業所（本部）	営業係長　工事係長

」

に、

「

経営本部営業部港営業所（本部）	経営本部営業部港営業所（本部）	工事係長
	営業係（南サービスステーション）	主査（南サービスステーション担当）

」

を

「

経営本部営業部港営業所	経営本部営業部港営業所	工事係長

」

に、

「

技術本部計画部技術管理課	技術本部計画部技術管理課	基準第一係長　基準第二係長
技術本部計画部技術システム課	技術本部計画部技術システム課	技術システム管理係長　図面情報係長

」

を

「

技術本部計画部技術管理課	技術本部計画部技術管理課	土木基準係長　施設基準係長　技術システム管理係長　管路情報係長

」

に、

「

技術本部建設部建設工事事務所（本部）	技術本部建設部建設工事事務所（本部）	事務係長　工事第一係長　工事第二係長
技術本部建設部建設工事事務所（工事第三係）		

」

を

「

技術本部建設部建設工事事務所	技術本部建設部建設工事事務所	事務係長　工事第一係長　工事第二係長　工事第三係長

」

に改める。

（名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正）

7　名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下

水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（以下「局長」という。）」を削る。

第４条及び第５条中「次の各号」を「次」に改める。

別表中「総務部職員研修所（船附研修会館）　総務部職員研修所（技術教育センター）　総務部職員研修所（山崎実習所）」を「総務部人材育成推進室（船附研修会館）　総務部人材育成推進室（技術教育センター）　総務部人材育成推進室（山崎実習所）」に改め、「経営本部営業部瑞穂営業所（昭和サービスステーション）」、「経営本部営業部港営業所（南サービスステーション）」及び「技術本部計画部技術システム課」を削り、「技術本部建設部建設工事事務所（工事第三係を除く。）　技術本部建設部建設工事事務所工事第三係」を「技術本部建設部建設工事事務所」に改める。

（名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正）

８　名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

別表水道事業電気主任技術者・総務部・職員研修所の項中

「

職員研修所	技術教育センター
	船附研修会館

」

を

「

人材育成推進室	船附研修会館

」

に改め、同表水道事業電気主任技術者・営業部・営業課の項中

「

瑞穂営業所
昭和サービスステーション
中川営業所
港営業所
南サービスステーション

守山営業所

」

を

「

瑞穂営業所
中川営業所
港営業所
守山営業所

」

に改める。

（名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正）

9　名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

別表第１技術関係職員・現場監督及びその補助者・作業用シャツの項中「総務部職員研修所（以下「職員研修所」を「総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」に改め、同表技術関係職員・本庁勤務者・ズボン（夏）の項中「技術管理課」の次に「（土木基準係及び施設基準係に限る。）」を加え、同表その他・現場作業従事者・作業用シャツの項及びその他・現場作業従事者・布靴の項中「職員研修所」を「人材育成推進室」に改める。

（名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程の一部改正）

10　名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第４条第２項中「課」の次に「（室を含む。）」を加える。

別表中「技術本部計画部技術管理課　技術本部計画部技術システム課」を「技術本部計画部技術管理課」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第２号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

別表第１人事・服務関係の表課公所長の欄第２号ただし書中「総務部職員研修所」を「総務部人材育成推進室」に、「総務部職員研修所長（以下「職員研修所長」を「総務部人材育成推進室長（以下「人材育成推進室長」に改める。

別表第１財務関係の表を次のように改める。

	次長	本部長	部長	課公所長
１		１件 90,000,000円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事（拡張費で執行する工事に限る。以下同じ。）については、企画経理部長及び計画部	１件 45,000,000円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	１件 9,000,000円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、企画経理部経理課長（以下「経理課長」という。）（下水道事業に係る建設改良工事につ

		長）に合議しなければならない。		いては、経理課長及び計画部下水道計画課長（以下「下水道計画課長」という。））に合議しなければならない。
2	削除			
3		１件 90,000,000円以下の工事の受託の決定に関すること。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	１件 45,000,000円以下の工事の受託の決定に関すること。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	１件 9,000,000円以下の工事の受託の決定に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長（下水道事業に係る建設改良工事については、経理課長及び下水道計画課長）に合議しなければならない。
4		１件 90,000,000円以下の測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守等の委託の施行決定に関	１件 45,000,000円以下の測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守等の委託の施行決定に関	１件 9,000,000円以下の測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守等の委託の施行決定に関

		すること。ただし、企画経理部長（高度情報処理機器に係るものにあっては総務部長及び企画経理部長、下水道事業に係る建設改良工事に関するものについては企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	すること。ただし、企画経理部長（高度情報処理機器に係るものにあっては総務部長及び企画経理部長、下水道事業に係る建設改良工事に関するものについては企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長（高度情報処理機器に係るものにあっては情報システム課長及び経理課長、下水道事業に係る建設改良工事に関するものについては経理課長及び下水道計画課長）に合議しなければならない。
5		１件30,000,000円以下の印刷等の施行決定（施行に伴う請負又は委託の決定を含む。第６号の２において同じ。）に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	１件9,000,000円以下の印刷等の施行決定（施行に伴う請負又は委託の決定を含む。第６号の２において同じ。）に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	１件1,800,000円以下の印刷等の施行決定（施行に伴う請負又は委託の決定を含む。第６号の２において同じ。）に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長に

				合議しなければならない。
5の2			上下水道局長の決裁を経た工事等の施行決定並びに本部長の欄第１号、第４号及び前号の施行決定に係る変更で金額変更の総額が当初決定金額の２割以内のもの又は金額変更を伴わないものの決定に関すること。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	部長の欄及び課公所長の欄第１号、第４号及び前号の施行決定に係る変更で金額変更の総額が当初決定金額の２割以内のもの又は金額変更を伴わないものの決定に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長（下水道事業に係る建設改良工事については、経理課長及び下水道計画課長）に合議しなければならない。
6		１件 30,000,000円以下の物（図書、雑誌等の定期刊行物、加除式書籍の追録及び固	１件 9,000,000円以下の物（図書、雑誌等の定期刊行物、加除式書籍の追録及び固	１件 1,800,000円以下の物（図書、雑誌等の定期刊行物、加除式書籍の追録及び固

		定資産を除く。）の購入の決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	定資産を除く。）の購入の決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	定資産を除く。）の購入の決定に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長に合議しなければならない。
６の２		１件30,000,000円以下の物の修繕の施行決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	１件9,000,000円以下の物の修繕の施行決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	１件1,800,000円以下の物の修繕の施行決定に関すること。ただし、１件100,000円以上の場合にあっては、経理課長に合議しなければならない。
７				図書、雑誌等の定期刊行物の購入に関すること。
７の２				加除式書籍の追録の購入に関すること。
８				賃借料の年額又は総額が１件100,000円未満の物の借入れに

				関すること。
8の2		1件 1,000,000円未満の損害賠償（次号の損害賠償請求に関するもの及び職員の職務遂行上の交通事故に関するものを除く。）に関すること。ただし、総務部長及び企画経理部長に合議しなければならない。	1件300,000円以下の損害賠償（次号の損害賠償請求に関するもの及び職員の職務遂行上の交通事故に関するものを除く。）に関すること。ただし、総務部長及び企画経理部長に合議しなければならない。	1件100,000円以下の損害賠償（次号の損害賠償請求に関するもの及び職員の職務遂行上の交通事故に関するものを除く。）に関すること。ただし、総務部調査課長（以下「調査課長」という。）及び経理課長に合議しなければならない。
8の2の2	別表第3第2号の契約に係る受注者の債務不履行に伴う損害賠償請求に関すること。ただし、総務部長及び参事（契約監理）に合議しなければならない。		別表第4財務関係の表主管部長の欄第25号の契約に係る受注者の債務不履行に伴う損害賠償請求に関すること。ただし、総務部長及び参事（契約監理）に合議しなければならない。	別表第4財務関係の表主管課公所長の欄第25号の契約に係る受注者の債務不履行に伴う損害賠償請求に関すること。ただし、総務部契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）に合議しなければなら

				ない。
8の3		1件 90,000,000円以下の支障移設に係る経費の支出決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	1件 45,000,000円以下の支障移設に係る経費の支出決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	1件 9,000,000円以下の支障移設に係る経費の支出決定に関すること。ただし、1件100,000円以上の場合にあっては、経理課長に合議しなければならない。
9		1件 4,000,000円以下の経費（支障移設に係るものを除く。）の支出決定（定額で定例的な経費の支出決定にあっては、1件 4,000,000円を超えるものを含む。）に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	1件 1,000,000円以下の経費（支障移設に係るものを除く。）の支出決定に関すること。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。	1件100,000円以下の経費（支障移設に係るものを除く。）の支出決定に関すること。ただし、経理課長に合議しなければならない。
10				料金後納郵便料金の支払に関

				すること。
11				道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく局用自動車の定期点検整備又は検査に係る契約（当該定期点検整備又は検査に伴い必要となる修繕の委託契約を含む。）の締結に関すること。
12				局用自動車の給油に係る契約の締結に関すること。
12の2				一般廃棄物（スクリーンかす等を除く。）の処理に係る契約の締結に関すること。
12の3				道路における陥没又は漏水の修理に要する砂、砕石の購入に係る契約の締結に関すること。

13				課公所長の欄前２号に掲げるもののほか、１件100,000円未満の印刷、修繕等の請負又は委託契約の締結に関すること。
14				１件100,000円未満の物品の購入契約の締結に関すること。
15				同一節内の細節間の予算の流用に関すること。
16				課公所長の欄第７号から第８号まで及び第10号から第14号までに係る支出の承認（支出に伴う振替の承認を含む。）に関すること。
17				収入の調定（増額又は減額の場合を含む。）に伴う振替の承認に関すること。
18				契約に係る監

				督員の指定及び監督の委託に関すること。
19				契約に関する検査員の指定及び検査の委託に関すること。
20				名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号）第７条に規定する債権の履行延期の特例に関すること。

別表第４財務関係の表主管課公所長の欄第11号中「計画部技術システム課長」を「計画部技術管理課長」に改め、同欄第16号中「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に改め、同欄第24号中「総務部契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）」を「契約監理課長」に改める。

別表第４事業執行関係の表主管課公所長の欄第10号の６中「職員研修所長」を「人材育成推進室長」に改め、同欄第19号中「（名古屋市水道が給水した水の使用に伴って生じた汚水に係るものを除く。）」を削り、「料金課長」の次に「、営業所長」を加え、同表第32号の次に次のように加える。

32の2			都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第１項に規定する協議及び同意に関すること並びに同条第２項に規定する協議に関すること。（

			給排水設備課長）
32の3			下水道法第16条の規定により、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持（以下「承認工事」という。）のうち、開発行為に伴うものに係る承認又は完了検査に関すること。（給排水設備課長）

別表第４事業執行関係の表第42号を削り、同表第42号の２を同表第42号とし、同表第43号の７及び第43号の８を削り、同表主管課公所長の欄第53号の２ただし書中「主管課公所長の欄第43号の８」を「主管課公所長の欄第32号の３」に改める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第３号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第３条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　局総括責任者に事故があるときは、局副責任者がその職務を代理する。

第５条第１項及び第６条中「次の各号」を「次」に改める。

第７条第２項中「毎会計年度（以下「年度」という。）」を「毎年度」に改める。

第12条第３項中「第16条第１項第２号及び」を削る。

第13条第１項中「調査課」を「総務部調査課（以下「調査課」という。）」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第２項中「次の各号に掲げる帳簿」を「文書整理簿」に改め、同項各号を削り、同条第３項を削る。

第14条第１項中「帳簿」を「前条の規定により置く帳簿」に改める。

第15条の見出し中「局」を「本庁」に改め、同条第１項を次のように改める。

本庁に到達した次の各号に掲げる文書は、調査課において、それぞれ当該各号に定める手続により処理しなければならない。

(1) 配布先が明確な文書　開封せず、封筒等に収受日付印（第４号様式。以下「収受印」という。）を押して所管課公所へ配付する。

(2) 局宛ての文書その他の配布先が明確でない文書　開封し、文書の余白に収受印を押して所管課公所へ配付する。この場合において、当該文書が現金又は証券が同封された文書であるときは、現金等集配簿に登載するものとする。

第15条第５項を削り、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」

を「第１項及び第３項」に改め、「あるものは」の次に「、開封せず」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項第１号及び第２号を削り、同項第３号中「余白」を「開封せず、封筒等」に改め、同号を同項第１号とし、同項第４号中「開封し、文書の余白に」を「開封せず、封筒等に」に、「しなければならない」を「する」に改め、同号を同項第２号とし、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、総務局法制課（以下「法制課」という。）から配付された文書で他の局区等（規則第２条第１項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の所管に属すると認められるものは、法制課へ返送しなければならない。

第16条の見出し中「本庁に存する課における」を「課公所へ配布された」に改め、同条第１項を次のように改める。

前条第１項、第３項又は第４項の規定により課公所へ配付された文書（次項の規定により移送された文書を含む。）は、当該課公所の庶務担当の係において、開封し、文書の余白に収受印を押し、その事務を処理する者に配布するものとする。

第16条第３項中「課の長」を「本庁に存する課の長」に、「課において」を「当該課において」に改め、「総務部長が」を削り、「認めたとき」の次に「（当該文書が、前条第３項第２号に掲げる文書である場合を除く。）」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「課に直接到達した文書」を「本庁に存する課に直接到達した文書」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、配付された文書で他の課公所の所管に属すると認められるものは、当該他の課公所へ移送するものとする。

第17条を次のように改める。

（本庁外課公所に直接到達した庁外文書の収受等）

第17条　本庁外課公所に直接到達した文書の収受の手続に関しては、前条第１項及び第２項の規定を準用する。

２　前項の規定にかかわらず、本庁外課公所に直接到達した文書が第15条第３項各号及び同条第４項に掲げる文書であるときは、同条第３項及び第４項の

規定を準用する。

第20条第１項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第１号中「課公所」を「所管課公所」に改め、同項第２号中「局長」を「上下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第21条第１項中「事務及び事業の」を削る。

第24条中「次の各号」を「次」に改める。

第25条第４項中「次の各号」を「次」に改め、同条第５項中「文書番号補助簿又はそれに代わる帳簿」を「文書番号補助簿（第５号様式）又はそれに代わる帳簿を作成し、登載すること」に改める。

第27条第１項中「２以上の課」を「２以上の課公所」に改める。

第31条中「行政文書の浄書」を「次の各号に掲げる行政文書の浄書」に、「次の」を「当該」に改める。

第34条中「行政文書の発送」を「次の各号に掲げる行政文書の発送」に、「次の」を「当該」に改める。

第35条中「次の各号」を「次」に改める。

第37条の見出し中「保管」の次に「及び保存」を加え、同条中「前年度及び現年度の」を削る。

第38条を次のように改める。

第38条　削除

第39条第１項後段を削る。

第45条第２項中「登録するとともに、調査課長に報告」を「登録」に改め、同条第５項中「次の各号に定める手続により処理しなければならない」を「所管課公所長が、当該行政文書に資料館引渡文書目録を添えて、資料館へ引き渡すものとする」に改め、同項各号を削り、同条第６項中「調査課長（原課保存文書にあっては、所管課公所長）」を「所管課公所長」に改める。

第49条の見出し中「他局等」を「他の局区等」に改め、同条第１項中「本市の他の局又は区役所等」を「他の局区等」に、「他の局又は区役所等の長」を「他の局区等の長」に改め、同条第２項及び第50条中「局又は区役所等」を「局区等」に改める。

第54条中「次の各号」を「次」に改める。

第55条中「所管課公所長」を「課公所長」に、「次の各号」を「次」に改める。

第56条第１項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第57条第５項中「次の各号」を「次」に改める。

第58条第６項中「他の局又は区役所等」を「他の局区等」に改める。

第62条第１項及び第２項並びに第63条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第64条第１項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第66条の３第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第２号様式から第５号様式までを次のように改める。

第２号様式　（第13条関係）

年月日	題　　名	種　　類 金　　額	文書添付の有無	発信者名 所管課公所名	受領印
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		
		現　為　切　他 円	有・無		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

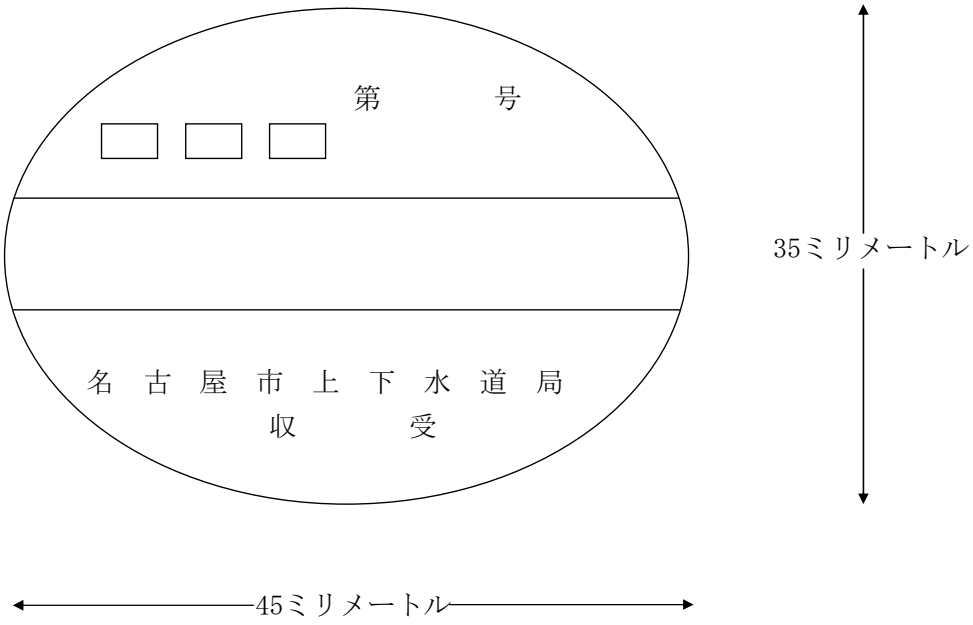
第３号様式　（第13条関係）

年		
番　号	件　　名	月　日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

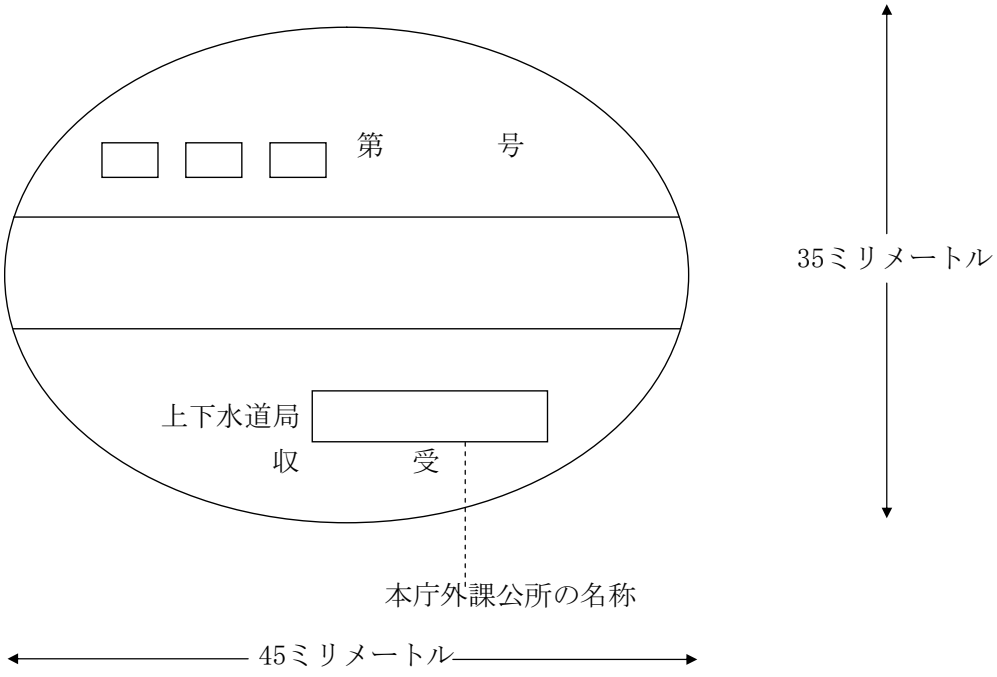
第４号様式（第15条関係）

収受日付印

調査課



本庁外課公所



第５号様式（第25条関係）

文書番号補助簿

文書番号	第　　号		題　　名				
追次番号	収受（発送） 年　月　日	発信者名又は 受信者名	月日経過	月日経過	月日経過	月日経過	月日経過

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第４号

名古屋市上下水道局職員の服務の宣誓の実施に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第３条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項又は第28条の６第１項の規定により採用された職員、非常勤職員及び臨時的任用職員（以下「再任用職員等」という。）を除く。以下同じ。）」を削る。

第７条を削り、第６条を第７条とする。

第５条中「第３条」の次に「又は第５条」を、「その職員」の次に「（臨時的任用職員を除く。）」を加え、同条を第６条とする。

第４条の次に次の１条を加える。

第５条　前２条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条若しくは第26条の６又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づき雇用する臨時的任用職員（以下「臨時的任用職員」という。）及び法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員の宣誓は、宣誓書に署名押印し、局長に提出することにより行う。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第５号

名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１条の次に次の１条を加える。

（委嘱）

第１条の２　非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する者のうち従事する職務に関する知識又は経験を有すると認められるものから選考により、上下水道局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

(1) 職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第１号）第２条の規定により退職した者

(2) 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第６条の２の規定の適用を受けた者

(3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条に規定する保健師の免許を有する者

(4) 局長が別に定める者

第２条第１項第２号中「（昭和23年法律第203号）」を削り、同項第９号中「土木技術又は設備部門」を「人材育成推進」に改め、同項第16号を同項第19号とし、同項第13号から第15号までを３号ずつ繰り下げ、同項第12号を同項第14号とし、同号の次に次の１号を加える。

(15)　下水道使用者の確認及び下水道の使用の勧奨に関する事務支援等の職務

第２条第１項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第９号の次に次の２号を加える。

(10)　局事業に係る国際協力並びに防災及び危機管理に関する技術的な支援

等の業務

(11)　局資産の適正な管理及び局資産を効率的に運用するための調査又は当該職務を統括する職務

第２条第３項中「上下水道局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

第４条中「第10号」を「第12号」に改める。

第17条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

別表第１第２条第１項第９号の職務の項から第２条第１項第16号の職務の項までを次のように改める。

第２条第１項第９号の職務	１　人材育成推進に係る施策の調査、研究等を行うこと。 ２　研修及びその実施体制の調査、研究等を行うこと。 ３　研修の効果検証及びその履歴管理に関する調査、研究等を行うこと。 ４　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第10号の職務	１　独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）の実施する技術協力プロジェクトにおける漏水対策に関する研修の企画・運営に係る指導及び助言を行うこと。 ２　国際協力機構からの研修員に対する技術的な指導及び助言を行うこと。 ３　局事業に係る国際協力に関する研修プログラムの策定の技術的な支援を行うこと。 ４　局事業に係る国際協力における関係機関等との連絡調整の支援を行うこと。 ５　局事業に係る防災及び危機管理に関する広報及び啓発の支援を行うこと。 ６　局及び関係機関の実施する防災及び危機管理に関する訓練等の支援を行うこと。

	7　局事業に係る防災及び危機管理に関する職員の技術向上の施策の調査研究を行うこと。 8　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第11号の職務	1　局資産の適正管理及び局資産を効率的に運用するための調査又は当該調査についての指示及び統括に関すること。 2　車両の整備及び管理の統括に関すること。 3　設備系固定資産の管理及び調査の統括に関すること。 4　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第12号の職務	1　局が所管する設備系固定資産を効率的に、かつ、効果的に管理し、及び運用するための基本情報の整備等に関する調査又は当該調査についての指示及び統括を行うこと。 2　前号の調査に基づき、基本情報の整備又は当該整備についての指示及び統括を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第13号の職務	1　用地の管理、有効活用等における事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 2　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第14号の職務	1　水洗便所改造補助金及び浄化槽廃止工事補助金の交付における事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 2　水洗便所改造資金及び浄化槽廃止工事資金の貸付け及び償還における事務的な支援並びに指導及び助言を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第15号の職務	1　下水道使用者の確認及び下水道の使用の勧奨に関する業務の支援並びに指導及び助言を行うこと。 2　汚水排出量の認定に関する業務の支援並びに指導及び助言を行うこと。

	3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第16号の職務	1　排水設備現場検査業務の統括を行うこと。 2　排水設備調書の管理業務の統括を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第17号の職務	1　建設工事事務所所管工事における施工安全パトロールを行うこと。 2　建設工事事務所所管工事における施工管理に係る補助を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第18号の職務	1　管路センター所管工事における現場パトロール及びその結果報告を行うこと。 2　管路センター所管工事における施工管理に係る補助を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。
第２条第１項第19号の職務	1　浄水場の施設見学における企画調整、他部署との連絡調整、問合せ対応等を行うこと。 2　浄水場の施設見学者の案内業務に係る支援を行うこと。 3　その他特に指示された事務を処理すること。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第６号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第９条第１項中「880円」を「910円」に改め、同条第２項中「885円」を「915円」に改める。

第10条第１項及び第11条中「次の各号」を「次」に改める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第７号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１条　名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第2

企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	131,000	146,600	200,900	226,200
2	132,000	147,800	202,300	227,300
3	133,000	149,000	203,700	228,400
4	133,900	150,200	205,000	229,500
5	134,800	151,300	206,300	230,600
6	135,800	152,600	207,700	231,700
7	136,800	153,800	209,100	232,800
8	137,700	155,000	210,500	233,900
9	138,600	156,200	211,900	235,000
10	139,600	157,700	213,700	236,100
11	140,600	159,200	215,400	237,200
12	141,600	160,600	217,100	238,300
13	142,500	162,000	218,800	239,400
14	143,600	163,500	220,000	240,500
15	144,600	165,000	221,200	241,600
16	145,600	166,400	222,400	242,700
17	146,600	167,800	223,500	243,800
18	147,800	169,300	224,700	244,900
19	149,000	170,800	225,900	246,000
20	150,200	172,200	227,100	247,100
21	151,300	173,600	228,200	248,200
22	152,500	175,100	229,400	249,300
23	153,700	176,500	230,600	250,400
24	154,900	177,900	231,800	251,500
25	156,100	179,300	232,900	252,600
26	157,600	180,800	234,100	253,800
27	159,100	182,200	235,300	255,000
28	160,600	183,600	236,500	256,200
29	162,000	185,000	237,600	257,300
30	163,500	186,500	238,800	258,500
31	164,900	187,900	240,000	259,600
32	166,300	189,300	241,200	260,700
33	167,700	190,700	242,300	261,800
34	169,100	191,900	243,500	262,900
35	170,500	193,100	244,700	264,000
36	171,900	194,300	245,900	265,000
37	173,300	195,500	247,000	266,000
38	174,700	196,600	248,200	267,100
39	176,100	197,700	249,400	268,200
40	177,500	198,800	250,500	269,200

41	178,900	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	

129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

第２条　名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第５条第１項、第10条第１項、第12条第１項、第15条第２項、第17条第１項、第19条第１項、第23条及び第24条中「次の各号」を「次」に改める。

第31条第４項中「規定する職員及び」の次に「同規程第７条の２第１項の規定により交替制勤務を命ぜられた職員（以下「特例交替制勤務職員」という。）並びに」を、「規定する職員の勤務」の次に「（特例交替制勤務職員にあっては、交替制勤務を命ずる月の勤務に限る。）」を加える。

第34条第３項中「第６第６項第２号」を「第６第５項第２号」に改める。

第49条第４項中「前項」を「第１項」に改める。

附則第10項第１号中「1,000分の291」を「1,000分の298」に改め、同項第２号中「1,000分の174」を「100分の18」に改め、同項第３号中「1,000分の109」を「1,000分の115」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第５項の規定は平成30年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定及び附則第６項の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の規定又は附則第６項の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後規程又は平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定め

る。

（名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

5　名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「1,000分の291」を「1,000分の298」に、「1,000分の229」を「1,000分の236」に、「1,000分の174」を「100分の18」に、「1,000分の107」を「1,000分の113」に、「1,000分の109」を「1,000分の115」に、「100分の４」を「1,000分の46」に改める。

6　名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改める。

附則別表第１及び附則別表第２を次のように改める。

企業職給料表(1)

職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	152,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	153,200	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	154,300	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	155,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	156,900	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	158,400	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	159,900	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	161,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	163,100	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	164,900	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	166,700	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	168,500	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	170,200	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	171,900	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	173,600	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	175,300	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	176,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	178,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	179,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	181,400	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	182,600	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	183,800	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	185,000	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	186,200	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	187,400	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	188,600	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	189,800	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	191,000	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	192,200	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	193,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,600	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

41	195,800	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	197,000	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	198,200	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,400	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,500	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,700	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,900	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	204,000	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600		
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400		
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100		
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800		
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500		
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200		
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900		
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600		
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300		
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100		
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800		
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500		
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200		
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400			
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100			
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				
125		302,600		384,500	406,700				
126		303,000		385,200	407,400				
127		303,400		385,900	408,100				
128		303,700		386,500	408,700				

129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					
151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考　1　この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
　　2　この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2

企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,900	148,000	214,600	229,100	243,900
2	131,900	149,200	216,200	230,600	246,000
3	132,900	150,400	217,800	232,100	248,000
4	133,800	151,600	219,400	233,500	250,000
5	134,700	152,700	220,900	234,900	252,000
6	135,700	153,900	222,500	236,900	254,000
7	136,700	155,100	224,100	238,900	256,000
8	137,600	156,200	225,700	240,900	258,000
9	138,500	157,300	227,300	242,800	260,000
10	139,500	158,500	229,300	244,800	262,100
11	140,500	159,700	231,300	246,800	264,200
12	141,500	160,900	233,200	248,800	266,200
13	142,400	162,000	235,100	250,700	268,200
14	143,500	163,700	237,100	252,800	270,300
15	144,600	165,300	239,000	254,900	272,400
16	145,600	166,900	240,900	256,900	274,500
17	146,600	168,500	242,800	258,900	276,500
18	147,700	170,200	244,700	261,000	278,600
19	148,800	171,900	246,600	263,100	280,700
20	149,900	173,600	248,500	265,200	282,800
21	150,900	175,300	250,400	267,300	284,900
22	152,100	177,000	252,300	269,500	287,100
23	153,200	178,700	254,200	271,600	289,200
24	154,300	180,400	256,100	273,700	291,300
25	155,400	182,100	257,900	275,800	293,400
26	156,900	183,800	259,800	278,000	295,600
27	158,400	185,500	261,700	280,100	297,700
28	159,900	187,200	263,600	282,200	299,800
29	161,300	188,900	265,500	284,300	301,900
30	163,100	190,600	267,400	286,500	304,100
31	164,900	192,300	269,300	288,600	306,200
32	166,700	194,000	271,200	290,700	308,300
33	168,500	195,700	273,100	292,800	310,400
34	170,200	197,400	275,000	295,000	312,700
35	171,900	199,100	276,900	297,200	315,000
36	173,600	200,800	278,800	299,400	317,200
37	175,300	202,500	280,700	301,500	319,400
38	176,900	204,200	282,600	303,600	321,600
39	178,400	205,900	284,500	305,700	323,800
40	179,900	207,600	286,400	307,700	325,900

41	181,400	209,300	288,200	309,700	328,000
42	182,600	211,000	290,100	311,600	330,100
43	183,800	212,700	292,000	313,500	332,100
44	185,000	214,400	293,900	315,300	334,100
45	186,200	216,100	295,700	317,100	336,100
46	187,400	217,800	297,600	319,000	338,000
47	188,600	219,500	299,500	320,800	339,800
48	189,800	221,200	301,300	322,600	341,600
49	191,000	222,900	303,100	324,400	343,400
50	192,200	224,600	304,900	326,300	345,200
51	193,400	226,300	306,700	328,100	347,000
52	194,600	228,000	308,500	329,900	348,800
53	195,800	229,700	310,300	331,700	350,500
54	197,000	231,400	312,000	333,200	351,700
55	198,200	233,100	313,700	334,600	352,900
56	199,400	234,800	315,400	336,000	354,000
57	200,500	236,500	317,000	337,400	355,100
58	201,700	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,900	239,900	320,000	339,600	358,100
60	204,000	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146				397,800	
147				398,400	
148				399,000	
149				399,600	
150				400,300	
151				400,900	
152				401,500	
153				402,100	
154				402,700	
155				403,300	
156				403,900	
157				404,400	

名古屋市上下水道局管理規程第８号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１条　名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

附則第２条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年齢	金額	年齢	金額
16歳	135,800円	17歳	137,700円
18歳	140,600円	19歳	142,500円
20歳	146,600円	21歳	149,000円
22歳	151,300円	23歳	154,900円
24歳	159,100円	25歳	163,500円
26歳	170,500円	27歳	174,700円
28歳	177,500円	29歳	180,300円
30歳	185,900円	31歳	191,200円
32歳	196,800円	33歳	196,800円
34歳	196,800円	35歳	196,800円
36歳	196,800円	37歳	197,900円
38歳	197,900円	39歳	202,100円
40歳以上	206,500円		

別表第２初任給表イ企業職給料表(2)の表中「156,000円」を「159,100円」に、「137,500円」を「140,600円」に、「133,700円」を「136,800円」に改

める。

第２条　名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第２条年齢別最低給料表中「151,300円」を「152,500円」に、

「

38歳	197,900円

」を「

38歳	199,000円

」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、平成30年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の規定及び次項の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第８号）の規定は、平成29年４月１日から適用する。

（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

３　名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第５項中「175,300円」を「178,400円」に、「155,300円」を「158,400円」に、「145,700円」を「148,800円」に、「168,800円」を「171,900円」に、「141,500円」を「144,600円」に改める。

４　名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第３項中「達する日」の次に「（定年前早期退職者（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第６条の２に規定する者をいう。）の退職の日を含む。）」を加える。

名古屋市上下水道局管理規程第９号

名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第１条　名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号。以下「退職者期末手当等規程」という。）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「支給する時期ごとに100分の85（管理職員にあっては100分の105」を「６月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（管理職員にあっては６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115」に改め、同項第２号中「支給する時期ごとに100分の40（管理職員にあっては100分の50」を「６月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（管理職員にあっては６月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55」に改める。

第11条の２第１号中「支給する時期ごとに1,000分の865から1,000分の1,195まで」を「６月に支給する場合においては1,000 分の865 から1,000分の1,195 まで、12月に支給する場合においては1,000 分の965 から1,000分の1,295 まで」に改め、同条第２号中「支給する時期ごとに100分の41から100分の57まで」を「６月に支給する場合においては100分の41から100分の57まで、12月に支給する場合においては100分の46から100分の62まで」に改める。

第２条　退職者期末手当等規程の一部を次のように改正する。

第２条第１号オ中「いう。）又は」を「いう。）のうち派遣先の団体から

基準条例に規定する期末手当に相当する賃金を受けている者又は期末手当受給派遣職員（」に、「派遣され、」を「派遣されている職員のうち」に改め、「者」の次に「をいう。）」を加える。

第７条第５号中「自治法派遣職員」の次に「のうち派遣先の団体から基準条例に規定する奨励手当に相当する賃金を受けている者」を加える。

第８条第１項第１号中「６月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（管理職員にあっては６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115」を「支給する時期ごとに100分の90（管理職員にあっては100分の110」に改め、同項第２号中「６月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（管理職員にあっては６月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55」を「支給する時期ごとに1,000分の425（管理職員にあっては1,000分の525」に改める。

第11条の２第１号中「６月に支給する場合においては1,000分の865 から1,000分の1,195 まで、12月に支給する場合においては1,000分の965 から1,000分の1,295 まで」を「支給する時期ごとに1,000分の915 から1,000分の1,245まで」に改め、同条第２号中「６月に支給する場合においては100分の41から100分の57まで、12月に支給する場合においては100分の46から100分の62まで」を「支給する時期ごとに1,000分の435から1,000分の595まで」に改める。

附　則

１　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の退職者期末手当等規程の規定は、平成29年４月１日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第７条第２項、第14条、第15条、第18条、第20条中「次の各号」を「次」に改める。

第34条第２項中「職員が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときにおける当該職員に係る健康診断の取扱いは、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員に係る健康診断の取扱いは」に改め、同項第２号中「前号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 職員が前項に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出する場合　当該書面をもって同項に規定する健康診断の結果に代える。

第34条の次に次の１条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第34条の２　局長は、職員に対して法第66条の10第１項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

２　前項に規定する検査は、原則として全職員を対象として実施する。

第35条第１項中「前条第２項」を「第34条第２項」に改める。

第37条中「結果」の次に「又は職員が現に病院若しくは診療所において治療を受けている場合における当該職員の主治医である医師の診断書等により」を加える。

第38条を次のように改める。

第38条　前条の場合において、長期の休養又は療養を必要と認める職員には、

その原因である傷病のため名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号。以下「職免規程」という。）第２条第８号の規定による職務に専念する義務の免除（以下「傷病免」という。）の承認を得て引き続き勤務しなかった期間が職免規程第３条第１項第３号又は同項第３号の２に規定する日数となる日までに、その傷病の程度を考慮し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号の規定に基づき、当該職員の休職（以下「傷病休職」という。）に関し必要な措置を行う。この場合において、職免規程第３条第１項第３号の２に規定する「局長が別に定める日数」は、１年間とする。

別表を次のように改める。

別表（第35条関係）

病勢		管理区分		措置基準
医療面	勤務面			
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為を必要とするもの	傷病免又は傷病休職により勤務を休む必要があるもの	要休養者	A	傷病免又は傷病休職の方法により休養又は療養をさせる。
	傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、一定期間、通勤及び超過勤務等に関し配慮を必要とするもの	養護者	B_1	1　職免規程第２条第９号の規定に基づく通勤に係る職務に専念する義務の免除の承認を与える。 2　超過勤務命令、深夜勤務命令等を発しない。 3　原則として、旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者

				にあっては、職免規程第２条第９号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	勤務制限を必要とするもの		B_2	１　超過勤務命令、深夜勤務命令等を発しない。 ２　５日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 ３　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 ４　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第２条第９号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	軽度の勤務制限を必要とするもの		B_3	１　深夜勤務命令等を発しない。 ２　超過勤務命令は、１日につき２時間、１週間について６時間を超えて発しない。 ３　10日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 ４　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務がで

				きるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第２条第９号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為又は定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	要観察者	C	疲労度の著しく高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第２条第９号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務以外の業務に勤務できるよう努める。
管理区分の対象となった傷病について、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務は全く平常に行ってよいもの	健康注意者	D	

備考　各管理区分における職免規程第２条第９号の規定に基づく措置は、地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員には、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日現に管理区分に指定されている職員（局長が施行日に管理区分の指定を変更し、又はその指定を解除する者を除く。）に対するこの規程による改正後の名古屋市上下水道局安全衛生管理規程別表の規定の適用については、同表中「傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、」とあるのは「勤務制限を必要とするとともに、施行日から」とする。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局会計規程及び名古屋市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

（名古屋市上下水道局会計規程の一部改正）

第１条　名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「企画経理部経理課資金係長」を「企画経理部経理課主査（資金担当）」に改める。

第15条第１項、第17条、第20条、第25条、第29条、第31条及び第48条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第55条第１項中「次の各号」を「次」に改め、同条第２項中「次の各号」を「次」に改め、第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、第５号から第10号までを２号ずつ繰り上げ、同条第３項に次のただし書を加える。

ただし、局長が特に認める支払金については、別に定める方法によることができる。

第60条、第63条第１項、第67条第１項及び第71条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第76条第１項中「次の各号」を「次」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2) 講習費、職員研修費その他これらに類する経費

第83条第２項中「局長の承認を受け、前条第２号ア(ア)の入札保証金（以下単に「入札保証金」という。）については保証金納付書により、その他の預り金については」を削り、同条第４項中「入札保証金又は」を削る。

第85条第３項を次のように改める。

３　金銭出納員は、第１項の規定により還付請求書を送付され、預り有価証券を還付するときは、保証金保管証書に納付者の領収印を徴し、当該保証金保管証書と預り有価証券とを引換える。

第85条第４項及び第５項中「又は入札保証金」を削る。

第88条を次のように改める。

第88条　削除

第90条ただし書を削る。

第121条第１項、第129条第１項、第133条、第134条第１項、第135条第１項、第138条、第140条、第141条第１項、第144条第１項、第147条第２項、第154条第１項、第156条及び第159条中「次の各号」を「次」に改める。

（名古屋市上下水道局契約規程の一部改正）

第２条　名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

第５条及び第９条の２中「次の各号」を「次」に改める。

第12条第２項中「、入札保証金保管証書を受領し」を削る。

第18条第１項中「入札保証金保管証書」を「入札保証金に係る領収書」に改める。

第50条第１項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

（名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部改正）

第１条　名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

別記様式を削る。

（名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正）

第２条　名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第８条、第13条の２及び第20条中「次の各号」を「次」に改める。

第33条第５項に次のただし書を加える。

ただし、洪水及び雨水出水による浸水被害に係る減免については、あらかじめ別に定めるものとする。

（名古屋市下水道条例施行規程の一部改正）

第３条　名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第９条、第14条第１項及び第17条中「次の各号」を「次」に改める。

第27条第１項中「第20条第２項」を「第20条第３項」に改める。

第30条の２第１項及び第33条中「その他汚水」を「水道以外汚水」に改める。

第41条第４項に次のただし書を加える。

　ただし、洪水及び雨水出水による浸水被害に係る減免については、あらかじめ別に定めるものとする。

第８号様式を次のように改める。

第８号様式（第 16 条、第 21 条関係）

取付管
排水設備工事（承認）申請書
水洗便所

(宛先)名古屋市上下水道局長

年　月　日

受付	給排水設備課	年　月　日 第　号	営業所	年　月　日 第　号	完成 検査	年　月　日 年　月　日	水栓番号 完成予定	第　号 年　月　日
工事種別		1.新増築　2.くみ取改造　3.浄化槽廃止　4.その他					排除方式	合　流・分　流

施工場所	区	屋号、またはアパート等住宅名	戸数

	住所	氏名	電話番号
申請者		㊞	
代理人		㊞	
使用者	(申請者と同一であれば記入しないでください。)		
建物所有者	(申請者と同一であれば記入しないでください。)		

	合流 取付管	分流 汚水取付管	分流 雨水排水	建物・土地
既設	150㎜　箇所 200㎜　箇所 ㎜　箇所	100㎜　箇所 150㎜　箇所 ㎜　箇所	※該当項目に○ ・U字側溝 ・雨水取付管（既設：　㎜） ・雨水取付管（新設：　㎜） ・雨水取付管（撤去：　㎜） ・その他（：　）	地上　階 地下　階 延床面積　㎡ 敷地面積　㎡
申請	築造　㎜　箇所 築造　㎜　箇所 撤去　㎜　箇所 撤去　㎜　箇所	築造　㎜　箇所 築造　㎜　箇所 撤去　㎜　箇所 撤去　㎜　箇所		関連工事費　対象・対象外

業種等	1.一般住宅・共同住宅　2.事務所　3.工場・事業所（具体的に：　）4.店舗施設（具体的に：　）5.その他（具体的に：　）
給水工事	1.水道メータ取付部分の口径 50㎜ 以上の給水工事　2.配水管布設を伴う給水工事　市水以外の他水使用（井水・工水・その他：　）
特記事項	阻集器　有・無　ディスポーザ排水処理システム　有・無 地下排水槽　有・無　通気方式　各個・ループ・伸長・無 雨水流出抑制　有・無　【浸透雨水ます（　個）浸透トレンチ（　m）雨水貯留（　㎥）その他（　）】

	設計・審査	年　月　日	竣工	年　月　日	
本管径	θ　㎜		θ　㎜		備考
本管土被	H　m		H　m		
取付延長	L　m		L　m		
舗装種別	m		m		
	m		m		
毎延長	m		m		

道路分請負施工	指示番号	指定排水設備工事店 （指定番号 商号又は名称 電話番号）
	発行番号	
名古屋市指定水道工事店協同組合		
第　号		

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第３条の規定による改正前の名古屋市下水道条例施行規程（以下「改正前規程」という。）第８号様式による書面は、平成31年３月31日までの間は、これを使用することができる。

3　平成31年３月31日以前に使用された改正前規程第８号様式による書面は、第３条の規定による改正後の名古屋市下水道条例施行規程第８号様式による書面とみなす。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局補助金等交付規程等の一部を次のように改正する。

平成30年３月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

（名古屋市上下水道局補助金等交付規程の一部改正）

第１条　名古屋市上下水道局補助金等交付規程（平成18年名古屋市上下水道局管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第19条第２項中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同条第４項中「年14.6パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

（水洗便所の築造に関する条例施行規程の一部改正）

第２条　水洗便所の築造に関する条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第59号）の一部を次のように改正する。

第７条の３第３項中「年14.6パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

（名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正）

第３条　名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第60号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第３項中「年14.6パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の名古屋市上下水道局補助金等交付規程第19条第４項、水洗便所の築造に関する条例施行規程第７条の３第３項及び名古屋市上

下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程第８条の３第３項の規定は、延滞金のうち平成30年４月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

名古屋市交通局告示第３号

「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和５４年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１９条第５項及び第４３条第３項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和２８年名古屋市交通局管理規程第３５号）第２３条第２項の規定に基づき、「地下迷宮に眠る謎」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

平成３０年3月２６日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

１　発売対象者

「地下迷宮に眠る謎」謎解きキット購入者に対して発行します。

２　料金

６００円

３　有効期間

平成３０年4月１４日から同年7月３１日まで

４　発売枚数

３０，０００枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎」謎解きキット１セット購入につき１枚の発売とします。）

５　発売場所

各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

６　使用条件

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券は、１枚で大人１人が有効期間内の使用日１日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用するこ

とができ、その使用回数を制限しません。

7　発売期間

平成３０年４月１４日から平成３０年７月３１日まで

8　料金の還付

(1) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱い、その期間は、発売日から平成３０年７月３１日までとします。

(2) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、１枚につき１００円とします。

9　不正使用

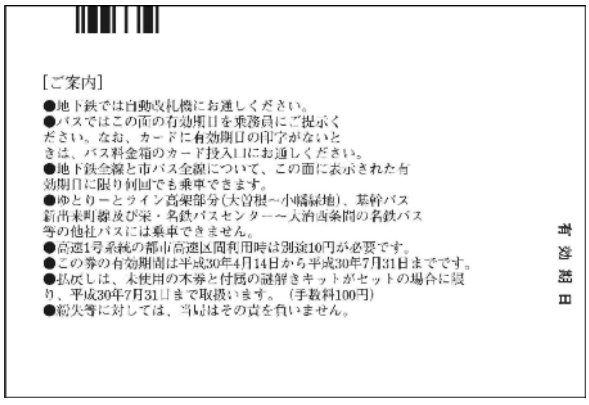
地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

１０　様式

（表）



（裏）



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第４号

名古屋市交通局出納取扱金融機関についての一部改正について

昭和３９年名古屋市交通局告示第１４号（名古屋市交通局出納取扱金融機関について）の一部を、平成３０年４月１日から次のように改正します。

平成３０年３月２９日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

第１項中「株式会社　三菱東京ＵＦＪ銀行」を「株式会社　三菱ＵＦＪ銀行」に改めます。

名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課

名古屋市交通局告示第５号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成２３年名古屋市交通局告示第２０号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、平成３０年４月１日から次のように改正します。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

表中株式会社ＪＴＢ中部の項を次のように改めます。

株式会社ＪＴＢ 東京都品川区東品川二丁目３番１１号	平成２９年名古屋市交通局告示第８号（ＳＨＯＲＹＵＤＯ　Ｎａｇｏｙａ　Ｓｕｂｗａｙ　＆　Ｂｕｓ　１ＤＡＹ　Ｔｉｃｋｅｔの発売について）に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第６号

ＳＨＯＲＹＵＤＯ　Ｎａｇｏｙａ　Ｓｕｂｗａｙ　＆　Ｂｕｓ
１Ｄａｙ　Ｔｉｃｋｅｔの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和５４年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１９条第５項及び第４３条第３項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和２８年名古屋市交通局管理規程第３５号）第２３条第２項の規定に基づき、ＳＨＯＲＹＵＤＯ　Ｎａｇｏｙａ　Ｓｕｂｗａｙ　＆　Ｂｕｓ　１Ｄａｙ　Ｔｉｃｋｅｔ（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

平成３０年3月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

１　発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

２　料金

６００円

３　発売枚数

１５，０００枚（ただし、１人につき２枚までの発売とします。）

４　発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス２１ｉセンター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びＣｅｎｔｒａｌ　Ｊａｐａｎ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｃｅｎｔｅｒとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

５　使用条件

昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、１枚で大人１人が使用日１日に限

り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6　発売開始日

平成３０年４月１日

7　料金の還付

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、１枚につき１００円とします。

8　不正使用

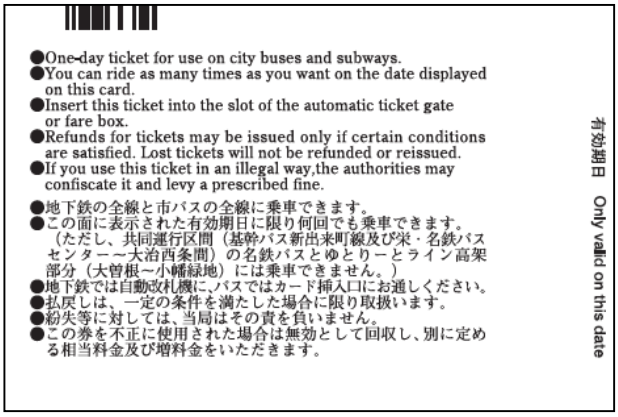
昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9　様式

（表）



（裏）



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第２号

名古屋市交通局会計規程（昭和３１年名古屋市交通局管理規程第１１号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月２９日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

第４条中「（担当部長を含む。以下同じ。）」を削る。

第１５条中「（担当部を含む。）」を削る。

第４８条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、一時限りの支払その他金銭出納職が特に必要があると認める経費の支払については、取引先登録申込書の提出を要しない。

第５１条第３号に次のただし書を加える。

ただし、第４８条第２項に規定する経費の支払にあっては、取引先登録申込書との照合を要しないものとする。

第５５条第１項第４号中「場所において直接支払を必要とする」を「参加費、資料代その他これに類する」に改める。

第６１条に次の１号を加える。

(3) 式典、講習会、懇談会その他会合又は催物の参加費、資料代その他これに類する経費

附　則

この規程は、発布の日から施行し、改正後の第４条及び第１５条の規定を除き、平成３０年度以降の予算に係る支払について適用する。

名古屋市交通局管理規程第３号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和３２年名古屋市交通局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

第２条中「電車施設課　施　設　係」を「電車施設課　整　備　係」に、「設　備　係」を「改　良　係」に改める。

「　営繕改良係

設　備　課　　に改める。

設　備　係

設備改良係」

第３条営業本部電車部電車施設課の項を次のように改める。

電車施設課

整　備　係

(1) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。

(2) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。

(3) 課内他係に属しないこと。

改　良　係

(1) 駅務区及び運転区に係る施設の改良計画及び施行に関すること。

(2) 駅務区及び運転区に係る施設の改良に係る連絡調整に関すること。

(3) 駅の案内表示（駅務機器係の主管に属するものを除く。）に関すること。

第３条技術本部施設部施設計画課計画係の項中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。

第３条技術本部施設部営繕課の項を次のように改める。

営　繕　課

営　繕　係

(1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の建設、改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

(2) 建築施設及び関連施設の保守業務の総合調整に関すること。

(3) 営繕用資材の需給計画に関すること。

(4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

(5) 施設事務所の事務の連絡調整に関すること。

(6) 課内他係に属しないこと。

営繕改良係

(1) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

(2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

第３条技術本部施設部営繕課の項の次に次のように加える。

設　備　課

設　備　係

(1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の付帯設備の建設、改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

(2) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守業務の総合調整に関すること。

(3) 施設の付帯設備の営繕用資材の需給計画に関すること。

(4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

(5) 課内他係に属しないこと。

設備改良係

(1) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の付帯設備の改良計画（他部課室係の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。

(2) 関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（交通局次長以下代決規程の一部改正）

第２条　交通局次長以下代決規程（昭和４０年名古屋市交通局管理規程第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１主管課長の欄第３６号中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加える。

（高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正）

第３条　高速度鉄道自主保安監査規程（平成９年名古屋市交通局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

別表中「

電車施設課長	電車施設課施設係長	旅客施設

」を「

電車施設課長	電車施設課整備係長	旅客施設

」に改める。

（名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第４条　名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程（平成１３年名古屋市交通局管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条の表２の項中「営繕課」の次に「、設備課」を加える。

名古屋市交通局管理規程第４号

勤務時間及び休暇に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

（勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正）

第１条　勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第１６条の２第１項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第２項中「別に定めるところにより、６月以内」を「指定期間内」に改める。

（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第２条　勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条の６を削除し、第２条を次のように改める。

（超過勤務等の制限）

第２条　規程第１０条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３６条に基づく時間外及び休日労働に関する協定に定める範囲内において、これを命ずるものとする。

２　局長は、妊娠中又は出産後１年以内の女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務時間を割り振り又は超過勤務をさせてはならない。

３　局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜において

常態として当該子を養育することができる配偶者（当該子の親であるものに限る。）がいない職員に限る。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜において、勤務時間を割り振り又は超過勤務をさせてはならない。

4　前項中「常態として当該子を養育することができる配偶者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月について３日以下の者を含む。）

(2) 負傷、疾病又は心身の機能の障害により、当該子を養育することが困難な状態にない者

(3) ８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定でない者

(4) 産後８週間を経過した者

5　局長は、要介護者（勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号）第１６条の２第１項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜において、勤務時間を割り振り又は超過勤務をさせてはならない。

6　局長は、妊産婦が請求した場合には、超過勤務をさせてはならない。

7　局長は、３歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。）をさせてはならない。

8　局長は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務をさせてはならない。

9　局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１月について２４

時間、１年間について１５０時間を超えて、超過勤務を命じてはならない。

１０　局長は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、１月について２４時間、１年間について１５０時間を超えて、超過勤務を命じてはならない。

第５条の３第１号中「職員の自己啓発等休業に関する職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２８年名古屋市条例第４号）」を「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２８年名古屋市条例第４号）」に改める。

第６条の２中第３項から第６項までを次のように改める。

３　規程第１６条の２第１項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第８の介護休暇簿（当該様式の介護休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。以下「介護休暇簿」という。）に記入又は記録して、局長に対し行わなければならない。

４　局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第７項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

５　職員は、第３項の申出に基づき前項若しくは第７項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第７項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入又は記録して、局長に対し申し出なければならない。

６　局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第４項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

第６条の２に次の２項を加える。

７　第４項又は前項の規定にかかわらず、局長は、それぞれ、申出の期間又

は第３項の申出に基づき第４項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第５項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第６条の４ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

８　指定期間の通算は、暦に従って計算し、１月に満たない期間は、３０日をもって１月とする。

第６条の３を次のように改める。

第６条の３　介護休暇の単位は、１日、半日（規程第１４条第３項に規定する半日とする。）又は１時間（当該介護休暇と要介護者を異にする職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１１号）第２条第９号の２の２の規定による職務に専念する義務の免除（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、１時間）とする。

２　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該４時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第６条の４を第６条の７とし、第６条の３の次に次の３条を加える。

第６条の４　局長は、介護休暇の請求について、規程第１６条の２第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第６条の５　介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿に記入又は記録して局長に請求しなければならない。

２　前項の介護休暇の承認を受けようとするときは、２週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

第６条の６　前条第１項の請求があった場合においては、局長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

２　局長は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

別記様式第８を次のように改める。

様式第８

（第１面）

介護休暇簿

（所属名）			（職員番号）	（氏名）
※要介護者に関する事項	氏名		※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄			
	介護が必要となった時期 年　月　日			

指定期間の申出・指定							
※本人印	決裁欄				※申出の期間	※申出日	期間
					年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日	月　日
備考							

指定期間の延長・短縮							
※本人印	決裁欄				※延長・短縮後の末日	※申出日	延長・短縮後の期間
					（　年　月　日から） 年　月　日まで	年　月　日	月　日
備考							

（※印の欄は職員が記入又は押印する。）

（第２面）

介護休暇の請求・承認												
※本人印	承認印				※請求の期間					※請求年月日	承認の可否	備考
					年月日		半日	時間	日・時間数			
					年　月　日から 年　月　日まで	□毎日 □その他 （　　）	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	年　月 日	□承認 □不承認	
					年　月　日から 年　月　日まで	□毎日 □その他 （ ）	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	年　月 日	□承認 □不承認	
					年　月　日から 年　月　日まで	□毎日 □その他 （ ）	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	年　月 日	□承認 □不承認	
					年　月　日から 年　月　日まで	□毎日 □その他 （ ）	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	年　月 日	□承認 □不承認	

（※印の欄は職員が記入又は押印する。）

（第３面）

介護休暇の取消し等								
※本人印	承認印				※休暇の取消し等の期間			備考
					年月日	半日	時間	日・時間数	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	
					年　月　日から 年　月　日まで	□午前 □午後	時　分～　時　分 時　分～　時　分	日 時	

（※印の欄は職員が記入又は押印する。）

（職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正）

第３条　職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成４年名古屋市交通局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「第２条第７号」の次に「、第７号の２、第９号の２の２」を加える。

（出勤簿処理規程の一部改正）

第４条　出勤簿処理規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第２号中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）に基づき、子を養育するため１日の勤務時間の開始時の一部について勤務しないとき」を削り、同項第４号中「又は育児休業法に基づき、子を養育するため１日の勤務時間の終了時の一部について勤務しないとき」を削り、同項中第３６号を第３８号とし、第３１号から第３５号までを２号ずつ繰り下げ、第３０号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」に改め、同号を第３１号とし、同号の次に次の１号を加える。

(32)　育児休業法に基づき、子を養育するため１日の勤務時間の一部について勤務しないとき　部

第７条第１項中第２９号を第３０号とし、第１９号から第２８号までを１号ずつ繰り下げ、第１８号の次に次の１号を加える。

(19)　介護休暇（時間）　介

第７条第３項中「第２１号」を「第２２号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号）第１６条の２の規定は、施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

３　第２条の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１２号）第６条の２から第６条の６までの規定及び様式第８の規定は、施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

名古屋市交通局管理規程第５号

交通局被服規程（昭和４６年名古屋市交通局管理規程第２１号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

別表第１に備考として次のように加える。

備考　地質については、同等品を含むものとする。

別表第２(1)を次のように改める。

別表第２

(1) 運輸制服関係

職種区分	種別	貸与区分／貸与時期	初回特例		当初特例期間		一般期間		４５歳以上特例期間	
			期間	数量	期間	数量	期間	数量	期間	数量
運輸制服１種	制帽（別表第４(1)に定める職員にあっては職帽。以下運輸制服関係においては同じ。）	９月	６年	１個	－	－	６年	１個	８年	１個
	制服上衣	９月	３年	２枚	－	－	３年	１枚	４年	１枚
	制服冬下衣	９月	３年	２本	－	－	３年	１本	４年	１本
	制服夏下衣	５月	３年	２本	－	－	３年	１本	４年	１本
	長そでシャツ（男性）	５月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚
	長そでシャツ（女	９月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚

	性）									
	半そでシャツ	５月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚
	エンブレム	５月	３年	２組	－	－	３年	１組	４年	１組
	ネクタイ	９月	３年	３本	－	－	３年	２本	４年	２本
	ベスト（女性に限る。以下同じ。）	５月	３年	２着	－	－	３年	１着	４年	１着
	外とう（別表第４(2)に定める職員に限る。以下本表において同じ。）	１０月	６年	１着	－	－	６年	１着	８年	１着
運輸制服２種	制帽	９月	３年	１個	－	－	３年	１個	４年	１個
	制服上衣	９月	３年	２枚	－	－	３年	１枚	４年	１枚
	制服冬下衣	９月	３年	２本	－	－	３年	１本	４年	１本
	制服夏下衣	５月	３年	２本	－	－	３年	１本	４年	１本
	長そでシャツ（男性）	５月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚
	長そでシャツ（女性）	９月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚
	半そでシャツ	５月	１年	４枚	－	－	１年	１枚	２年	１枚
	エンブレム	５月	３年	２組	－	－	３年	１組	４年	１組
	ネクタイ	９月	３年	３本	－	－	３年	２本	４年	２本
	ベスト	５月	３年	２着	－	－	３年	１着	４年	１着
	外とう	１０月	６年	１着	－	－	６年	１着	８年	１着
運輸制服３種	制帽	９月	３年	１個	３年	１個	３年	１個	４年	１個
	制服上衣	９月	３年	２枚	３年	２枚	３年	１枚	４年	１枚
	制服冬下衣	９月	３年	２本	３年	２本	３年	１本	４年	１本
	制服夏下衣	５月	３年	２本	３年	２本	３年	１本	４年	１本
	長そでシャツ（男性）	５月	１年	４枚	１年	１枚	１年	１枚	２年	１枚
	長そでシャツ（女	９月	１年	４枚	１年	１枚	１年	１枚	２年	１枚

	性）									
	半そでシャツ	５月	１年	４枚	１年	１枚	１年	１枚	２年	１枚
	エンブレム	５月	３年	２組	３年	２組	３年	１組	４年	１組
	ネクタイ	９月	３年	３本	３年	３本	３年	２本	４年	２本
	ベスト	５月	３年	２着	３年	２着	３年	１着	４年	１着
	外とう	１０月	６年	１着	６年	１着	６年	１着	８年	１着

別表第２(2)備考中「営繕課」の次に「・設備課」を加える。

別表第３(2)作業衣１種の項中「営繕課」の次に「・設備課」を加え、同表作業衣５種の項中「、バスターミナル清掃業務従事者」を削る。

別表第４(1)中「電車運転課」の次に「・運転指令室」を加える。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第６号

名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和５０年名古屋市交通局管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

第３１条第１項中「その任命に係る」を削り、同条第２項中「、採用試験身体検査及びその他の健康診断」を「及び採用試験身体検査」に改める。

第３２条中「、職員定期健康診断及び生活習慣病健康診断に分け」を削る。

第３８条第１項中「該当の」を削り、同条第２項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 職員が現に病院又は診療所において治療を受けている場合　産業医等が適当と認めるときは、当該職員の主治医である医師の診断書をもって前項に規定する健康診断の結果に代える。

(2) 職員が前項に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出する場合　当該書面をもって同項に規定する健康診断の結果に代える。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、職員に前項に規定する健康診断を受けないことについて正当な事由があるとき　局長が当該事由を考慮して指示する方法によるものとする。

第３８条の次に次の１条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第３８条の２　局長は、職員に対し法第６６条の１０第１項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

２　前項に規定する検査は、原則として全職員を対象として実施する。

第３９条中「新規採用健康診断」を「採用試験身体検査」に、「次表」を「別表第２」に改め、同条の表を削る。

第４０条の２中「基づく休職者」を「基づく休職（以下「傷病休職」という。）をさせる者」に改める。

第４３条第１項中「基づき職務に専念する義務を免除された職員」を「基づく職務に専念する義務の免除（以下「傷病免」という。）を受けた職員」に改める。

第４５条を次のように改める。

（分限の適用）

第４５条　健康診断（採用試験身体検査を除き、第３８条第２項に規定するものを含むものとする。）の結果又は職員が現に病院若しくは診療所において治療を受けている場合において当該職員の主治医である医師の診断書等により、長期の休養又は療養を必要と認める職員には、その原因である傷病のため傷病免の承認を得て引き続き勤務しなかった期間が職免規程第２条第８号に規定する日数となる日までにその傷病の程度を考慮し、傷病休職に関し必要とする措置を行う。この場合において、職免規程第２条第８号に規定する「別に定める日数」は、１年間とする。

別表第２を次のように改める。

別表第２

病勢		管理区分		措置基準
医療面	勤務面			
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為を必要とするもの	傷病免又は傷病休職により勤務を休む必要があるもの	要休養者	A	傷病免又は傷病休職の方法により休養又は療養をさせる。
	傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、一定期間、通勤及び日直勤務に関し配慮を必要とするもの	養護者	B１	１　午前７時以前及び午後６時以後の勤務を禁止する。 ２　超過勤務を禁止する。 ３　休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 ４　産業医等が必要と認める期間の範囲内で職免規程第２条第８号の２の規定に基づく職務に専念する義務を免除する。 ５　盛夏厳冬の時期は、屋外の勤務を禁止し、又は作業場所の変更若しくは作業環境の改善を行う。 ６　高速電車又は自動車に乗務する職員及び産業医等の特に指示する職員は、４時間以内をその本来の業務に、残余の時間は軽作業に従事する。 ７　原則として毎月１回産業医等による面接指導を受ける。 ８　旅行（公私を問わない。以下同じ。）する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 ９　各種運動競技への出場又は参加を禁止する。

				１０　その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
	勤務制限を必要とするもの		B 2	1　午前６時以前及び午後９時以後の勤務を禁止する。 2　勤務割振された時間を超える勤務を禁止する。ただし、不測の事態が発生した場合はこの限りでない。 3　休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 4　盛夏厳冬の時期は、屋外の勤務を禁止し、又は作業場所の変更若しくは作業環境の改善を行う。 5　原則として３月に１回以上産業医等による面接指導を受ける。 6　旅行する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 7　各種運動競技への出場又は参加を禁止する。 8　その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。

	軽度の勤務制限を必要とするもの		B 3	1　勤務割振された時間を超える勤務を禁止する。ただし、不測の事態が発生した場合はこの限りでない。 2　休日勤務の免除対象職員に限り、休日勤務を禁止する。 3　原則として３月に１回以上産業医等による面接指導を受ける。 4　旅行する場合は、あらかじめ産業医等に計画を示し、その指示に従う。 5　各種運動競技への出場又は参加を禁止する。 6　その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為又は定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	要観察者	C	1　原則として年２回以上産業医等の面接指導を受け、又は個別健康診断を受診する。 2　その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。
管理区分の対象となった傷病について、定期的に医師の観察指導を必要とす	勤務は全く平常に行ってよいもの	要注意者	D	1　原則として年１回以上産業医等の面接指導を受け、又は個別健康診断を受診する。 2　その他産業医等が必要と認める事項を遵守する。

るもの				

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日の前日現に管理区分に指定されている職員（施行日に管理区分の指定を変更され、又はその指定を解除される者を除く。）に対するこの規程による改正後の名古屋市交通局労働安全衛生管理規程別表第２の規定の適用については、同表中「傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、」とあるのは「勤務制限を必要とするとともに、施行日から」と読み替える。

名古屋市交通局管理規程第７号

新嘱託員就業規程及び短時間嘱託職員就業規程の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

（新嘱託員就業規程の一部改正）

第１条　新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　新嘱託員の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般嘱託員　次号に定める業務以外の業務に従事する非常勤職員

(2) 管理嘱託員　管理又は監督等の業務に従事する非常勤職員

第３条第２項第１号中「前条第３項第１号」を「前条第４項第１号」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同条第４項中「第２項第３号」を「第２項第２号」に改める。

第４条第１項を次のように改める。

新嘱託員の１日の勤務時間は、休憩時間を除き、次のとおりとする。

(1) 一般嘱託員　６時間又は７時間３０分

(2) 管理嘱託員　６時間２５分又は７時間

第５条各号を次のように改める。

(1) 一般嘱託員　１日の勤務時間が６時間と定められた者は４週を通じ８日、１日の勤務時間が７時間３０分と定められた者は４週を通じ１２日

(2) 管理嘱託員　４週を通じ８日

第１１条第２項中「次条第６項」を「次条第４項」に改める。

第１２条第５項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１３条第１項第１号中「別表」を「別表第１」に改める。

第１６条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１７条中「第７条第１項第９号、第１０号、第１９号から第２１号まで、第２４号、第２８号から第３０号まで及び第３３号」を「第７条第１項第９号、第１０号、第２０号から第２２号まで、第２５号、第２９号から第３２号まで及び第３５号」に改める。

第２０条を次のように改める。

（給料）

第２０条　新嘱託員に、月の初日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）の正規の勤務時間の勤務の報酬として、次の各号に掲げる新嘱託員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給料の月額をそれぞれ支給する。ただし、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）附則第１９条（同法附則第１９条の２の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者の給料の月額は、括弧内に掲げる額とする。

⑴　一般嘱託員　２４３，７００円（２２９，６００円）

⑵　管理嘱託員　別表第２に定める額

第２２条第３項を次のように改める。

３　第１項、次条及び第２５条において勤務１時間当たりの給料額とは、その者の給料月額を次の各号に掲げる新嘱託員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める１月平均の勤務時間で除して得た額をいう。

⑴　一般嘱託員　１２３時間

⑵　管理嘱託員

ア　勤務時間が６時間２５分と定められた者　１３１時間

イ　勤務時間が７時間と定められた者　１４４時間

第２４条第２項を次のように改める。

２　前項において勤務１時間当たりの給料額とは、その者の給料月額を次の各号に掲げる新嘱託員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める１月平均の勤務時間で除して得た額をいう。

(1) 一般嘱託員　１１５時間

(2) 管理嘱託員

ア　勤務時間が６時間２５分と定められた者　１２２時間

イ　勤務時間が７時間と定められた者　１３４時間

附則に次の２項を加える。

7　別表第２に定める教育指導員のうち別に定める者のこの規程の適用に当たっては、第２条第４項第１号中「６５歳」とあるのは「６８歳」と、第５条第２号中「４週を通じ８日」とあるのは「４週を通じ１２日」と、第１２条第１項中「２０日」とあるのは「１５日」と、第２１条第１項第２号エ中「第１６条第１項第２号の規定により勤務を免除された日（同号の規定により勤務を免除された日数が、年度を通じて７５日を超える場合の超える日以降の日を除く。）及び同項第３号」とあるのは「第１６条第１項第３号」と、第２２条第１項第３号中「第１６条第１項第２号の規定により勤務を免除された場合（同号の規定により勤務を免除された期間が、年度を通じて７５日を超える場合の超える日以降の日に勤務を免除された場合を除く。）及び同項第３号」とあるのは「第１６条第１項第３号」と、第２２条第３項第２号イ中「１４４時間」とあるのは「１１５時間」と、第２４条第２項第２号イ中「１３４時間」とあるのは「１０７時間」と、別表第２中「３１６，０００円」とあるのは「２５７，０００円」と読み替え、第３６条の規定は適用しない。

8　別表第２に定める市営交通資料センター長のうち別に定める者のこの規程の適用に当たっては、第２条第４項第１号中「６５歳」とあるのは「６８歳」と、第５条第２号中「４週を通じ８日」とあるのは「４週を通じ１２日」と、第１２条第１項中「２０日」とあるのは「１５日」と、第２１条第１項第２号エ中「第１６条第１項第２号の規定により勤務を免除された日（同号の規定により勤務を免除された日数が、年度を通じて７５日を超える場合の超える日以降の日を除く。）及び同項第３号」とあるのは「第１６条第１項第３号」と、第２２条第１項第３号中「第１６条第１項第２号の規定により勤務を免除された場合（同号の規定により勤務を免除された期間が、年度を通じて７５日を超える場合の超える日以降の日に

勤務を免除された場合を除く。）及び同項第３号」とあるのは「第１６条第１項第３号」と、第２２条第３項第２号ア中「１３１時間」とあるのは「１０７時間」と、第２４条第２項第２号ア中「１２２時間」とあるのは「９９時間」と、別表第２中「２６４，２００円」とあるのは「２１２，５００円」と読み替え、第３６条の規定は適用しない。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２

種　　類	金　　額
研修所監理官	月額３７４，６００円
研修所副監理官及び教育指導員第１種	月額３１６，０００円
教育指導員第２種	月額２９９，４００円
教育指導員第３種	月額２８１，８００円
専門技術嘱託員	月額２９９，４００円
市営交通資料センター長（名古屋市市電・地下鉄保存館長兼務）	月額２６４，２００円

備考　教育指導員第１種、第２種及び第３種の区分の適用については、別に定める。

（短時間嘱託職員就業規程の一部改正）

第２条　短時間嘱託職員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3) 乗合自動車のターミナル等における乗客整理等に関する業務に従事する非常勤職員（以下「整理員」という。）

(4) バスレーンの監視に関する業務に従事する非常勤職員（以下「監視員」という。）

第２条第１項を次のように改める。

乗務員、助役補助職員、整理員、監視員、駅務員、技術員及び事務員（以下「職員」という。）は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「地公法」という。）第１６条各号のいずれにも該当しない者で、そ

れぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者のうち所属長が推薦した者（監視員を除く。）から、選考により交通局長が委嘱する。

(1) 乗務員　次のすべてに該当する者

ア　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「道交法」という。）第８４条第４項に規定する大型自動車第２種免許を有し、大型自動車の運転業務の経験を有する者

イ　委嘱の日の属する年度（４月１日から翌年３月３１日までの間をいう。以下同じ。）の前の年度の末日（以下「基準日」という。）現に新再雇用職員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２３号）第１条第２項第１号の適用を受ける非常勤職員又は職員の再任用に関する条例施行規程（平成２０年名古屋市交通局管理規程第６号）第３条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職者」という。）であった者

ウ　基準日において、年齢が６５歳に達している者

(2) 助役補助職員　次のすべてに該当する者

ア　助役業務の経験を有する者

イ　６５歳に達する年度の末日現に新再雇用職員就業規程第１条第２項第２号の適用を受ける非常勤職員又は再任用退職者であった者

ウ　委嘱の日の属する年度の初日において、年齢が６８歳に達していない者

(3) 整理員　次のすべてに該当する者

ア　大型自動車の運転業務の経験を有する者

イ　基準日以前に交通局職員（交通局に常時勤務する企業職員（以下「常勤職員」という。）又は交通局に勤務する非常勤職員をいう。以下同じ。）であった者

ウ　基準日において、年齢が６１歳に達している者

(4) 監視員　道交法第８４条第３項に規定する普通自動車免許を有する者

(5) 駅務員　次のすべてに該当する者

ア　駅務業務の経験を有する者

イ　６５歳に達する年度の末日現に新再雇用職員就業規程第１条第２項

第３号又は第４号の適用を受ける非常勤職員又は再任用退職者であった者

ウ　委嘱の日の属する年度の初日において、年齢が６８歳に達していない者

(6) 技術員　次のすべてに該当する者

ア　技術関係業務の経験を有する者

イ　６５歳に達する年度の末日現に新再雇用職員就業規程第１条第２項第５号の適用を受ける非常勤職員又は再任用退職者であった者

ウ　委嘱の日の属する年度の初日において、年齢が６８歳に達していない者

(7) 事務員　次のすべてに該当する者

ア　事務関係業務の経験を有する者

イ　６５歳に達する年度の末日現に新再雇用職員就業規程第１条第２項第６号の適用を受ける非常勤職員又は再任用退職者であった者又はこれに準ずる者として別に定める者

ウ　委嘱の日の属する年度の初日において、年齢が６８歳に達していない者

第３条第３項ただし書中「満６８歳」を「、乗務員、助役補助職員、駅務員、技術員及び事務員については満６８歳、整理員及び監視員については満７３歳」に改める。

第４条中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3) 整理員　１日３時間・１週間平均１２時間

(4) 監視員　１日３時間・１週間平均１２時間

第５条中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3) 整理員　４週を通じ１２日

(4) 監視員　４週を通じ１２日

第１１条第１項中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3) 整理員　原則として、勤務を免除する。ただし、特に勤務を命じられた場合は、勤務を免除しない。

(4) 監視員　原則として、勤務を免除する。ただし、特に勤務を命じられた場合は、勤務を免除しない。

第１３条第１項第１号中「（交通局に常時勤務する企業職員（以下「常勤職員」という。）及び交通局に勤務する非常勤職員をいう。以下同じ。）」を削り、「満たしめる」の次に「。以下同じ」を、「助役補助職員」の次に「、整理員、監視員」を加え、同項第２号中「及び駅務員」を「、整理員、監視員及び駅務員」に改め、「、助役補助職員」の次に「、整理員及び監視員」を加え、同条第７項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１６条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１７条中「第７条第１項第９号から第１２号まで、第１９号から第２１号まで、第２４号、第２８号から第３０号まで及び第３３号」を「第７条第１項第９号から第１２号まで、第２０号から第２２号まで、第２５号、第２９号から第３２号まで及び第３５号」に改める。

第２０条第１項中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3) 整理員　１，３１２円

(4) 監視員　１，３１２円

第２１条第１項第１号中「乗務員」の次に「若しくは整理員」を加え、同項第２号中「乗務員」の次に「若しくは整理員」を、「助役補助職員」の次に「、監視員」を加え、同項第３号中「前号」を「前２号」に改める。

第３０条第３号中「乗務員」の次に「又は監視員」を加える。

第３１条第１項中「各号」を「第１号から第３号まで」に改め、「該当したとき」の次に「（監視員については、次の各号のいずれかに該当したとき）」を加え、同項に次の４号を加える。

(4) 勤務成績が良くないとき。

(5) 職に必要な適格性を欠くとき。

(6) 非行があったとき。

(7) 予算の減少その他の都合により、委嘱の必要がなくなったとき。

第３２条第２項を次のように改める。

２　職員（整理員、監視員及び６時間技術員第３種を除く。）は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定に基づく雇用保険の被保険者となる。

第３８条中第６項を第８項とし、第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、第３項の次に次の２項を加える。

４　整理員の職種は、短時間嘱託乗客整理員とする。

５　監視員の職種は、短時間嘱託バスレーン監視員とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（嘱託員就業規程等の廃止）

２　次に掲げる管理規程は、廃止する。

(1) 嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２０号。以下「嘱託員規程」という。）

(2) 短時間嘱託バスレーン監視員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２１号。以下「監視員規程」という。）

(3) 短時間嘱託乗客整理員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２６号。以下「整理員規程」という。）

（平成３０年度における委嘱の特例）

３　新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号。以下「新嘱託員規程」という。）の適用を受ける者の平成３０年度の委嘱に当たっては、第２条第１項中「職員の再任用に関する条例施行規程（平成２０年名古屋市交通局管理規程第６号）第３条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職者」という。）」とあるのは「職員の再任用に関する条例施行規程（平成２０年名古屋市交通局管理規程第６号）第３条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職

者」という。）、委嘱する日の属する年度（４月１日から翌年３月３１日までの間をいう。）の前の年度の末日現に嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２０号）の適用を受ける非常勤職員であった者」と読み替え、この規定により委嘱される日の前日に前項の規定による廃止前の嘱託員規程の適用を受ける者が嘱託員規程の適用を受けていた期間は、新嘱託員規程の適用を受けていたものとみなす。

４　短時間嘱託職員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２５号。以下「短時間規程」という。）の適用を受ける者の平成３０年度の委嘱に当たっては、委嘱される日の前日に附則第２項の規定による廃止前の整理員規程又は監視員規程の適用を受ける者が整理員規程又は監視員規程の適用を受けていた期間は、短時間規程の適用を受けていたものとみなす。

名古屋市交通局管理規程第８号

保健指導嘱託員就業規程等の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

（保健指導嘱託員就業規程の一部改正）

第１条　保健指導嘱託員就業規程（平成２１年名古屋市交通局管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「次条第６項」を「次条第４項」に改める。

第１２条第５項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１３条中「嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２０号。以下「嘱託員規程」という。）」を「新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号。以下「新嘱託員規程」という。）」に改める。

第１６条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１７条を次のように改める。

（出勤簿の処理）

第１７条　嘱託員の出勤簿の処理に関しては、出勤簿処理規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１３号）の規定（第７条第１項第９号、第１０号、第２０号から第２２号まで、第２５号、第３３号から第３５号まで及び第３８号の規定を除く。）を準用する。この場合において、前条第１項第３号に規定する職務に専念する義務の免除の出勤簿の処理に関しては、出勤簿処理規程第７条第１項第３１号及び第３２号の規定を準用することとし、同規程第５条中「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年名古屋市条例第８号）及び職務に専念する義務の免除基準に関する

規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１１号）」とあるのは「保健指導嘱託員就業規程（平成２１年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１６条」と、同規程第７条第１項第８号中「勤務した休日（休日に勤務を免除されていない場合を除く。）又は週休日の振替え若しくは半日勤務時間の割振り変更により、勤務することを命ぜられた日」とあるのは「勤務した週休日又は休日（休日に勤務を免除されていない場合を除く。）」と、同規程第７条第１項第３１号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）又は保健指導嘱託員就業規程（平成２１年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１６条第１項第３号」と、同規程第７条第１項第３２号中「育児休業法」とあるのは「育児休業法又は保健指導嘱託員就業規程（平成２１年名古屋市交通局管理規程第１３号）第１６条第１項第３号」と読み替えるものとする。

第１９条中「嘱託員規程」を「新嘱託員規程」に改める。

第２０条中「２７２，１００円」を「２７３，５００円」に改める。

第２９条中「嘱託員規程第３２条」を「新嘱託員規程第３１条」に改める。

第３３条中「嘱託員規程」を「新嘱託員規程」に改める。

（新再雇用職員就業規程の一部改正）

第２条　新再雇用職員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第６号中「又はこれに準ずるものとして別に定める業務」を削る。

第１３条第２項中「特定助役」を「別に定める自動車乗務職員、特定助役」に、「次条第６項」を「次条第４項」に改め、同条第３項中「特定助役」を「別に定める自動車乗務職員、特定助役」に改める。

第１４条第６項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１８条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１９条中「第７条第１項第９号、第１０号、第１９号から第２１号まで、第２４号、第２８号から第３０号まで及び第３３号」を「第７条第１項第９号、第１０号、第２０号から第２２号まで、第２５号、第２９号から第３２号まで及び第３５号」に改める。

（若年嘱託職員就業規程の一部改正）

第３条　若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項を次のように改める。

２　前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（別に定める職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

第１４条中「技術職員」を「別に定める自動車乗務職員又は技術職員」に改める。

第１５条第６項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１９条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第２０条を次のように改める。

（出勤簿の処理）

第２０条　職員の出勤簿の処理に関しては、出勤簿処理規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１３号）の規定（第７条第１項第２０号から第２２号まで、第２５号、第３３号から第３５号まで及び第３８号の規定を除く。）を準用する。この場合において、前条第１項第３号に規定する職務に専念する義務の免除の出勤簿の処理に関しては、出勤簿処理規程第７条第１項第３１号及び第３２号の規定を準用することとし、同規程第５条中「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年名古屋市条例第８号）及び職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１１号）」とあるのは「若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号）第１９条」と、同規程第７条

第１項第３１号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）又は若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号）第１９条第１項第３号」と、同規程第７条第１項第３２号中「育児休業法」とあるのは「育児休業法又は若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号）第１９条第１項第３号」と読み替えるものとする。

第２３条第１項第１号中「１８４，６００円」を「１８８，１００円」に改め、同項第２号及び第３号中「１５６，７００円」を「１６０，２００円」に改める。

（事務補助嘱託員就業規程の一部改正）

第４条　事務補助嘱託員就業規程（平成１９年名古屋市交通局管理規程第１８号）の一部を次のように改正する。

第１２条第６項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１３条第３項中「第１項項」を「第１項」に改める。

第１５条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１６条中「第７条第１項第９号及び第１０号、第１６号アからエまで及びカ、第１７号から第２１号まで、第２４号、第２８号から第３０号まで並びに第３３号」を「第７条第１項第９号及び第１０号、第１６号ア、エ及びカ、第１７号から第２２号まで、第２５号、第２９号から第３２号まで並びに第３５号」に改める。

第１９条中「１１０，７００円」を「１１４，３００円」に改める。

（事務嘱託員就業規程の一部改正）

第５条　事務嘱託員就業規程（平成２５年名古屋市交通局管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第５項中「第５条第６項から第８項まで及び第１０項」を「第５条第５項から第８項まで」に改める。

第１４条第１項第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「療養」の次に「又はこれに準ずる場合」を加える。

第１５条中「第７条第１項第９号及び第１０号、第１６号アからエまで及びカ、第１７号から第２１号まで、第２４号、第２８号から第３０号まで並びに第３３号」を「第７条第１項第９号及び第１０号、第１６号ア、エ及びカ、第１７号から第２２号まで、第２５号、第２９号から第３２号まで並びに第３５号」に改める。

第１８条第１項中「９００円」を「９３０円」に改める。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第９号

新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成２９年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程を次のように定める。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

新嘱託員及び短時間嘱託職員の平成２９年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程

第１条　新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号。以下「新嘱託員規程」という。）の適用を受ける教育指導員の平成２９年度末における任用期間の更新に当たっては、新嘱託員規程附則第７項中「６８歳」とあるのは「６８歳（別に定める者にあっては６９歳）」と読み替えるものとする。

第２条　短時間嘱託職員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第２５号。以下「短時間規程」という。）の適用を受ける乗務員、駅務員及び技術員の平成２９年度末における任用期間の更新に当たっては、短時間規程第３条第３項中「満６８歳」とあるのは「満６８歳（別に定める者にあっては満７０歳）」と読み替えるものとする。

附　則

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第１０号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正）

第１条　名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和４２年名古屋市交通局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第３６条第３項中「支給する時期ごとの割合は、１００分の８５（特定管理職員にあっては、１００分の１０５）」を「割合は、６月に支給する場合においては１００分の８５、１２月に支給する場合においては１００分の９５（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１５）」に改め、同条第４項中「支給する時期ごとの割合は、１００分の４０（特定管理職員にあっては、１００分の５０）」を「割合は、６月に支給する場合においては１００分の４０、１２月に支給する場合においては１００分の４５（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の５０、１２月に支給する場合においては１００分の５５）」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４　企業職給料表(4)

職務の級 / 号給	１　級
	円
１	130,100
２	131,600
３	133,100
４	134,500
５	135,900
６	137,400
７	138,900
８	140,300
９	141,700
１０	143,200
１１	144,700
１２	146,100
１３	147,500
１４	149,000
１５	150,500
１６	151,900
１７	153,300
１８	154,800
１９	156,300
２０	157,700
２１	159,100
２２	160,600
２３	162,000
２４	163,400
２５	164,800
２６	166,300
２７	167,700
２８	169,100
２９	170,500

3 0	172, 000
3 1	173, 400
3 2	174, 800
3 3	176, 200
3 4	177, 700
3 5	179, 100
3 6	180, 500
3 7	181, 900
3 8	183, 200
3 9	184, 500
4 0	185, 800
4 1	187, 000
4 2	188, 000
4 3	188, 900
4 4	189, 800
4 5	190, 700
4 6	191, 600
4 7	192, 500
4 8	193, 400
4 9	194, 200
5 0	195, 200
5 1	196, 200
5 2	197, 200
5 3	198, 200
5 4	199, 300
5 5	200, 400
5 6	201, 400
5 7	202, 400
5 8	203, 500
5 9	204, 600
6 0	205, 600
6 1	206, 600

6 2	207, 800
6 3	208, 900
6 4	210, 000
6 5	211, 100
6 6	212, 300
6 7	213, 400
6 8	214, 500
6 9	215, 600
7 0	216, 700
7 1	217, 800
7 2	218, 900
7 3	220, 000
7 4	221, 200
7 5	222, 300
7 6	223, 400
7 7	224, 500
7 8	225, 700
7 9	226, 800
8 0	227, 900
8 1	229, 000
8 2	230, 200
8 3	231, 300
8 4	232, 400
8 5	233, 500
8 6	234, 500
8 7	235, 500
8 8	236, 500
8 9	237, 500
9 0	238, 500
9 1	239, 500
9 2	240, 400
9 3	241, 300

９４	242,200
９５	243,100
９６	244,000
９７	244,900
９８	245,700
９９	246,500
１００	247,300
１０１	248,000
１０２	248,500
１０３	249,000
１０４	249,500
１０５	250,000
１０６	250,500
１０７	251,000
１０８	251,500
１０９	251,900
１１０	252,300
１１１	252,700
１１２	253,100
１１３	253,500
１１４	253,900
１１５	254,200
１１６	254,500
１１７	254,800
１１８	255,100
１１９	255,400
１２０	255,700
１２１	256,000
１２２	256,300
１２３	256,600

備考　この給料表は、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員に適用する。

第２条　名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

第３６条第３項中「割合は、６月に支給する場合においては１００分の８５、１２月に支給する場合においては１００分の９５（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１５）」を「支給する時期ごとの割合は、１００分の９０（特定管理職員にあっては、１００分の１１０）」に改め、同条第４項中「割合は、６月に支給する場合においては１００分の４０、１２月に支給する場合においては１００分の４５（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の５０、１２月に支給する場合においては１００分の５５）」を「支給する時期ごとの割合は、１，０００分の４２５（特定管理職員にあっては、１，０００分の５２５）」に改める。

附則第１６項第１号中「１，０００分の２９１」を「１，０００分の２９８」に改め、同項第２号中「１，０００分の１７４」を「１００分の１８」に改め、同項第３号中「１，０００分の１０９」を「１，０００分の１１５」に改める。

別記様式第２号中「特に承認がなくて勤務しなかった時間（引き続き勤務しないこと９０日をこえる日）」を「給与減額となる時間」に改める。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第３条　名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程（昭和４２年名古屋市交通局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第９条第４項第３号中「が年額１３０万円以上ある場合」を「から給与規程第１２条第１項第１号の「所得年額が１３０万円以上ある者」に該当する者」に、「、年額１３０万円以上の所得が見込まれない」を「の所得から同号の「所得年額が１３０万円以上ある者」に該当しないことが見込まれる」に、「所得年額が１３０万円以上である者」を「「所得年額が１３０万円以上ある者」」に改める。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正）

第４条　初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和４２年名古屋市交通局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の表を次のように改める。

年　齢	金　　額	
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員である場合	企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける職員である場合
１６歳		１３８，９００円
１７		１４１，７００
１８		１４６，１００
１９		１４９，０００
２０	１４６，６００円	１５３，３００
２１	１４９，０００	１５６，３００
２２	１５１，３００	１６０，６００
２３	１５４，９００	１６４，８００
２４	１５９，１００	１６９，１００
２５	１６３，５００	１７３，４００
２６	１７０，５００	１７９，１００
２７	１７４，７００	１８３，２００
２８	１７７，５００	１８７，０００
２９	１８０，３００	１８８，９００
３０	１８５，９００	１９２，５００
３１	１９１，２００	１９６，２００
３２	１９６，８００	２００，４００
３３	１９６，８００	２０２，４００
３４	１９６，８００	２０４，６００
３５	１９６，８００	２０４，６００
３６	１９６，８００	２０４，６００
３７	１９７，９００	２１０，０００
３８	１９７，９００	２１０，０００
３９	２０２，１００	２１０，０００
４０	２０６，５００	２１３，４００
４１	２０６，５００	２１３，４００
４２	２０６，５００	２１３，４００
４３	２０６，５００	２１７，８００
４４	２０６，５００	２１７，８００
４５	２０６，５００	２１７，８００
４６歳以上	２０６，５００	２２２，３００

別表第２初任給表１企業職給料表(1) の表中

「

１７５，３００円
１５５，３００
１４５，７００
１６８，８００
１５５，３００
１４１，５００

」を「

１７５，６００円
１５５，６００
１４５，９００
１６９，１００
１５５，６００
１４１，７００

」に改める。

別表第２初任給表３企業職給料表(3) の表中

「

１７３，１００円
１５６，０００
１６７，４００
１６１，７００
１５６，０００

」を「

１７３，４００円
１５６，２００
１６７，７００
１６２，０００
１５６，２００

」に改め、同表備考第１項中「１７３，１００円」を「１７３，４００円」に、「１７２，３００円」を「１７２，５００円」に改める。

別表第２初任給表４企業職給料表(4) 中「１５０，２００円」を「１５３，３００円」に改める。

第５条　初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第７項の表中

「

１５１，３００	１６０，６００

」を

「

１５２，５００	１６２，０００

」に、

「

１９７，９００	２１０，０００
２０２，１００	２１０，０００

」を

「

１９９，０００	２１１，１００
２０２，１００	２１１，１００

」に改める。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第６条　初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和４２年名古屋市交通局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「及び技能長又は副係長の発令」を削る。

別表第１企業職給料表(3) ５級の項中「うち別に定める選考に合格したもの」を「うち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの」に改める。

別表第２の６の項中「不承認欠勤が１回」を「不承認欠勤日数が１日」に改め、同表７の項中「不承認欠勤が２回」を「不承認欠勤日数が２日」に改め、同表備考第２項中「勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号。以下「勤務時間規程」という。）第１６条の２に規定する介護休暇の日数（半日取得（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第１２号）第６条の２第６項に規定する介護休暇の半日単位での取得をいう。）の日数は、０．５日として積算するものとする。）と」を削り、「日数とを合算した日数」を「日の数及び別に定める日の数を合算した日の数」に改め、同表備考第３項中「不承認欠勤」の次に「日数」を加え、「承認を得ない欠勤をいい、その回数は１日又は引き続く２日以上の欠勤をもって１回とする」を「承認を得ないで勤務しなかった時間がある日の数（別に定める日の数を除く。）をいう」に改め、同表備考第５項第２号中「不承認欠勤１回」を「不承認欠勤日数１日」に改め、同表備考第６項第１号中「不承認欠勤が５回」を「不承認欠勤日数が５日」に改め、同表備考第８項中「営繕運輸技師」の次に「の

補職名を冠する職員のうち別に定める者」を加え、同表備考第９項中「勤務時間規程」を「勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号）」に改める。

（通勤手当規程の一部改正）

第７条　通勤手当規程（昭和５１年名古屋市交通局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「理由」を「事由（以下「出張等」という。）」に改める。

第１５条第４号中「出張、休暇、欠勤その他の事由」を「出張等」に、「通勤しないこととなる場合」を「通勤しないことにつき、当該月の前月の末日において所属長が予見した場合」に改め、同条に次の１号を加える。

(5) 出張等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前号に該当する場合又は当該月の翌月の初日から末日までの期間において通勤することが、当該月の末日において明らかな場合を除く。）

第１６条を第１７条とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（不当な手当の返還）

第１６条　事実に反する届出等により不当に手当の支給を受けた職員は、既に支給を受けた不当な手当を返還しなければならない。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第８条　期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和３９年名古屋市交通局管理規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１５条の３第１号中「支給する時期ごとに１，０００分の８６５から１，０００分の１，１９５まで」を「６月に支給する場合においては１，０００分の８６５から１，０００分の１，１９５まで、１２月に支給する場合においては１，０００分の９６５から１，０００分の１，２９５まで」に改め、同条第２号中「支給する時期ごとに１００分の４１から１００分の５７まで」を「６月に支給する場合においては１００分の４１から１００分の５７まで、１２月に支給する場合においては１００分の４６から１００分の６２まで」に改める。

第９条　期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第７号中「１日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が９０日」を「勤務しなかった期間が３０日」に改め、「次号」の次に「及び第９号」を加え、同項第８号中「１日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が９０日」を「勤務しなかった期間が３０日」に改め、同項第９号を次のように改める。

(9) 勤務時間規程第１６条の２の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から当該期間内の週休日及び休日を除いた期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった期間

第１５条の２第２項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 前項第４号の職員のうち職務の級４級の括弧内の金額を適用する者　１００分の６

第１５条の３第１号中「６月に支給する場合においては１，０００分の８６５から１，０００分の１，１９５まで、１２月に支給する場合においては１，０００分の９６５から１，０００分の１，２９５まで」を「支給する時期ごとに１，０００分の９１５から１，０００分の１，２４５まで」に改め、同条第２号中「６月に支給する場合においては１００分の４１から１００分の５７まで、１２月に支給する場合においては１００分の４６から１００分の６２まで」を「支給する時期ごとに１，０００分の４３５から１，０００分の５９５まで」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第２条、第３条、第５条から第７条まで、第９条、附則第５項、第７項及び第８項の規定は、平成３０年４月１日（以下「切替日」という。）から施行する。

２　第１条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定、第４条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後初任給規程」という。）の規定、第８条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定、附

則第９項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成２８年名古屋市交通局管理規程第１９号。以下「改正後平成２８年改正規程」という。）の規定は平成２９年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

３　適用日から平成３０年３月３１日までの間における再任用職員（名古屋市交通局企業職員給与支給規程第３５条第３項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後給与規程第３６条第４項の規定の適用については、なお従前の例による。

４　適用日から平成３３年３月３１日までの間における改正後初任給規程別表第２初任給表１企業職給料表(1) 及び３企業職給料表(3) の適用については、改正後初任給規程別表第２初任給表１企業職給料表(1) の表中「１７５，６００」とあるのは「１７８，４００」と、「１５５，６００」とあるのは「１５８，４００」と、「１４５，９００」とあるのは「１４８，８００」と、「１６９，１００」とあるのは「１７１，９００」と、「１４１，７００」とあるのは「１４４，６００」とし、改正後初任給規程別表第２初任給表３企業職給料表(3) の表中「１７３，４００」とあるのは「１７６，２００」と、「１５６，２００」とあるのは「１５９，１００」と、「１６７，７００」とあるのは「１７０，５００」と、「１６２，０００」とあるのは「１６４，８００」とし、同表備考第１項中「１７３，４００円」とあるのは「１７６，２００円」と、「１７２，５００円」とあるのは「１７５，４００円」とする。

（昇給の号給数の調整）

５　適用日から切替日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第５条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第７項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給与の内払）

６　第１条の規定による改正前の名古屋市交通局企業職員給与支給規程又は附則第９項の規定による改正前の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一

部を改正する規程の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後給与規程又は改正後平成２８年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

７　名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成２３年名古屋市交通局管理規程第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項中「同表に定めのない号給の対応について」を削る。

附則別表第１の２を次のように改める。

附則別表第１の２

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１　級	２　級	３　級	４　級
１	21	29	29	1
２	22	30	30	2
３	23	30	31	3
４	24	31	32	4
５	25	31	33	5
６	26	32	34	6
７	27	32	35	7
８	28	33	36	8
９	29	33	37	9
１０	30	34	38	10
１１	31	35	39	11
１２	32	36	40	12
１３	33	37	42	13
１４	34	38	44	14
１５	35	39	46	15
１６	36	40	48	16
１７	37	41	49	17
１８	38	42	50	18
１９	39	43	51	19
２０	40	44	52	20
２１	41	45	54	21
２２	42	46	56	22
２３	43	47	58	23
２４	44	48	60	24
２５	45	49	61	26
２６	46	50	62	28
２７	47	51	63	30
２８	48	52	64	32
２９	49	53	66	33
３０	50	54	68	34
３１	51	55	70	35
３２	52	56	72	36
３３	53	57	74	38
３４	54	58	76	40
３５	55	59	78	42
３６	56	60	80	44
３７	57	61	82	46
３８	58	62	84	48
３９	59	63	86	50
４０	60	64	88	52
４１	61	65	89	54
４２	62	66	90	56
４３	63	67	91	58

4 4	64	68	92	60
4 5	65	69	95	62
4 6	66	70	98	64
4 7	67	71	101	66
4 8	68	72	104	68
4 9	69	73	107	70
5 0	70	74	110	72
5 1	71	75	113	74
5 2	72	76	116	76
5 3	73	77	119	77
5 4	74	78	122	78
5 5	75	79	125	79
5 6	76	80	128	80
5 7	77	81	130	82
5 8	78	82	132	84
5 9	79	83	134	86
6 0	80	84	136	88
6 1	81	85	138	90
6 2	82	86	140	92
6 3	83	87	142	94
6 4	84	88	144	96
6 5	85	89	147	97
6 6	86	90	150	98
6 7	87	91	153	99
6 8	88	92	156	100
6 9	90	93	158	101
7 0	92	94	160	102
7 1	94	95	162	103
7 2	96	96	164	104
7 3	97	97	166	106
7 4	98	98	168	108
7 5	99	99	170	110
7 6	100	100	172	112
7 7	102	101	173	113
7 8	104	102	174	114
7 9	106	103	175	115
8 0	108	104	176	116
8 1	111	105	178	117
8 2	114	106	180	118
8 3	117	107	182	119
8 4	120	108	184	120
8 5	122	110	185	121
8 6	123	112	186	122
8 7	123	114	187	123
8 8	123	116	188	124

8 9	123	118	190	126
9 0	123	120	192	128
9 1	123	122	194	130
9 2	123	124	196	132
9 3	123	125	197	133
9 4	123	126	198	134
9 5	123	127	199	135
9 6	123	128	200	136
9 7	123	130	201	137
9 8	123	132	202	138
9 9	123	134	203	139
1 0 0	123	136	204	140
1 0 1	123	137	205	141
1 0 2	123	138	206	142
1 0 3	123	139	207	143
1 0 4	123	140	208	144
1 0 5	123	142	210	145
1 0 6	123	144	212	146
1 0 7	123	146	214	147
1 0 8	123	148	216	148
1 0 9	123	149	217	149
1 1 0	123	150	218	150
1 1 1	123	151	219	151
1 1 2	123	152	220	152
1 1 3	123	153	221	153
1 1 4	123	154	222	154
1 1 5	123	155	223	155
1 1 6	123	156	224	156
1 1 7	123	157	226	157
1 1 8	123	158	228	158
1 1 9	123	159	230	159
1 2 0	123	160	232	160
1 2 1	123	161	233	161
1 2 2	123	162	234	162
1 2 3	123	163	235	163
1 2 4	123	164	236	164
1 2 5	123	166	237	165
1 2 6	123	168	238	166
1 2 7	123	170	239	167
1 2 8	123	172	240	168
1 2 9	123	173	242	169
1 3 0	123	174	244	170
1 3 1	123	175	246	171
1 3 2	123	176	248	172
1 3 3	123	177	249	173

1 3 4	123	178	250		
1 3 5	123	179	251		
1 3 6	123	180	252		
1 3 7	123	181	253		
1 3 8	123	182	254		
1 3 9	123	183	255		
1 4 0	123	184	256		
1 4 1	123	185	258		
1 4 2	123	186	260		
1 4 3	123	187	262		
1 4 4	123	188	264		
1 4 5	123	189	265		
1 4 6	123	190	266		
1 4 7	123	191	267		
1 4 8	123	192	268		
1 4 9	123	194	270		
1 5 0	123	196	272		
1 5 1	123	198	274		
1 5 2	123	200	276		
1 5 3	123	201	277		
1 5 4	123	202	278		
1 5 5	123	203	279		
1 5 6	123	204	280		
1 5 7	123	205	282		
1 5 8	123	206	284		
1 5 9	123	207	286		
1 6 0	123	208	288		
1 6 1	123	209	289		
1 6 2	123	210	290		
1 6 3	123	211	291		
1 6 4	123	212	292		
1 6 5	123	213	294		
1 6 6	123	214	296		
1 6 7	123	215	298		
1 6 8	123	216	300		
1 6 9	123	217	301		
1 7 0	123	218	302		
1 7 1	123	219	303		
1 7 2	123	220	304		
1 7 3	123	221	306		
1 7 4	123	222	308		
1 7 5	123	223	310		
1 7 6	123	224	312		
1 7 7	123	225	313		
1 7 8	123	226	314		

179	123	227	315		
180	123	228	316		
181	123	229	317		
182	123	230	317		
183	123	231	317		
184	123	232	317		
185	123	233	317		
186	123	234	317		
187	123	235	317		
188	123	236	317		
189	123	237	317		
190	123	238			
191	123	239			
192	123	240			
193	123	242			
194	123	244			
195	123	246			
196	123	248			
197	123	249			
198	123	250			
199	123	251			
200	123	252			
201	123	253			
202	123	254			
203	123	255			
204	123	256			
205	123	257			
206	123	258			
207	123	259			
208	123	260			
209	123	261			
210	123	262			
211	123	263			
212	123	264			
213	123	265			
214	123	266			
215	123	267			
216	123	268			
217	123	269			
218	123	270			
219	123	271			
220	123	272			
221	123	273			
222	123	274			
223	123	275			

2 2 4	123	276			
2 2 5	123	277			
2 2 6	123	278			
2 2 7	123	279			
2 2 8	123	280			
2 2 9	123	281			
2 3 0	123	282			
2 3 1	123	283			
2 3 2	123	284			
2 3 3	123	285			
2 3 4	123	286			
2 3 5	123	287			
2 3 6	123	288			
2 3 7	123	289			
2 3 8	123	290			
2 3 9	123	291			
2 4 0	123	292			
2 4 1	123	294			
2 4 2	123	296			
2 4 3	123	298			
2 4 4	123	300			
2 4 5	123	301			
2 4 6	123	302			
2 4 7	123	303			
2 4 8	123	304			
2 4 9	123	305			
2 5 0	123	306			
2 5 1	123	307			
2 5 2	123	308			
2 5 3	123	309			
2 5 4	123	310			
2 5 5	123	311			
2 5 6	123	312			
2 5 7	123	313			
2 5 8	123	314			
2 5 9	123	315			
2 6 0	123	316			
2 6 1	123	317			
2 6 2	123	318			
2 6 3	123	319			
2 6 4	123	320			
2 6 5	123	321			
2 6 6	123	322			
2 6 7	123	323			
2 6 8	123	324			

269	123	325			
270	123	326			
271	123	327			
272	123	328			
273	123	329			
274	123	330			
275	123	331			
276	123	332			
277	123	333			
278	123	334			
279	123	335			
280	123	336			
281	123	337			
282	123	338			
283	123	339			
284	123	340			
285	123	341			
286	123	342			
287	123	343			
288	123	344			
289	123	346			
290	123	348			
291	123	350			
292	123	352			
293	123	353			
294	123	354			
295	123	355			
296	123	356			
297	123	357			
298	123	358			
299	123	359			
300	123	360			
301	123	361			
302	123	362			
303	123	363			
304	123	364			
305	123	365			
306	123	366			
307	123	367			
308	123	368			
309	123	369			
310	123	369			
311	123	369			
312	123	369			
313	123	369			

3 1 4	123	369			
3 1 5	123	369			
3 1 6	123	369			
3 1 7	123	369			
3 1 8	123				
3 1 9	123				
3 2 0	123				
3 2 1	123				
3 2 2	123				
3 2 3	123				
3 2 4	123				
3 2 5	123				
3 2 6	123				
3 2 7	123				
3 2 8	123				
3 2 9	123				
3 3 0	123				
3 3 1	123				
3 3 2	123				
3 3 3	123				
3 3 4	123				
3 3 5	123				
3 3 6	123				
3 3 7	123				
3 3 8	123				
3 3 9	123				
3 4 0	123				
3 4 1	123				
3 4 2	123				
3 4 3	123				
3 4 4	123				
3 4 5	123				
3 4 6	123				
3 4 7	123				
3 4 8	123				
3 4 9	123				
3 5 0	123				
3 5 1	123				
3 5 2	123				
3 5 3	123				
3 5 4	123				
3 5 5	123				
3 5 6	123				
3 5 7	123				
3 5 8	123				

３５９	123			
３６０	123			
３６１	123			
３６２	123			
３６３	123			
３６４	123			
３６５	123			
３６６	123			
３６７	123			
３６８	123			
３６９	123			

備考　職務の級の最高の号給の額を超える給料月額の適用を受ける職員が降格した場合における降格後の号給については、次の各号に掲げる降格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

(1) ２級　１２３

(2) ３級　３６９

(3) ４級　３１７

(3) ５級　１８９

附則別表第２の５級の項中「うち別に定める選考に合格したもの」を「うち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの」に改める。

８　名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成２６年名古屋市交通局管理規程第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「１，０００分の２９１」を「１，０００分の２９８」に、「１，０００分の２２９」を「１，０００分の２３６」に、「１，０００分の１７４」を「１００分の１８」に、「１，０００分の１０７」を「１，０００分の１１３」に、「１，０００分の１０９」を「１，０００分の１１５」に、「１００分の４」を「１，０００分の４６」に改める。

９　名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成２８年名古屋市交通局管理規程第１９号）の一部を次のように改正する。

附則別表第１及び附則別表第２を次のように改める。

附則別表第１　企業職給料表(1)

職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
２	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
３	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
４	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
５	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
６	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
７	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
８	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
９	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
１０	152,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
１１	153,200	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
１２	154,300	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
１３	155,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
１４	156,900	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
１５	158,400	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
１６	159,900	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
１７	161,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
１８	163,100	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
１９	164,900	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
２０	166,700	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
２１	168,500	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
２２	170,200	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
２３	171,900	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
２４	173,600	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
２５	175,300	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
２６	176,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
２７	178,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
２８	179,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
２９	181,400	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
３０	182,600	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
３１	183,800	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
３２	185,000	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
３３	186,200	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
３４	187,400	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
３５	188,600	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
３６	189,800	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
３７	191,000	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
３８	192,200	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
３９	193,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
４０	194,600	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

4 1	195, 800	222, 900	288, 200	309, 700	328, 000	356, 800 (392, 900)	405, 900 (437, 400)	493, 700	546, 100
4 2	197, 000	224, 600	290, 100	311, 600	330, 100	358, 600 (394, 300)	406, 900 (438, 200)	495, 100	548, 900
4 3	198, 200	226, 300	292, 000	313, 500	332, 100	360, 300 (395, 600)	407, 900 (439, 000)	496, 500	551, 700
4 4	199, 400	228, 000	293, 900	315, 300	334, 100	362, 000 (396, 900)	408, 800 (439, 700)	497, 900	554, 500
4 5	200, 500	229, 700	295, 700	317, 100	336, 100	363, 700 (398, 200)	409, 700 (440, 400)	499, 300	557, 200
4 6	201, 700	231, 400	297, 600	319, 000	338, 000	365, 500 (399, 200)	410, 600 (441, 200)	500, 500	560, 100
4 7	202, 900	233, 100	299, 500	320, 800	339, 800	367, 300 (400, 200)	411, 500 (441, 900)	501, 700	562, 900
4 8	204, 000	234, 800	301, 300	322, 600	341, 600	369, 000 (401, 200)	412, 400 (442, 600)	502, 900	565, 700
4 9	205, 100	236, 500	303, 100	324, 400	343, 400	370, 700 (402, 200)	413, 300 (443, 300)	504, 000	568, 500
5 0	206, 200	238, 200	304, 900	326, 300	345, 200	372, 000 (402, 900)	414, 100 (444, 100)	505, 200	571, 400
5 1	207, 300	239, 900	306, 700	328, 100	347, 000	373, 300 (403, 600)	414, 900 (444, 900)	506, 400	574, 200
5 2	208, 300	241, 600	308, 500	329, 900	348, 800	374, 500 (404, 300)	415, 600 (445, 600)	507, 600	577, 000
5 3	209, 300	243, 300	310, 300	331, 700	350, 500	375, 700 (405, 000)	416, 300 (446, 300)	508, 700	579, 800
5 4	210, 400	245, 100	312, 000	333, 200	351, 700	376, 900 (405, 700)	417, 100 (447, 100)	509, 900	582, 600
5 5	211, 400	246, 800	313, 700	334, 600	352, 900	378, 100 (406, 400)	417, 900 (447, 800)	511, 100	585, 400
5 6	212, 400	248, 500	315, 400	336, 000	354, 000	379, 200 (407, 100)	418, 600 (448, 500)	512, 300	588, 200
5 7	213, 400	250, 200	317, 000	337, 400	355, 100	380, 300 (407, 800)	419, 300 (449, 200)	513, 500	591, 000
5 8	214, 400	251, 900	318, 500	338, 500	356, 600	381, 200 (408, 500)	420, 100 (450, 000)	514, 700	593, 900
5 9	215, 400	253, 600	320, 000	339, 600	358, 100	382, 100 (409, 200)	420, 800 (450, 800)	515, 900	596, 700
6 0	216, 400	255, 300	321, 500	340, 600	359, 600	383, 000 (409, 900)	421, 500 (451, 500)	517, 100	599, 500
6 1	217, 400	257, 000	322, 900	341, 600	361, 000	383, 800 (410, 500)	422, 200 (452, 200)	518, 300	602, 300
6 2	218, 300	258, 700	324, 300	342, 600	362, 000	384, 500 (411, 200)	423, 000 (453, 000)		
6 3	219, 100	260, 300	325, 700	343, 600	363, 000	385, 200 (411, 900)	423, 800 (453, 700)		
6 4	219, 900	261, 900	327, 100	344, 600	364, 000	385, 900 (412, 600)	424, 500 (454, 400)		
6 5	220, 700	263, 500	328, 500	345, 600	364, 900	386, 600 (413, 300)	425, 200 (455, 100)		
6 6	221, 500	264, 500	329, 800	346, 300	365, 800	387, 300 (414, 000)	426, 000 (455, 900)		
6 7	222, 300	265, 500	331, 100	346, 900	366, 600	388, 000 (414, 700)	426, 700 (456, 600)		
6 8	223, 100	266, 500	332, 400	347, 500	367, 400	388, 700 (415, 400)	427, 400 (457, 300)		
6 9	223, 900	267, 400	333, 600	348, 100	368, 200	389, 300 (416, 100)	428, 100 (458, 000)		
7 0	224, 700	268, 400	334, 700	348, 800	368, 900	390, 000 (416, 800)	428, 900 (458, 800)		
7 1	225, 500	269, 400	335, 800	349, 500	369, 600	390, 700 (417, 500)	429, 600 (459, 600)		
7 2	226, 300	270, 400	336, 900	350, 200	370, 300	391, 400 (418, 200)	430, 300 (460, 300)		
7 3	227, 100	271, 300	337, 900	350, 900	371, 000	392, 100 (418, 900)	431, 000 (461, 000)		
7 4	227, 900	272, 200	338, 600	351, 600	371, 700	392, 800 (419, 600)	431, 800 (461, 800)		
7 5	228, 700	273, 100	339, 300	352, 300	372, 400	393, 500 (420, 300)	432, 500 (462, 500)		
7 6	229, 500	274, 000	340, 000	352, 900	373, 100	394, 200 (421, 000)	433, 200 (463, 200)		
7 7	230, 200	274, 900	340, 600	353, 500	373, 800	394, 900 (421, 600)	433, 900 (463, 900)		
7 8	231, 000	275, 800	341, 400	354, 200	374, 500	395, 600 (422, 300)	434, 600 (464, 700)		
7 9	231, 800	276, 700	342, 200	354, 900	375, 200	396, 300 (423, 000)	435, 300 (465, 500)		
8 0	232, 600	277, 500	343, 000	355, 500	375, 900	397, 000 (423, 700)	436, 000 (466, 200)		
8 1	233, 300	278, 300	343, 700	356, 100	376, 500	397, 700 (424, 400)	436, 700 (466, 900)		
8 2	233, 900	279, 200	344, 400	356, 800	377, 200	398, 400 (425, 100)	437, 500		
8 3	234, 500	280, 100	345, 000	357, 500	377, 900	399, 100 (425, 800)	438, 200		
8 4	235, 000	280, 900	345, 600	358, 100	378, 600	399, 800 (426, 500)	438, 900		

85	235, 500	281, 700	346, 200	358, 700	379, 300	400, 400 (427, 100)	439, 600
86	236, 000	282, 500	346, 800	359, 400	380, 000	401, 100 (427, 800)	440, 400
87	236, 500	283, 300	347, 400	360, 100	380, 700	401, 800 (428, 500)	441, 100
88	236, 900	284, 100	348, 000	360, 700	381, 400	402, 500 (429, 100)	441, 800
89	237, 300	284, 800	348, 500	361, 300	382, 100	403, 200 (429, 700)	442, 500
90	237, 800	285, 500	349, 100	362, 000	382, 800	403, 900	443, 200
91	238, 200	286, 200	349, 700	362, 600	383, 500	404, 600	443, 900
92	238, 600	286, 900	350, 300	363, 200	384, 200	405, 300	444, 600
93	239, 000	287, 500	350, 900	363, 800	384, 900	406, 000	445, 300
94	239, 500	288, 200	351, 500	364, 500	385, 600	406, 700	446, 100
95	239, 900	288, 900	352, 000	365, 200	386, 300	407, 400	446, 800
96	240, 300	289, 600	352, 500	365, 800	387, 000	408, 100	447, 500
97	240, 700	290, 200	353, 000	366, 400	387, 600	408, 700	448, 200
98		290, 900	353, 600	367, 100	388, 300	409, 400	
99		291, 600	354, 100	367, 800	389, 000	410, 100	
100		292, 200	354, 600	368, 400	389, 700	410, 800	
101		292, 800	355, 100	369, 000	390, 400	411, 400	
102		293, 300	355, 700	369, 700	391, 100	412, 100	
103		293, 800	356, 200	370, 400	391, 800	412, 800	
104		294, 300	356, 700	371, 000	392, 500	413, 500	
105		294, 700	357, 200	371, 600	393, 200	414, 100	
106		295, 100	357, 800	372, 300	393, 900	414, 800	
107		295, 500	358, 300	373, 000	394, 600	415, 500	
108		295, 900	358, 800	373, 600	395, 300	416, 100	
109		296, 300	359, 300	374, 200	395, 900	416, 700	
110		296, 700	359, 900	374, 900	396, 600	417, 400	
111		297, 100	360, 400	375, 500	397, 300	418, 000	
112		297, 500	360, 900	376, 100	398, 000	418, 600	
113		297, 900	361, 400	376, 700	398, 700	419, 200	
114		298, 300	362, 000	377, 400	399, 400		
115		298, 700	362, 500	378, 100	400, 100		
116		299, 100	363, 000	378, 700	400, 800		
117		299, 500	363, 500	379, 300	401, 500		
118		299, 900	364, 100	380, 000	402, 200		
119		300, 300	364, 600	380, 700	402, 900		
120		300, 700	365, 100	381, 300	403, 500		
121		301, 100	365, 600	381, 900	404, 100		
122		301, 500		382, 600	404, 800		
123		301, 900		383, 300	405, 500		
124		302, 300		383, 900	406, 100		
125		302, 600		384, 500	406, 700		
126		303, 000		385, 200	407, 400		
127		303, 400		385, 900	408, 100		
128		303, 700		386, 500	408, 700		

１２９		304,000		387,100	409,300				
１３０		304,400		387,800	410,000				
１３１		304,800		388,400	410,700				
１３２		305,200		389,000	411,300				
１３３		305,500		389,600	411,900				
１３４		305,900		390,300					
１３５		306,300		390,900					
１３６		306,600		391,500					
１３７		306,900		392,100					
１３８		307,300		392,800					
１３９		307,600		393,400					
１４０		307,900		394,000					
１４１		308,200		394,600					
１４２		308,600		395,300					
１４３		308,900		395,900					
１４４		309,200		396,500					
１４５		309,500		397,100					
１４６				397,800					
１４７				398,400					
１４８				399,000					
１４９				399,600					
１５０				400,300					
１５１				400,900					
１５２				401,500					
１５３				402,100					
１５４				402,700					
１５５				403,300					
１５６				403,900					
１５７				404,400					

備考　１　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
　　２　この表の６級の１号給から８９号給までの括弧内の金額は、６級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
　　３　この表の７級の１号給から８１号給までの括弧内の金額は、７級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

附則別表第２　企業職給料表(3)

職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
１	130,100	169,800	210,500	255,900	266,800
２	131,600	171,200	211,900	257,700	268,900
３	133,100	172,600	213,200	259,500	270,900
４	134,500	174,000	214,500	261,300	272,900
５	135,900	175,400	215,800	263,100	274,900
６	137,400	176,800	217,100	264,900	277,000
７	138,900	178,200	218,400	266,700	279,100
８	140,300	179,500	219,700	268,400	281,100
９	141,700	180,800	221,000	270,100	283,100
１０	143,200	182,200	222,200	271,800	285,300
１１	144,700	183,600	223,400	273,500	287,500
１２	146,100	185,000	224,600	275,200	289,600
１３	147,500	186,300	225,700	276,800	291,700
１４	149,000	187,600	226,900	278,400	293,900
１５	150,500	188,900	228,100	279,900	296,100
１６	151,900	190,100	229,300	281,400	298,200
１７	153,300	191,300	230,400	282,900	300,300
１８	154,800	192,600	231,600	284,400	302,400
１９	156,300	193,900	232,800	285,900	304,500
２０	157,700	195,200	234,000	287,400	306,500
２１	159,100	196,400	235,100	288,800	308,500
２２	160,600	197,700	236,300	290,200	310,400
２３	162,000	198,900	237,500	291,600	312,300
２４	163,400	200,100	238,600	292,900	314,100
２５	164,800	201,300	239,700	294,200	315,900
２６	166,300	202,500	240,900	295,600	317,800
２７	167,700	203,700	242,100	296,900	319,700
２８	169,100	204,900	243,300	298,200	321,500
２９	170,500	206,000	244,400	299,500	323,300
３０	172,000	207,300	245,600	300,700	325,100
３１	173,400	208,500	246,800	301,900	326,900
３２	174,800	209,700	247,900	303,000	328,700
３３	176,200	210,900	249,000	304,100	330,400
３４	177,700	212,000	250,200	305,200	331,900
３５	179,100	213,100	251,400	306,300	333,400
３６	180,500	214,100	252,500	307,300	334,800

3 7	181, 900	215, 100	253, 600	308, 300	336, 200
3 8	183, 200	216, 300	254, 700	309, 400	337, 600
3 9	184, 500	217, 500	255, 800	310, 400	339, 000
4 0	185, 800	218, 700	256, 900	311, 400	340, 400
4 1	187, 000	219, 900	257, 900	312, 400	341, 800
4 2	188, 000	221, 200	259, 000	313, 500	342, 800
4 3	188, 900	222, 500	260, 100	314, 500	343, 800
4 4	189, 800	223, 700	261, 200	315, 500	344, 700
4 5	190, 700	224, 900	262, 200	316, 500	345, 600
4 6	191, 600	226, 200	263, 300	317, 500	346, 600
4 7	192, 500	227, 400	264, 400	318, 500	347, 600
4 8	193, 400	228, 600	265, 400	319, 500	348, 500
4 9	194, 200	229, 800	266, 400	320, 500	349, 400
5 0	195, 200	231, 000	267, 500	321, 400	350, 300
5 1	196, 200	232, 200	268, 500	322, 300	351, 100
5 2	197, 200	233, 400	269, 500	323, 200	351, 900
5 3	198, 200	234, 500	270, 500	324, 100	352, 700
5 4	199, 300	235, 700	271, 500	324, 900	353, 400
5 5	200, 400	236, 900	272, 500	325, 700	354, 000
5 6	201, 400	238, 100	273, 500	326, 500	354, 600
5 7	202, 400	239, 200	274, 400	327, 300	355, 200
5 8	203, 500	240, 400	275, 400	328, 100	355, 800
5 9	204, 600	241, 600	276, 400	328, 900	356, 300
6 0	205, 600	242, 700	277, 300	329, 700	356, 800
6 1	206, 600	243, 800	278, 200	330, 500	357, 300
6 2	207, 800	245, 000	279, 100	331, 300	357, 900
6 3	208, 900	246, 200	280, 000	332, 100	358, 400
6 4	210, 000	247, 400	280, 900	332, 800	358, 900
6 5	211, 100	248, 500	281, 800	333, 500	359, 400
6 6	212, 300	249, 600	282, 700	334, 000	360, 000
6 7	213, 400	250, 700	283, 600	334, 500	360, 500
6 8	214, 500	251, 800	284, 500	335, 000	361, 000
6 9	215, 600	252, 900	285, 400	335, 500	361, 500
7 0	216, 700	254, 000	286, 200	336, 000	362, 100
7 1	217, 800	255, 100	287, 000	336, 500	362, 700
7 2	218, 900	256, 200	287, 800	337, 000	363, 200
7 3	220, 000	257, 300	288, 500	337, 400	363, 700
7 4	221, 200	258, 400	289, 200	337, 900	364, 400
7 5	222, 300	259, 500	289, 900	338, 400	365, 100
7 6	223, 400	260, 600	290, 600	338, 900	365, 700

7 7	224, 500	261, 700	291, 300	339, 400	366, 300
7 8	225, 700	262, 800	292, 000	339, 900	367, 000
7 9	226, 800	263, 900	292, 700	340, 400	367, 600
8 0	227, 900	264, 900	293, 400	340, 900	368, 200
8 1	229, 000	265, 900	294, 000	341, 400	368, 800
8 2	230, 200	266, 900	294, 700	341, 900	369, 500
8 3	231, 300	267, 900	295, 400	342, 300	370, 200
8 4	232, 400	268, 900	296, 100	342, 700	370, 800
8 5	233, 500	269, 900	296, 800	343, 100	371, 400
8 6	234, 500	270, 800	297, 500	343, 600	372, 100
8 7	235, 500	271, 700	298, 100	344, 000	372, 800
8 8	236, 500	272, 500	298, 700	344, 400	373, 400
8 9	237, 500	273, 300	299, 300	344, 800	374, 000
9 0	238, 500	274, 100	299, 900	345, 300	374, 700
9 1	239, 500	274, 800	300, 500	345, 700	375, 400
9 2	240, 400	275, 500	301, 100	346, 100	376, 000
9 3	241, 300	276, 200	301, 600	346, 500	376, 600
9 4	242, 200	276, 900	302, 100	347, 000	377, 300
9 5	243, 100	277, 600	302, 500	347, 400	378, 000
9 6	244, 000	278, 300	302, 900	347, 800	378, 600
9 7	244, 900	279, 000	303, 300	348, 200	379, 200
9 8	245, 700	279, 500	303, 700	348, 700	379, 900
9 9	246, 500	280, 000	304, 100	349, 100	380, 500
1 0 0	247, 300	280, 500	304, 500	349, 500	381, 100
1 0 1	248, 000	280, 900	304, 900	349, 900	381, 700
1 0 2	248, 500	281, 400	305, 300	350, 400	382, 400
1 0 3	249, 000	281, 900	305, 700	350, 800	383, 100
1 0 4	249, 500	282, 400	306, 100	351, 200	383, 700
1 0 5	250, 000	282, 800	306, 400	351, 600	384, 300
1 0 6	250, 500	283, 300	306, 800	352, 100	385, 000
1 0 7	251, 000	283, 800	307, 200	352, 500	385, 700
1 0 8	251, 500	284, 300	307, 500	352, 900	386, 300
1 0 9	251, 900	284, 700	307, 800	353, 300	386, 900
1 1 0	252, 300	285, 200	308, 200	353, 800	387, 600
1 1 1	252, 700	285, 700	308, 600	354, 200	388, 300
1 1 2	253, 100	286, 100	308, 900	354, 600	388, 900
1 1 3	253, 500	286, 500	309, 200	355, 000	389, 500
1 1 4	253, 900	287, 000	309, 600	355, 500	390, 200
1 1 5	254, 200	287, 400	310, 000	355, 900	390, 800
1 1 6	254, 500	287, 800	310, 300	356, 300	391, 400

１１７	254,800	288,200	310,600	356,700	392,000
１１８	255,100	288,700	311,000	357,200	392,600
１１９	255,400	289,100	311,400	357,600	393,200
１２０	255,700	289,500	311,700	358,000	393,800
１２１	256,000	289,900	312,000	358,400	394,300
１２２	256,300	290,300	312,400	358,900	395,000
１２３	256,600	290,700	312,800	359,400	395,700
１２４		291,100	313,100	359,900	396,300
１２５		291,500	313,400	360,400	396,900
１２６		291,900	313,800	360,900	
１２７		292,300	314,200	361,400	
１２８		292,600	314,500	361,900	
１２９		292,900	314,800	362,400	
１３０		293,300	315,200	362,900	
１３１		293,700	315,600	363,400	
１３２		294,000	315,900	363,900	
１３３		294,300	316,200	364,400	
１３４		294,600	316,600	365,000	
１３５		294,900	317,000	365,500	
１３６		295,200	317,300	366,000	
１３７		295,500	317,600	366,500	
１３８		295,800	318,000		
１３９		296,100	318,400		
１４０		296,400	318,700		
１４１		296,700	319,000		
１４２		297,000	319,400		
１４３		297,300	319,800		
１４４		297,600	320,100		
１４５		297,900	320,400		
１４６		298,200	320,800		
１４７		298,500	321,200		
１４８		298,800	321,500		
１４９		299,100	321,800		
１５０		299,400	322,200		
１５１		299,700	322,500		
１５２		300,000	322,800		
１５３		300,300	323,100		
１５４			323,500		
１５５			323,800		
１５６			324,100		
１５７			324,400		

備考　この給料表は、技術職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。
(1) 補職名規程第３条第１項から第５項までに規定する補職名を冠する職員
(2) 技師、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員

（委任）

１０　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第１１号

高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

平成３０年３月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

（高速電車安全管理規程の一部改正）

第１条　高速電車安全管理規程（平成１８年名古屋市交通局管理規程第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１２号中「その附帯施設（以下「建築施設等」という。）」を「関連施設（以下「建築施設等」という。）とその付帯設備」に改め、同項中第２３号を第２５号とし、第１９号から第２２号までを２号ずつ繰り下げ、第１８号を第１９号とし、同号の次に次の１号を加える。

(20)　労務課長　総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な労務管理及び健康管理に関する総括的な業務を管理する。

第４条第１項第１７号中「要員に関する業務」の次に「並びに労務管理及び健康管理に関する総括的な業務」を加え、同号を同項第１８号とし、第１４号から第１６号までを１号ずつ繰り下げ、同項第１３号の次に次の１号を加える。

(14)　設備課長　施設部長の指揮のもと、鉄道土木施設のうち建築施設等の付帯設備に関する業務を管理する。

第１３条中「及び営繕課長」を「、営繕課長及び設備課長」に改める。

第１７条中「要員に関する業務」の次に「並びに労務管理及び健康管理に関する総括的な業務」を加える。

第１８条の４を第１８条の５とし、第１８条の３を第１８条の４とし、第１８条の２を第１８条の３とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（労務課長の責務）

第１８条の２　労務課長は、輸送の安全の確保に必要な労務管理及び健康管

理に関する総括的な業務を行う。

第２１条第２項中「営繕課長」の次に「、設備課長」を、「人事課長」の次に「、労務課長」を加える。

第４０条第１項から第５項までの規定及び第７項中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加え、同条第９項中「営繕課長」の次に「及び設備課長」を加え、同条第１０項中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加える。

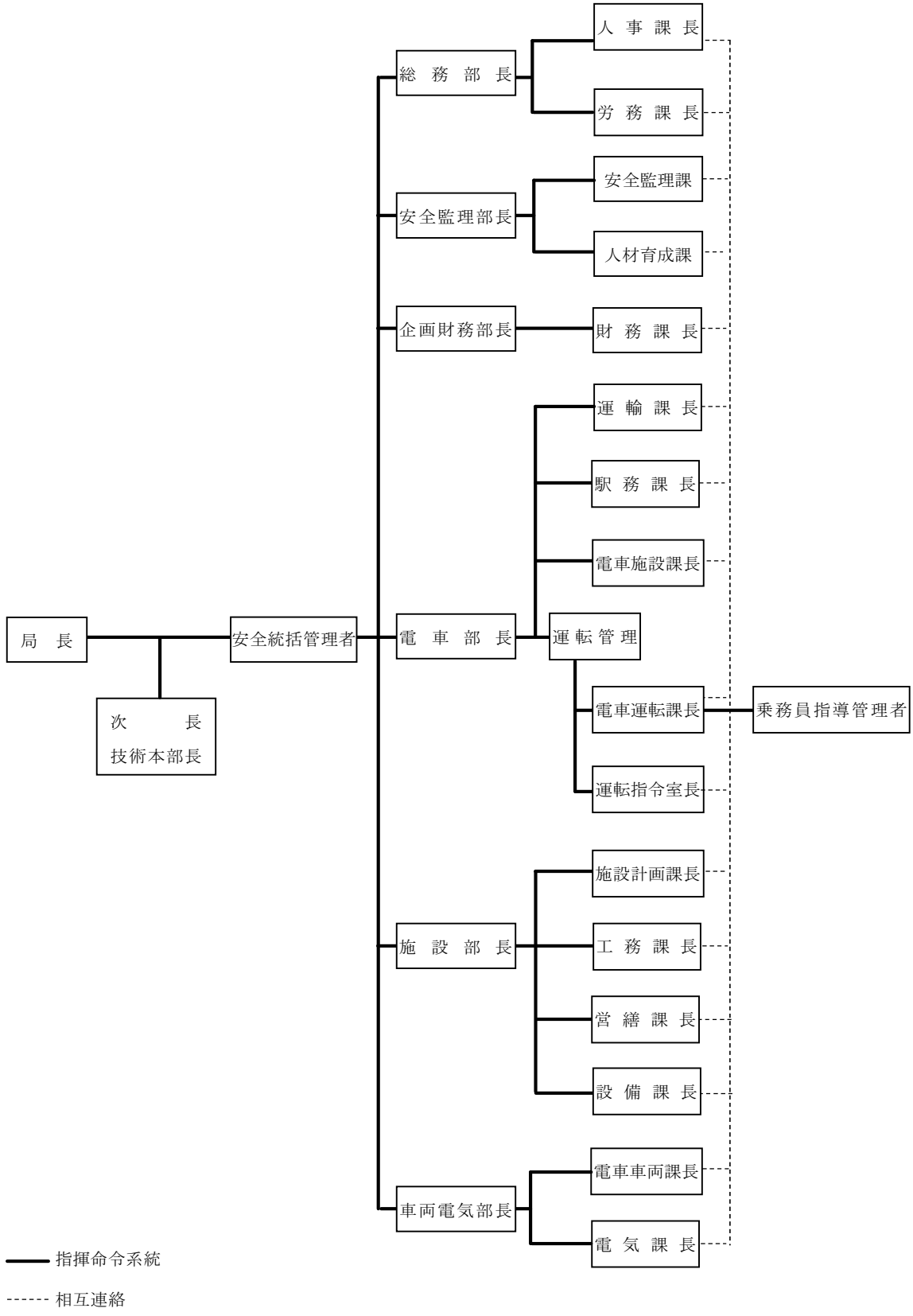
第４１条中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加える。

第４２条中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加える。

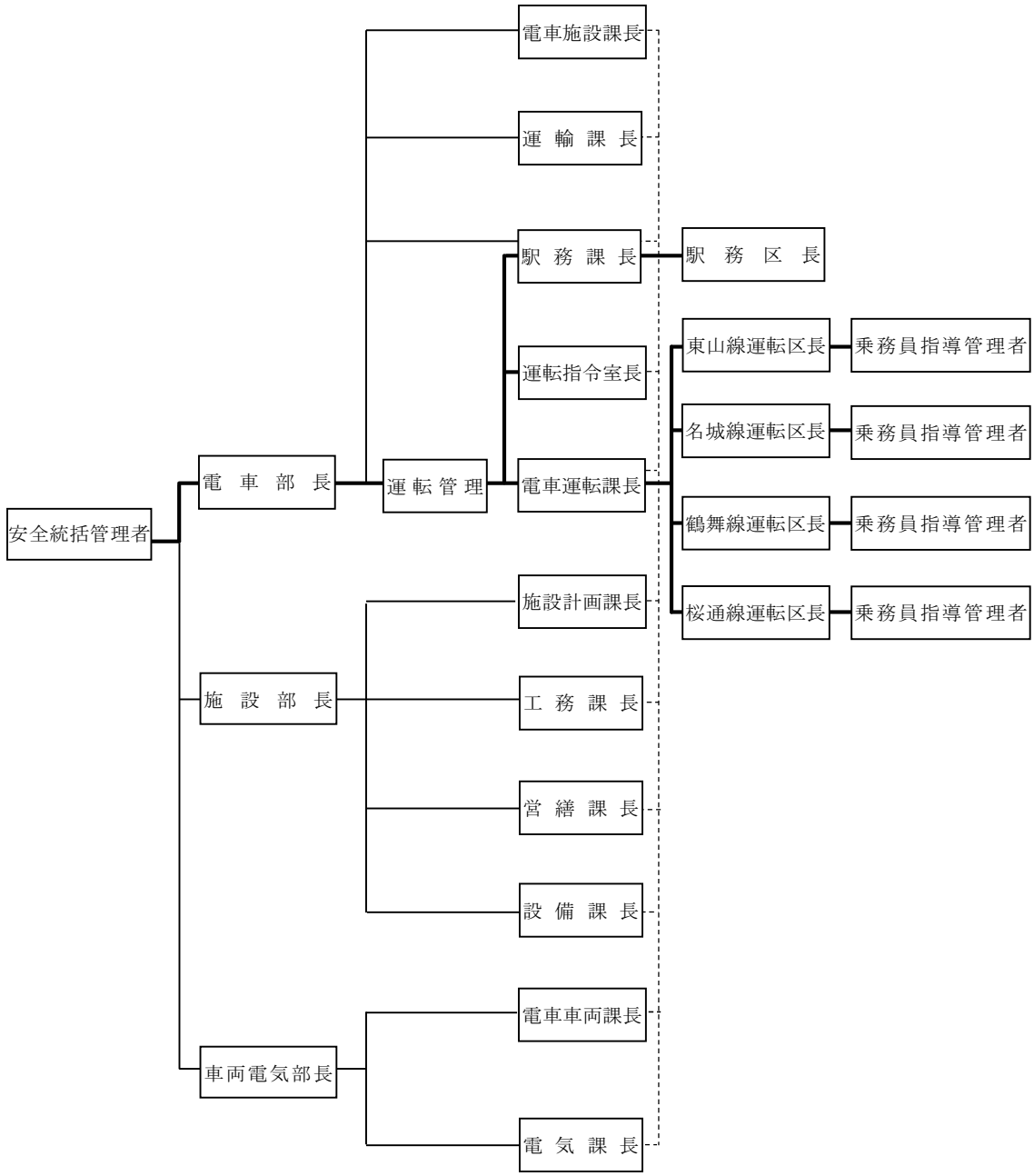
第４３条第１項中「営繕課長」の次に「、設備課長」を加える。

別図１から別図３までを次のように改める。

別図１　輸送の安全の確保に関する体制図（第４条関係）



別図２　運転管理体制図（第２９条関係）

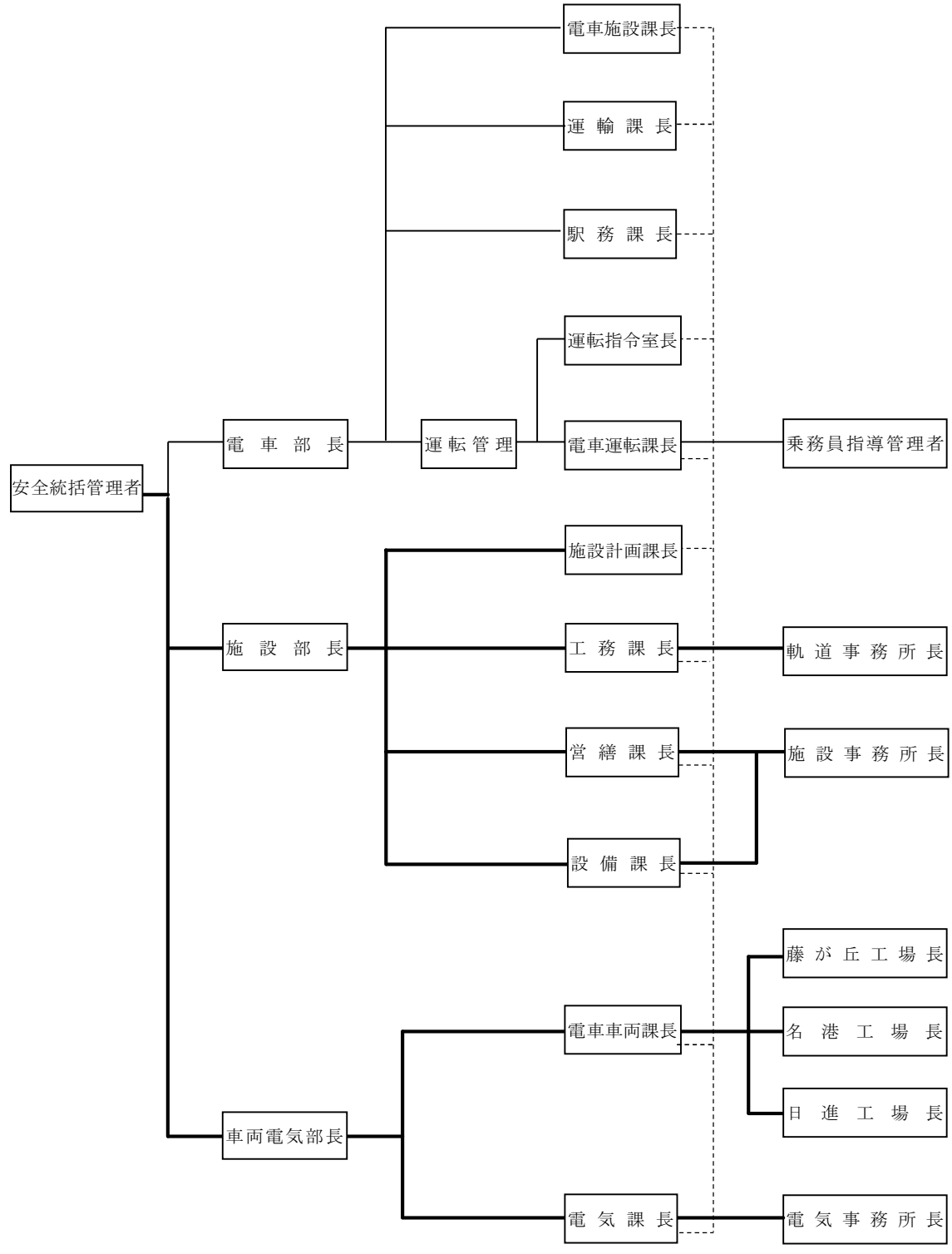


━━ 運転関係の指揮命令系統

―― その他の指揮命令系統

------ 相互連絡

別図３　施設・車両管理体制図（第３９条、第４４条関係）



（自動車安全管理規程の一部改正）

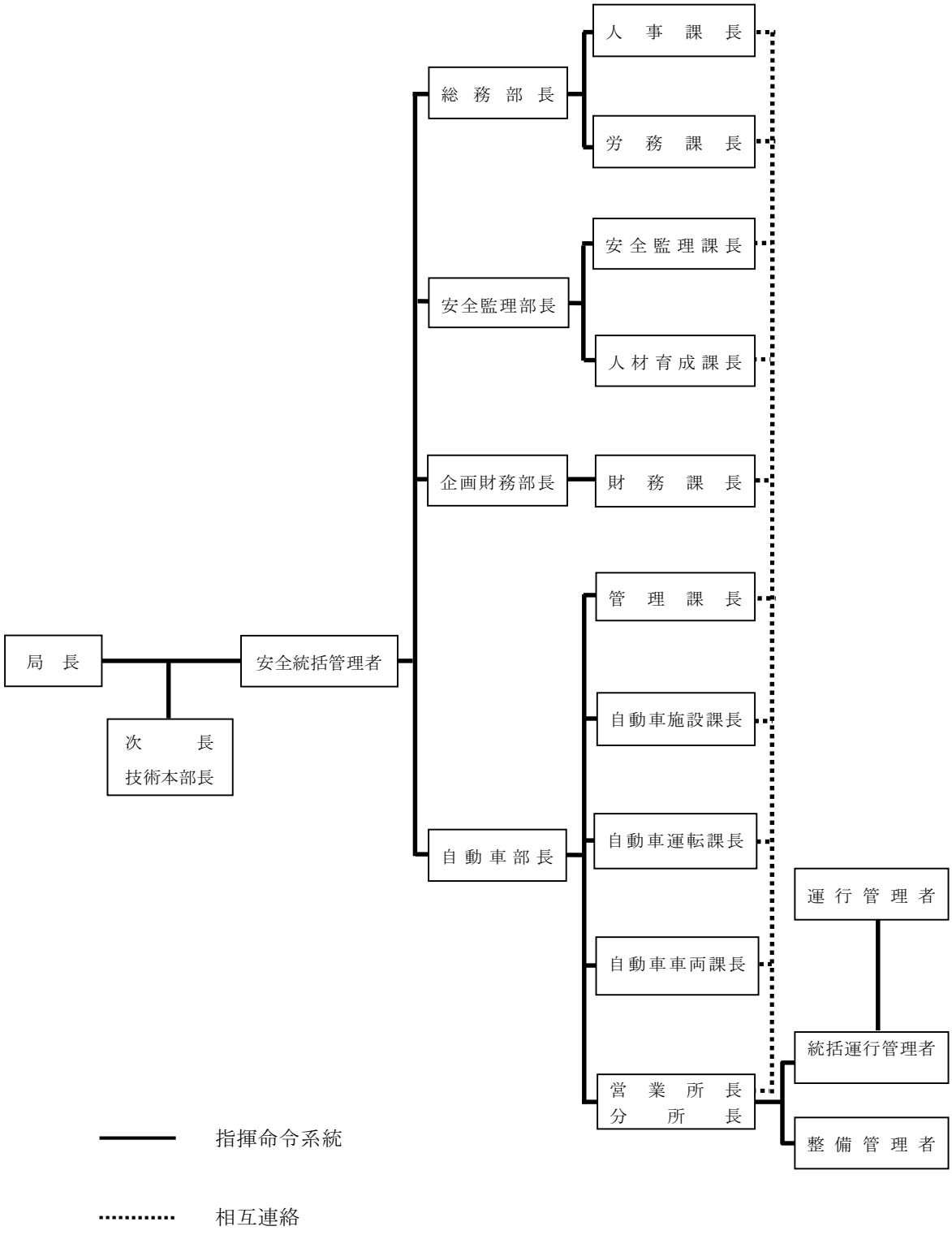
第２条　自動車安全管理規程（平成１８年名古屋市交通局管理規程第３８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１１号中「要員に関する業務」の次に「並びに労務管理及び健康管理に関する総括的な業務」を、「人事課長」の次に「及び労務課長」を加え、同項中第１３号から第１７号までを１号ずつ繰り下げ、同項第１２号の次に次の１号を加える。

(13)　労務課長　総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な労務管理及び健康管理に関する総括的な事項を統括する。

別図１を次のように改める。

別図１　輸送の安全の確保に関する体制図（第７条関係）



附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 7号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 2条第 3号中「脳神経外科」の次に「、乳腺外科」を加える。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 8号

名古屋市病院局分課規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 1条第 1項及び第 5条庶務係の項第 3号中「経営企画室」を「企画室」に改める。

第 7条の見出し中「経営企画室」を「企画室」に改め、同条中「経営企画室」を「企画室」に、「経営企画係」を「企画係」に改め、同条第 1号中「市立病院の医療機能及び経営」を「局内重要事項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

（名古屋市病院局会計規程の一部改正）

2　名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4項中「経営企画室長」を「企画室長」に改める。

（名古屋市病院局職員表彰規程の一部改正）

3　名古屋市病院局職員表彰規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

第 5条中「病院にあっては、」を「室にあっては室長、病院にあっては」に改める。

第 7条中「課」の次に「、室」を加える。

第 9条第 3項中「経営企画室長」を「企画室長」に改める。

（名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程の一部改

正）

4　名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程（平成22年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第14条中「経営企画室」を「企画室」に改める。

名古屋市病院局管理規程第 9号

市立病院特任診療科部長設置規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 3条第 1号及び第 5条中「副院長」を「院長代行、副院長」に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第10号

名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 3条第 3項中「副院長」を「院長代行」に改め、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項の次に次の 1項を加える。

4　副院長の職に補せられた職員の補職名は、局及びその所属する公所の名を冠した職の名称とする。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第11号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 1条　名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1項第 1号中「 184,300円」を「 184,500円」に改める。

第40条第 2項中「支給する時期ごとの割合は、 100分の85（特定管理職員にあっては 100分の 105）」を「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の85、12月に支給する場合においては 100分の95（特定管理職員にあっては 6月に支給する場合においては 100分の 105、12月に支給する場合においては 100分の 115）」に改め、同条第 3項中「支給する時期ごとの割合は、 100分の40（特定管理職員にあっては、 100分の50）」を「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の40、12月に支給する場合においては 100分の45（特定管理職員にあっては、 6月に支給する場合においては 100分の50、12月に支給する場合においては 100分の55）」に改める。

別表第 2及び別表第 3を次のように改める。

別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	131,000	146,600	200,900	226,200
2	132,000	147,800	202,300	227,300
3	133,000	149,000	203,700	228,400
4	133,900	150,200	205,000	229,500
5	134,800	151,300	206,300	230,600
6	135,800	152,600	207,700	231,700
7	136,800	153,800	209,100	232,800
8	137,700	155,000	210,500	233,900
9	138,600	156,200	211,900	235,000
10	139,600	157,700	213,700	236,100
11	140,600	159,200	215,400	237,200
12	141,600	160,600	217,100	238,300
13	142,500	162,000	218,800	239,400
14	143,600	163,500	220,000	240,500
15	144,600	165,000	221,200	241,600
16	145,600	166,400	222,400	242,700
17	146,600	167,800	223,500	243,800
18	147,800	169,300	224,700	244,900
19	149,000	170,800	225,900	246,000
20	150,200	172,200	227,100	247,100
21	151,300	173,600	228,200	248,200
22	152,500	175,100	229,400	249,300
23	153,700	176,500	230,600	250,400
24	154,900	177,900	231,800	251,500
25	156,100	179,300	232,900	252,600
26	157,600	180,800	234,100	253,800
27	159,100	182,200	235,300	255,000
28	160,600	183,600	236,500	256,200
29	162,000	185,000	237,600	257,300
30	163,500	186,500	238,800	258,500
31	164,900	187,900	240,000	259,600
32	166,300	189,300	241,200	260,700
33	167,700	190,700	242,300	261,800
34	169,100	191,900	243,500	262,900
35	170,500	193,100	244,700	264,000
36	171,900	194,300	245,900	265,000
37	173,300	195,500	247,000	266,000
38	174,700	196,600	248,200	267,100
39	176,100	197,700	249,400	268,200
40	177,500	198,800	250,500	269,200

別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
41	178,900	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	

別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

別表第３　企業職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	259,400	313,800	346,500	448,600
2	262,100	316,600	349,300	452,500
3	264,700	319,300	352,000	456,400
4	267,300	322,000	354,700	460,200
5	269,900	324,700	357,400	464,000
6	272,600	327,500	360,200	467,900
7	275,200	330,200	362,900	471,800
8	277,800	332,900	365,600	475,700
9	280,400	335,600	368,300	479,600
10	283,100	338,400	371,100	483,500
11	285,800	341,100	373,900	487,400
12	288,400	343,800	376,700	491,300
13	291,000	346,500	379,500	495,100
14	293,800	349,300	382,400	498,900
15	296,600	352,000	385,300	502,700
16	299,400	354,700	388,100	506,500
17	302,100	357,400	390,900	510,300
18	305,100	360,200	393,800	514,100
19	308,000	362,900	396,700	517,800
20	310,900	365,600	399,600	521,500
21	313,800	368,300	402,400	525,200
22	316,600	371,100	405,300	528,700
23	319,300	373,900	408,200	532,200
24	322,000	376,700	411,100	535,700
25	324,700	379,500	413,900	539,100
26	327,500	382,400	416,700	542,600
27	330,200	385,300	419,400	546,000
28	332,900	388,100	422,100	549,400
29	335,600	390,900	424,800	552,800
30	338,300	393,800	427,600	556,300
31	341,000	396,700	430,300	559,700
32	343,700	399,600	433,000	563,100
33	346,400	402,400	435,700	566,500
34	349,100	405,300	438,500	569,900
35	351,800	408,200	441,200	573,300
36	354,500	411,100	443,900	576,600
37	357,200	413,900	446,600	579,900
38	359,900	416,700	449,400	582,900
39	362,600	419,500	452,100	585,900
40	365,300	422,200	454,800	588,900

別表第３　企業職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
41	368,000	424,900	457,500	591,800
42	370,700	427,700	460,300	594,800
43	373,400	430,400	463,000	597,800
44	376,100	433,100	465,700	600,800
45	378,800	435,800	468,400	603,700
46	381,500	438,500	471,100	606,700
47	384,200	441,200	473,700	609,700
48	386,900	443,800	476,300	612,700
49	389,600	446,400	478,900	615,600
50	392,200	449,000	481,600	618,600
51	394,700	451,600	484,200	621,600
52	397,200	454,200	486,800	624,600
53	399,700	456,800	489,400	627,500
54	402,100	459,400	492,100	630,500
55	404,500	462,000	494,700	633,500
56	406,900	464,600	497,300	636,500
57	409,300	467,100	499,900	639,400
58	411,500	469,600	502,500	642,400
59	413,700	472,100	505,100	645,400
60	415,900	474,600	507,700	648,400
61	418,100	477,100	510,300	651,300
62	420,300	479,800	512,900	
63	422,500	482,400	515,500	
64	424,700	485,000	518,100	
65	426,800	487,600	520,700	
66	429,000	490,300	523,300	
67	431,200	493,000	525,900	
68	433,300	495,600	528,400	
69	435,400	498,200	530,900	
70	437,600	500,900	533,200	
71	439,800	503,600	535,400	
72	441,900	506,200	537,600	
73	444,000	508,800	539,800	
74	446,200	511,400	541,900	
75	448,400	514,000	543,900	
76	450,500	516,600	545,900	
77	452,600	519,100	547,900	
78	454,800	520,900	549,600	
79	456,900	522,700	551,300	
80	459,000	524,500	552,900	
81	461,100	526,300	554,500	
82	462,600	528,100	556,200	
83	464,100	529,900	557,900	
84	465,500	531,700	559,500	

別表第３　企業職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
85	466,900	533,400	561,100	
86	467,700	534,300	562,300	
87	468,500	535,200	563,500	
88	469,300	536,100	564,700	
89	470,100	537,000	565,900	
90		537,900	567,100	
91		538,700	568,300	
92		539,500	569,400	
93		540,300	570,500	
94		541,100	571,400	
95		541,900	572,300	
96		542,700	573,100	
97		543,500	573,900	
98		544,300	574,800	
99		545,100	575,700	
100		545,900	576,500	
101		546,700	577,300	
102		547,500	578,200	
103		548,300	579,100	
104		549,100	579,900	
105		549,900	580,700	
106		550,800	581,600	
107		551,600	582,500	
108		552,400	583,300	
109		553,200	584,100	
110		554,100	585,000	
111		554,900	585,900	
112		555,700	586,700	
113		556,500	587,500	
114		557,400	588,400	
115		558,200	589,300	
116		559,000	590,100	
117		559,800	590,900	
118			591,800	
119			592,700	
120			593,500	
121			594,300	
122			595,200	
123			596,100	
124			596,900	
125			597,700	

第 2条　名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第 2条第 5項中「臨床検査技師」の次に「、歯科衛生士」を加え、「及び臨床検査技師補」を「、臨床検査技師補及び歯科衛生士補」に改める。

第40条第 2項中「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の85、12月に支給する場合においては 100分の95（特定管理職員にあっては 6月に支給する場合においては 100分の 105、12月に支給する場合においては 100分の 115）」を「支給する時期ごとの割合は、 100分の90（特定管理職員にあっては 100分の 110）」に改め、同条第 3項中「割合は、 6月に支給する場合においては 100分の40、12月に支給する場合においては 100分の45（特定管理職員にあっては、 6月に支給する場合においては 100分の50、12月に支給する場合においては 100分の55）」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の 425（特定管理職員にあっては、 1,000分の 525）」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定及び附則第 6項の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第 7号。以下「改正後平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3　適用日から平成30年 3月31日までの間における再任用職員（名古屋市病院局職員の給与に関する規程第39条第 2項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規程第40条第 3項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

4　第 1条の規定による改正前の名古屋市病院局職員の給与に関する規程又は附則第 6項の規定による改正前の名古屋市病院局職員の給与に関する規程の

一部を改正する規程の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後規程又は改正後平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5　前 2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

（名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

6　名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第 7号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1から附則別表第 4までを次のように改める。

附則別表第１　企業職給料表(1)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	152,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	153,200	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	154,300	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	155,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	156,900	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	158,400	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	159,900	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	161,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	163,100	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	164,900	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	166,700	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	168,500	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	170,200	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	171,900	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	173,600	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	175,300	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	176,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	178,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	179,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	181,400	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	182,600	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	183,800	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	185,000	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	186,200	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	187,400	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	188,600	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	189,800	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	191,000	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	192,200	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	193,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,600	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

附則別表第１　企業職給料表(1)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	195,800	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	197,000	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	198,200	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,400	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,500	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,700	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,900	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	204,000	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

附則別表第１　企業職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600		
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400		
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100		
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800		
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500		
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200		
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900		
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600		
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300		
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100		
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800		
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500		
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200		
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400			
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100			
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				
125		302,600		384,500	406,700				
126		303,000		385,200	407,400				
127		303,400		385,900	408,100				
128		303,700		386,500	408,700				

附則別表第１　企業職給料表(1)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					
151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考　1　この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
　　2　この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第２ 企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,900	148,000	214,600	229,100	243,900
2	131,900	149,200	216,200	230,600	246,000
3	132,900	150,400	217,800	232,100	248,000
4	133,800	151,600	219,400	233,500	250,000
5	134,700	152,700	220,900	234,900	252,000
6	135,700	153,900	222,500	236,900	254,000
7	136,700	155,100	224,100	238,900	256,000
8	137,600	156,200	225,700	240,900	258,000
9	138,500	157,300	227,300	242,800	260,000
10	139,500	158,500	229,300	244,800	262,100
11	140,500	159,700	231,300	246,800	264,200
12	141,500	160,900	233,200	248,800	266,200
13	142,400	162,000	235,100	250,700	268,200
14	143,500	163,700	237,100	252,800	270,300
15	144,600	165,300	239,000	254,900	272,400
16	145,600	166,900	240,900	256,900	274,500
17	146,600	168,500	242,800	258,900	276,500
18	147,700	170,200	244,700	261,000	278,600
19	148,800	171,900	246,600	263,100	280,700
20	149,900	173,600	248,500	265,200	282,800
21	150,900	175,300	250,400	267,300	284,900
22	152,100	177,000	252,300	269,500	287,100
23	153,200	178,700	254,200	271,600	289,200
24	154,300	180,400	256,100	273,700	291,300
25	155,400	182,100	257,900	275,800	293,400
26	156,900	183,800	259,800	278,000	295,600
27	158,400	185,500	261,700	280,100	297,700
28	159,900	187,200	263,600	282,200	299,800
29	161,300	188,900	265,500	284,300	301,900
30	163,100	190,600	267,400	286,500	304,100
31	164,900	192,300	269,300	288,600	306,200
32	166,700	194,000	271,200	290,700	308,300
33	168,500	195,700	273,100	292,800	310,400
34	170,200	197,400	275,000	295,000	312,700
35	171,900	199,100	276,900	297,200	315,000
36	173,600	200,800	278,800	299,400	317,200
37	175,300	202,500	280,700	301,500	319,400
38	176,900	204,200	282,600	303,600	321,600
39	178,400	205,900	284,500	305,700	323,800
40	179,900	207,600	286,400	307,700	325,900

附則別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
41	181,400	209,300	288,200	309,700	328,000
42	182,600	211,000	290,100	311,600	330,100
43	183,800	212,700	292,000	313,500	332,100
44	185,000	214,400	293,900	315,300	334,100
45	186,200	216,100	295,700	317,100	336,100
46	187,400	217,800	297,600	319,000	338,000
47	188,600	219,500	299,500	320,800	339,800
48	189,800	221,200	301,300	322,600	341,600
49	191,000	222,900	303,100	324,400	343,400
50	192,200	224,600	304,900	326,300	345,200
51	193,400	226,300	306,700	328,100	347,000
52	194,600	228,000	308,500	329,900	348,800
53	195,800	229,700	310,300	331,700	350,500
54	197,000	231,400	312,000	333,200	351,700
55	198,200	233,100	313,700	334,600	352,900
56	199,400	234,800	315,400	336,000	354,000
57	200,500	236,500	317,000	337,400	355,100
58	201,700	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,900	239,900	320,000	339,600	358,100
60	204,000	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

附則別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

附則別表第２　企業職給料表(2)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146			397,800		
147			398,400		
148			399,000		
149			399,600		
150			400,300		
151			400,900		
152			401,500		
153			402,100		
154			402,700		
155			403,300		
156			403,900		
157			404,400		

附則別表第３　企業職給料表(4)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	243,400	260,500	271,100 (309,400)	327,000
2	143,500	158,500	216,200	245,200	262,600	273,200 (311,800)	329,700
3	144,600	159,700	217,800	247,000	264,700	275,300 (314,200)	332,300
4	145,600	160,900	219,400	248,800	266,700	277,300 (316,600)	334,900
5	146,600	162,000	220,900	250,500	268,700	279,300 (319,000)	337,500
6	147,700	163,700	222,500	252,500	270,800	281,500 (321,500)	340,200
7	148,800	165,300	224,100	254,500	272,900	283,700 (324,000)	342,800
8	149,900	166,900	225,700	256,500	275,000	285,800 (326,400)	345,400
9	150,900	168,500	227,300	258,400	277,000	287,900 (328,800)	348,000
10	152,100	170,200	229,300	260,500	279,200	290,200 (331,200)	350,600
11	153,200	171,900	231,300	262,500	281,300	292,400 (333,600)	353,200
12	154,300	173,600	233,200	264,500	283,400	294,600 (335,900)	355,800
13	155,400	175,300	235,100	266,500	285,500	296,800 (338,200)	358,400
14	156,900	177,000	237,100	268,600	287,700	299,100 (340,600)	361,300
15	158,400	178,700	239,000	270,700	289,800	301,400 (342,900)	364,100
16	159,900	180,400	240,900	272,700	291,900	303,600 (345,200)	366,900
17	161,300	182,100	242,800	274,700	294,000	305,800 (347,500)	369,700
18	163,100	183,800	244,700	276,800	296,200	308,200 (349,800)	372,300
19	164,900	185,500	246,600	278,900	298,300	310,600 (352,100)	374,800
20	166,700	187,200	248,500	281,000	300,400	312,900 (354,300)	377,300
21	168,500	188,900	250,400	283,100	302,500	315,200 (356,500)	379,800
22	170,200	190,600	252,300	285,200	304,700	317,600 (358,800)	382,300
23	171,900	192,300	254,200	287,300	306,900	320,000 (361,000)	384,700
24	173,600	194,000	256,100	289,400	309,000	322,400 (363,200)	387,100
25	175,300	195,700	257,900	291,500	311,100	324,700 (365,400)	389,500
26	176,900	197,400	259,800	293,700	313,400	326,700 (367,700)	391,800
27	178,400	199,100	261,700	295,900	315,700	328,700 (369,900)	394,100
28	179,900	200,800	263,600	298,100	318,000	330,700 (372,100)	396,400
29	181,400	202,500	265,500	300,200	320,300	332,600 (374,300)	398,700
30	182,600	204,200	267,400	302,300	322,500	334,600 (376,500)	400,800
31	183,800	205,900	269,300	304,400	324,700	336,600 (378,600)	402,800
32	185,000	207,600	271,200	306,500	326,900	338,600 (380,700)	404,800
33	186,200	209,300	273,100	308,500	329,000	340,500 (382,800)	406,800
34	187,400	211,000	275,000	310,400	331,100	342,600 (384,400)	408,400
35	188,600	212,700	276,900	312,300	333,200	344,700 (386,000)	410,000
36	189,800	214,400	278,800	314,200	335,200	346,700 (387,600)	411,600
37	191,000	216,100	280,700	316,100	337,200	348,700 (389,100)	413,200
38	192,200	217,800	282,600	317,900	339,100	350,800 (390,100)	414,400
39	193,400	219,500	284,500	319,700	341,000	352,800 (391,100)	415,500
40	194,600	221,200	286,400	321,500	342,800	354,800 (392,000)	416,600

附則別表第３　企業職給料表(4)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	195,800	222,900	288,200	323,300	344,600	356,800 (392,900)	417,700
42	197,000	224,600	290,100	324,700	346,200	358,600 (394,300)	418,700
43	198,200	226,300	292,000	326,100	347,800	360,300 (395,600)	419,700
44	199,400	228,000	293,900	327,500	349,300	362,000 (396,900)	420,700
45	200,500	229,700	295,700	328,900	350,800	363,700 (398,200)	421,600
46	201,700	231,400	297,600	330,300	352,000	365,500 (399,200)	422,600
47	202,900	233,100	299,500	331,600	353,200	367,300 (400,200)	423,600
48	204,000	234,800	301,300	332,900	354,400	369,000 (401,200)	424,500
49	205,100	236,500	303,100	334,200	355,500	370,700 (402,200)	425,400
50	206,200	238,200	304,900	335,700	357,100	372,000 (402,900)	426,400
51	207,300	239,900	306,700	337,200	358,700	373,300 (403,600)	427,400
52	208,300	241,600	308,500	338,700	360,300	374,500 (404,300)	428,300
53	209,300	243,300	310,300	340,100	361,800	375,700 (405,000)	429,200
54	210,400	245,100	312,000	341,300	363,000	376,900 (405,700)	430,200
55	211,400	246,800	313,700	342,400	364,200	378,100 (406,400)	431,200
56	212,400	248,500	315,400	343,500	365,400	379,200 (407,100)	432,100
57	213,400	250,200	317,000	344,600	366,600	380,300 (407,800)	433,000
58	214,400	251,900	318,500	345,700	367,600	381,200 (408,500)	434,000
59	215,400	253,600	320,000	346,700	368,500	382,100 (409,200)	435,000
60	216,400	255,300	321,500	347,700	369,400	383,000 (409,900)	435,900
61	217,400	257,000	322,900	348,700	370,300	383,800 (410,500)	436,800
62	218,300	258,700	324,300	349,700	371,300	384,500 (411,200)	437,800
63	219,100	260,300	325,700	350,600	372,200	385,200 (411,900)	438,800
64	219,900	261,900	327,100	351,500	373,100	385,900 (412,600)	439,700
65	220,700	263,500	328,500	352,400	374,000	386,600 (413,300)	440,600
66	221,500	264,500	329,800	353,300	374,900	387,300 (414,000)	441,600
67	222,300	265,500	331,100	354,100	375,800	388,000 (414,700)	442,600
68	223,100	266,500	332,400	354,900	376,700	388,700 (415,400)	443,600
69	223,900	267,400	333,600	355,700	377,600	389,300 (416,100)	444,500
70	224,700	268,400	334,700	356,500	378,500	390,000 (416,800)	445,500
71	225,500	269,400	335,800	357,300	379,300	390,700 (417,500)	446,500
72	226,300	270,400	336,900	358,100	380,100	391,400 (418,200)	447,400
73	227,100	271,300	337,900	358,900	380,900	392,100 (418,900)	448,300
74	227,900	272,200	338,600	359,600	381,600	392,800 (419,600)	449,300
75	228,700	273,100	339,300	360,300	382,300	393,500 (420,300)	450,300
76	229,500	274,000	340,000	360,900	383,000	394,200 (421,000)	451,200
77	230,200	274,900	340,600	361,500	383,700	394,900 (421,600)	452,100
78	231,000	275,800	341,400	362,200	384,400	395,600 (422,300)	453,100
79	231,800	276,700	342,200	362,900	385,100	396,300 (423,000)	454,000
80	232,600	277,500	343,000	363,600	385,800	397,000 (423,700)	454,900
81	233,300	278,300	343,700	364,200	386,500	397,700 (424,400)	455,800
82	233,900	279,200	344,400	364,900	387,200	398,400 (425,100)	456,800
83	234,500	280,100	345,000	365,600	387,900	399,100 (425,800)	457,800
84	235,000	280,900	345,600	366,300	388,600	399,800 (426,500)	458,700

附則別表第３　企業職給料表(4)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	366,900	389,200	400,400 (427,100)	459,600
86	236,000	282,500	346,800	367,600	389,900	401,100 (427,800)	
87	236,500	283,300	347,400	368,300	390,600	401,800 (428,500)	
88	236,900	284,100	348,000	369,000	391,300	402,500 (429,100)	
89	237,300	284,800	348,500	369,600	392,000	403,200 (429,700)	
90	237,800	285,500	349,100	370,300	392,700	403,900	
91	238,200	286,200	349,700	371,000	393,400	404,600	
92	238,600	286,900	350,300	371,600	394,100	405,300	
93	239,000	287,500	350,900	372,200	394,800	406,000	
94	239,500	288,200	351,500	372,900	395,500	406,700	
95	239,900	288,900	352,000	373,600	396,200	407,400	
96	240,300	289,600	352,500	374,300	396,900	408,100	
97	240,700	290,200	353,000	374,900	397,600	408,700	
98		290,900	353,600	375,600	398,300	409,400	
99		291,600	354,100	376,300	399,000	410,100	
100		292,200	354,600	376,900	399,700	410,800	
101		292,800	355,100	377,500	400,300	411,400	
102		293,300	355,700	378,200	401,000	412,100	
103		293,800	356,200	378,900	401,700	412,800	
104		294,300	356,700	379,500	402,400	413,500	
105		294,700	357,200	380,100	403,000	414,100	
106		295,100	357,800	380,800	403,700	414,800	
107		295,500	358,300	381,500	404,400	415,500	
108		295,900	358,800	382,100	405,000	416,100	
109		296,300	359,300	382,700	405,600	416,700	
110		296,700	359,900	383,400	406,300	417,400	
111		297,100	360,400	384,000	407,000	418,000	
112		297,500	360,900	384,600	407,600	418,600	
113		297,900	361,400	385,200	408,200	419,200	
114		298,300	362,000	385,900	408,900		
115		298,700	362,500	386,600	409,500		
116		299,100	363,000	387,200	410,100		
117		299,500	363,500	387,800	410,700		
118		299,900		388,500			
119		300,300		389,100			
120		300,700		389,700			
121		301,100		390,300			
122		301,500		391,000			
123		301,900		391,600			
124		302,300		392,200			
125		302,600		392,800			
126		303,000		393,500			
127		303,400		394,100			
128		303,700		394,700			

附則別表第３　企業職給料表(4)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		395,300			
130		304,400		396,000			
131		304,800		396,600			
132		305,200		397,200			
133		305,500		397,800			
134		305,900		398,400			
135		306,300		399,000			
136		306,600		399,600			
137		306,900		400,200			
138				400,900			
139				401,500			
140				402,100			
141				402,700			
142				403,300			
143				403,900			
144				404,500			
145				405,100			

備考　この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第４　企業職給料表(5)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	324,400
2	152,100	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	327,100
3	153,200	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	329,700
4	154,300	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	332,300
5	155,400	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,900
6	156,900	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,300
7	158,400	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,600
8	159,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	341,900
9	161,300	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	344,200
10	163,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	346,600
11	164,900	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	348,900
12	166,700	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	351,200
13	168,500	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	353,500
14	170,200	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	355,800
15	171,900	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	358,100
16	173,600	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	360,400
17	175,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	362,700
18	176,900	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	365,100
19	178,400	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	367,400
20	179,900	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	369,700
21	181,400	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,000
22	182,600	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,200
23	183,800	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,400
24	185,000	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,600
25	186,200	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	380,800
26	187,400	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	382,800
27	188,600	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	384,800
28	189,800	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	386,800
29	191,000	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	388,700
30	192,200	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,400
31	193,400	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,100
32	194,600	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	393,800
33	195,800	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,400
34	197,000	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	396,900
35	198,200	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,300
36	199,400	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,700
37	200,500	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100
38	201,700	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,200
39	202,900	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,300
40	204,000	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,300

附則別表第４　企業職給料表(5)

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	205,100	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,300
42	206,200	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,300
43	207,300	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,300
44	208,300	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,300
45	209,300	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,300
46	210,400	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,300
47	211,400	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,300
48	212,400	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,300
49	213,400	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300
50	214,400	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,200
51	215,400	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	415,000
52	216,400	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,800
53	217,400	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,600
54	218,300	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,400
55	219,100	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	418,200
56	219,900	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	419,000
57	220,700	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,700
58	221,500	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,500
59	222,300	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	421,300
60	223,100	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	422,100
61	223,900	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,900
62	224,700	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,700
63	225,500	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	424,500
64	226,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	425,300
65	227,100	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	426,000
66	227,900	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,800
67	228,700	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	427,600
68	229,500	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	428,400
69	230,200	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	429,200
70	231,000	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	430,000
71	231,800	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	430,800
72	232,600	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	431,600
73	233,300	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	432,300
74	233,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	433,100
75	234,500	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	433,900
76	235,000	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	434,700
77	235,500	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	435,500
78	236,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	
79	236,500	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	
80	236,900	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	
81	237,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	
82	237,800	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	
83	238,200	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	
84	238,600	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	

附則別表第４　企業職給料表(5)

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	239,000	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	
86	239,500	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	
87	239,900	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	
88	240,300	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	
89	240,700	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	
90		285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	
91		286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	
92		286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	
93		287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	
94		288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	
95		288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	
96		289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	
97		290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900		380,000	402,200		
119		300,300		380,700	402,900		
120		300,700		381,300	403,500		
121		301,100		381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200			
127		303,400		385,900			
128		303,700		386,500			

附則別表第 4　企業職給料表(5)

職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100			
130		304,400		387,800			
131		304,800		388,400			
132		305,200		389,000			
133		305,500		389,600			
134		305,900		390,300			
135		306,300		390,900			
136		306,600		391,500			
137		306,900		392,100			
138				392,800			
139				393,400			
140				394,000			
141				394,600			
142				395,300			
143				395,900			
144				396,500			
145				397,100			
146				397,800			
147				398,400			
148				399,000			
149				399,600			
150				400,300			
151				400,900			
152				401,500			
153				402,100			
154				402,700			
155				403,300			
156				403,900			
157				404,400			

備考　この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

別表第 1内部部局の項中「経営企画室長」を「企画室長」に改め、同表医療センター及び市立病院の項中「副院長」を「院長代行、副院長」に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月29日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

附則第 4項中「平成30年 3月31日」を「平成31年 3月31日」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

期間の区分＼職員の区分	1項職員	2項職員
1年未満	円 184,500	円 8,500
1年以上　2年未満	184,500	8,500
2年以上　3年未満	184,500	8,500
3年以上　4年未満	184,500	7,500
4年以上　5年未満	184,500	6,500
5年以上　6年未満	184,500	5,500
6年以上　7年未満	184,500	4,500
7年以上　8年未満	184,500	3,500
8年以上　9年未満	184,500	2,500
9年以上　10年未満	184,500	1,500
10年以上　11年未満	184,500	
11年以上　12年未満	184,500	
12年以上　13年未満	184,500	
13年以上　14年未満	184,500	
14年以上　15年未満	184,500	
15年以上　16年未満	184,500	
16年以上　17年未満	182,900	
17年以上　18年未満	181,300	
18年以上　19年未満	179,700	
19年以上　20年未満	178,100	
20年以上　21年未満	176,500	
21年以上　22年未満	167,300	
22年以上　23年未満	157,500	
23年以上　24年未満	148,400	
24年以上　25年未満	138,700	
25年以上　26年未満	129,500	
26年以上　27年未満	118,500	

27年以上　28年未満	108,100	
28年以上　29年未満	97,800	
29年以上　30年未満	86,800	
30年以上　31年未満	76,200	
31年以上　32年未満	65,100	
32年以上　33年未満	54,700	
33年以上　34年未満	40,500	
34年以上　35年未満	27,300	

附　則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程別表の規定は、平成29年 4月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 3条第 1項中「 4,400円」を「 6,200円」に改める。

第 6条第 1項第 1号中「における」の次に「第 3次救急医療体制下又は」を加え、「 5,000円」を「 6,800円」に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 1条　名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 5号中「という。）又は」を「という。）のうち派遣先の団体から基準条例に規定する期末手当に相当する賃金を受けている者又は期末手当受給派遣職員（」に、「派遣され、」を「派遣されている職員のうち」に、「職員（以下「期末手当受給派遣職員」という。」を「者をいう。以下同じ。」に改める。

第10条第 4号中「自治法派遣職員」の次に「のうち派遣先の団体から基準条例に規定する奨励手当に相当する賃金を受けている者」を加える。

第12条第 2項第 7号中「 1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日」を「勤務しなかった期間が30日（勤務しなかった時間 7時間45分をもって 1日と換算する。次号及び第 9号において同じ。）」に改め、「次号」の次に「及び第 9号」を加え、同項第 8号中「 1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日」を「勤務しなかった期間が30日」に改め、同項第 9号を次のように改める。

(9) 勤務時間規程第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から当該期間内の週休日及び休日を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間

第17条第 2項中「、第 2号」を削り、同項中第 6号を第 7号とし、第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 前項第 6号の職員のうち職務の級 4級の括弧内の金額を適用する者

100分の 6

第17条の 2第 1号中「支給する時期ごとに 1,000分の 865から 1,000分の 1,195まで」を「 6月に支給する場合においては 1,000分の 865から 1,000分の 1,195まで、12月に支給する場合においては 1,000分の 965から 1,000分の 1,295まで」に改め、同条第 2号中「支給する時期ごとに 100分の41から 100分の57まで」を「 6月に支給する場合においては 100分の41から 100分の57まで、12月に支給する場合においては 100分の46から 100分の62まで」に改める。

附則第 3項中「同条第 2項第 6号」を「同条第 2項第 7号」に改める。

第 2条　名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条の 2第 1号中「 6月に支給する場合においては 1,000分の 865から 1,000分の 1,195まで、12月に支給する場合においては 1,000分の 965から 1,000分の 1,295まで」を「支給する時期ごとに 1,000分の 915から 1,000分の 1,245まで」に改め、同条第 2号中「 6月に支給する場合においては 100分の41から 100分の57まで、12月に支給する場合においては 100分の46から 100分の62まで」を「支給する時期ごとに 1,000分の 435から 1,000分の 595まで」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は平成30年 4月 1日から、第 1条の規定（第12条第 2項第 7号から第 9号までの改正規定、第17条第 2項中第 6号を第 7号とし、第 5号の次に 1号を加える改正規定及び附則第 3項の改正規定に限る。）は同年 6月 1日から施行する。

2　第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（以下「改正後規程」という。）第 3条第 5号及び第10条第 4号の規定は平成20年 4月 1日から、第17条の 2第 1号及び第 2号の規定は平成29年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3　適用日から平成30年 3月31日までの間における再任用職員（名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）第39条第 2項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規程第17条の 2第 2号の規定の適用については、なお従前の例による。

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 1条　名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項の表を次のように改める。

年　　齢	金　　額	年　　齢	金　　額
16　歳	135,800　円	29　歳	180,300　円
17	137,700	30	185,900
18	140,600	31	191,200
19	142,500	32	196,800
20	146,600	33	196,800
21	149,000	34	196,800
22	151,300	35	196,800
23	154,900	36	196,800
24	159,100	37	197,900
25	163,500	38	197,900
26	170,500	39	202,100
27	174,700	40歳以上	206,500
28	177,500		

別表第 2初任給表 1企業職給料表(1) 中「 175,300」を「 178,400」に、「 155,300」を「 158,400」に、「 145,700」を「 148,800」に、「 168,800」を「 171,900」に、「 141,500」を「 144,600」に改める。

別表第 2初任給表 2企業職給料表(2) 中「 156,000円」を「 159,100円」

に、「 141,500円」を「 144,600円」に、「 133,700円」を「 136,800円」に改める。

別表第 2初任給表 3企業職給料表(3) 中「 261,600」を「 264,700」に改める。

別表第 2初任給表 4企業職給料表(4) 中「 175,300」を「 178,400」に、「 161,800」を「 164,900」に、「 168,800」を「 171,900」に、「 165,400」を「 168,500」に、「 158,200」を「 161,300」に、「 155,300」を「 158,400」に、「 141,500」を「 144,600」に改める。

別表第 2初任給表 5企業職給料表(5) 中「 185,600」を「 187,400」に、「 178,300」を「 181,400」に、「 184,100」を「 186,200」に、「 172,200」を「 175,300」に、「 150,100」を「 153,200」に、「 175,300」を「 178,400」に、「 168,800」を「 171,900」に、「 161,800」を「 164,900」に改める。

第 2条　名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第 3項の表中「151,300」を「152,500」に、「38|197,900」を「38|199,000」に改める。

別表第 2初任給表 4企業職給料表(4) 中

「

理学療法士 作業療法士	短大 3卒	1級23号給　171,900

」

を

「

理学療法士 作業療法士	短大 3卒	1級23号給　171,900
歯科衛生士	大学卒	1級27号給　178,400
	短大 3卒	1級23号給　171,900
	短大卒	1級19号給　164,900

」

に、

「

理学療法士補 作業療法士補	短大 3卒	1級17号給　161,300

」

を

「

理学療法士補 作業療法士補	短大 3卒	1級17号給　161,300
歯科衛生士補	大学卒	1級21号給　168,500
	短大 3卒	1級17号給　161,300
	短大卒	1級13号給　155,400

」

に改め、同表備考 4中「及び作業療法士」を「、作業療法士及び歯科衛生士」に改める。

附　則

1　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の規定は、平成29年 4月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 1条　名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第22条中第40号を第41号とし、第33号から第39号までを 1号ずつ繰り下げ、第32号中「共にするために」を「共にするため」に改め、同号を第33号とし、第31号の次に次の 1号を加える。

(32)　職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第 4号）に基づき、大学等課程の履修又は国際貢献活動をするため休業するとき　自休

第 2条　名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部を次のように改正する。

第 9条中第 7項を第 9項とし、第 4項から第 6項までを 2項ずつ繰り下げ、第 3項の次に次の 1項を加える。

5　局長は、妊産婦が請求した場合には、超過勤務をさせてはならない。

第 9条第 3項中「第17条に規定する要介護者」を「要介護者（第17条に規定する要介護者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項を同条第 4項とし、同条中第 2項を第 3項とし、同条第 1項中「（午後10時から翌日の午前 5時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、「前条第 1項に規定する超過勤務（以下この条において「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改め、同項を同条第 2項とし、同条に第 1項として次の 1項を加える。

局長は、妊娠中又は出産後 1年以内の女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、深夜（午後10時から翌日の午前 5時までの

間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務時間を割り振り又は前条第 1項に規定する超過勤務（以下この条において「超過勤務」という。）をさせてはならない。

第17条第 1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を、「するため、」の次に「別に定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して 6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第 2項中「別に定めるところにより、 6月以内」を「指定期間内」に改める。

第22条中第41号を第42号とし、第29号から第40号までを 1号ずつ繰り下げ、同条第28号中「第31号」を「第32号」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第27号を第28号とし、第21号から第26号までを 1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の 1号を加える。

(21)　介護休暇（時間）　介時（　H）（Hの前に時間数を入れるものとする。）

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条の規定は、平成30年 4月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

2　第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程第22条の規定は、平成28年 4月 1日から適用する。

（経過措置）

3　第 2条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程第17条の規定は、一部施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

別表中助産師長、看護師長、東部医療センター看護部に勤務する主査並びに西部医療センター手術室に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補の項を次のように改める。

助産師長、看護師長、東部医療センター看護部に勤務する主査並びに西部医療センター手術室に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日（C勤務を割り振られた者にあっては 4週間を通じて 7日）	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から正午まで	60		
	C	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から午後 0時30分まで	45		
	D	午前11時45分から午後 8時15分まで	45		

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第19号

名古屋市病院局安全衛生管理規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 7条第 1項中「その他の医師」を「（法第13条第 1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）及び衛生管理医師（同条第 2項に規定する要件を備えない職員の健康を管理する医師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 4項中「第 1項に規定する医師（「産業医」を除く。）」を「衛生管理医師」に改める。

第 9条第 3項中「産業医等」を「産業医」に改める。

第22条第 2項各号を次のように改める。

(1) 職員が現に病院又は診療所において治療を受けている場合　産業医等が適当と認めるときは、当該職員の主治医である医師の診断書をもって前項に規定する健康診断の結果に代える。

(2) 職員が前項に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出する場合　当該書面をもって同項に規定する健康診断の結果に代える。

(3) 前 2号に掲げる場合のほか、職員に前項に規定する健康診断を受けないことについて正当な事由がある場合　総括安全衛生管理者が当該事由を考慮して指示する方法によるものとする。

第22条の次に次の 1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査）

第22条の 2　局長は、その任命に係る職員に対し法第66条の10第 1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

2　前項に規定する検査は、原則として全職員を対象として実施する。

第23条第 1項中「前条第 2項」を「第22条第 2項」に改める。

第25条中「結果」の次に「又は職員が現に病院若しくは診療所において治療を受けている場合において当該職員の主治医である医師の診断書等により」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条　前条の場合において、長期の休養又は療養を必要と認める職員には、その原因である傷病のため名古屋市病院局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第21号。以下「職免規程」という。）第 2条第 9号の規定による職務に専念する義務の免除（以下「傷病免」という。）の承認を得て引き続き勤務しなかった期間が職免規程第 3条に規定する日数となる日までにその傷病の程度を考慮し、地方公務員法第28条第 2項第 1号の規定に基づき、当該職員の休職（以下「傷病休職」という。）に関し必要とする措置を行う。この場合において、職免規程第 3条第 1項第 4号に規定する「別に定める日数」は、 1年間とする。

別表を次のように改める。

別表（第23条関係）

病勢		管理区分		措置基準
医療面	勤務面			
管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為を必要とするもの	傷病免又は傷病休職により勤務を休む必要があるもの	要休養者	A	傷病免又は傷病休職の方法により休養又は療養をさせる。
	傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、一定期間、通勤及び日直勤務に関し配慮を必要とするもの	養護者	B１	1　職免規程第 2条第10号の規定に基づく通勤に係る職務に専念する義務の免除の承認を与える。 2　超過勤務命令、深夜勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令を発しない。 3　原則として、旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第 2条第10号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	勤務制限を必要とするもの		B２	1　超過勤務命令、深夜勤務命令及び宿直勤務命令を発しない。 2　5日以上の期間にわたる旅行命

				令を発しない。 3　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 4　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第 2条第10号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。
	軽度の勤務制限を必要とするもの		Ｂ３	1　深夜勤務命令及び宿直勤務命令を発しない。 2　超過勤務命令は、 1日につき 2時間、 1週間について 6時間を超えて発しない。 3　10日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。 4　病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあっては、良好な環境において勤務ができるように努める。 5　疲労度の高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第 2条第10号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務内容の緩和若しくは当該業務から他の業務への勤務転換に努める。

管理区分の対象となった傷病について、医師による直接の医療行為又は定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	要観察者	C	疲労度の著しく高い業務に勤務する者にあっては、職免規程第 2条第10号の規定に基づく業務の一部休止に係る職務に専念する義務の免除の承認を適宜与え、又は当該業務以外の業務に勤務できるよう努める。
管理区分の対象となった傷病について、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	勤務は全く平常に行ってよいもの	健康注意者	D	

附　則

1　この規程は、平成30年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日の前日現に管理区分に指定されている職員（局長が施行日に管理区分の指定を変更し、又はその指定を解除する者を除く。）に対するこの規程による改正後の名古屋市病院局安全衛生管理規程別表の規定の適用については、同表中「傷病休職からの復職に際し、勤務制限を必要とするとともに、」とあるのは「勤務制限を必要とするとともに、施行日から」とする。

名古屋市病院局管理規程第20号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 2条中「臨床研修センター」を「臨床研修センター
物品管理センター」に改め、同条診療科の項中「、第四循環器内科」を削り、「第一産婦人科、第二産婦人科、第一眼科、第二眼科」を「産婦人科、眼科」に、「第一放射線科、第二放射線科」を「放射線科」に改め、同条中

「看護部
地域医療連携室　を　主幹(1)　」

を

「看護部
主査(2)
地域医療連携室　に改め
主幹(1)
主査(1)　」

る。

第 3条臨床研修センターの項の次に次のように加える。

物品管理センター

(1) 物品管理センターの運営に関すること。

第 3条看護部の項の次に次のように加える。

主査（認知症ケア）

(1) 認知症ケアに関すること。

主査（退院支援）

(1) 患者の退院支援に関すること。

第 3条主幹（地域医療連携）の項の次に次のように加える。

主査（地域医療連携）

(1) 地域医療連携に関すること。

第 3条医事係の項を次のように改める。

医事係

(1) 病院の患者の外来に係る事務に関すること。

(2) 病院の患者の入院及び退院に係る事務に関すること。

(3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。

(4) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。

(5) 病院の診療報酬施設基準の届出に関すること。

(6) 病院の医療社会事業に関すること（地域医療連携室の主管に属するものを除く。）。

(7) 病院の診療情報の統計業務に関すること。

(8) 医師の事務作業の補助に関すること。

(9) その他患者に関すること（他科部課室の主管に属するものを除く。）。

第 4条第 1項中「に院長」の次に「、院長代行」を加え、同条第 2項中「臨床研修センター」の次に「、物品管理センター」を加え、同条第12項中「及び看護師長」を「、看護師長及び主査」に改め、同条第13項中「及び主幹」を「、主幹及び主査」に改める。

第 5条第 2項を次のように改める。

2　院長代行は、特に重要な事項について院長を補佐し、院長に事故があるとき又は院長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5条中第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、第 2項の次に次の 1項を加える。

3　副院長は、重要な事項について院長を補佐する。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第21号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 2条中「小児医療センター」を「小児医療センター
集学的がん治療センター」に、「陽子線治療センター」を「陽子線治療センター
地域医療連携センター」に改め、同条診療科の項中「第三循環器内科」の次に「、心臓カテーテル治療科」を加え、「第一内分泌・糖尿病内科、第二内分泌・糖尿病内科」を「内分泌・糖尿病内科」に、「一般外科」を「総合外科」に、「第一歯科口腔外科、第二歯科口腔外科」を「歯科口腔外科」に改め、同条中「地域医療連携室
主幹(1)　」を「地域医療連携室
主幹(1)
主査(1)　」に改め、同条管理部医事課の項中「医事係
主査(1) 」を「医事係
主査(2) 」に改める。

第 3条小児医療センターの項の次に次のように加える。

集学的がん治療センター

(1) 集学的がん治療センターの運営に関すること。

第 3条陽子線治療センターの項の次に次のように加える。

地域医療連携センター

(1) 地域医療連携センターの運営に関すること。

第 3条主幹（地域医療連携）の項の次に次のように加える。

主査（地域医療連携）

(1) 地域医療連携に関すること。

第 3条医事課の項を次のように改める。

医事課

医事係

(1) 病院の患者の外来に係る事務に関すること。

(2) 病院の患者の入院及び退院に係る事務に関すること。

(3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。

(4) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。

(5) 病院の診療報酬施設基準の届出に関すること。

(6) 病院の医療社会事業に関すること（地域医療連携室の主管に属するものを除く。）。

(7) 病院の診療情報の統計業務に関すること。

(8) 医師の事務作業の補助に関すること。

(9) その他患者に関すること（他科部課室の主管に属するものを除く。）。

主査（外来等）

(1) 病院の患者の外来に係る事務に関すること。

(2) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。

(3) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。

(4) 病院の医療社会事業に関すること（地域医療連携室の主管に属するものを除く。）。

(5) 患者等の院内における案内及びサービス向上に関すること。

主査（情報連携）

(1) 患者情報等の連携に関すること。

第 4条第 2項中「に院長」の次に「、院長代行」を加え、同条第 3項中「小児医療センター」の次に「、集学的がん治療センター」を、「陽子線治療センター」の次に「、地域医療連携センター」を加え、同条第19項中「及び主幹」を「、主幹及び主査」に改める。

第 5条第 4項を次のように改める。

4　院長代行は、特に重要な事項について院長を補佐し、院長に事故があるとき又は院長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5条に次の 3項を加える。

5　副院長は、重要な事項について院長を補佐する。

6　主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。

7　主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第22号

名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 5条第 5項中「副院長」を「院長代行」に改める。

附　則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール熱田

名古屋市熱田区六野一丁目 201番　ほか 5筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市熱田区六野一丁目 201番　他 5筆	名古屋市熱田区六野一丁目 201番　ほか 5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	代表取締役 若林　辰雄	東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 池谷　幹男	変更なし

3　変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 3月 6日

(2) 設置者については、平成28年 4月 1日

4　変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5　届出の日

平成30年 3月 6日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月26日から同年 7月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月26日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八事店

名古屋市昭和区広路町字石坂 3番 1　ほか 9筆

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	
1	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	代表取締役若林　辰雄	東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役池谷　幹男	変更なし	平成28年 4月 1日
2	㈱八勝館	代表取締役杉浦　典夫	名古屋市昭和区広路町字石坂29番地	変更なし	代表取締役杉浦　典男	変更なし	平成30年 3月 6日

3　変更の日

上記 2で既述

4　変更した理由

(1) No. 1の設置者ついては、代表者変更のため

(2) No. 2の設置者ついては、誤記修正のため

5　届出の日

平成30年 3月 6日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月26日から同年 7月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月26日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

グローバルゲート

名古屋市中村区平池町 4丁目60番13　ほか 4筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
1	大和ハウス工業㈱	代表取締役 大野　直竹	大阪市北区梅田三丁目3番 5号	変更なし	代表取締役 芳井　敬一	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
1	―	―	―	㈱ダンロップスポーツマーケティング	代表取締役 尾島　裕輔	東京都港区港南一丁目6番41号

2	—	—	—	㈲カミハギサイクル	代表取締役 上萩　泰司	愛知県西春日井郡豊山町豊場伊勢山 188番地の 1
3	—	—	—	㈱ビー・アンド・ディーホールディングス	代表取締役 正木　寛	愛知県春日井市東野町七丁目 3番11号
4	—	—	—	㈱ファミリーマート	代表取締役 澤田　貴司	東京都豊島区東池袋三丁目 1番 1号
5	—	—	—	㈱エイアンドエフ	代表取締役 赤津　大介	東京都新宿区大久保一丁目 1番 9号
6	—	—	—	㈱フード生田	代表取締役 生田　繁信	愛知県碧南市中山町五丁目35番地
7	—	—	—	㈱サンクレール	代表取締役 下村　泰広	愛知県岡崎市岡町東野々宮12番地 3
8	—	—	—	㈲フィセル	代表取締役 清水　秀治	愛知県蒲郡市御幸町21番10号
9	—	—	—	㈱益久染織研究所	代表取締役 廣田　政吉	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南三丁目 5番47号
10	—	—	—	㈱豊川堂	代表取締役 髙須　大輔	愛知県豊橋市呉服町40番地
11	—	—	—	㈱キシル	代表取締役 渥美　慎太郎	浜松市中区佐鳴台五丁目30番21号
12	—	—	—	㈱良間	代表取締役 伊藤　隆一	名古屋市天白区植田西三丁目 105番地
13	—	—	—	㈱流行発信	代表取締役 小堀　誠	名古屋市中区新栄一丁目 6番15号

14	―	―	―	ユニオンスポーツ㈱	代表取締役 林　宣孝	岐阜県岐阜市県町一丁目 2番地
15	―	―	―	ヨモギヤ楽器㈱	代表取締役 青山　友治	名古屋市熱田区神宮二丁目 1番 5号
16	―	―	―	㈱ヤマトヤ	代表取締役 山田　栄作	愛知県北名古屋市徳重大日 1番地
17	―	―	―	㈲インスタイル	代表取締役 川端　康人	名古屋市中川区大畑町 1丁目 101番地
18	―	―	―	㈱岡本総本店	代表取締役 岡本　浩延	三重県四日市市鵜の森一丁目 4番28号
19	―	―	―	㈱ガレージ	代表取締役 二村　昌彦	愛知県豊橋市曙町字南松原17番地

3　変更の日

(1) 設置者については、平成29年11月 1日

(2) 小売業者については、平成29年10月 5日

4　変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、小売業者が確定したため

5　届出の日

平成30年 3月14日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月29日から同年 7月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月30日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301番 1　ほか47筆

2　変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ジリオンタワーパーキング栄	1台	—	110台	—
栄町スズキパーキング	—	1台	—	36台
その他駐車場	515台	変更なし	6,005台	変更なし
計	516台	変更なし	6,115台	6,041台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ジリオンタワーパーキング栄	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
栄町スズキパーキング	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
ジリオンタワーパーキング栄	1箇所	—

栄町スズキパーキング	―	1箇所
その他駐車場	57箇所	変更なし
計	58箇所	変更なし

出入口の位置については、縦覧によります。

3　変更の日

平成30年 3月19日

4　変更しようとする理由

契約駐車場の閉鎖のため

5　届出の日

平成30年 3月 5日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月29日から同年 7月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月30日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

フラッシュ

名古屋市中区丸の内三丁目19番15号

2　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,099平方メートル

3　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

335平方メートル

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日

平成30年 4月 8日

5　廃止する理由

店舗面積が 1,000平方メートル以下となるため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋国際会議場の利用料金の公告

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）第４条第４項の規定により、平成30年４月１日以後の使用許可申請分から適用される名古屋国際会議場の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

なお、平成30年３月31日以前に利用料金の納付があり、還付金が生じた場合は、指定管理者より利用者に対し還付します。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　センチュリーホール及びイベントホールの利用料金の額

施設の区分		利用料金の額						
		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	午前午後 9:00～17:00	夜間 18:00～22:00	午後夜間 13:00～22:00	全日 9:00～22:00	延長（30分当たり）
センチュリーホール	平日	円 193,800 (332,300) ①135,700	円 258,500 (443,100) ①181,000	円 399,800 (685,300) ①279,900	円 258,500 (443,100) ①181,000	円 457,500 (784,200) ①320,300	円 560,000 (960,000) ①392,000	円 43,100 (73,800) ①30,200
	土曜日及び日曜日等	242,300 (415,400) ①169,700	323,100 (553,800) ①226,200	499,700 (856,600) ①349,800	323,100 (553,800) ①226,200	571,800 (980,300) ①400,300	700,000 (1,200,000) ①490,000	53,800 (92,300) ①37,700
イベントホール		155,800 (207,700)	207,700 (276,900)	321,200 (428,300)	207,700 (276,900)	367,600 (490,200)	450,000 (600,000)	34,600 (46,200)

備考

１　日曜日等とは、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいいます。

2　延長の欄に定める利用料金の額は、使用者の使用時間の区分に接続する時間（午後10時から翌日の午前 9 時までの間に限る。）について、指定管理者が、管理上支障がなく、かつ、特別の事由があると認めて使用の許可をした場合に徴収する額とします。

3　（ ）内の金額は、専ら営利を目的として使用する場合に適用します。

4　①の金額は、吹奏楽を演奏することを目的とした小学校、中学校及び高等学校（高等専門学校含む。）に所属する団体が、非営利かつ吹奏楽の練習のみで利用する場合に適用します。

2　白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室、会議室及びリハーサル室の利用料金の額

施設の区分			利用料金の額						
			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前午後 9:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30 (ﾘﾊｰｻﾙ室は 22：00)	午後夜間 13:00～ 21:30 (ﾘﾊｰｻﾙ室は 22:00)	全日 9:00～ 21:30 (ﾘﾊｰｻﾙ室は 22:00)	延長 (30分当たり)
白鳥ホール	区画しない場合		円 136,800 (180,000)	円 182,400 (240,000)	円 282,100 (371,200)	円 159,600 (210,000)	円 304,900 (401,200)	円 380,000 (500,000)	円 30,400 (40,000)
	区画する場合	第 1室	75,200	100,300	155,200	87,800	167,700	209,000	16,700
		第 2室	(99,000)	(132,000)	(204,200)	(115,500)	(220,700)	(275,000)	(22,000)
レセプションホール	区画しない場合		97,200 (126,000)	129,600 (168,000)	200,400 (259,800)	113,400 (147,000)	216,600 (280,800)	270,000 (350,000)	21,600 (28,000)
	区画する場合	第 1室	53,500	71,300	110,200	62,400	119,200	148,500	11,900
		第 2室	(69,300)	(92,400)	(142,900)	(80,900)	(154,500)	(192,500)	(15,400)

国際会議室		88, 200	117, 600	181, 900	102, 900	196, 600	245, 000	19, 600
展示室	211	25, 900	34, 600	53, 500	30, 200	57, 800	72, 000	5, 800
	212	19, 400	25, 900	40, 100	22, 700	43, 300	54, 000	4, 300
会議室	131							
	132	8, 600	11, 500	17, 800	10, 100	19, 300	24, 000	1, 900
	133	②6, 900	②9, 200	②14, 300	②8, 100	②15, 500	②19, 200	②1, 600
	134	③6, 100	③8, 100	③12, 500	③7, 100	③13, 600	③16, 800	③1, 400
	135							
	141	17, 300	23, 000	35, 600	20, 200	38, 500	48, 000	3, 800
	142	②13, 900	②18, 400	②28, 500	②16, 200	②30, 800	②38, 400	②3, 100
		③12, 200	③16, 100	③25, 000	③14, 200	③27, 000	③33, 600	③2, 700
	143	8, 600	11, 500	17, 800	10, 100	19, 300	24, 000	1, 900
		②6, 900	②9, 200	②14, 300	②8, 100	②15, 500	②19, 200	②1, 600
		③6, 100	③8, 100	③12, 500	③7, 100	③13, 600	③16, 800	③1, 400
	213	4, 300	5, 800	8, 900	5, 000	9, 600	12, 000	1, 000
		②3, 500	②4, 700	②7, 200	②4, 000	②7, 700	②9, 600	②800
		③3, 100	③4, 100	③6, 300	③3, 500	③6, 800	③8, 400	③700
	221	14, 000	18, 700	29, 000	16, 400	31, 300	39, 000	3, 100
		②11, 200	②15, 000	②23, 200	②13, 200	②25, 100	②31, 200	②2, 500
		③ 9, 800	③13, 100	③20, 300	③11, 500	③22, 000	③27, 300	③2, 200
	222	13, 000	17, 300	26, 700	15, 100	28, 900	36, 000	2, 900
	223	②10, 400	②13, 900	②21, 400	②12, 100	②23, 200	②28, 800	②2, 400
		③ 9, 100	③12, 200	③18, 700	③10, 600	③20, 300	③25, 200	③2, 100
	224	33, 800	45, 100	69, 800	39, 500	75, 400	94, 000	7, 500
		②27, 100	②36, 100	②55, 900	②31, 600	②60, 400	②75, 200	②6, 000
		③23, 700	③31, 600	③48, 900	③27, 700	③52, 800	③65, 800	③5, 300

225	6, 100 ②4, 900 ③4, 300	8, 200 ②6, 600 ③5, 800	12, 600 ②10, 100 ③ 8, 900	7, 100 ②5, 700 ③5, 000	13, 600 ②10, 900 ③ 9, 600	17, 000 ②13, 600 ③11, 900	1, 400 ②1, 200 ③1, 000
231	14, 000 ②11, 200 ③ 9, 800	18, 700 ②15, 000 ③13, 100	29, 000 ②23, 200 ③20, 300	16, 400 ②13, 200 ③11, 500	31, 300 ②25, 100 ③22, 000	39, 000 ②31, 200 ③27, 300	3, 100 ②2, 500 ③2, 200
232 233	13, 000 ②10, 400 ③ 9, 100	17, 300 ②13, 900 ③12, 200	26, 700 ②21, 400 ③18, 700	15, 100 ②12, 100 ③10, 600	28, 900 ②23, 200 ③20, 300	36, 000 ②28, 800 ③25, 200	2, 900 ②2, 400 ③2, 100
234	33, 800 ②27, 100 ③23, 700	45, 100 ②36, 100 ③31, 600	69, 800 ②55, 900 ③48, 900	39, 500 ②31, 600 ③27, 700	75, 400 ②60, 400 ③52, 800	94, 000 ②75, 200 ③65, 800	7, 500 ②6, 000 ③5, 300
431	13, 000 ②10, 400 ③ 9, 100	17, 300 ②13, 900 ③12, 200	26, 700 ②21, 400 ③18, 700	15, 100 ②12, 100 ③10, 600	28, 900 ②23, 200 ③20, 300	36, 000 ②28, 800 ③25, 200	2, 900 ②2, 400 ③2, 100
432	20, 900 ②16, 800 ③14, 700	27, 800 ②22, 300 ③19, 500	43, 100 ②34, 500 ③30, 200	24, 400 ②19, 600 ③17, 100	46, 500 ②37, 200 ③32, 600	58, 000 ②46, 400 ③40, 600	4, 600 ②3, 700 ③3, 300
433	6, 100 ②4, 900 ③4, 300	8, 200 ②6, 600 ③5, 800	12, 600 ②10, 100 ③ 8, 900	7, 100 ②5, 700 ③5, 000	13, 600 ②10, 900 ③ 9, 600	17, 000 ②13, 600 ③11, 900	1, 400 ②1, 200 ③1, 000
434 435 436 437	7, 200 ②5, 800 ③5, 100	9, 600 ②7, 700 ③6, 800	14, 800 ②11, 900 ③10, 400	8, 400 ②6, 800 ③5, 900	16, 000 ②12, 800 ③11, 200	20, 000 ②16, 000 ③14, 000	1, 600 ②1, 300 ③1, 200

リハーサル室	第 1リハーサル室	9,300	12,500	19,300	12,500	22,100	27,000	2,100
	第 2リハーサル室	6,600	8,800	13,600	8,800	15,500	19,000	1,500

備考

1　白鳥ホール（区画する場合に限る。）、レセプションホール（区画する場合に限る。）及び会議室の利用料金の額は、それぞれ 1室の使用につき徴収する額とします。

2　延長の欄に定める利用料金の額は、使用者の使用時間の区分に接続する時間（午後 9時30分（リハーサル室は、午後10時）から翌日の午前 9時までの間に限る。）について、指定管理者が、管理上支障がなく、かつ、特別の事由があると認めて使用の許可をした場合に徴収する額とします。

3　（ ）内の金額は、専ら営利を目的として使用する場合に適用します。

4　②の金額は、直前の使用申込（使用日の 1月前から 7日前までの使用申込）の場合に適用します。

5　③の金額は、使用日が平成30年 4月28日から平成30年 5月 6日、平成31年 4月27日から平成31年 5月 6日、平成32年 4月29日から平成32年 5月 6日及び平成33年 4月29日から平成33年 5月 5日までの場合に適用します。

3　センチュリーホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台設備	合唱台	1枚	130円	
	所作台	1枚	200円	
	平台	1枚	130円	
	指揮台	1個	260円	指揮者用譜面台付（灯付）

	譜面台	1個	130円	
	灯付譜面台	1個	250円	
	金びょうぶ	1双	1,300円	
	銀びょうぶ	1双	1,300円	
	鳥の子びょうぶ	1双	1,300円	
	松羽目	1式	3,900円	
	竹羽目	1式	3,900円	
	紗幕	1枚	2,000円	
	大黒幕	1枚	2,000円	
	毛せん	1枚	400円	
	上敷	1枚	400円	
	地がすり	1枚	2,000円	
	座布団	1枚	130円	
	オーケストラピット用のせり	1式	7,800円	2基
	せり	1基	1,300円	
	反響板	1式	4,500円	
	花道仮設鳥屋囲	1式	2,000円	
楽器	グランドピアノ（A）	1台	10,400円	調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ（B）	1台	8,000円	調律は、使用者の負担とする。
	グランドピアノ（C）	1台	4,000円	調律は、使用者の負担とする。
	たて型ピアノ	1台	1,300円	調律は、使用者の負担とする。
	大太鼓	1台	1,300円	
映写装置	スクリーン	1式	2,000円	
	映写機	1式	7,800円	

	光伝送装置	1式	30,000円	
同時通訳設備	同時通訳装置	1式	20,000円	
	レシーバー	1個	400円	
音響設備	マイクロホン（A）	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン（B）	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	5,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	300円	
	マイクロホン昇降装置	1基	800円	
	マイクロホンつり装置	1基	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	副調整卓	1台	1,700円	
	ステージスピーカー	1台	650円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	音声中継線	1式	1,000円	客席内へ音声ラインを送り出した場合とする。
	カセットデッキ	1台	1,300円	
照明設備	Aセット	1式	45,000円	プロセニアムライト 第 1、第 2、第 3及び第 4ボーダーライト 天井反響板組込照明灯 フットライト 花道フットライト 第 1及び第 2シーリングライト

				フロントサイドライト ポータルライト タワーライト 第 1、第 2、第 3、第 4及び第 5サスペンションライト（ 150台） ホリゾントライト 客席サスペンションライト ステージスポットライト（24台）
	Bセット	1式	30,000円	プロセニアムライト（ 1,000ワット、 8台） 第 1、第 2、第 3及び第 4ボーダーライト 天井反響板組込照明灯 フットライト 花道フットライト 第 1及び第 2シーリングライト（ 1,000ワット、64台） ホリゾントライト 第 1、第 2、第 3、第 4及び第 5サスペンションライト（ 1,000ワット、80台） フロントサイドライト （ 1,000ワット、48台）

				客席サスペンションライト（ 1,000ワット、16台） ポータルライト（ 8台） ステージスポットライト（ 8台）
Cセット		1式	7,000円	第 1、第 2、第 3及び第 4ボーダーライト（白色 2列） 第 1シーリングライト（ 1,000ワット、32台） フロントサイドライト（ 1,000ワット、24台） 天井反響板組込照明灯 第 1サスペンションライト（ 20台） プロセニアムライト（ 8台） ポータルライト（ 4台） ステージスポットライト（ 4台）
照明器具	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	スポットライト（ 1,500ワット）	1台	750円	
	スポットライト（ 1,000ワット）	1台	500円	
	スポットライト（ 500ワット）	1台	250円	

		パーライト（1,000ワット）	1台	500円	
		シールドビームライト	1組	1,200円	4台 1組
		エフェクトマシン	1台	1,000円	
		ミラーボール	1台	1,000円	
		ドライアイスマシン	1台	1,000円	
		フォグマシン	1台	1,000円	
		ハイクオリティカッターライト	1台	500円	
	可搬型調光操作卓		1式	20,000円	
	ＤＭＸ回線		1式	1,500円	
電源設備			10キロワットまでごとに	1,500円	設備容量による。

備考

1　利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 3を乗じて得た額とします。

2　附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。

4　イベントホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考

舞台設備	センターステージ	1基	10,000円	
	サイドステージ	1基	10,000円	
	可動階段席	1基	12,000円	
音響設備	カセットデッキ	1台	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,300円	
	メインスピーカー	1式	1,000円	
	センタースピーカー	1式	1,000円	
	ステージスピーカー	1台	650円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	マイクロホン（A）	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン（B）	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホンスタンド	1個	300円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	5,000円	
照明設備	Aセット	1式	45,000円	スポットライト（ 1,500ワット、40台） スポットライト（ 1,000ワット、50台） パーライト（ 1,000ワット、50台） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	Bセット	1式	30,000円	スポットライト（ 1,500ワット、30台）

				スポットライト（ 1,500ワット、30台） パーライト（ 1,000ワット、25台） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	Cセット	1式	10,000円	スポットライト（ 1,500ワット、10台） スポットライト（ 1,000ワット、10台） パーライト（ 1,000ワット、10台） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	スポットライト（ 1,500ワット）	1台	750円	
	スポットライト（ 1,000ワット）	1台	500円	
	アッパーホリゾントライト（ 500ワット）	1台	250円	
	ロアーホリゾントライト（ 500ワット）	1台	250円	
	ロアーホリゾントライト（ 300ワット）	1台	200円	
	パーライト（ 1,000ワット）	1台	500円	

	ビーマックスライト	1組	1,200円	
	ハイクオリティカッターライト	1台	500円	
	持込卓用電子クロスバー	1式	13,000円	
	電源設備	10キロワットまでごとに	1,500円	設備容量による。
一般備品	机	1台	100円	
	いす	1脚	100円	

備考

1　利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 3を乗じて得た額とします。

2　附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。

5　レセプションホール、展示室及び会議室の附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
映像設備	スクリーン（A）	1台	3,000円	横幅 3.6メートル超
	スクリーン（B）	1台	1,500円	横幅 2.1メートル超 3.6メートル以下
	スクリーン（C）	1台	900円	横幅 2.1メートル以下
	液晶プロジェクター（A）	1台	30,000円	
	液晶プロジェクター（B）	1台	10,000円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,500円	

	スライド（A）	1台	5,250円	1,000ワット以上
	スライド（B）	1台	3,000円	500ワット以上 1,000ワット未満
	スライド（C）	1台	2,700円	300ワット以上 500ワット未満
	スライド（D）	1台	1,200円	300ワット未満
	試写用プロジェクター	1台	300円	
	レーザーポインター	1個	600円	
	16ミリ映写機	1台	4,800円	
	ビデオテープレコーダー	1台	2,250円	
	シンクロカセット	1台	380円	
	指示棒	1個	150円	
	イルミネーター	1台	300円	
	スライドトレイ	1個	150円	
一般備品	ホワイトボード	1台	1,050円	
	掲示板	1台	530円	
	手元灯	1台	150円	
	ポータブルステージ	1個	1,500円	
	つい立て	1台	450円	
	演台	1台	600円	
	花台	1台	400円	
音響設備	有線マイクロホン	1個	900円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	3,000円	
同時通訳設備	同時通訳装置	1式	20,000円	使用は、会議室 224及び 234に限る。
	移動式同時通訳ブース	1組	15,000円	

備考

利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 3を乗じて得た額とします。

6　白鳥ホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台設備	ジョーゼット	1枚	4,000円	
	平台	1枚	130円	
	金びょうぶ	1双	1,300円	
	ポータブルステージ	1個	1,000円	
	サイドステージ	1基	10,000円	
	一文字幕	1枚	800円	
	そで幕	1組	1,600円	2枚 1組
照明設備	Aセット	1式	12,000円	スポットライト（ 1,000ワット、10台） スポットライト（ 500ワット、20台） パーライト（ 500ワット、40台） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	Bセット	1式	7,000円	スポットライト（ 1,000ワット、10台） スポットライト（ 500ワット、10台）

				パーライト（ 500ワット、20台） アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト
	Cセット	1式	3,500円	スポットライト（ 1,000ワット、5台） スポットライト（ 500ワット、5台） パーライト（ 500ワット、10台）
	スポットライト（ 1,000ワット）	1台	500円	
	スポットライト（ 500ワット）	1台	250円	
	ハイクオリティカッターライト	1台	500円	
	パーライト（ 500ワット）	1台	280円	
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	持込卓用電子クロスバー	1式	13,000円	
音響設備	マイクロホン（A）	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン（B）	1本	600円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	300円	
	はね返りスピーカー	1台	600円	
	ステージスピーカー	1台	650円	
	スタンドスピーカー	1台	600円	

	カセットデッキ	1台	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	リバーブレーター	1台	600円	
	インカム	1台	300円	
映像設備	スライド（A）	1台	3,500円	1,000ワット以上
	スライド（B）	1台	2,000円	500ワット以上 1,000ワット未満
	スライド（C）	1台	1,800円	300ワット以上 500ワット未満
	スライド（D）	1台	800円	300ワット未満
	オーバーヘッドプロジェクター（A）	1台	4,000円	1,000ワット以上
	オーバーヘッドプロジェクター（B）	1台	1,000円	1,000ワット未満
	資料提示装置	1台	1,600円	
	スクリーン（A）	1台	2,000円	横幅 3.6メートル超
	スクリーン（B）	1台	1,000円	横幅 2.1メートル超 3.6メートル以下
	スクリーン（C）	1台	600円	横幅 2.1メートル以下
	液晶プロジェクター	1台	40,000円	
	ビデオテープレコーダー	1台	1,500円	
	光伝送装置	1式	30,000円	
	スライドトレイ	1個	100円	
	レーザーポインター	1個	400円	

同時通訳設備	同時通訳装置	1式	20,000円	
一般備品	つい立て	1台	300円	
	掲示板	1台	350円	
	ホワイトボード	1台	700円	
	手元灯	1台	100円	
電源設備	電源設備	10キロワットまでごとに	1,500円	設備容量による。

備考

1　利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 3を乗じて得た額とします。

2　附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とします。

7　国際会議室の附属設備

分類	品目	単位	利用料金の額	備考
舞台設備	ポータブルステージ	1個	1,500円	
照明設備	スポットライト（ 1,000ワット）	1台	750円	
	スポットライト（ 500ワット）	1台	380円	

	パーライト（ 500ワット）	1台	420円	
音響設備	マイクロホン（A）	1本	1,350円	マイクロホンスタンド付
	マイクロホン（B）	1本	900円	マイクロホンスタンド付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	3,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	450円	
	はね返りスピーカー	1台	900円	
	スタンドスピーカー	1台	900円	
	カセットデッキ	1台	1,300円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300円	
	リバーブレーター	1台	600円	
	インカム	1台	450円	
映像設備	スライド（A）	1台	2,700円	300ワット以上 500ワット未満
	スライド（B）	1台	1,200円	300ワット未満
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,500円	1,000ワット未満
	スクリーン（A）	1台	3,000円	横幅 3.6メートル超
	スクリーン（B）	1台	1,500円	横幅 2.1メートル超 3.6メートル以下
	スクリーン（C）	1台	900円	横幅 2.1メートル以下
	ビデオテープレコーダー（ＮＴＳＣ）	1台	2,250円	
	スライドトレイ	1個	150円	
	レーザーポインター	1個	600円	

同時通訳設備	同時通訳装置	1式	20,000円	
一般備品	つい立て	1台	450円	
	掲示板	1台	530円	
	ホワイトボード	1台	1,050円	
	手元灯	1台	150円	
電源設備		10キロワットまでごとに	1,500円	設備容量による。

備考

利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 3を乗じて得た額とします。

8　駐車場

分類	利用料金の額		
	1台 1回	1回券	回数券
普通自動車	700円	700円	7,000円
大型自動車	2,000円	2,000円	

備考

1　共用時間は、午後 9時から午後10時までとします。

2　回数券は、駐車場を11回使用できるものとします。

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室

名古屋市公会堂の利用料金の公告

名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第１号）第４条第３項の規定により、平成30年４月１日以後の使用許可申請分から適用される名古屋市公会堂の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　大ホール、４階ホール、集会室、和室、特別室、映写室及び楽屋（第１楽屋及び第２楽屋を除く。）の利用料金の額

区　　分			午　前	午　後	午前午後	夜　間	午後夜間	全　日	延　長 (30分当たり) 7:00～9:00 21:30～0:00	延　長 (30分当たり) 0:00～7:00
大ホール（主催者控室、東控室、西控室、第１楽屋及び第２楽屋付）	入場料等 1,000円以下	平　日	円 75,000	円 88,000	円 147,000	円 100,000	円 169,000	円 210,000	円 16,000	円 19,200
		土曜日、日曜日等	94,000	110,000	184,000	125,000	211,000	263,000	20,000	24,000
	入場料等 1,000円超 3,000円以下	平　日	97,500	114,400	191,100	130,000	219,700	273,000	20,800	24,960
		土曜日、日曜日等	122,200	143,000	239,200	162,500	274,300	341,900	26,000	31,200
	入場料等 3,000円超	平　日	127,500	149.600	249,900	170,000	287,300	357,000	27,200	32,640
		土曜日、日曜日等	159,800	187,000	312,800	212,500	358,700	447,100	34,000	40,800
４階ホール	平　日		30,000	35,200	58,800	40,000	67,600	84,000	6,400	7,680

（控室1室付）	土曜日、日曜日等	37,500	44,000	73,500	50,000	84,500	105,000	8,000	9,600
第1集会室		2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000	—	—
第2集会室		3,300	3,900	6,500	4,400	7,500	9,300	—	—
第3集会室		2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000	—	—
第4集会室		2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000	—	—
第5集会室		2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000	—	—
第6集会室		2,500	2,900	4,900	3,300	5,600	7,000	—	—
第7集会室 （控室1室付）		8,800	10,300	17,200	11,700	19,800	24,600	—	—
和室		3,300	3,900	6,500	4,400	7,500	9,300	—	—
特別室		4,100	4,800	8,000	5,500	9,300	11,500	—	—
映写室		800	1,000	1,600	1,100	1,900	2,300	—	—
楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）1室		1,000	1,000	2,000	1,000	2,000	3,000	100	120

備考

1　日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいいます。

2　使用時間の区分は、次のとおりとします。

(1) 午前　午前9時から正午まで

(2) 午後　午後1時から午後4時30分まで

(3) 午前午後　午前9時から午後4時30分まで

(4) 夜間　午後5時30分から午後9時30分まで

(5) 午後夜間　午後1時から午後9時30分まで

(6) 全日　午前9時から午後9時30分まで

3　延長の欄に掲げる額は、大ホール、4階ホール及び楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）について、使用時間の区分の前後に接続する時間（午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に限ります。）についても併せてその使用を許可した場合における、その超過使用30分当たりについての利用料金の額とします。

4　許可を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気の料金については、1キロワット1時間につき30円を加算します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市瑞穂文化小劇場の利用料金の公告

名古屋市文化小劇場条例（平成３年名古屋市条例第10号）第３条第３項の規定により、平成30年４月１日以後の使用許可申請分から適用される名古屋市瑞穂文化小劇場の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

平成30年３月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　ホール及び練習室の利用料金の額

区　　分				午　前	午　後	午前午後	夜　間	午後夜間	１　日	延　長 (30分当たり)
ホール	公演等のための使用	入場料等無料	平　日	円 17,000	円 20,000	円 33,000	円 20,000	円 39,000	円 48,000	円 4,000
			土曜日、日曜日等	21,000	25,000	41,000	29,000	49,000	60,000	4,000
		入場料等1,000円以下	平　日	23,000	27,000	45,000	31,000	52,000	65,000	5,000
			土曜日、日曜日等	29,000	34,000	57,000	39,000	66,000	82,000	6,000
		入場料等1,000円超3,000円以下	平　日	29,900	35,100	58,500	40,300	67,600	84,500	6,500
			土曜日、日曜日等	37,700	44,200	74,100	50,700	85,800	106,600	7,800
		入場料等3,000円超	平　日	39,100	45,900	76,500	52,700	88,400	110,500	8,500
			土曜日、日曜日等	49,300	57,800	96,900	66,300	112,200	139,400	10,200

	練習又は公演の準備等のため（公演等の当日を除きます。）の使用	平　　日	8,500	10,000	16,500	10,000	19,500	24,000	2,000
		土曜日、日曜日等	10,500	12,500	20,500	14,500	24,500	30,000	2,000
練　習　室			400	500	800	600	1,000	1,200	－

備考

1　使用時間の区分は、次のとおりとします。

(1) 午前　午前9時から正午まで

(2) 午後　午後1時から午後4時30分まで

(3) 午前午後　午前9時から午後4時30分まで

(4) 夜間　午後5時30分から午後9時30分まで

(5) 午後夜間　午後1時から午後9時30分まで

(6) 1日　午前9時から午後9時30分まで

2　日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいいます。

3　延長の欄に掲げる額は、ホールについて、使用時間の区分の前後に接続する時間（午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に限ります。）についても併せてその使用を許可した場合における、その超過使用30分当たりについての利用料金の額とします。

4　承認を受けて特別の設備を設けた場合及び特別の器具等を使用する場合における電気の料金については、1キロワット1時間につき30円を加算します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室及び駐車場の利用料金の公告

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条第 2項の規定に基づき、平成30年 4月 1日から平成40年 3月31日までに適用される名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室及び駐車場の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成30年 3月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　利用料金

施設の名称	区分	利用料金
世界の熱帯果樹温室	個人（ 1人 1回）	300円
	団体（30人以上の団体 1人 1回）	240円
	定期観覧券（ 1年券）	900円
駐車場	普通自動車　シダレザクラまつりの開催期間	650円
	普通自動車　トロピカルフルーツフェア及び秋のフルーツフェアの開催期間	350円
	大型自動車	1,200円
	自動二輪車及び原動機付自転車	150円

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター、名古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学習センター及び名古屋市女性会館の利用料金の公告

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第 4条第 3項及び名古屋市女性会館条例第 5条第 3項（昭和53年条例第22号）の規定に基づき、平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までに適用される名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター、名古屋市名東生涯学習センター、名古屋市天白生涯学習センター及び名古屋市女性会館の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成30年 4月 1日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

中村生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

熱田生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円
	陶芸窯1基			1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

中川生涯学習センター（平成30年 4月 1日から平成30年 9月30日まで）

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

中川生涯学習センター（平成30年10月 1日から平成34年 3月31日まで）

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	1,995円	2,700円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	665円	400円	712円	990円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	1,995円	2,700円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,565円	3,510円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,565円	3,510円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
	料理室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
	美術室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	950円	500円	950円	1,350円
	プロジェクター			300円	300円	570円	300円	570円	810円

港生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

南生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	グランドピアノ 1台			300円	300円	600円	300円	600円	900円

緑生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円
	陶芸窯1基			1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

名東生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円
	陶芸窯1基			1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

天白生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利用料金の額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（ 1室につき）			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	第2集会室 第3集会室 （ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	グランドピアノ 1台			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	グランドピアノ 1台			1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市女性会館

利用料金区分	使用区分		利用料金の額					
			午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
			午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	会議室	大会議室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		中会議室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		小会議室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	研修室	大研修室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,400円 (2,800円)	2,400円 (4,800円)	3,400円 (6,800円)
		第 1研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		第 2研修室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
		第 3研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第 4研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第 5研修室	100円 (200円)	100円 (200円)	200円 (400円)	200円 (400円)	300円 (600円)	400円 (800円)
		第 6研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
		第 7研修室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
	集会室	第 1集会室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第 2集会室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
		第 3集会室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	200円 (400円)	400円 (800円)	600円 (1,200円)
		第 4集会室	800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
	和室	第 1和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
		第 2和室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
	生活科学研修室		800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
	視聴覚室		1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,400円 (2,800円)	2,400円 (4,800円)	3,400円 (6,800円)
	文化活動室		800円 (1,600円)	800円 (1,600円)	1,600円 (3,200円)	1,000円 (2,000円)	1,800円 (3,600円)	2,600円 (5,200円)
	多目的室		500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
	ホール		8,000円 (16,000円)	8,000円 (16,000円)	16,000円 (32,000円)	10,000円 (20,000円)	18,000円 (36,000円)	26,000円 (52,000円)
	備考 1　（ ）内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。 2　視聴覚室を使用する場合でその使用面積が 2分の 1以内であるときの利用料金は、この表に定める額に 2分の 1を乗じて得た額とする。							

名古屋市女性会館

利用料金区分	使用区分	利用料金の額					
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
		午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
附属設備	たて型ピアノ 椅子付 1台	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	16ミリ映写機 1台	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	音響装置 1式	250円 (500円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	250円 (500円)	500円 (1,000円)	750円 (1,500円)
	映像装置 1式	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	1,500円 (3,000円)
	グランドピアノ 椅子付 1台	600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	1,800円 (3,600円)
	舞台音響装置 1式	1,300円 (2,600円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	1,300円 (2,600円)	2,600円 (5,200円)	3,900円 (7,800円)
	舞台照明装置 1式	2,500円 (5,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	7,500円 (15,000円)
	舞台映像装置 1式	3,000円 (6,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	3,000円 (6,000円)	6,000円 (12,000円)	9,000円 (18,000円)
	備考 1 （ ）内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。						

教育委員会の人事異動

小栗成男委員は、平成30年 3月24日再任された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 3月28日懲戒処分に付した。

平成30年 3月28日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校講師	停職 3日	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 3月28日懲戒処分に付した。

平成30年 3月28日

名古屋市上下水道局長　丹羽　吉彦

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局技師	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号

名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第 193号。以下「法」という。）第47条第 1項の規定に基づき、次のとおり名古屋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行いますので、同条第 2項の規定に基づき公告します。

平成30年 3月28日

名古屋市住宅供給公社　理事長　　髙　羽　正　紀

1　名古屋市に代わって市営住宅等の管理を行う者
名古屋市住宅供給公社

2　1で定める者が管理を行う市営住宅等
名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）別表第 1に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設

3　1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
(1) 法第 3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
(2) その他(1) に付随する業務を行うこと。

4　1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで